

**近代日本における災害救済と障害・疾病等を
有する子どもの特別教育史研究
—濃尾震災(1891年)を中心として—**

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程
学校教育学専攻 発達支援講座

R17-3003 能田 昂

研究題目

近代日本における災害救済と障害・疾病等を 有する子どもの特別教育史研究 —濃尾震災(1891年)を中心として—

審査委員

主査 高橋智教授(東京学芸大学)

副査 濱田豊彦教授(東京学芸大学)

横尾恒隆教授(横浜国立大学)

藤野博教授(東京学芸大学)

山中冴子准教授(埼玉大学)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科博士課程

学校教育学専攻 発達支援講座

R17-3003 能田 昂

目次

序章 研究の課題と方法	1
1. 問題の所在	2
1.1 災害・「生存の危機」と社会的弱者の歴史的関係性	2
1.2 歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達	4
1.3 明治期の歴史的災害への着目	6
2. 研究の目的と方法	8
2.1 研究の目的	8
2.2 分析の視点	8
2.3 研究の方法	9
2.4 分析に用いる主な史資料	11
2.5 用語の定義	12
2.6 論文の構成	13
第1章 明治期日本の災害・児童救済保護に関する先行研究の検討	15
1. はじめに	16
2. 濃尾震災における国家及び県行政の対応に関する先行研究の検討	17
3. 濃尾震災における民間篤志家の動向に関する先行研究の検討	20
4. 濃尾震災における「災害と教育」の課題に関する先行研究の検討	22
5. おわりに	23

第1部 濃尾震災と国家・地域行政による救済対応の諸相

第2章 濃尾震災と近代国民国家体制における社会的弱者の救済	25
1. はじめに	26
2. 濃尾地震の発生と緊急支援期における災害救援活動	26
2.1 岐阜県および愛知県における被害	26
2.2 緊急支援期における救援・救済・医療活動の実態	30

2.3 救済金の下附と混乱：備荒儲蓄金・土木救済補助費・恩賜金	33
3. 障害児者を含む社会的弱者への行政対応	35
3.1 震災教育所の設置と収容対象者	35
3.2 震災教育所の閉鎖	38
3.2 木曾川堤防復旧作業にみられる児童労働問題	38
4. おわりに	39
第3章 濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み	43
1. はじめに	44
2. 岐阜県における学校被災の概況	45
3. 岐阜県における学校・児童生徒の被災の実態	46
4. 岐阜県における教育復興の実態	53
5. おわりに	54
第4章 濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み	57
1. はじめに	58
2. 愛知県西春日井郡における「特ニ究困ヲ極メタル」児童の実態と教育復興の動 向	60
3. 愛知県丹羽郡における教育復興と勅語謄本「奉護」の実態	68
4. おわりに	73

第2部 濃尾震災と民間篤志家による救済対応の諸相

第5章 石井十次による孤児救済活動と震災孤児院・岡山孤児院における取り組み	77
1. はじめに	78
2. キリスト教徒らによる濃尾震災孤児の救済活動	80
3. 石井十次と名古屋震災孤児院創設までの動き	81
4. 名古屋震災孤児院の概要	83
5. 震災孤児院・岡山孤児院の被災孤児が抱える困難	84
6. おわりに	92

第6章 石井亮一による孤児教育保護活動と孤女学院・滝乃川学園における取り組み	95
1. はじめに	96
2. 石井亮一の孤女学院における孤女・孤児救済の実際	96
2.1 先行研究の検討	96
2.2 石井亮一の東京教育院における救済保護活動の特徴	99
2.3 星野慎之輔ら震地伝道隊による現地調査・児童救済	101
2.4 太田徳代など「最も憫なる」児童の収容経緯	102
3. 孤女学院における教育保護活動と「白痴」教育の黎明期	103
4. おわりに	111
第7章 森巻耳と A.F.チャペルによる濃尾震災被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」	
「岐阜聖公会訓盲院」の開設	115
1. はじめに	116
2. 森巻耳と A.F.チャペル	117
2.1 森巻耳の来歴とチャペルとの出会い	117
2.2 A.F.チャペルの来日経緯と英国プロテスタントの動向	118
2.3 岐阜県行政資料に見る A.F.チャペルの行動	121
3. 森巻耳と A.F.チャペルの手記からみた岐阜聖公会の震災対応	122
4. 「不愍一層」な存在への視座と鍼按練習所の設立	124
5. 森巻耳と A.F.チャペルの教育的視座と鍼按練習所の閉鎖	126
6. 岐阜聖公会訓盲院の設立と国内外からの支援	126
7. おわりに	132
第8章 長崎における濃尾震災義援活動と長崎慈善会・安中半三郎および野村惣四郎	
による長崎盲啞院の設立	137
1. はじめに	138
2. 長崎における救恤義援活動と長崎慈善会の成立過程	139
3. 安中半三郎の来歴と長崎慈善会	146
4. 野村惣四郎の来歴と盲啞院設立への動き	150

5. 長崎慈善会による長崎盲啞院の設立	155
6. おわりに	160
終章 研究の総括と課題	165
1. 研究の総括	166
2. 研究の考察	179
2.1 濃尾震災の発生と社会的弱者・子どもの生命の位置づけ	179
2.2 濃尾震災の発生と社会的弱者・子どもへの特別な配慮	180
3. 本研究の課題と今後の展望	181
3.1 本研究の課題	181
3.2 今後の展望	185
文献一覧	187

序章

研究の課題と方法

1. 問題の所在

1.1 災害・「生存の危機」と社会的弱者の歴史的関係性

人類と社会の歴史は、その誕生の時から多種多様な「生存の危機」との戦いで構成されている側面がある。人は元来、過酷な自然環境のなかで生きることの難しい、脆弱な身体性を持つ存在であり、伝染病や飢饉、幾多の災害や気候変動など、これら自然由来の「災い」はその生存を脅かし、それぞれのコミュニティや社会を恐怖・喪失・混沌に満ちた惨禍に陥れてきた。

それらの歴史的事象は枚挙にいとまがないが、例えば中世の「黒死病」が当時のヨーロッパの人口の大半を失わせたり、天然痘がインカ帝国を壊滅させたりするなど、その猛威は文明そのものを消失に至らしめる威力を持った。近代以降規模の大きなものとして東南アジア・インドのサイクロンは人的被害が常に大きく、近代の中国を襲った複数の巨大洪水(1931年中国大洪水等)も犠牲者は数百万人にのぼるとも言われ、記録に残る災害では世界最大のものとなる。これらの「災い」の影響を検証・分析することなしに人類史を語ることはできないと言っても過言ではない。

また、そのような「災い」に晒されるたび、人類は対策を講じながら生存し続けてきた。その対処・対策(治療・復旧)のプロセスには数多くの科学技術の進展が伴い、各種の救済の技術・社会事業も時代的制約はありながらも拡充してきた。

日本の歴史においても度重なる飢饉や戦乱の中にあつて、人々の生活は困窮を極めていた。中世封建社会では養老・孤児・難民の救済がなされ始めることになるが、子どもに関しては貧困状況のもと墮胎・嬰兒殺害・捨子が横行し、後期になると一部の仏教徒やキリシタンがこれの対応にあたっていた。近世封建時代には全国的飢饉が25回発生し、巨大な冷害が餓死・疫病死・新生児の間引きを発生させた。例えば、1855(安政2)年の安政江戸地震における当時の物価高騰は、江戸の都市下層民を特に窮乏化させた(吉田久一:1998)。

19世紀の産業革命以降、世界各地で大きな社会的変動がもたらされたが、日本においても明治期の社会変革による影響は大きく、近代的都市下層社会の本格的形成が始まり、新たな貧困層が拡大する。恤救規則は公的救済を暗に制限するに過ぎない救貧法であったなか、1880(明治13)年には20年間の時限立法として備荒儲蓄法が制定されるなど、ようやく公的な救済立法が行われた。

しかし、1891年濃尾地震、1896年三陸大海嘯、1905年東北大飢饉等の度重なる大災

害は、日清戦争・日露戦争による国力の疲弊と重なり合うかたちで、子どもを含む民衆の生活を圧迫し、児童労働、「乞食」、「捨子」、不就学児童の続出をもたらした。近代的慈善事業・児童保護事業はこのような時代を背景として誕生することになる。

以上に概略したように、社会は疫病・飢饉・各種の災害等のリスクと常に隣り合わせであり、それらによりもたらされてきた時代ごとの「生存の危機」は、子ども・障害児をはじめとする社会的弱者の存在に最も危険に作用してきたと考えられる。

衣食住や教育機会だけでなく家族そのものを奪い、子どもの成長・発達に不可欠な安全で安定した環境を破壊し、日常を大きく破綻させる天変地異・災害、歴史的にもその異常な状況下で子どもは苦悩しながら生きてきた。生存することさえ叶わなかった子ども達も多数存在した。しかし、そうした子どもの苦しみは自然現象に起因する仕方のないもの扱われがちである。

現在も災害が発生すると、大人を含めた全員が一律に不可避の被害を経験していることや、緊急時の体制の不備・余裕の無さ等が理由となり、避難所をはじめ被災地域において社会的弱者の人権・生存の保障や日常的な配慮にさえ深刻な問題が発生する。このように、社会システムを大きく分断する災害は、社会の表層的な秩序の奥に潜む矛盾・課題を明確に露呈する性質も持つ。

災害発生の際に「緊急時であるから仕方がない」という論理が振りかざされ、社会に巣食う自己責任論の矛先が、困難を抱えやすい子どもや社会的弱者に牙をむく同様の事態が発生することは看過できない問題である。緊急時の困難の解決に向けてはこれらの問題が個人で解決すべき問題とされないこと、また自治体や国による常時からの準備体制もさることながら、各種の「生存の危機」に対応するための防災・生存への教育的営みの涵養、そして何より子どもを含む社会的弱者ら本人の歴史的な災害経験（災害死・家族の喪失・様々な苦悩の体験）についての記録・検証・反省も重要な作業であると考えられる。

しかし、災害を経験する子どもたちのその後の生活・人生や成長・発達への影響、困難の実態については十分に記録・検証されてこなかった。子どもと災害被災の関係についての歴史の検証がなされず、風化・忘却にさらされる限り、災害発災の度に基本的には同様のことが繰り返されるだろう。

これらの自然的・社会的脅威に対し、次世代を担う子ども存在を「生存の危機」から救い、守り、育てるという教育・発達の社会的視座が本来的に不可欠であると考え

る。

1.2 歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達

子どもは教育やケアを受けながら自ら発達していく主体であるが、彼らは発達の可能性・可塑性とともに、障害や疾病等だけでなく、いのちに関わる災害・厄災・事故を含む数多くのリスクを抱えている。山名・矢野（2017）は教育学がこれまで災害や「カタストロフィー」というテーマをおざなりにしてきたとし、災害・厄災をめぐる人類の取り組みについて教育学の立場から問い直す必要性を指摘している。特別支援教育の立場からも、子どものいのちに関わる災害等のリスクと子どもの発達について検討することは不可欠の課題であると思われる。

災害は世界的な規模で頻発しており、国連国際防災戦略（UNISDR）によれば 2018 年の自然災害による被災者は約 6177 万人に上る。国際連合の諸機関や多様な国際人道 NGO が連携してその救済対応にあたっており、特に教育分野では「緊急時の教育支援機関ネットワーク」（Inter-Agency network for Education in Emergencies, INNE）が災害・紛争後の教育体制づくりを進めるオープングローバルネットワークとして形成されている。また、難民や被災者に対する人道援助の最低基準を定める目的で、1997 年に NGO と赤十字・赤新月運動によって開始された計画「スフィア・プロジェクト」が世界規模のものとして挙げられるが、「東日本大震災と国際人道支援研究会」は「スフィア・プロジェクト」に教育の視点が含まれていないことや、障害者や高齢者、妊産婦、外国人等への支援・保護を含む災害時における多様性の尊重が欠けていることを指摘している。災害時において栄養、居住、健康の保障に加えて教育を 4 つ目の人道的介入の柱とする必要性（Midttun : 2000）や、緊急時の教育とその学術的研究の重要性（Sinclair : 2002）が取り上げられてきているものの、国際的にも議論の途上である。

日本においては 2011（平成 23）年の東日本大震災の発災から 9 年近くが経過している。避難者数は減少しつつも、依然として 5 万人規模であり、長期にわたる避難・災後生活において各種の困難を強いられている。とくに子どもには不安・恐怖・緊張・抑うつ・ストレス等の膨大な蓄積があると想定される。長引く生活再建の遅れに伴う子どもの居場所の不安定化が、被災のトラウマを問題行動として顕在化させる可能性も指摘されている。遅々として進まない復興等の「社会災害」、それらが子どもの発達に与える影響の解明と発達支援の提供は、全力で取り組むべき喫緊の課題である。

東北地方を中心に震災の影響が続くなか、2016（平成28）年4月14日には次なる大震災が熊本地方で発生した。「災害弱者」である知的・発達障害児者、肢体不自由児者、病弱児者の困窮も度々報道された。2016年5月上旬には休校した熊本市内の全公立学校がすべて再開されたが、特別支援学校に通う児童生徒のなかには、通学が困難というケースもまだ多く残されていた。熊本市教育委員会が実施した市立小中学校全児童生徒の心と身体健康観察調査によれば、カウンセリングが必要と思われる児童生徒は全体の約3.5%にあたる2,143人にのぼった。その他にも台風・豪雨被害も深刻化しており、2019（令和元）年の巨大台風19号など枚挙にいとまがない。

さて、これらの自然災害は日本において、古来より常に発生してきたものであるが、これまで災害救済とその状況下で発生する社会的弱者への救済対応、また適切に救済されることがなかった子どもに関する研究は十分になされていない。災害に伴う「命の危機への対峙」・「生存の危機」の経験が適切に調査・保存・共有されていないことは、災害発災と長期にわたる災後の生活における子どもの救済と発達を保障するための対応が系統だてられていない日本の未熟な実態にも直結していると言える。頻繁に災害を経験してきた社会でありながら、いまだ解決していない累積的課題である。災害を経験した子どもの実態とその育ち・発達等から現代的課題を照射していくべきと考える。

これらの経験が適切に共有されていないことは、現在も被災地において子どもの生活と発達を保障するための復興が遅々として進んでいない日本の未熟な災害認識にも大きな原因があると考えられる。歴史的にも災害大国である日本の長年にわたる累積的課題と捉え、新たに歴史的災害の検討を行う必要がある。危機発生を待つ体制ではなく、子どもを救い育てるための防災・復興教育の準備が必要である。

昨今の災害研究の進展のなかで、災害だけでなく戦争被害も含めた人類の厄災の記憶の伝承について、教育学の立場から理論的枠組みの試みがなされはじめた。災害にむかう教育の問題は人間の生活・生命・人生そのものの問題と接触せざるをえないほど重要だが、破局や破滅をもたらす「カタストロフィー」と、次世代を育成するための教育学がこれまで適切に接続されてきていなかったことが指摘されてきている。今後、技術的防災や災害準備に留まるのではなく、戦争や核による事故も含む「厄災」と子どもの関係、その歴史・記憶の伝承について教育学の立場からの検討が不可欠である。

本研究は同様の視座において、特別支援教育・特別ニーズ教育の立場から、特別なニーズを持った児童・社会的弱者の災害の経験を明らかにすること、命を守り育てる救済と教育保護の成立の実態を通して次世代の育成・発達保障について注目していくところに意義があると考え。また、災害と厄災によって社会的弱者が多くの損害を受けてきており、それらの社会課題を露呈させてきたことを明らかにすることは、来たる災害において子どもの生命の喪失や子どもの発達保障の欠如を防ぐ教育システムの準備に役立つと考える。

同時に、災害の発災は人々の助け合いや救済の営みをいざない、社会的弱者の保護や教育の在り方を刷新・発展させる契機にもなってきており、このことを積極的に検討することは、「保護」や「次世代への継承」という重要課題、人命やコミュニティの喪失のなかにおいても災害体験を適切に受け止めしっかりと次世代の育成を行っていくためのレディネスを涵養する重要な試みになると考える。

1.3 明治期の歴史的災害への着目

災害は物理的な被害をもたらすだけでなく、社会構造そのものに多大な影響を与える。多くの人々の生命を奪い、生き残った人々の生存・生活を脅し、また社会システムを破断・機能停止させることで、その時代特有の課題を大きな断面図として浮かび上がらせる。まさに災害によって国家・社会は試され、その課題を露呈するのである。また、社会課題としての「子ども存在の軽視、障害児の生命・生存の保障という視点の欠落」に伴って、被害が拡大するという人災・社会災害の側面も丁寧に明らかにする必要がある。

さて、歴史的には地震のみならず火山噴火・飢饉・水害等においても、子どもを含む社会的弱者は過酷な状況に追い込まれた。人々の暮らしを破壊する災害における救済活動は社会福祉の誕生に大きく関わってきたことが、吉田久一（1994）らによる社会事業史研究・災害救済史研究のなかで明らかにされてきた。

特に明治中期の日本は幾多の災害に見舞われており、1888年（明治21）年の磐梯山噴火や1896年（明治29）年の明治三陸地震など、火山や津波（海嘯）により各地で甚大な被害が発生した。特に1890年代において日本列島は数多くの地震活動を経験し、なかでも1891（明治24）年10月28日に岐阜県および愛知県を中心に発生した「濃尾震災」は、内陸型地震としては現在に至るまで日本最大の大きさ（推定M8.0）であり、近代的な国家制度を整えつつあった日本に強烈な衝撃を与えた。

大日本帝国憲法が公布（1889年）され、まさに国家運営を見定めていた時期であり、国土を分断した災害は当時の社会制度の矛盾や課題を明確に露呈させた。この時、近代国民国家において誰がどのような救済を行うのかが初めて明確に問われたが、江戸時代までの村落共同体が次第に相互扶助的機能を失い、国家に奉仕するものが価値を与えられ序列化されていくなか、国民の生命保全や救済に関する脆弱性は顕著であった。とくに災害発災後には「子ども存在の軽視、障害児の生命・生存の保障という視点の欠落」が明確に露呈し、孤児や障害児らに直接作用した。

西川長夫や牧原憲夫らによる国民国家論は、当時“国民”という非日常的概念が民衆と国家の間に浮遊する中、近代化装置によって国民統合が行われていく過程を描写するが、当時において災害という非日常からの復興に関わる諸要素もまた、国民統合の装置として利用されていた可能性があり、特に明治政府・天皇の支援や恩賜金の下付等は末端民衆を国家に包摂する働きがあったと考えられる。

当時の日本社会は、国民国家として「近代化」を目指す中で、「劣位」とされる「弱者」の存在を必要とし、統合と排除を複雑に孕んでいた。本研究のなかでは、災害によって社会課題が露呈したことにより過酷な時代性に直に晒された子どもたちの実態をみつめていくものであり、上記のような「子ども存在の軽視、障害児の生命・生存の保障という視点の欠落」を構造的に強く孕む時代として「近代」を捉え、明治期においてそれが明確に暴き出されたタイミングとして濃尾震災（1891年）を対象とするものである。

さて、このような状況下で精力的に孤児・孤女や社会的弱者の救済に尽力したのは、主には石井亮一・森巻耳を始めとするキリスト教徒らであった。「濃尾震災」におけるこれらの活動は、後の障害児教育保護とも関係する重要な活動であったと考えられるが、上記の時代的背景との関連の検討や、これらの救済活動における障害児処遇の実態の解明はほとんどなされていない。

菊池義昭（2012）は濃尾震災における救済活動がその後の弱者救済システムを社会的に拡大する契機であったと指摘しているが、濃尾震災後の児童救済活動についてはさらに未解明の課題が多くある。①災害に伴う「生活と発達の困難」の課題（保護され得なかった子どもの実態を含む）、②教育機会の喪失や教育被災の問題、③孤児・障害児を対象とした教育保護や救済の具体的な処遇内容、④その後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響についての検討等である。

2. 研究の目的と方法

2.1 研究の目的

博士（教育学）学位請求論文「近代日本における災害救済と障害・疾病等を有する子どもの特別教育史研究—濃尾震災（1891年）を中心として—」は、「災害と子ども被災・救済の特別教育史」分野の開拓をめざし、過去の代表的な災害における救済のあり様を、社会的弱者、特に子ども（孤児・障害児含む）の被災の実態について歴史的検証を行うことを目的としている。特に近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災を事例に孤児や障害児者を対象とした救済保護の実態、またその後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響の如何についても明らかにしていく。

具体的には、国民国家形成期の明治日本社会と明治期の災害の関係性を明らかにしながら、歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達を考えるため、濃尾震災による学校教育システム・児童生徒への影響に関する実態解明、濃尾震災を契機とした児童保護救済事業に関する実態解明を行いながら、子ども（孤児・障害児含む）の被災と救済・教育保護活動の実態を検討することが課題となる。

2.2 分析の視点

この課題遂行のために、以下の5つの分析視点を設定する。

①先行研究のレビューを通して、明治期の子どもを中心とした社会的弱者救済・施設史研究を概観し、濃尾震災発生前後の児童救済の動向を把握する。また、濃尾震災を中心とした過去の災害について、子どもの救済や教育保護、復興教育に関連する研究動向を把握する。そこで明らかになる時代的背景や社会的課題について比較検討を行い、研究課題をさらに明確にしていく。

②国民国家形成期の明治日本社会と明治期の災害の関係性を明らかにする。濃尾震災によって、国民国家形成期にあった日本の近代国家システムは根底から揺るがされたが、様々な社会課題が露呈した際の明治日本社会の災害対応とその課題について検討する。災害対応に関わる指揮系統の混乱や帝国議会の動向、皇室による支援・恩賜金の下付と復興事業への影響、赤十字などが行った災害医療活動などについて、その課題や意義を詳細に検討する。

③濃尾震災による学校教育システム・児童生徒への影響に関する実態解明を行う。震源であった愛知県・岐阜県内の学校においては烈震によって多くの学校が倒壊した。校舎の

復興がままならないなかで児童生徒らの教育機会は失われ、直接的な災害被害と相まって児童生徒の心身の発達に影響を与えたと考えられる。当時の行政史料や学校史料の史料調査及び分析を行い、震災に伴って様々な困難を抱えることとなった児童・生徒の状況、各地域での教育復興の過程とその課題を明らかにするについて検討する。

④濃尾震災を契機とした児童保護救済事業について検討を行う。当時、災害発災により、生活救済・地域復興という名目において過酷な復興児童労働や女児を対象とした人身売買などが発生した。その中で、多くの民間宗教慈善家らによる救済事業が国や県行政の救済対応の不足を補った。孤児・孤女の保護救済活動が障害児教育保護の取り組みへと分化していった石井亮一の「滝乃川学園」、石井十次の「震災孤児院」、盲学校設立へと繋がる森巻耳およびA.F.チャペルの「鍼按練習所」等の設立経緯、盲啞院設立へとつながる長崎慈善会の取り組み等について検討を行う。

⑤研究の総合的考察として上記で行なった分析をもとに、過去の災害において露呈した子ども・社会的弱者の生命の位置づけの歴史的課題を明らかにし、その中で誕生する救済・教育的保護活動の意義を検討する。

2.3 研究の方法

上記の分析視点にもとづき、以下の研究方法により検討を進める。

(1) 視点①にもとづき、濃尾震災に関わる国家・行政の対応を追いながら、その対応の課題や民間篤志家らによる救済や教育復興に関する先行研究のレビューを検討する。2011(平成23)年の東日本大震災を経て、災害史研究は歴史学や教育学においても本格的に研究着手が進められるようになったものの、災害と子ども被災に関する教育史研究は未開拓の分野となっている。子ども被災については、社会事業史研究には研究的蓄積がみられたが、特に障害児を含む子ども・孤児・学校児童に着目した被災の歴史的実態に関する研究蓄積は皆無に等しい(「第1章明治期日本の災害・児童救済保護に関する先行研究の検討」)。

(2) 視点②にもとづき、岐阜県・愛知県における被災の実態や医療救護を含めた災害救援、救済金(備荒儲蓄金・土木救済補助費・恩賜金)の諸相を概況したのち、孤児・障害児を含む罹災窮民の扱われ方について、特に「震災救育所」での行政対応等から検討し、災害によって露呈した近代国民国家体制における社会的弱者への視座を考察する(「第2章濃尾震災と近代国民国家体制における社会的弱者の救済」)。

(3) 視点③にもとづき、岐阜県内の小学校が保存してきた『震災小誌』などの史料から、濃尾震災による岐阜県の子どもと小学校の被害実態と教育復興の経過について検討する。岐阜県内の528校のうち373校が震災による何らかの被害を受け、そのうち174校が「全潰」、3校が焼失、「半潰」も196校に上った。震源地である岐阜県各学校は激しく損壊し、教育システムは破断した。具体的には学校誌および震災誌を通しての岐阜県の教育被災と復興の一端について触れ、災害によって破断した公教育と実際の児童の様子について描写する（「第3章濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み」）。

(4) 視点③にもとづき、濃尾震災により岐阜県と同様に甚大な被害を受けた愛知県の学校教育における被災事例の検討を通して、子ども・学校の被害実態や教育復興の取り組み、被災・「生存の危機」に伴って露呈する近代国民国家で発生した災害下にある子どもの生命の位置づけについて検討する。愛知県公文書館にて保存されている愛知県丹羽郡および西春日井郡の第三課（学務課）の学事書類史料をもとに分析・検討を行う（「第4章濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み」）。

(5) 視点④にもとづき、子どもの被害実態に関する分析を進めるため、石井十次の震災孤児院・岡山孤児院での取り組みに着目し、震災孤児が抱えていた各種の困難の実態を検討する。石井記念友愛社に保存されている震災孤児院・岡山孤児院関連史料の、震災前後の子どもを取り巻く環境や職員による児童の記録、退院に関するから、子どもたちの抱える困難やその後の変化を推察・検討しながら、震災孤児院を中心に孤児救済保護の実相の一端を明らかにする（「第5章石井十次による孤児救済活動と震災孤児院・岡山孤児院における取り組み」）。

(6) 視点④にもとづき、濃尾震災下における孤児・孤女を対象とした救済保護の実態、特に「滝乃川学園」での日本初の「白痴」教育へと繋がる石井亮一の孤児救済・教育保護活動に着目する。先行研究においては、孤女学院における知的障害児の保護は、震災地域で偶発的に発生したという観方が一般的である。しかしこの事実関係については、再検討の余地がある。特に孤女を収容した孤女学院での取り組みが、その後の日本初の知的障害教育保護施設「滝乃川学園」へと繋がることで有名だが、単に石井亮一の信仰心を理由にするのではなく、一般的キリスト教団体とは異なる救済姿勢をとったことについての客観的な分析が必要である。ここでは、石井亮一の教育・救済活動の特徴、実際の救済の事実関係として他団体の救済時期や救済姿勢との比較等を通して、濃尾震災後の孤女学院にお

ける救済経緯について、新たな仮説のもとに検討を試みる（「第6章石井亮一による孤児教育保護活動と孤女学院・滝乃川学園における取り組み」）。

（7）視点④にもとづき、当時の代表的な障害者救済となった森巻耳と A. F. チャペルの濃尾震災被災盲人の救済の取り組みの意義について、「鍼按練習所」や「岐阜聖公会訓盲院」の開設経緯の検討を通して明らかにする。両者による盲人救済は、濃尾震災における明確な障害者救済として特筆すべき活動であり、岐阜聖公会の主力メンバーでもあった彼らが設立した「鍼按練習所」はその後に本格的な盲学校として成長していく（「第7章森巻耳と A. F. チャペルによる濃尾震災被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」「岐阜聖公会訓盲院」の開設」）。

（8）視点④にもとづき、濃尾地震を端緒とする支援経験から災害・戦争等で困窮する人々の救済という視座のもとに設立された長崎慈善会の活動とその意義、および弱視当事者である野村惣四郎の働きかけによって設立された長崎盲啞院の設立の経緯や意義について検討を行う。本研究ではこの取り組みを、東京・孤女学院での孤女救済や岐阜・鍼按練習所での盲人救済と並ぶ重要な事例であると考えている。長崎の「慈善音楽幻燈會」（長崎基督教青年会発案）の実施が長崎慈善会の発会とその後の長崎盲啞院設立へと繋がっていったその事実経過はすでに明らかにされているため、日本の障害児教育保護システムへの影響を含む「災害と子ども被災・救済の特別教育史」の視点から新たに定位することを試みる。特に、視覚障害当事者である野村惣四郎の役割についても注目する（「第8章長崎における濃尾震災義援活動と長崎慈善会・安中半三郎および野村惣四郎による長崎盲啞院の設立」）。

2.4 分析に用いる主な史資料

(1)濃尾震災による被害の実態・行政対応

濃尾震災発生当時の被害実態・行政対応については、岐阜県歴史資料館や岐阜市歴史博物館、岐阜市立中央図書館、岐阜県立図書館、国立国会図書館等で得られた史資料や、『愛知県災害誌』などの刊行物を使用する。

(2)岐阜県・愛知県での学校被災の実態

岐阜県での学校被災については、岐阜市立岐阜小学校や各務原市立各務小学校、山県市立高富小学校、大垣市立興文小学校など県内の複数の小学校、岐阜市歴史博物館、

根尾谷地震断層観察館などで保存されている『震災小誌』等の史資料のほか、『岐阜県教育史』などの刊行物を使用する。愛知県での学校被災については、愛知県公文書館に収蔵されている学事資料、『丹羽郡誌』等の刊行物を使用する。

(3)民間篤志家による児童保護・障害児者救済事業、被災孤児等の実態

濃尾震災後の児童保護救済事業と被災孤児等の実態について、石井十次の被災孤児救済に関しては、社会福祉法人石井記念友愛社石井十次資料館や岡山県立図書館、岡山県立記録資料館に所蔵されている史資料を用いる。

石井亮一の被災孤児救済に関しては、『女学雑誌』等の復刻雑誌資料や、滝乃川学園資料室、日本聖公会管区事務所史料室等に所蔵されている史資料を使用する。

森巻耳と A.F.チャペルによる被災盲人救済に関しては、岐阜県立盲学校や桃山学院史料室、岐阜県歴史資料館に所蔵されている史資料、学校誌等を使用する。

長崎における震災義援活動等に関しては、長崎県立盲学校や長崎歴史文化博物館、長崎市立図書館、横浜市立図書館に所蔵されている史資料、学校誌等を使用する。

2.5 用語の定義

本研究では「災害と子ども被災・救済の特別教育史」分野を構想するにあたり、特に社会的弱者、子ども（孤児・障害児含む）の被災の実態について歴史の実態に着目するものである。本研究でいう「特別教育」とは、障害児に関する教育のみを対象とするのではなく、学校被災における精神面・学習面を含む成長・発達への影響や、孤児や社会的弱者の被災地における「生活と発達の困難」の諸相、トラウマ・PTSD と推察される実態などを含めるものである。障害児教育のみに限定されない、災害被災に伴う多様な困難を対象とし、災害に晒される子ども達の困難への着目と救済・教育保護の取り組みの視座を含意して「特別教育」と定義したい。

また、本研究で取り扱う明治中期の日本は障害児教育が教育の基本法規として制定されていない段階である。そのため、研究の目的で表記した「障害児教育保護」とは、その前段階にあたる時期において、特別な配慮を必要とする子どもを教育的な視座で保護・救済する取り組みを指すものとする。

2.6 論文の構成

博士（教育学）学位請求論文「近代日本における災害救済と障害・疾病等を有する子どもの特別教育史研究—濃尾震災（1891年）を中心として—」は、前述の研究目的と分析視点にしたがって、序章・終章および本論8章の全10章から構成される。論文の構成は以下のとおりである。序章および第1章で本研究の課題と先行研究の課題を明らかにし、第1部では濃尾震災の概要と教育を含む行政による対応に関する検討を行う。第2部では民間篤志家の取り組みに着目し、被災孤児の罹災実態や、災害救済に伴って社会的弱者・「子どもへの特別な配慮」が発生する事例について検討を行うものである。

序章 研究の課題と方法

第1章 明治期日本の災害・児童救済保護に関する先行研究の検討

第1部 濃尾震災と国家・地域行政による救済対応の諸相

第2章 濃尾震災と近代国民国家体制における社会的弱者の救済

第3章 濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

第4章 濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

第2部 濃尾震災と民間篤志家による救済対応の諸相

第5章 石井十次による孤児救済活動と震災孤児院・岡山孤児院における取り組み

第6章 石井亮一による孤児教育保護活動と孤女学院・滝乃川学園における取り組み

第7章 森巻耳とA.F.チャペルによる濃尾震災被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」 「岐阜聖公会訓盲院」の開設

第8章 長崎における濃尾震災義援活動と長崎慈善会・安中半三郎および野村惣四郎 による長崎盲啞院の設立

終章 研究の総括と今後の課題

文献

第1章

明治期日本の災害・児童救済保護 に関する先行研究の検討

1. はじめに

1891（明治24）年10月28日に岐阜県を中心に発生した「濃尾震災」をはじめとして、過去日本で発生した巨大災害についてはこれまでも度々災害研究のなかで取り上げられてきているものの、その分析は自然科学系の立場に傾斜している。

この現状に関しては歴史学の立場からも批判がなされており、例えば日本史研究会は、1995（平成7）年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を受けて、従来の災害史研究が「気象学や地震学など自然科学分野による研究蓄積にゆだねられ」ていること、「文献史学では少数を除いて研究が欠落しており、その方法論にいたっては、意識すらされていないのが現状である」と指摘した（『日本史研究—特集 日本史における災害』第412号、日本史研究会、1996年）。

その後、北原糸子（2006）も従来の災害研究が工学系分野でとくに進展しており、現代の社会の防災・減災に直結しているのに対して、歴史学の分野で今後の発展が強く求められていること、人間を主体とした災害史構築の必要性等の重要な指摘を行ったが、それにもかかわらず本格的な研究着手は、2011（平成23）年の東日本大震災の後となってしまったのが実態である。

東日本大震災発生の直後より、歴史学研究会は3.11後の歴史学のあり方をめぐる議論を従来の歴史研究の反省とともにに行い、機関誌では「シリーズ 3.11 からの歴史学」を開始するなど（『歴史学研究』2013年3月号）、災害史研究は重要な広がりを見せた。これらの取り組みは『震災・核災害の時代と歴史学』（歴史学研究会：2012）を経て、『歴史を未来につなぐ 「3.11 からの歴史学」の射程』（歴史学研究会：2019）等へと結実している。

教育学においても東日本大震災を受けてようやく議論がなされ始め、「災害にかかわる教育学研究がまだ初歩的段階にある」ことが指摘された（『教育学研究—特集 災害と教育／教育学—』、第79巻4号、日本教育学会、2012年）。山名・矢野（2017）は教育学が災害というテーマをおさなりにしてきたことや、教育が「基本的に上昇志向の営み」であることと、破滅をもたらすカタストロフィー・災害の間に横たわる問題・困難性を指摘しながら「災害の教育」を試みている。

このように災害史研究や災害と教育の関係に係わって議論が展開されるなか、こと教育史研究においては研究的欠落が存在し、その課題は序章でも指摘したとおりであり、災害と子ども被災に関する教育史研究は未開拓の分野となっている。子ども被災

については、本章でも扱うように社会事業史研究には研究的蓄積があるが、特に障害児を含む子ども・孤児・学校児童に着目した被災の歴史的事実についてはまだ明らかになっていない課題が多い。

また森・港道（2012）は戦時下における子どもの体験に着目する中で、未開拓分野であるトラウマ研究と歴史研究の協働が、従来の歴史的研究が焦点を当ててこなかった点を明らかにする可能性を指摘している。戦争災害と自然災害はその責任の所在等において性質を異にするが、本研究においても子どもの被災の経験という歴史的事実の一端を、「トラウマ」という現代の概念を援用しながら捉えるものである。

災害による被害は自然現象による所与のものとして扱われ、人間そのものや子どもの成長・発達への影響、傷つきやトラウマについての歴史的な実態は問われてきておらず、北原が提唱する「人間を主体とした災害史構築」にも関わって、子どもという存在が災害・厄災によりいかなる状況に追い込まれてきたのかを明らかにする必要がある。

さて、本研究では明治期日本の災害被災のなかでも濃尾震災を事例として扱うため、本章では濃尾震災に関わる国家・行政の対応を追いながら、その対応の課題や民間篤志家らによる救済や教育復興に関する先行研究のレビューを検討していく。

2. 濃尾震災における国家及び県行政の対応に関する先行研究の検討

明治期の日本は数多くの巨大災害に見舞われ、1891（明治24）年の濃尾地震だけでなく、1888（明治21）年の磐梯山噴火や2万人を超す死者・行方不明者を出した1896（明治29）年の明治三陸津波等が列島を襲った。東北地方は冷害にも見舞われ、子どもを含む人々の命は度重なる災害によって脅かされ続けた。

濃尾地震は内陸型地震として日本史上最大規模であり、その被害実態を明らかにしている濃尾震災研究としては村松郁英（2006）によるものをはじめ、『岐阜県史』や『岐阜県教育史』等の地域史でも実態が明らかにされてきた。海外ではグレゴリー・クランシー（2006）が、濃尾震災も事例として明治期の災害が日本社会と西洋文化との関係に与えた影響を検討している。

災害救済史研究としては、吉田久一（1994）は日本の古代社会からの災害救済の連続たる歴史を示しながら、災害救済史が日本の社会福祉形成史の原点の一つであることを蓄積的に明示してきた。菊池義昭（2012b）も先述の北原と同じ立場から、「災害

という現象がある地域のある時代に生きた人々の日常生活をどのように破壊し、それに対する個人的、地域的、社会的、制度的な日常生活の支援がどう実施されてきたかについて解明すること」を社会福祉史研究の課題としている。

濃尾震災の孤児を対象とした救済活動はよく知られている。菊池義昭（2012b）は濃尾震災における救済活動がその後の救済システムを社会的に拡大する契機であったと指摘しているが、なお濃尾震災後の救済活動については未解明の課題が多くあり、その一つが障害児を対象とした教育保護・救済の実態であり、またその後の障害児教育保護や社会福祉等に与えた影響についての検討である。

さて、1891（明治24）年10月28日に岐阜県を中心に発生した濃尾震災について、北原糸子（2006）が示すように、濃尾震災の時期には法治国家としての救済システムである立法による救済と災害の制御が行われ、統一的な基準にもとづく救済法が存在していた。これは幕府や藩の個別対応とは異なるものであった。

当時の「恒常的」窮民に対しては政府が救助金を支給する1874（明治7）年の「恤救規則」があり、また災害による一時的窮民に対する緊急の援助は、中央政府と地方が一定の割合で負担する1880（明治13）年の「備荒儲蓄金法」によって行われた。また、震災前年の1890（明治23）年の第1回帝国議会において障害者をその対象に含めた「窮民救助法案」が提出されたものの、「濫救」や「救助義務容認のおそれ」などから廃案となり、そのわずか1年後に濃尾震災が発生する（宇都栄子：2003）。

濃尾震災においては、まず1880（明治13）年制定の「備荒儲蓄金法」が適用されたが、被災者への住宅手当である「小屋掛料」だけでも莫大な額となり、その災害規模は法律の想定範囲を優に超えていた。東海道線の長良川鉄橋など明治政府が誇る近代化のシンボルであった建物、美濃地域の穀倉地帯を守るため営々と築かれてきた土手など総て復旧が必要となった。内閣は議会承認を待たずに緊急勅令予算を執行して対応にあたったが、民党の反発を招く一因となって議会は紛糾し、結果的に第二回帝国議会が解散する事態に陥った（北原糸子：2016）。

政府の混乱が続く中、日本赤十字社を初めとする全国の医療関係者が支援に入り、早期から復興に向けた支援の実施が展開された。天皇による下賜金や、全国からの義捐金が救済を支えることとなった。しかし下賜金は一人当たりになるとごく僅かな額であるだけでなく、下賜金は天皇の威光・慈恵を示す目的でもあったことから、一部の被災地域において領収書の署名を求めることとなり、いっそうの混乱や救済の遅延

を招いた。

明治政府の社会的弱者への消極的姿勢は濃尾震災における被害拡大に繋がるものであり、緊急支援期における備荒儲蓄金の配分や緊急予算執行に関する課題が浮き彫りになるなど、未熟な近代国家としての脆弱性を露呈することとなる。

県における行政の対応の事実経過については、岐阜県および愛知県の通史や各市町村史には救済・復興過程が記録されている。先述の村松郁栄（2006）の概況書は、当時の具体的な被害の詳細だけでなく、後述する学校被害と救済についても触れている点で幅広い。

菊池義昭（2016）は国、岐阜県、岐阜県内の各市町村における対応について整理し、恩賜金の下付、罹災者救助費による救済はいずれも短期的支援でしかないことを指摘している。

最も被害を受けた岐阜県の罹災者対応は、中西良雄（2009）が「応急対策期」「罹災窮民対策の展開期」「罹災窮民救済策の打ち切り後」の3段階に区分して明らかにしている。上記の備荒儲蓄金が応急対策期の救済を担い、その後の罹災窮民対策は、備荒儲蓄金などで財源を確保した県が設立した「震災救済本部」によって進められた。

期限付きではあったが本格的な罹災窮民収容施設として「震災教育所」が作られ、自力で生活するのが難しい人々が主に入所対象とされ、この教育所には孤児も収容されていたため、彼らの教育も一部では行われた。同時に震災以前から疾病・傷病・障害を持っていた人等も入所対象とされていたことがわかっているが、彼らの詳細な処遇は不明確である。当時、貧民救済に伴う「惰民」化への危機感が当時一般的に根深く、「自活」者への陶冶と矯正の考えのもと、早急にこれらの教育所は閉鎖されることとなった。

側島哲（2008）は、当時の小岐県知事が窮民救済よりも中産階級の復興を優先しようとした政治姿勢を指摘する。それに対して、被災民からの強い反発が引き起こされたが、上記の政府の弱者救済の姿勢と共通している。

岐阜・愛知という日本の動脈に位置する地理的条件下のもと、鉄道・道路・堤防等のインフラ整備・復興、中産階級救済等が優先され、「惰民」化防止策の名のもとに子どもを含めた窮民救助は見ても見ぬふりのような状況であった。

3. 濃尾震災における民間篤志家の動向に関する先行研究の検討

新聞や各団体の機関誌等のメディアによって、被災民の窮状は瞬く間に日本全国へと拡がり、民間篤志家や慈善団体が岐阜に集結した。中西良雄（2002a、2002b、2007）が明らかにしている罹災者の自治・自活の道を職業的援助によって支えようとした愛岐震災援助会や、東京の石井亮一とも深く関係があり、最初期の実地検証を行った震地伝道隊などがその一例である。

石井十次の岡山孤児院や名古屋の震災孤児院も濃尾震災における孤児救済に早急に対応し、これらに関しては石井記念友愛社や菊池義昭（2012a）の研究がある。また、東京の孤女学院、聖ヒルダ孤女院、横浜の暁星園、福岡の九州孤児院等において、濃尾震災での孤児・孤女の受け入れが行われた。

河尾豊司（2012）はキリスト教系施設の活動の把握を試み、設立の詳細や後の事業停止の理由が明らかになっていない施設も多いことから、濃尾震災を契機として日本全国へと拡大した施設の展開過程を明らかにする必要性を指摘している。

これらの救済活動のなかでも注目すべきなのが、石井亮一によって行われた震災孤児救済活動である。この救済活動のなかで東京に孤女学院が設立され、後の日本初の知的障害児施設である滝乃川学園設立へとつながった。またそのきっかけとなった「知的障害を持った孤女である太田徳代」の存在が有名である。

先行研究では菊池義昭（1979）がいち早く、巖本善治主筆の『女学雑誌』を手がかりにして孤児救済の様相を報告しており、石井亮一の強力な協力者であった巖本との関係も明らかにしている。

清水寛・宗沢忠雄（1996）は孤女教育時代、孤女の自立援助及び「白痴」教育の併存時代、「精神薄弱」児者のための統合的学園をめざす時代に分けてその変遷を明らかにしながら、初期の救済活動が単発的な救済活動ではなく明治時代特有の重層的な要因との関連を持ち、その一つとして自然災害が社会災害を惹起した結果の保護活動である点を鋭く指摘している。

濃尾震災と社会福祉の繋がりを主たるテーマとする先行研究は少ない中、宇都栄子（1990、1994、1996）は滝乃川学園を例としながら、濃尾地震による罹災窮民救済の実態を明らかにすることで、自然災害によって誕生する救済活動が、各時代精神との関わりのなかでどのような性格を体現するのかという点の解明を課題として指摘している。

津曲裕次（2004、2007、2008a、2008b）は、孤女学院の創設期について、院児の受け入れ経過や孤女学院の建築学的分析も行っている。

孤女学院における知的障害児保護は、清水らが指摘しているように、人身売買の危機という社会災害にあった孤児・孤女らへの対応のなかで生まれたものであった。そしてこれまでの通史的研究のなかでは、孤女学院や滝乃川学園が最初から自覚的な知的障害児保護施設ではないことは自明なものとされている。太田ら孤女が、震災地域で偶発的に保護されたという観方が一般的である。

しかし、この事実関係については、再検討の余地があるように思われる。災害地域での子どもの扱われ方や孤児の「選抜」方法、当時の石井亮一の考え方、明治期の「白痴」児概念を踏まえた検討と同時に、『女学雑誌』等の資料を中心としてあらためて救済の事実関係の再確認を行う必要がある。

とくに、石井や実際に現地で孤児収容にあたった志方之善らの救済が、後述の仏教徒救済など現地の救済活動と比べて時期的に遅れているということや、救済団体の孤児の「選抜」から漏れる要素を持った子どもが「残留・滞留」していくということをふまえると、志方之善らによって何らかの目的を持って保護された可能性も否定できないのである。時間経過の中での孤児集団の質的变化等の解明のなかで、太田徳代らの孤女収容の経緯を再考する必要がある。

吉田久一（1969）などの仏教社会福祉研究において、仏教徒による救済も盛んに行われていたことが明らかにされている。近年では、宇都栄子（1996）、佐々木大樹（2013）、徳広圭子（2015）らによって救済の動向が明らかにされている。

岐阜県では浄土真宗本願寺を中心として仏教の影響力はとても大きいものであった。震災直後からそのネットワークを活かして施米や孤児収容等の救済が行われていた。孤児救済としては、岡無外および大阪仏教婦人会によって大阪に設立された「大阪慈恵女学院」があり、震災によって「薄福」の状態に陥った孤児らを救済した。

総じて仏教徒による孤児収容に際しては年齢制限が厳しく、その後の技能習得の可否なども踏まえて選抜された結果、何らかの理由「劣っている」とされた子ども達が現地に残り残されていった可能性が指摘できる。

仏教徒による一連の救済行動は、震災後に岐阜県を中心に活発に活動を始めていたキリスト教徒への対抗意識、キリスト教精神の地域への浸透への危機感のもののものであり、佐々木大樹（2013）が指摘するように被災地支援は次第に教線の維持へと目

的が移行していったことが判明しており、災害地における子どもの排除の問題を考えるうえで重要な事例を示している。

キリスト教系救済団体の総数は河尾豊司（2012）らが網羅しているのに対して、仏教徒による孤児収容の実態に関して未解明な点が多い。

濃尾震災後の障害児者救済として判明しているものとして、A.F.チャペルと森巻耳の二人による取り組みが挙げられる。森らの所属する岐阜聖公会を中心として罹災者のなかの盲人救済が行われ、「鍼按練習所」が開設された。これは後に10歳以上の盲児への教育を目的とする「岐阜聖公会訓盲院」となる取り組みとなり、岐阜県の盲教育の始まりとなった。

郷土史研究のなかで、今井一良（1992、1995）によって森の人生を追った形で通史がまとめられているが、盲教育について詳しく触れたものは少ない。学校記念誌や東海良興（2010）によって、森やチャペルの活動の事実関係は明らかになってきているが、濃尾震災と盲人救済・教育保護の繋がりについては未だ分析がなされていない。

また長崎では濃尾震災における救恤義捐活動が地域で災害救援活動として根付いた結果、盲教育へと展開していった事例がある（菅達也：2017）。

4. 濃尾震災における「災害と教育」の課題に関する先行研究の検討

民間の救済母体による孤児救済・孤児院に関する研究がこれまで進められてきているが、公教育機関における被災や復興については、学校史および県郡市町村史の教育事項のなかでの記述に散見されるものの、本格的に取り上げた研究は僅少である。

田甫桂三（1981）は濃尾震災と教育復興という視点から、全壊・焼失となる小学校が多かったが、子ども・保護者の再開を望む声、再開に向けて資金確保に奔走した教師の活動等について明らかにしている。なお、脆弱な校舎の倒壊は、その後の学校建築の示唆となるものであったが、1894（明治27）年の明治東京地震、1923（大正12）年の関東大震災でも大きな被害を出すことになった点も指摘している。

岐阜県歴史史料保存協会（1991）によって岐阜県内の小学校に残る史料が搜索され、学校誌から濃尾震災を描写する取り組みがなされている。梶山雅史（1991）はこれらの史料から、罹災小学校の国庫補助金獲得運動を中心として教育復興のプロセスを明らかにしている。

このように濃尾震災が子どもに与えた多大な影響、公教育への影響などについては

十分な検討がなされていない。

5. おわりに

災害によって生存の危機に直面し、その成長や発達に大きな影響を受けた子ども、またそこで亡くならざるを得なかったいのちについての歴史の実態は十分に明らかにされていない。社会福祉史研究や社会事業史研究では度々取り上げられてきているが、子どもの成長や発達の観点を合わせて教育史の立場からも捉えていく必要があり、未解明の課題は多くある。

近代国民国家へと変貌する日本が孕んでいた課題は、公的救済を早期に打ち切った罹災民への態度などに明確に露呈し、宗教関係者を中心に民間篤志家らがその救済を担った。明治後期という歴史的・社会的背景を注視しながら、学校児童や公教育システムへの影響、子ども・孤児・社会的弱者救済の経緯、被災に伴う「生活と発達の困難」の実態を明らかにする必要がある。

また、濃尾震災における石井亮一の孤女救済や、岐阜県と長崎県の救恤義捐活動は、その後知的障害児教育や盲教育へと展開した重要な事例である。それぞれ個別的研究はなされているものの、近代の災害に伴ってこれらの教育的営みが誕生したことの意味づけや、全国的に展開した救済活動を俯瞰しながら、日本の障害児教育保護に与えた影響も未検討の課題である。

さて、先行研究の検討を通し、歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達を考える際には、複数の学問領域から横断的に捉えていく必要があることが示された。本研究は、上記のことを明らかにしながら、障害・疾病・貧困・災害等を広くその射程に含める特別ニーズ教育の視点のもとに「災害と子ども被災・救済の特別教育史」を構想していく前提作業となるものである。

第2章

濃尾震災と近代国民国家体制に おける社会的弱者の救済

1. はじめに

1891（明治24）年10月28日に岐阜県を中心に発生した濃尾地震により、明治政府はそれまで未経験であった巨大な内陸型地震による災害被害への対応を迫られた。最も大きな被害を受けた岐阜県・愛知県を中心に救済が開始され、医療救護を含めて様々な罹災窮民救済が行われた。

しかし、その中では救済序列問題など、明治期特有の課題として社会的弱者である人々への施策に関して数多くの課題が見られた。甚大な被害を受けた当時の学校教育体制の復興も遅々として進まず、岐阜県行政が設置した孤児や高齢者を収容対象者に含む「震災救育所」は短期間で閉鎖された。

本章では、まず岐阜県・愛知県における被災の実態や医療救護を含めた災害救援、救済金（備荒儲蓄金・土木救済補助費・恩賜金）の諸相を概況したのち、孤児・障害児を含むであろう罹災窮民の扱われ方について、特に「震災救育所」での行政対応等から検討し、災害によって露呈した近代国民国家体制における社会的弱者への視座を検討していく。

2. 濃尾地震の発生と緊急支援期における災害救援活動

2.1 岐阜県および愛知県における被害

1891（明治24）年10月28日午前6時38分50秒、岐阜県根尾谷を震源とした巨大な地震が発生した。現在に至るまで日本で起きた最大の内陸型地震、濃尾地震である。根尾谷断層帯（**図2.1**）による直下型地震であり、内陸型地震として観測史上最大であったこともあり、その被害は日本の歴史上類を見ないものとなる。

岐阜地方気象台の地震計の針は振り切れ、その揺れは九州から東北地方にまで及んだ。特に濃尾平野から越前平野を中心に記録的な被害を被ったことから、この地震災害は「濃尾震災」と呼ばれることとなる。

『愛知県災害誌』によれば、安政の大地震をはるかにしのぐこの災害における死者数は全国で7,469人にのぼった。負傷者は19,694人、全壊した家屋は85,848戸に達し、全壊11戸につき1名の死者の割合というまさに未曾有の規模であった¹。さらに震災当日から4日間の間に「烈震」4回、「強震」40回、「弱震」660回、「鳴動」15回を数え、その後の余震は11月に1087回、12月に416回にのぼった²。

言うまでもなく、地震災害は物理的な破壊現象だけでなく人間社会そのものに多大

な影響をもたらす。各種のインフラ・産業・交通・情報網を直接破壊するだけでなく、政治や教育などの社会システムも破断するため、その社会構造に重大な衝撃をもたらすこととなる。



図2.1 震源となった根尾谷断層帯

1891（明治24）年は、日本がまさに近代化を掲げて近代国家へと変貌している時期であり、大日本帝国憲法の公布（1889年）や「教育ニ関スル勅語」（1890年）が発布されるなど、その国家運営は一定の軌道に乗り始めていた。この震災によって先進的な赤煉瓦造りの建築物³や東海道線などの交通インフラを含め、当時の最先端の文化がいとも簡単に破壊されてしまったことは、明治政府にも大きな衝撃を与えた。近代国家となるべく富国強兵を急いでいた明治政府にとって、まさに国家的危機であった。

最も被害の大きかった岐阜県と愛知県では、これまで行われたことのない規模の災害対応に突如追われることとなる。特に岐阜県では、震源地である根尾谷断層の南に位置する岐阜や大垣などで被害が顕著であった。この二つの地域には人口が集中していたことやこれらの地域が地盤の軟らかい沖積平野上にあったこと、朝食の準備をしている時間帯であったため発生した火災が市街地に延焼していったこと等、複数の原因が重なり、多数の死傷者がでることとなった。

岐阜市の全半壊家屋は全戸数の 62%にのぼる 3742 戸となり、火災による被害も甚大であった⁴。当時の記録である『岐阜県下震災景況』にあるように、「妖雲」と表現された火災の煙は全市を覆い、「家倒レ人死シ号泣ノ声」が四方から聞こえた。柱や梁などが「頭上ニ墜落シ非命ノ死ヲ遂クル」人や、半身や片腕を挟まれ、「悲哀号泣救ヲ求ムル」ものの延焼する炎により焼死する人も多数に上り⁵、被災直後の人口密集地の状況は辛酸を極めた

岐阜県の西濃地方となる大垣町でも被害は大きく、全半壊家屋が実に全戸数の 93%を越え（全壊 3356 戸、半壊 962 戸）、倒壊家屋による圧死者を含む死傷者数が 2000 人を超すこととなった。

地震発生直後、岐阜県知事小崎利準は東京に出張中であったため、県警部長丸山重俊が救助活動の陣頭指揮をとった。警察官のほか、師範学校の生徒や監獄の囚人も参加し、人命救助（倒壊家屋からの掘り起こしと病院への搬送）と消防の 2 隊に分かれて救助活動を行った⁶。大垣も火災により大きな被害をうけ、その「火防」の人手が足りず、大垣監獄支所の囚人 50 名も消火活動にあたった⁷。

「大垣の惨状」

大垣警察署は大垣監獄支所に就き在監囚徒五十名を借り入れ各巡查に附属せしめて一面は救護に一面は火防に当たらしめたり（『岐阜日日新聞』1891 年 11 月 5 日）

岐阜県歴史資料館には、当時の行政関係者がこのような被害とそれらへの対応を記録した各史料が数多く残存している。その中の代表的資料である『震災日誌一』（従明治二十四年十月二十八日 至同年十一月十五日）には震災発生から一日ごとの行政業務内容が記されている。「明治 24 年 10 月 28 日晴」、早朝午前 6 時 38 分に発生した地震について、当時在京していた岐阜県知事に震災発生の第一報を届けた記録から始まる⁸。

午前六時過、俄然鳴動ト齊シク地大ニ震フ、続テ小振動止マス、市中ノ景状速知スルニ由 ナシト雖モ、自家ノ破壊ヲ以推ストキハ、其災害未曾有ト云フヲ得ヘシ、須臾ニシテ各所 失火アルヲ見ル、忽ニシテ地裂ケ屋倒レ死傷無数ノ聞アリ

県庁ハ多少破損スト雖モ書類簿冊等皆安全、測候台破壊セリ、議事堂ハ 玄関頽ル、郵便局宿直員二名圧死、市内一般死傷者ノ報頻繁ニシテ枚挙ニ遑アラズ

「俄然鳴動」し、発生した地震が引きおこす被害が「未曾有」のものであることが認識されている。続く記録からは、かつて誰も経験したことの無い規模の被害により、県内の状況を把握するための連絡経路さえ寸断されている様子や、同時に東京や県外との連絡業務で忙殺されている様子が描写されている。

非常に混乱した状況を受け、総理大臣、内務大臣らへ向けた「御指揮ヲ乞フ」等の電報のやりとりもある。また、すぐに近隣の県の医師や東京から赤十字社の医師の派遣、皇室からの看護婦⁹の派遣、岩手県等の遠隔地よりからは県知事より早くも義捐の連絡等が届いている¹⁰。

震災発生から2週間が経過した11月15日には、訓四三〇号で「臨時救済本支部設置」が行なわれた。しかし県内の状況は各郡からの連絡待ちの状態であり、死者負傷者数の把握はままならず、どこにどのような救済が必要なのかの全体像は未だ把握し切れていない様子がわかる。また「両陛下ヨリ金三千円御下賜目下救恤ノ補助」の知らせが入り、皇室から下賜金が送られており、その下賜金をめぐる宮内庁とのやりとり（御礼等）や政府との連絡は、「臨時救済本支部設置」作業より先んじて行われていることがわかる。

政府や天皇、そして全国から支援の手がのびるなか、誰がどのような人々を救済すべきかという歴史上誰も経験したことの無い救済について、現場ではまさに暗中摸索の状況であったことがうかがい知れる。

同時に、愛知県でも莫大な被害が発生しており、死者数は2,459人にのぼっている。余震も多く、その後2年間で名古屋では1,278回を観測した。近世から治水事業が盛んであった愛知県で建設されてきた堤防もおおよそ2,200カ所で被害が起きた¹¹。

愛知県内でも最も被害が大きかった中島郡では、2万を超える家屋のうちわずかに1,300を残してことごとく損壊し、死者978人、負傷者2,300余人を数えた¹²。葉栗郡も

中島郡とともに県下最大の被害を受け、6360 余戸のうち 5420 戸が全半壊し、郡内の木曾川にかかる鉄橋も一部が崩落した。また、木曾川対岸の岐阜県笠松町の猛烈な火の勢いは西風に乗り、火の粉は川を超えて葉栗郡北方村へと燃え移った¹³。

さて時代背景との関連で濃尾震災における特徴的な被災について述べると、当時最新の赤煉瓦造りの建物群の倒壊、同じく先端技術を駆使して構築した鉄道網の被害があげられる。

名古屋市の名古屋郵便電信局（死者 6 名・負傷者 4 名）や名古屋電灯会社、名古屋停車場、名古屋監獄、愛知郡熱田町の紡績工場など近代的な建築物がことごとく倒壊・損傷し、レンガ造りの建物では即死被害も少なくなかった（熱田町紡績工場では 450 人中 35 人が即死・130 名が負傷）¹⁴。

鉄道の被害も広範囲にわたり、静岡―大津間（320km）、大府―武豊間（20km 余）、米原―金ヶ崎間（50km）が被害を受けた。大府―大垣間および大府―武豊間の各所で築堤の陥落と路盤の地割れが発生したほか、木曾・長良・揖斐の三大橋も切断・陥落した¹⁵。これは 1889（明治 22）年に完成したばかりの東海道線という日本の動脈が国土の真ん中で分断されたことを示していた。

完成したばかりの鉄道路線・鉄橋、煉瓦造りの建築物など、当時全力を上げて建築・整備がなされていた幾多の近代文化の象徴が、一瞬で喪失する事態に日本は直面することとなったのである。被害報告は各地から数知れず、明治政府もその復旧に大きな力を注がざるを得なくなった。

しかし、高齢者・疾病者・障害児者等の社会的弱者の被災を取り上げられることはきわめて少なく、生活再建に追われるだけでなく、学校校舎の倒壊や教材器具の焼失等により教育機会を喪失した子どもへの教育復興の取り組みも遅れをとることとなる。

2.2 緊急支援期における救援・救済・医療活動の実態

濃尾地震発生直後、上述したように人命救助と消防・消火活動が県警の指揮で行われたのち、岐阜県では県による炊き出しや治療所の設置が行われる。また、全国から駆け付けた医師や看護婦らによって緊急支援期における救援・医療活動が行われるほか、国内外から様々な団体や民間篤志家らが救済・義捐金募集等に取り組んだ。この岐阜県・愛知県における救済の諸相に関する網羅的な報告としては、中央防災会議の「災害教訓の継承に関する専門調査会」による報告書がある¹⁶。

岐阜県は発災当日から実施し、各郡市に設置した炊き出し所は総計 425 カ所、最大で 10 日間設置された。利用した延べ人数は 217 万人にのぼり¹⁷、発災直後の被災地の飢えをしのいだ。

炊き出しに関しては仏教徒も参画した。特に美濃地域に大きな教圏を保持していた浄土真宗本願寺派は、岐阜市の西別院において本山から送られてきた米で 1 万人以上に炊き出しを行った。この時、本山からは全国の末寺にも救助活動参加の指示が下っていた¹⁸。

岐阜県は県内 1 市 11 郡に 28 カ所の治療所および出張所を設置した¹⁹。『震災日誌一』によると、岐阜県内に設置された 28 カ所の治療所の運営に医師らが携わり、例えば岐阜治療所には県立病院医師 7 名、愛媛県医師 1 名、埼玉県医師 1 名、薬剤師 1 名、東京慈恵医院看護人 2 名が関わっていた²⁰。

この治療所が果たした役割は大きなものであった。この治療所に関して『震災日誌二』（従明治二十四年十月十六日 至同年十二月三十一日）のなかに詳細が書かれており、県内各地に設置された治療所において県内外から派遣された医療従事者が救済にあたっていることがわかる。緊迫した状況の中で「死人負傷潰家半潰家堤防破損間数更ニ急報アリタシ」と人的被害の状況把握が進み、次第に県内各地に治療所設置が行われていく様子が示されている²¹。

しかし、現地の医師・看護婦らも深刻な被害を受けた被災者であった。次々と運び込まれてくる患者の多くは不衛生な環境下で傷口が化膿し、背骨や腰骨の骨折のほか破傷風や丹毒への感染など重症者もいたが、十分な医療活動を行うだけの建物・設備・資材も圧倒的に不足していた。このため県は政府に対して医師の派遣などを打電し、救援を求めた²²。

『震災日誌二』においては救済から復興に向けた資金の流れに関する記録が増えていくなかで、11 月 28 日の記録では負傷者の治療にあたっている母体と治療所の関する整理が行われる。「宮内省侍医局侍医及医院」を筆頭に、日本赤十字社、第三師関東軍医、帝国大学派出医科大学教授・学生、個人開業医が日本各地から駆け付け、これらの医師や看護婦らを治療所に派遣することで本格的な治療が可能となった。

京都、大阪、兵庫、奈良、茨城、滋賀、長野、福島、群馬、愛媛、静岡からの派遣がみられる。治療所は岐阜治療所、岐阜名倉治療所、厚見郡加納治療所、厚見郡近ノ嶋治療所等が列举され、担当の医師らの名も記されている。被害が甚大であった羽栗

郡竹ヶ鼻治療所には「東京赤坂病院長ドクトル」の「川上昌保」を筆頭に、東京赤坂病院の医師・学生合計4名が治療にあたった²³。また治療所において、現代におけるパニック症状と推察される「驚愕性精神異常」という名称での治療が記録されているが、その詳細は不明である²⁴。

人員派遣だけでなく、新聞の広告による日本全国からの義捐金・物資援助があったことが特徴的である。すでに1888（明治21）年の磐梯山噴火における義捐金募集において中央紙15社は連携の経験があり、新聞社事業としての災害救援の社会的位置づけは定まっていた²⁵。

岐阜日日新聞社を筆頭に、中央紙・地方紙合わせて50紙以上が呼び掛け、被災者一戸あたりわずかな金額ではあったが、集まった義捐金は1891（明治24）年11月29日から1893（明治26）年5月4日まで5回に分けて被災者に配当された²⁶。

当時現地での救援を担った諸団体の中でも、日本赤十字社は組織的な活動を行った。愛知県・岐阜県両知事による10月28日当日の救護員派遣要請の電報を受け、日本赤十字社の佐野常民社長は皇后に「拝謁」した。すでに1888（明治21）年の磐梯山噴火で救護活動を行っていたが、当時まだ戦時救護以外の社則を掲げていなかったため、皇室からの「御内旨」を得るかたちで救護員派遣を行った²⁷。『新愛知』（1891年11月1日）では以下のように報道された²⁸。

赤十字社が出動

赤十字社員の派出 今回の震災に付き、東京なる日本赤十字社の岩井禎三、日本銀行出張員渡辺千代三郎の両氏は一昨日、また同社の小見山権六氏は看護婦四名を随え昨日午前、来名山田屋へ投宿、直ちに県庁へ出頭、震災地方の模様等を聞き合わせ、各員は二手に別れ、葉栗郡北方及び岐阜地方へ向け出発、なお跡より追々来着のはずなりと
（『新愛知』1891年11月1日）

機関誌である『日本赤十字』（1891年12月19日）のなかに、これら「震災地負傷救恤」として出張させた看護婦らに対する佐野社長の訓諭が掲載されている²⁹。

1、至誠を以て救護に従事すへき事

家財を失ったものだけでなく、身体をも毀損し一層の不幸に陥りたるものにして其心情憐れむへきものの最たる者とす

2、奮勉以て難苦に耐ゆへき事

普段の病院での看護とは違い日夜の別無しに働く場所にゆく。

3、節操以て品行を慎むべき事

患者からの贈遺は受け取ってはならないし、男女の別は最も厳正をまもり、本社の看護婦たる名誉を必ず失墜すへからず。

日本赤十字社が濃尾震災の救済において、他の罹災者と比較して「身体をも毀損し一層の不幸に陥りたる」状況にある人々への救済を掲げている点は注目に値する。

被災地の治療所は岐阜県に 28 カ所、愛知県に 28 カ所と計 56 カ所設置され、岐阜県では 13,881 人、愛知県では 7,582 名が治療を受けた³⁰。日本赤十字社は両県で 6 カ所ずつ計 12 カ所を担当する規模で活動し、救護期間は 10 月 31 日から 31 日間で、医員 31 名、看護婦 21 名、薬剤員 2 名、事務員 2 名を派遣し、患者総数入院、外来あわせて 10,194 名を診療した³¹。

そのほかの組織的な派遣として陸軍軍医学会や滋賀県開業医医師組合がある。とくに陸軍軍医学会が派遣した軍医は名古屋第 3 師団の軍医らとも協力し、50 日間の活動で 10,160 名の治療を行った³²。

濃尾震災での救護活動は、日本赤十字社のその後の災害医療への取り組みを方向付ける出来事であり、翌年の 1892（明治 25）年に社則が改定され、災害救護は日本赤十字社の一事業として定められた。

2.3 救済金の下附と混乱・備荒儲蓄金・土木救済補助費・恩賜金

濃尾震災における政府の救済では、1880（明治 13）年に制定された備荒儲蓄金が適用され、岐阜県に 78 万 360 円 62 銭が、愛知県に 53 万 383 円 9 銭 2 厘が支給された³³。これにより「食料小屋掛料・農具種穀料」の支給と国税の補助又は貸与がなされたが³⁴、岐阜県では備荒儲蓄金の配分に関する小崎知事の提案に対して議会は紛糾し、「土木費、

学校復旧費の国庫負担」「三年間の諸税免除」などを求めていた「震災救済同盟」民衆からも県会の一時的な金額提案に不満を示し、約 5000 人が集結する集会が開かれた。これを警官が馬上から抜刀して鎮圧にあたり、県会議員 3 名を含む 100 名が検挙され、この「西別院事件」で示された不満は小崎知事の辞任へと繋がっていく³⁵。

濃尾震災は備荒儲蓄金の金額で対応できる規模の災害ではなかった。内閣総理大臣の松方正義は、この地震災害が及ぼす影響と重大性を鑑み、発災直後に愛知県・岐阜県への視察へ向かった。

近代化の象徴たる建築物の崩壊や木曾三川の下流域に広がる穀倉地帯を守る堤防の破滅的な被害は政府中枢の関心を高め、臨時支出に関する緊急の勅令 205 号が 11 月 11 日に発令され、その内容は岐阜県へ 150 万円の、愛知県へ 75 万円の土木補助費・救済費が 1890（明治 23）年度の余剰金から支出されるというものだった³⁶。

岐阜県への 150 万円のうち 10 万円が、愛知県への 75 万円のうち 10 万円が、それぞれ民衆の救済費として割り当てられた。しかし、第二回帝国議会の招集を待たずに政府が勅令を決定・予算執行を行うことへの反発により議会は混乱、憲法論議にまで発展し、12 月 25 日に議会解散、総選挙という事態に至った³⁷。

被災地へは明治天皇からの恩賜金も下附された。まず両県に対して 3 千円ずつが送られ、その後さらに両県に 1 万 1 千円（皇太后恩賜金が 1 千円）が送られた³⁸。「皇后両陛下」や「皇太后陛下」からの「下賜」は以下のように報道³⁹や告示⁴⁰で周知された。

「勅便の来県に就き」

皇后両陛下は深く其惨状を憫察あらせられ特に金三千圓下賜目下救恤の補助に充へきの優旨 十一月二日

（『岐阜日日新聞』1891 年 11 月 5 日）

岐阜県告示第三十八号

皇太后陛下の思召を以て震災に罹る人民御救助として金一千円下賜相成たり 明治二十四年十一月二十日 岐阜県知事小崎利準

（『震災誌附録四』）

この災害に際して、総額で 2 万 8 千円となる恩賜金の下附されたことは、単に皇室

が被災地の復興補助費を支出したという事実に留まらない。この「下賜」について各地の新聞社もこぞって報道し、皇室の「慈悲」「慈愛」と天皇の「威光」は全国に拡散された。

末端行政も混乱の渦中にあるなか、宮内省は恩賜金の受給者に領収書の提出を義務付けた⁴¹。都市復興・人身救済の名目で下附された恩賜金は、国民国家体制の元首たる天皇とその「威光」を浸透させる教化的役割を担い、天皇・皇后の「慈悲」「慈愛」を媒介にして、日本という国民国家への帰属意識を持たせる性質があったことがうかがえる。

3. 障害児者を含む社会的弱者への行政対応

3.1 震災教育所の設置と収容対象者

濃尾震災では備荒儲蓄金だけでなく、政府勅令による緊急支援や天皇の恩賜金、全国からの義捐金がその救済・復興を下支えすることとなった。しかし、末端行政の混乱を増したであろう恩賜金の下附、県議会や国会での政治的抗争、インフラ復旧が優先された結果、社会的弱者への無関心・消極的姿勢が顕著となった。これは濃尾震災における人的な被害拡大に繋がるものであり、未熟な近代国家としての脆弱性を明確に露呈することとなる。

岐阜県において主に行われた被災者救済は、前述の治療所のほかに、「震災教育所」によっても行われた。期限付きではあったが本格的な窮民収容施設として「震災教育所」が設置され、自力で生活するのが難しい人々が主に入所対象とされた。

この震災教育所の開設の経緯は、地震発生直後からの行政対応を記録した行政記録文書『震災日誌一』（従明治二十四年十月二十八日 至同年十一月十五日）などにみることができる⁴²。1891（明治24）年11月15日には訓四三〇号として「臨時救済本支部設置」が行なわれ、本格的な救済措置の検討が開始された。まだ災害の状況をつかみきれておらず、混乱した状況がみてとれる⁴³。

『震災日誌二』（従明治二十四年十月十六日 至同年十二月三十一日）には「死人負傷潰家半潰家堤防破損間数更ニ急報アリタシ」とあるように、次第に人的被害の状況把握が進み、同じ頃すでに県内各地ではけが人などのための治療所設置が赤十字の協力のもと行われていた。『震災誌附録四 今訓 慰問』にも同様の記録があり、11月20日の訓第四三五号で「震災窮民救済所」の設置についての訓令が出される⁴⁴。

訓第四百三十五号

震災救民救済所は今般震災に罹り鰥寡孤独等となり其他之に類する貧窮者にして目下自活し能はざる輩を教育する為め設置したるものに付 前途途方向を失する者無之様篤く注意せらるべし

明治二四年十一月廿日 岐阜県知事小崎利準

震災救済支部委員長 郡長殿

「目下自活能わざる輩」を対象に「教育」することが目的とされた。この時点ですでに対象者が「前途を失することのないよう」にすべきという注意がある点に注意したい。その後、同じく小崎知事の名で「震災救民救済所を震災教育所と改め其個所及同支所を設け其一区域左之通之定」（明治24年12月8日付）との岐阜県告示第九十号が出されている⁴⁵。

当初は「震災救民救済所」という名称であったことが見て取れるが、「救済」が「教育」へと変化したのは、具体的な収容者を選定している際に、孤児となった児童もまた対象になったことも一因と推測される。

教育所の設置について、岐阜市には岐阜教育所のほか鶉沼支所と黒野支所が置かれ、その他は大垣教育所や北方教育所、根尾谷教育所等が設置された⁴⁶。被害状況と照合すると、何れも火災や震源近くでの烈震等によって大きな被害を受けた地区に設置されていることがわかる。

この震災教育所に収容されていた人々については『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』にその対象者が明記されている⁴⁷。これらについては菊池義昭（2013）が、同史料からその家族構成等も含め明らかにしており、以下のような13の事例が記載されている⁴⁸。

- 1、 極貧で重病の父が治療所に入所しているその他の家族
- 2、 震災以前から貧窮であり父親が重病の女兒と父
- 3、 震災で家屋と持ち物を亡くした孤老女
- 4、 父親の眼病により震災後さらに極貧となった家族
- 5、 妻が圧死した盲目の夫とその子ども
- 6、 両親が圧死した男児と女兒
- 7、 父親が負傷した父子家庭の子ども
- 8、 病気又は老衰の孤老人
- 9、 老衰の父親と障害を持つ壮年の子（「子女あるも廢疾白痴等にして」）
- 10、 母親が震災で重症を負った多子家族
- 11、 父親が病気であるその他の家族
- 12、 父親が失踪している母子家庭
- 13、 鰥寡孤独の赤貧者

経済的貧困者や家族が失踪した者、高齢や病気の者とその家族も含め收容し、また孤児や孤女、「廢疾白痴の子女」もその対象としていたのが「震災教育所」であった。收容者については、これ以上は不明であるが、同史料には「教育所に入るべき種類は一にして足らずと雖も大畧左記相當の者及ひ之に類似の者は総てその入所を許せり」とあり、様々な社会的弱者を受け入れ、「教育」を行っていたと考えられる。

とくに「自己の年齢をも知らざる」孤児らに対する熱心な教育が行われ、これも自活者としての陶冶が目的のことであると推察されるが、礼儀作法や算術などの授業の実施は困難を極めながらも、教育所が閉鎖されるまでには多くが「平仮名の過半」を習得し、優秀な児童の場合は「平易の加算を解し平仮名の消息文をも読み得るに」至った⁴⁹。

同時に、年長の收容者とともに授業以外の「余暇には大人と同じく夫々職業に就かしめたり」との記述もある⁵⁰。震災教育所で「前途」を失い「惰民」化を防ぐ目的として、年齢の区別無く労働を行わされていたと考えられる。

同史料の「窮民特別救助の事」の項目では、山間部の交通の不便な地における救済について記述があり、その地の「中強壯者ヲ選抜シテ堤防工事ニ就カシムルノ法ヲ定メ自餘ノ老幼及ヒ廢疾者ニ限り緩急ヲ計リ時々米味噌塩ヲ送リテ之ヲ救助セリ」との

記録がある。堤防工事については後述する。ここでは「前後救済ヲ施セシハ総テ十回ニシテ其中第一回第二回ハ窮民一般ヲ第六回以後ハ老幼及ビ廢疾者ノミヲ救助セリ」として「廢疾者」への対応を行っている⁵¹。

3.2 震災教育所の閉鎖

治療所では収容困難な社会的弱者を収容していた各地の震災教育所であったが、1891（明治24）年12月30日の震災窮民教育所についての訓令では、小崎知事が改めて誰も身寄りのないものだけを対象にすることを厳しく指令している。

震災教育所が臨時のものであるため「到底永久ニ持続スル能ワザル勿論経費ノ都合モ有之に依り来廿五年二月末日ヲ限り該所閉鎖スルコトニ内定相成」として、主に経費を理由にその閉鎖を内定するのである。その後の生活は全く目途が立たないにもかかわらず、収容者にはこの旨を「今ヨリ預メ閉鎖ノ時期ヲ知得」させることを通牒している⁵²。

『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』の記録によれば、震災教育所の入所数759人、その中で救養目的で各地の慈善者に引きとられたものは115人、「三月十日即チ閉鎖当日ノ現在員」は627人となっている。障害・貧困など一時的救済では解決できない困難を抱えた子どもや高齢者などが岐阜教育所59人、大垣教育所96人、北方教育所85人も残されている状況で、閉鎖が断行されたのである⁵³。

3.3 木曾川堤防復旧作業にみられる児童労働問題

行政主導の災害復旧が進む中、数ヶ月後の河川の増水に備え、崩壊した堤防等の復旧のため140万円が政府より拠出された。勅令二〇五号で支出された土木救済費150万円のうち140万円が堤防等の復旧に充てられ、被災者の救済費は僅か10万円に留まったところに救済の序列が明確に見て取れ⁵⁴、事実経済的な理由により震災教育所は閉鎖に追い込まれている。

また、木曾三川のひとつ木曾川の堤防復旧工事には、数多くの民衆が動員された⁵⁵。これについて、各務ヶ原市の著名な旗本であった坪内高国氏による手記をまとめた『富樫庶流旗本坪内家一系統図並由緒 影印史料』のなかに、その様相が描かれている⁵⁶。

木曾川堤大破大し凹みわれ杯致す

男女子供迄明け六つ時に集まり夕暮迄也 上人足廿五銭、弱人足十八銭、女十銭、子供八九才より出る二銭五厘より五銭なり

工事実施に際して早朝6時に男・女・子どもを集結させ、8歳から9歳の子どもが2銭5厘から5銭で雇われ、堤防復興工事に従事させられていた。これらの「雇用」が罹災者らの貴重な収入源であったとされることもあるが⁵⁷、8歳から9歳の児童が未曾有の劣悪な災後の状況下で日没まで働かされていた問題は大きい。

4. おわりに

濃尾震災の復興・救済においては様々な課題が露呈した。数多くの近代的建築物が倒壊し、日本の動脈である交通網や情報網が切断されたため、政府はその復旧に奔走する。その一方で、震災救育所の閉鎖という社会的弱者救済の打ち切りは、県や国家行政の社会的弱者への対応の未熟さを象徴するものである。

当時、窮民の救済に伴う「惰民」化への危機感が根深く、経済的理由と「自活者」への陶冶と矯正の考えのもと、施設は多くの人々を収容したまま閉鎖が断行された。社会的弱者は「自活者」としての生活を送ることは非常に難しかったと考えられる。

災害発災に伴う様々な困窮に加えて、施設閉鎖という社会的対応の未熟さに伴う社会災害が重なったことで、彼らは「二重の被害」を受けたと言える。公的救済施策の不足、特徴的な惰民観、「子ども存在の軽視、障害児の生命・生存の保障という視点の欠落」が見え隠れする。震災救育所や木曾川での児童労働の事実はこれをさらに裏付ける。

濃尾震災の復興は、様々な近代化装置によって国民統合が行われている当時において、「慈恵による国民化」の格好の対象となった。皇室による恩賜金の下附はその例であるが、その窮民救済は社会的弱者の生活や学校教育に届きにくいものであった。

政府による臨時支出も当初そのほとんどが堤防復旧にあてられ、救済費としての割り当てはわずかであった。末端行政の混乱を増したであろう領収書を求める恩賜金の下附、岐阜県議会や国会での政治的抗争、インフラの復旧が優先された結果、被災によって「生存

の危機」に直面した社会的弱者への無関心・消極的姿勢は顕著であり、これらが濃尾震災による人的被害拡大・救済遅延に繋がる要因であったと言える。

註

- 1 愛知県名古屋地方気象台（1971）『愛知県災害誌』、p.470。
- 2 岐阜県（1967）『岐阜県史 通史編 近代 上』、p.757。烈震・強震・弱震・微震は1884（明治17）年に定められた4段階の震度階級である。
- 3 名古屋紡績会社や名古屋電灯会社、名古屋郵便電信局等のれんが造りの建物は被害が大きかった。
- 4 岐阜新聞社編（1998）『岐阜県災害史：特集と年表でつづるひだみの災害』岐阜新聞社出版局、pp.79-80。
- 5 岐阜県郷土資料研究協議会（1991）『岐阜県下震災景況—明治二十四年濃尾震災報告書—』、p.1。
- 6 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.86。
- 7 『岐阜日日新聞』1891年11月5日。
- 8 岐阜県庁行政文書『震災日誌一』（従明治二十四年十月二十八日 至同年十一月十五日）
- 9 現在は「看護師」表記が適当だが本論文では当時における名称を用いることにする。
- 10 岐阜県庁行政文書『震災日誌一』、前掲8）、p.1-33。
- 11 愛知県名古屋地方気象台（1971）前掲1）、p.470。
- 12 愛知県名古屋地方気象台（1971）前掲1）、p.483。
- 13 愛知県名古屋地方気象台（1971）前掲1）、pp.482-483。
- 14 愛知県名古屋地方気象台（1971）前掲1）、pp.478-489。
- 15 愛知県名古屋地方気象台（1971）前掲1）、p.478。
- 16 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）『1891 濃尾地震 報告書』、pp.68-130。「災害教訓の継承に関する専門調査会」は、過去に経験した大災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集することにより、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、平成15年5月の中央防災会議において設置が決定された（中央防災会議・HPより）。
- 17 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.88。
- 18 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）前掲16）、p.75。
- 19 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.87。
- 20 岐阜県庁行政文書『震災日誌一』前掲8）。
- 21 岐阜県庁行政文書『震災日誌二』（従明治二十四年十月十六日 至同年十二月三十一日）、p.7。
- 22 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.87。
- 23 岐阜県庁行政文書『震災日誌二』前掲21）、pp.89-116。
- 24 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』、pp.229-230。
- 25 北原糸子（1998）『磐梯山噴火—災異から災害の科学へ—』吉川弘文館。
- 26 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、pp.89-90。
- 27 川原由佳里（2008）1891（明治24）年濃尾地震における日本赤十字社の災害救護活動：岐阜県出張委員の記録史料から、『日本看護歴史学会』第21号、pp.46-55。
- 28 『新愛知』（1891年11月1日）

- 29 『日本赤十字』第1号、明治24年12月19日。
- 30 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）前掲16）、pp.120-121。
- 31 川原由佳里（2008）前掲27）、p.49。
- 32 中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）前掲16）、p.126。
- 33 北原糸子（2016）『日本震災史—復旧から復興への歩み』ちくま新書、p.273。
- 34 中部建設協会編（2011）『今もいきる、濃尾地震 マグニチュード8.0、日本史上最大の直下地震』中部建設協会、p.47。
- 35 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.92。
- 36 北原糸子（2016）前掲33）、p.275。岐阜県庁行政文書『震災日誌一』、前掲8）、pp.138-139。
- 37 岐阜・愛知で甚大な被害が出ている中、激しい選挙干渉が行われる第2回衆議院議員総選挙へと発展した。この濃尾震災復旧費の政治問題化については、災害を政治史に組み込むことを試みた飯塚一幸（1996）濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題、『日本史研究』第412号、pp.78-105。が詳しい。
- 38 北原糸子（2006）『日本災害史』吉川弘文館、pp.290-293。
- 39 『岐阜日日新聞』1891年11月5日
- 40 岐阜県庁行政文書『震災誌附録四 今訓 慰問』。
- 41 北原糸子（2006）前掲38）、p.293。
- 42 岐阜県庁行政文書『震災日誌一』前掲8）、pp.43-44。
- 43 岐阜県庁行政文書『震災日誌一』前掲8）、pp.43-44。
- 44 岐阜県庁行政文書『震災誌附録四 今訓 慰問』前掲40）、四百三十五号。
- 45 岐阜県庁行政文書『震災誌附録四 今訓 慰問』前掲40）、岐阜県告示第九十号。
- 46 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、pp.148-149。
- 47 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、pp.149-152。
- 48 菊池義昭（2013）濃尾大震災での岡山孤児院の位置と震災孤児院の養護実践の内容—財政内容からみえてくる日常生活と永眠児の動向等を中心に—、『東北社会福祉研究』第31号、pp.1-26。
- 49 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、p.158。
- 50 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、p.154。
- 51 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、pp.159-160。
- 52 岐阜県庁行政文書『震災誌附録四 今訓 慰問』前掲40）、pp.169-190。
- 53 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』前掲24）、pp.148-149。
- 54 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.90。
- 55 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.90。
- 56 各務原市歴史民俗資料館編（1994）富樫庶流旗本坪内家一系統図並由緒（二）、『各務原市資料調査報告書』第17号。
- 57 岐阜新聞社編（1998）前掲4）、p.91。

第3章

濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

1. はじめに

日本全土を揺るがした濃尾震災の激震により、岐阜・愛知を中心に幾多の近代的建造物が破壊され、明治政府はその復旧に邁進した。しかし、子どもを含む社会的弱者の救済は後回しな未着手となり、学校教育の復興の取り組みもまた遅れをとることとなる。

これまでの先行研究で教育被災・復興の問題については、岐阜県教育委員会が『岐阜県教育史』¹で扱っているほかは、各学校史・県郡市町村史の教育関連項目において散見されるほどで、本格的な研究はほぼ未着手である。

そのなかでも田甫（1981）は濃尾震災と教育復興という視点から、子ども・保護者の学校再開を望む声、再開に向けて資金確保に奔走した教師の活動等について明らかにしている。なお、耐震性の無い校舎の倒壊はその後の学校建築の示唆となるべきものであったが、1894（明治27）年の明治東京地震、1923（大正12）年の関東大震災でも大きな被害を出すことになった点も指摘している²。

岐阜県歴史史料保存協会（1991）によって岐阜県内の小学校に残る史料が搜索され、学校誌から震災被害を描写する取り組みがなされた³。しかし、それから四半世紀が経過し、それら学校史料の所在は不明なものが多く、史料確認調査が必要な状況である。

梶山（1991）は罹災小学校の国庫補助金獲得運動を中心として教育復興のプロセスを明らかにしている。また、岐阜尋常小学校において火災や倒壊する校舎のなかで教員らが身を挺して「御真影」と「教育勅語謄本」を保護した経緯について検討し、その後全国で進行していく御真影と教育勅語の物神化現象のきわめて早いはしりであったとことを指摘している⁴。震災後の教員を主力とする教育復興の原動力の所在、教育の近代化との接点を見出すことができる象徴的な事象である。

濃尾震災は義務教育体制の構築に尽力していた岐阜県の教育を破断させた。その被害発生から復興の過程については一部明らかにされてきているが、被災した子どもたちの実態については、その詳細が明らかになっていない。

それゆえに本章では、岐阜県内の小学校が保存してきた震災関連史料等から、濃尾震災による岐阜県の子どもと小学校の被害実態と教育復興の経過について検討していく。

なお本章で取り扱う主な地域や学校のおおよその位置は下図の通りである（**図3.1**）。

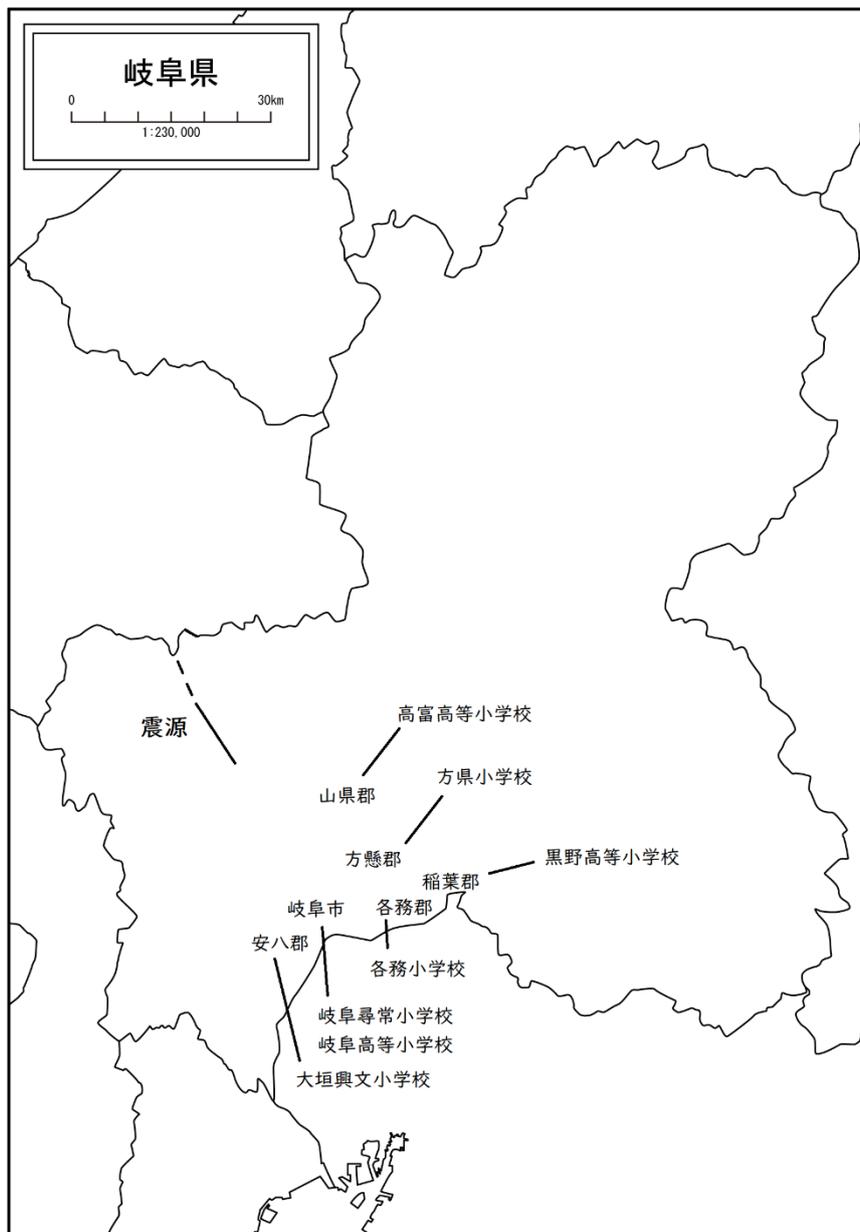


図3.1 本章で取り扱う岐阜県内の地域・学校

2. 岐阜県における学校被災の概況

濃尾平野は地震を含めて災害の多い地域である。明治中期に限っても 1889 (明治 22 年) 5 月美濃南部地震、1892 (明治 25) 年 1 月濃尾国境地震、1898 (明治 31) 年 8 月美濃地方一帯での地震などが発生していた。

古来より水害も頻発する地域であり、さらに台風や雪害も含めなど多様な災害を抱えて

いる。県内の面積も広く、起伏も大きな地形であることから、このような災害は山崩れや橋梁の流出による交通の寸断をもたらし、学校教育にも大きな影響を与えてきた。校舎への浸水、全損、半壊などはもちろんのこと、交通の寸断、橋梁の流出は子どもの通学困難の原因となった⁵。

さて濃尾震災の被害について、岐阜県庁行政文書の『震災誌附録二諸表』の「被害小学校一覧表其壱」によれば、岐阜県内の528校のうち373校が震災による何らかの被害を受け、そのうち174校が「全潰」、3校が焼失、「半潰」も196校に上った。岐阜県内の小学校の70%以上にのぼる数である⁶。中心部・岐阜市ではほとんどの家屋が全半壊しており、市内6校の小学校のうち6校とも被災、2校は全焼している⁷。

「被害小学校一覧表其弐」によれば、373の被災小学校に通っていた「就学児童数」は51,613人、教員数は1,078人であった⁸。多くの木造校舎が倒壊したが、授業時間帯ではなかったことから倒壊による人的被害は軽微だったが、しかし死亡児童数270名、負傷児童数437名に上った⁹。県内の被害を地域別で見ると厚見郡や羽栗郡、本巣郡での校舎倒壊率が高いことがわかる。

3. 岐阜県における学校・児童生徒の被災の実態

次に、岐阜県内の小学校の被災の詳細について検討するため、岐阜市立岐阜小学校、方県小学校、芥見小学校、各務ヶ原市立各務小学校、山県市立高富小学校、根尾谷断層観察官等に所蔵されている『震災小誌』や『校下震災誌』、『学校沿革誌』を検討する。これら『震災小誌』等の資料について、岐阜市立芥見小学校所蔵の「達書纏」（学校再建に関する役場から学校への通達文書類）にあるように、行政からの記録指示があり、当時一斉に各校が校下の被害等をまとめたものと思われる¹⁰。

濃尾震災は古今未曾有の事変にして、小学校教則大綱の郷土に関する史談に当たり、
当時の災害状況救急状況等を詳細に取調べ各校下震災小誌を編成せよ

明治二五年七月五日 発第一五〇六号 内務部長藤尾伍鹿

岐阜尋常小学校には被災直後の火災対応の記録が残る¹¹。学校外に運び出した学校の教材等が校庭に持ち込まれた市民の持ち物と一緒に燃えてしまうなか、御真影と教育勅語だ

けは安全な場所に移されたことが特徴的である。

車町（岐阜県本町六丁目）の火が米屋町に迫り、午後三時ついに本校ならびに高等小学校を全焼す。本校所蔵の書籍類、器具機械などことごとく全焼した。火がまわってきたとき、校長稲垣、幹事朝田、訓導土本、辻、渡邊などの数名と、小使栗田、宮部の二名と必死尽力して、書籍や器具などの取り出しに注意したが、重要なもの一、二点を除いて類焼してしまった。ここ校内は市民が火を避けるため運び込んだ荷物でいっぱいになっていた。そのため火が回るや火の勢いはいっそう猛烈となり、一面火の海になってすべてが焼き尽くされてしまった。聖上皇后両陛下の御影は、校長稲垣、勅語は訓導辻がほかへ奉移し、幸いにも難を逃れることができた。

このように教材・器具が焼失した学校では、以下の物資を必要としていた。岐阜県庁行政文書の『震災誌附録二 諸表』には「全焼全潰校舎一校ニ要スル校具表」が記載され、「尋常科生徒教授上必須ノモノノミヲ掲ク」として最低限必要となる校具があげられている¹²。これらの器具等は全国各地の師範学校等も支援物資として寄附している。

「假名ノ掛圖」（仮名表）2 「尋常小学讀本及入門トモ」1、「筆算及珠書」1、
「日本地圖」1、「地球儀」1、「定規」1、「両脚規」1、「大算盤」2、「小算盤」1、
「指數器」1、「度」2、「量」2、「衡」1、「庶物指数具」1、「教員用机」4、「教員用腰掛」
4、「生徒用机」2人組 88、「生徒用 腰掛」2人組 88、「書棚」1、「黒板及拭共」4、
「時計」1

震災下とはいえ、当時、岐阜県行政の学校教育担当者が学校を一校成立たせるために必要な教材等をどのように把握していたかを示すものでもある。

『岐阜日日新聞』（1891年11月10日）が岐阜県尋常師範学校、小学校、中学校での損害金額の大枠をまとめているが、それぞれ「二千元」「五千元」「四千元」であった¹³。教材器具の損害に加え、さらに校舎の倒壊による損害が最も大きなものであった。このような県下の教育上の困難について、教員も大きな危機感を覚えていた。

黒野高等小学校の『校下震災小誌』には「県下ノ被害激甚地方災後教育ノ有様」について、「被害校数幾百ノ多キヲ算シ惨状筆舌ニ絶ス」とし、「校舎ヲ失ヒタル諸校ハ災後僅ニ

授業ヲ開始スルニ至リテモ人家寺院若シクハ假小屋ヲ以テ校舎ニ充テ「其ノ教授上ノ不自由想像ノ外ニ出ヅルモノアリ」と描写し、自校下の損害が少ないながらも、壊滅した小学校教育の現状への危惧を表明している¹⁴。

さて、さらに岐阜尋常小学校の学校日誌には震災後の学校運営の様子が記録されており、『金華小学校百話』にその一部が抜粋されている¹⁵。

10月29日 木曜日 晴天 振動は続いてやまない

前日來の大火は四方に延焼して午前10時になってようやく鎮火した。

10月30日 金曜日 晴天 振動続く

本校の全職員が稲葉社務所に集って学校の前後策を協議した。しかし不参加者が若干あったので再会を約して解散した。

10月31日 土曜日 晴天 振動続く

午後1時より職員が稲葉に集合して次の通りに決定す 西御坊を借り受けて仮校舎とす 職員の希望者は一週間の帰省を許す この機に市内一校論を主張す 職員一同は市内公共の事業を助ける 市役所より救民のためのたきだしを始めたので、職員は公園・師範学校・濃陽館の3カ所へ出張して分配方に従事した

12月1日 火曜日 晴天

当日の内、小熊町園龍寺を借り受け仮授業を行う。当分生徒は器具を要せず 1・2年生は午前3時間、3・4年生は午後3時間とす 仮校中といえども奮って就学すべき旨を一般に通報す

岐阜尋常小学校では震災から一ヶ月あまりが経過した12月1日を授業再開日とし、焼け出された児童を全職員が手分けして捜し求め、就学の勧告をおこなった結果、当日は男子316名、女子201名、合計517名が集まり、仮校舎の円龍寺の本堂は生徒であふれかえることとなる。その後、生活が落ち着きを取り戻すにつれて人数は増加し、12月末に在籍生徒数は834名、平均出席者数も522名に達した¹⁶。

また基督教徒救済所の78円をはじめ、多くの義捐金が日本各地の師範学校から集まるなどした結果、その総額が806円79銭4厘となった。これらにより讀本736冊、石版730個等を購入することができたのである¹⁷。

岐阜高等小学校校長の横山徳次郎により1893（明治26）年9月に作成された『明治廿

『四年大震災記事』は、『震災小誌』としての特徴がある資料である。上述の被害と同じ大火災に巻き込まれており、阿鼻叫喚の校下の凄惨な火災被害が記され、また燃えさかる校内で御真影を取り出した他は、帳簿・書籍・器具の一切は手を出せずに、高等小学校校舎は震災発生当日の午後五時頃に焼失している¹⁸。

「災後間もなく我らに遇ひては学校は何時始まるやと尋ぬる天真無邪氣之を叱する父母の無残」とあり、教師らが猛烈な火災などから逃げ惑うなか、市内で出会った児童が学校について質問するのを父母が叱責する様子が記述されている¹⁹。両親の叱責は、今は学校どころではないという意味と思われるが、そのような対応が大多数であることから、横山は一部の親によって震災を理由に教育機会が失われることへの危機感を描いている²⁰。

また『明治廿四年大震災記事』にはこのような児童の震災後の様子について、詳しく記述されている²¹。震災発生から一ヶ月ほどたって仮開校を迎えた校舎では、しばらく書籍や訓話にふれていなかった子どもの「思考力」や「記憶断定ノ力」の低下だけでなく、「浮遊ノ悪風」を得てしまったこと、学校で守るべき規律を無くした状態となり、様々「悪言」や「邪聲」も聞かれた。

子どもの暴言は被災地で見られる特有の心理的問題の一つである。子どもの問題を目の当たりにした教師は、災害に起因する様々な教育上の「無形ノ損害」を見て取った。現状からの教育の回復が容易ならざるものであることに警鐘をならし、「有形」のものばかりに復興が集中するなか、社会の意識や救済が子どもたちの将来にわたる「無形ノ損害」に向けられないことに対して鋭く批判していることは、特筆すべきことである。

被害後生徒ノ有様

一震驚愕ヲ喫シタル儘書籍ヲ目ニ見ザルヲ一ヶ月余リ耳ニ修身ノ訓話ヲ聞カザルヲ又然リ 上下尊卑ノ別立トコロニ消滅シタリシ如ク 口ニ悪言ヲ吐キ 邪聲耳ヲ掩ヒ 有形ノ教育已ニ斯克ノ如ク退却シ 開校后生徒ノ不規律不整頓又昔日ノ比ニアラス 思考力殊ニ著シク却歩シ記憶断定ノ力又然リ 意志情緒ノ変化又歩ミナカラス 浮遊ノ悪風ヲ得タルハ教育者落胆失望之ニ若クモノソナキ無形ノ損害斯克大ナルニモ拘ハラス世人ノ之ニ向ヒテ救済ノ道ニ尽力セザル人ノ多キハ遺憾ノ極トヤ云ワン 之ヲ恢復スルノ決シテ容易ノ業ニアラズ教育ノ任ニ罹ルノ士余程猛省セズンバアルヘカラズ

また、横山校長は震災で停止する教育の営みについて「日本帝国ノ将来ヲ慮ラハ岐阜県

ノミ岐阜市ノミ無教育ノ状態ニ止メオクヘカラザルナリ国家ハ有機体団体ノ一ナル」「国家ノ存在スルハ教育ノ結果ナリ」と述べている²²。

このような意見は他の小学校でも見られ、「今尾尋常高等小学校沿革誌」には「一時閉校セシモ教育事業ヤ国家ノ基礎ニシテ一日モ等閑ニ附スヘキアラサレバ干難万苦ヲ排シ、漸クニシテ明治二十五年二月十六日開校スルニ至レリ」とあり、教育復興が国家基礎としての教育体制維持を意識して行われたことがうかがえる。

岐阜県東部に位置する各務ヶ原市立各務小学校所蔵の『岐阜縣美濃國各務郡各務尋常小學校震災誌』からは、震災一ヶ月前に瓦葺きに改修したばかりの校舎が全壊したことや校下の悲惨な被害状況、そして震災後の子ども様子が描かれている²³。

生徒中ニモ書籍アレバ石板ナク石板アレバ算盤ナク、此レアレハ彼レナシトイフ有様ニシテ全ク具備スルモノ殆ド稀レナリ 故ニ授業上ノ困難一ニシテ足ラス剩ヘ 高机足ラサレハ止ムヲ得ズ低机ヲシシ以テ坐習セシムリニ至ル 教師ハ立テ教ヘ生徒ハ坐シテ学フ 維新前ノ寺子屋ノ如ク 其不便且不體載ナルコト言語ニ耐エズ 又生徒ハ古今未曾有ノ変事ニ遭遇シ驚愕ノ余リニヤ学科ノ遺忘太甚シク特ニ授業ニ困難ヲ覚フ

『大震報告』（岐阜測候所発行）によれば各務村の被害は大きく、総戸数に対する全・半壊の倒壊率は100%であった²⁴。村や町が文字通り跡形も無く崩れ去り、通っていた学校も倒壊するなど「未曾有ノ変事」に遭遇し、「驚愕ノ余リ」それまでの学習内容を甚だしく忘れてしまうなど、子どもたちの深い不安・恐怖・動揺等が見て取れる²⁵。

本年十月廿八日稀有ノ大震災ノ爲メ本校ハ全潰、須衛小学校ハ半壊トナリシ、依テ一時休校センモ漸ク 十二月廿四日ニ至リ郷社境内ノ演劇場ヲ繕ヒ仮教場ト〇〇開校セリ 而シテ生徒ハ七十名ニ減少シタリ

この年のはじめには115名であった在籍者数も70人にまで減少しているが、同校の場合その後校舎が無事復旧され、翌々年にかけて児童数も回復していく。以上のように、学校の復旧に向けては、その存続も含めて多くの困難を経験した小学校が多くあった。

『大日本教育会雑誌』第115号は「震災地学校ノ悲況」と題し、文部省檜垣視学官が岐阜県・愛知県の学校の状況を巡視した報告として、久保田普通学務局長にあてた書簡（明

治 25 年 2 月 11 日) を載せている²⁶。

震災地学校ノ悲況

師範学校中学校共修繕未済ニ付、教員生徒ハ殆ト風雪散乱ノ中ニテ立チテ授業致居候、小学校ハ大抵三分ノ二迄ハ既ニ授業始申候

1892 (明治 25) 年初頭の段階ではかなりの学校で授業が再開されたが、岐阜県師範学校や中学校では修繕が完了しておらず、雨風の吹きさらしの中での授業であった。また、小学校は半日ずつの授業の場所が多く、参考書・教具が欠乏して困難を感じており、生徒は学用品無しで登校していた²⁷。

山県尋常高等小学校『濃尾震災小誌』は現・岐阜市立三輪北小学校に保存されており、村内の被害や皇室からの支援を丁寧に記録、また被災後の生徒の困窮を記載している。学校は三か月ほどして真長寺の本堂を借りて開校したが、椅子を机に、壊れた瓦を石盤とするなど、かろうじて「教育ノ命脈ヲ保ツ」という状況であった。

この仮校舎は数百年前の建築で震災により壁は大破しており、冬は寒さで筆をとることもままならず、顔色は青白く「菜色」になり、筆を持つ指が真っ赤になっていたことが見て取れる。また教室は狭く、夏場はその暑さに耐えられない状況だった²⁸。

寒風凜トシテ凜烈戸隙壁間ヨリ身ヲ襲ヒ筆ヲ執ルヲ得ズシテ空シク卷縮シ 面ニ菜色アリ 指肢却テ紅ヲ呈スルノ生徒多シ 夏ハ教場狂狭ナル為メ 苦熱堪エ難シ

子ども向けの雑誌『小国民』(第 4 年 12 号) にはこのような授業風景を示す挿絵が掲載されている (図 3. 2)。当時、教室の内壁には欠落やひび割れが見られ、余震も続くなかこのような環境で授業が再開された。また、本開校ができないために無給で勤務せざるを得ない教員も多く、生活が困窮し、本巢郡稲積村の小学校訓導が入水自殺するなどの事例もあったという²⁹。

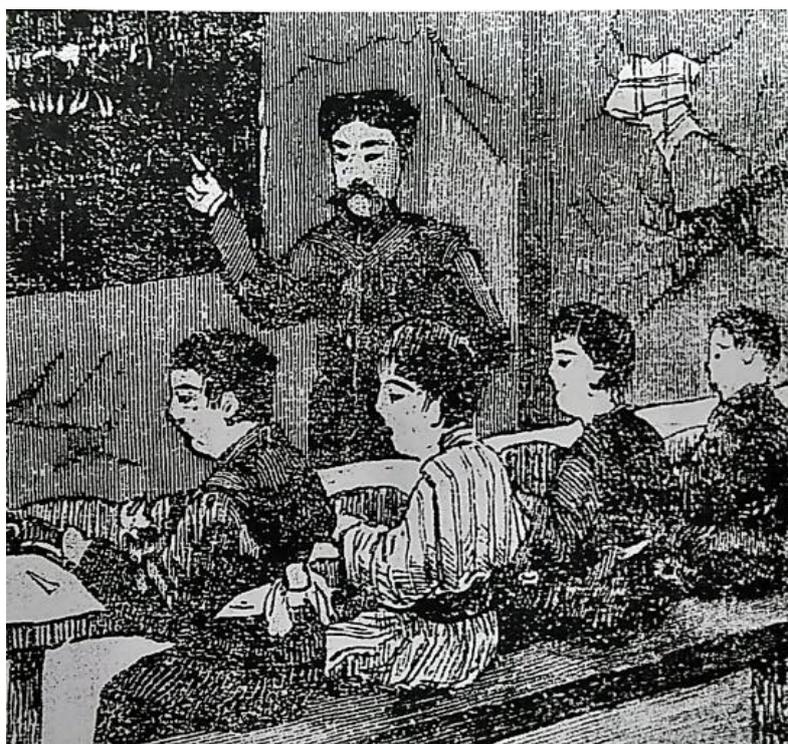


図3.2 被災地における授業再開の様子³⁰

岐阜県大垣市最古の小学校である大垣興文小学校は被災当時、児童数「一千余名」を数え、5つの校舎を擁する規模の学校であり、1891（明治24）年7月に落成したばかりの2校舎が大破したものの倒壊を免れた³¹。そのため救援や復旧の拠点となり、臨時施設（臨時仮病院、町役場直関税分署）にあてられ、これが学校教育運営上の痛手となった。校舎不足のため二部制教授が実施され、教員の長時間労働が数十日も続き、さらに極度の経済的困窮に陥ったことから俸給の財源が底をつき、教員の総辞職という事態を招いた³²。

1873（明治6）年4月に開校した山県郡高等尋常小学校は震源地根尾谷からの断層線上にあり、全村が壊滅的な被害を受けた。現在も同校に保存されている『校下大震災誌』によれば全戸数646戸中10戸を除いて「全潰」している³³。

この地域の歴史を記した『高富町史』によれば、高富と高木にあった校舎はみな倒壊し、訓導渡辺二郎らによって仮校舎の建築が促され、一旦学校は再開に至る。しかし、震災後の経済的状況は非常に厳しく、訓導武藤重太郎らが俸給を返上・寄附するなどしたが1892（明治25）年3月かぎり高富高等小学校はやむを得ず全廃された³⁴。この時のことについて、『学校沿革誌』には以下のように記述がされている³⁵。

明治二十四年十月震災ノ為ニ学校全部倒壊セシヲ以テ二十五年二月一日ヨリ高富村字田倉ニ三十五坪ノ仮校舎ヲ建テ生徒ヲ教授セリ 簡易科ハ八月ヨリ字鳥羽ニ仮校舎ヲ設ケテ教授セシガ経費負担ニ苦シミ明治二十五年三月限り高等小学校ヲ全廃セリ

一度は仮開校をしながらも廃止がなされてしまう。しかし同年、政府が震災復旧補助費として高富小学校へ 650 円が拠出され、新校舎を再建築する目処が立った³⁶。明治政府の震災復興への補助金は、そのほとんどが当初から堤防復興などインフラの復旧に集中していたため、このように高富小学校は一度廃校に至ってから復興することとなった。

いつどのように補助金が出るのかについての見通しも不確かな状況で、学校側は学校の存続に関する判断を下さなければならなかったと考えられる。

4. 岐阜県における教育復興の実態

岐阜県内の学校はそれぞれの地域復興の様相などと密接に関係しながら、義捐金や政府補助金、訓導らの寄附等によって徐々に再建が進んで行く。その復興達成については学校誌などで語られているものの、巖本善治が主幹である『東京婦人矯風雑誌』（1892（明治25）年5月31日）に学校教育の復興の実情が示唆されている。

「岐阜県下に於ける風俗の頹廢は実に甚だしきものあり」という社会情勢一般の風俗の悪化という現状と同時に、「小学校の生徒また之に唱和す」「学校は多く倒れ続けて教育施すに由なし假屋僅かに教員の手製になるも、父兄資無くして生徒を出すと能はず、熱心の教員、無給にて務むと雖も、これも永続するとは難かるべし」と冷静な分析がなされている。義捐金や俸給の寄附を行い、無給で働く教員らの努力によって何とか保たれている、その復興教育の体制が永久に続かないことを指摘している。

また「嗚呼、一方に於いては淫猥の風日に長じ、一方に於いては教育の道殆ど絶つせんとす、吾人は彼地の義人と共に涙を揮ふて之を天下の同胞に訴へ、切に其救済の策を仰ぐなり」、とあり、風紀が乱れ、人身売買などが行われるなか、事実上の教育復興には道半ばであることが示されている³⁷。

岐阜県の小学校は 373 校が被災し、174 校が全壊したが、堤防等のインフラ整備を急ぐ政府からの援助は早急には得られず、最終的に国庫補助金が拠出されるまで学校教育の復興は困難を極めた。

当時、備荒儲蓄金等の政府による資金に加えて、天皇からの恩賜金や全国からの義捐金が震災復興を支えたが、岐阜県の学校再開にあたっては、岐阜県教育会をはじめとする教育関係者ら独自の義捐金募集や、岐阜県各町村長らが政府への請願を行うなどして資金調達に尽力した。

1892（明治25）年5月には「小学校復築修繕及器具費ノ国庫支出ヲ仰ク請願書」が各町村長連署で衆議院議長宛に提出され、「小學校ハ将来ノ精神国家ノ血液タルベキ兒童ヲ教育スル處ニシテ其儘ニ放擲スベキニアラズ」「国家ノ血液タル數萬ノ少國民ハ學ヲ廢シ途ヲ誤リ遂ニ天下流浪ノ遊民タラン」等と表現し、県下教育の窮状を訴えた³⁸。その後、1892（明治25）年10月15日になってようやく「震災地被害小学校設備補助金交附方規定制定ニツキ県訓令」が小崎知事の名によって出され、政府の支援を受けることになる³⁹。

また、当時の第二次小学校令の施行に伴う関連諸規則として、1891（明治24）年4月に「小学校設備準則」（文部省令第二号）が定められていた。これを受けて岐阜県でも1892（明治25）年12月に「小学校設備規則」（県令第六十八号）が制定されている。『岐阜県教育史』が明らかにしているように、通学に便利で道德・衛生上の問題の無い校地、通風・採光の良い構造の校舎などの基準が提示され、学校設備の統一化が進んだ。当時全国で町村合併による統廃合が学校建築に影響を与えていたなか、岐阜県ではさらに濃尾震災が「校舎の新築や増築の重大な契機」をもたらした⁴⁰。震災の公教育システムへの影響は未解明の課題が多いため、今後も検討を行う必要がある。

5. おわりに

濃尾震災後の救済・復興においては各種の社会問題が噴出した。日本の動脈である交通網が切断され、明治政府はその復旧を優先したため、子ども・国民の生命保全や救済に関する脆弱性は顕著であった。とくに孤児救済の遅れや現地で横行した人身売買に象徴されるように、「子ども存在の軽視、子ども・障害児者など社会的弱者の生命・生存保障という視点の欠落」が大きく露呈した。

震災から1年が経過する頃ようやく始まった政府による教育復興支援までは、教師や地域の努力によって校庭や寺院等での仮校舎での授業や学校運営がなされた。未曾有の災害に遭遇した子どもらは大きな不安・恐怖・動揺等を示した。それは学習内容の忘却や暴言の増加などにも顕著に現れ、劣悪な教室環境も相まって災後の学校教育は困難を極めた。

岐阜高等小学校校長の横山徳次郎は教育の破断に対する危機感を示し、「有形」のもの

ばかりに復興が集中するなか、子どもたちの将来にわたる「無形ノ損害」に対して行政も「世人」も鈍感であり、十分な意識が向けられないことを鋭く批判しているが、このような指摘は現代にも通底するきわめて傾聴に値するものである。

註

- 1 岐阜県教育委員会編（2003）『岐阜県教育史通史編近代二』。
- 2 田甫桂三（1981）濃尾地震と教育の復興、『武蔵野音楽大学研究紀要』第14巻、pp.95-120。
- 3 岐阜県歴史資料保存協会（1991）『学校誌にみる濃尾震災』。
- 4 梶山雅史（1991）濃尾震災と教育、『岐阜県歴史資料館報』第14号、pp.2-17。
- 5 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.681。
- 6 岐阜県庁行政文書『震災誌附録二諸表』、pp.15-16。
- 7 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.682。
- 8 岐阜県庁行政文書『震災誌附録二諸表』前掲6）、pp.13-14。
- 9 岐阜県庁行政文書『震災誌附録二諸表』前掲6）、pp.16。
- 10 岐阜県歴史資料館（1992）『岐阜県史料調査報告書第13号教育史関係文書目録3』、p.20。
- 11 若井秀一（1973）『金華小百年』金華小学校創立百周年記念事業実行委員会。
- 12 岐阜県庁行政文書『震災誌附録二諸表』前掲6）、pp.17-20。
- 13 『岐阜日日新聞』、1891年11月10日。
- 14 黒野高等小学校・黒野尋常小学校『校下震災小誌』。
- 15 鷺見礼司（1975）『金華小学校百話』「金華小学校百話」刊行後援会、pp.19-20。
- 16 鷺見礼司（1975）同上）、p.21。
- 17 鷺見礼司（1975）同上）、p.22。
- 18 岐阜市高等小学校（1893）『明治廿四年大震災記事明治26年9月』、pp.5-14。
- 19 岐阜市高等小学校（1893）同上、p.24。
- 20 岐阜市高等小学校（1893）同上、p.24。
- 21 岐阜市高等小学校（1893）同上、p.25。
- 22 岐阜市高等小学校（1893）同上、p.51。
- 23 各務尋常小学校『岐阜縣美濃國各務郡各務尋常小學校震災誌』、pp.3-4。
- 24 岐阜県岐阜測候所（1894）『明治二十四年十月二十八日大震報告』。
- 25 各務尋常高等小学校『学校沿革誌』、p.34。
- 26 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.682。
- 27 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.682。
- 28 山県尋常高等小学校（1892）『濃尾震災小誌』。
- 29 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.698。
- 30 岐阜県教育委員会編（2003）前掲1）、p.697。
- 31 大垣町興文高等小学校・興文尋常小学校『震災小誌明治二十四年十月廿八日』。
- 32 岐阜県歴史資料保存協会（1991）『学校誌にみる濃尾震災』、pp.28-29。
- 33 山県郡高富尋常小学校『校下大震災誌明治廿四年』。
- 34 岐阜県山県郡高富町（1980）『高富町史通史編』、pp.444-449。

- 35 高富尋常高等小学校『沿革誌 明治6年～昭和55年』、p.45。
- 36 山県郡高富尋常小学校『校下大震災誌 明治廿四年』。
- 37 巖本善治(1892)『東京婦人矯風雑誌』、第46号、p.17。
- 38 岐阜県庁行政文書「震災被害小学校復旧につき国庫補助請願書」明治25年5月。
- 39 岐阜県教育委員会(1998)『岐阜県教育史史料編近代二』、p.468。
- 40 岐阜県教育委員会編(2003)前掲1)、pp.92-94。

第4章

濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

1. はじめに

本章では、第3章に引き続き濃尾震災により岐阜県と同様に甚大な被害を受けた愛知県の学校教育における被災事例の検討を通して、子ども・学校の被害実態や教育復興の取り組み、被災・「生存の危機」に伴って露呈する近代国民国家で発生した災害下にある子どもの生命の位置づけについて検討していく。

愛知県公文書館で史料調査を実施した結果、愛知県丹羽郡および西春日井郡の第三課（学務課）が当時記録した学事書類が発見された。被災した各学校からの届け出書類等が多数編纂されており、本章ではこれらの史料をもとに分析・検討を行うものである。

濃尾震災に際しても愛知県の小学校の多くが被災したが、『愛知県史』『愛知県教育史』等の中でも震災と学校教育に関する記述は岐阜県と比較しても限られ、地域史（郡誌、町村史等）の中でも記録として触れられている程度であり、全貌は明らかになっていない。子どもの生存に関わる重大な問題であり、被災と復興に伴う教育環境の変化等は近代教育の重要な歴史的変遷のプロセスの一つであるが、教育史研究における「災害と教育」という切り口からの歴史的検討は、現代においてもきわめて不十分である。

濃尾震災における子ども・孤児救済の実態として社会事業史研究において注目されてきた民間篤志家の救済の諸相とともに検討し、特定の救済者によって特別に救済された一部の子どもについてだけでなく、当時、その他の多くの子どもが置かれていた過酷な環境と「生活と発達の困難」の実態について検討する必要があると考える。

さて、蓑島一美（1998）は明治期の岐阜県における「御真影」の普及過程に着目し、市町村立の尋常小学校における「御真影」の高い普及率の要因として「濃尾大地震」の影響を挙げている。岐阜尋常小学校のように復興校舎落成式と「御真影」奉戴式を合わせて行う学校もあった。これについて蓑島は、被災地に恩賜金を下賜した明治天皇・皇后への復興の喜びと感謝を表出する場として「御真影」の奉戴式が位置付けられていたと指摘しており、明治天皇・皇后に感謝するとともに、学校を復興した一種のモニュメントとして、「御真影」を迎えた可能性を指摘している²。

近代日本の教育における「御真影」は教育勅語とともに国民統合の装置の一つとして強くその機能を果たしていたことが、様々な先行研究により明らかにされてきている。学校において「御真影」および教育勅語を正しく「奉護」することが至上の命題となっていく明治期の学校において、濃尾震災においてもその象徴的な機能を持っていたことがうかがい知れる。

特に今回検討する愛知県丹羽郡の学事書類のなかでも、学校からの被災報告の書面において、「勅語謄本」の安否が児童の安否より先に記載されている事例が多数見られた。

「御真影」についても一部（まだ尋常小学校への複写奉掲という手段が完全に浸透していない時期であるため）の学校で同様であった。

これは、近代日本において学校教育を通して子どもを強力的に管理・統制・教育するための装置であった「教育勅語」「御真影」の機能が、大災害という生存に関わる場面においてなお、子どもの生存の問題より優先するかたちで、強力的に作用していたことの一端を示すものとする。

本章においては、子どもの被災の実態と同時に、上記の教育勅語の位置づけについても濃尾震災との関係から検討を行うものである。

なお本章で取り扱う主な地域や学校のおおよその位置は下図の通りである（**図4.1**）。

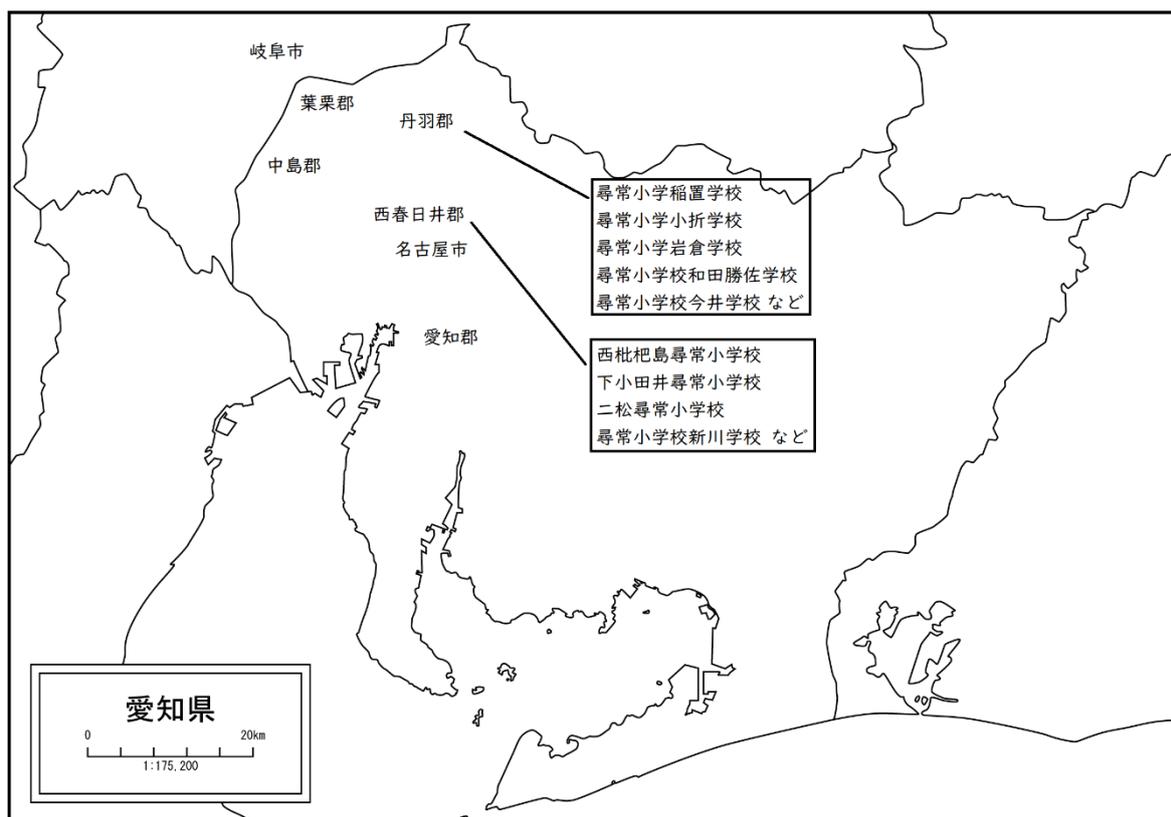


図4.1 本章で取り扱う愛知県内の地域・学校

2. 愛知県西春日井郡における「特ニ究困ヲ極メタル」児童の実態と教育復興の動向

濃尾震災による尾張地方の被害として、死者は 2,331 名、負傷者は 4,550 名、全壊家屋は 67,771、半壊家屋は 43,570 にのぼった³。愛知県内の尋常小学校は 246 校が被災⁴、その多くが全壊・半壊という甚大な被害を受け、復旧が見込まれないほどの被害を受けた学校は 140 校にのぼった⁵。

各校が復旧に向けた財源も確保できない混乱の最中においても、岩村県知事は小学校教育が「国民教育ノ事タル」ことをもって「多少ノ破損ニ止マルノ校舎ハ危険ヲ避ケ得ル丈ノ修理ヲナスカ如キ其他種々ノ方法ヲ以テ」授業を行っていくことを求めた⁶。震災当時、「天長節」（11月3日）が近く、「尊影（御真影）」や「教育勅語」の保全も含めて、「国民教育」を実施する場である小学校の復旧が強く求められたことが指摘されている⁷。

愛知県西春日井郡は中島郡や葉栗郡に次ぐ大きな被害を被った地域である。西春日井郡での火災の発火場所であった枇杷島町や西枇杷島町は名古屋に接する人家密集地であり、国道に多くの家屋が倒壊して交通が断絶するなか、警察官と工兵隊が消火活動にあたった。全半壊した住家は 6,437 戸、住家以外の建物の全半壊は 6,906 棟にのぼる⁸。

史料調査により、愛知県西春日井郡役所第三課（学務課）が記録した『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊』の存在が確認された⁹。そこに記されている西春日井郡の各学校（高等小学校 1、尋常小学 24 の計 25 校）の報告から、学校の被災実態の一部を明らかにしたい。

愛知県西春日井郡

高等小学校 一

尋常小学校 二四

計 二五 但惣數

此譯

全潰 高等小学校 一 此修築費見積金貳千五百円

同 尋常小学校 九 此修築費見積金壹萬參百五拾五円

半潰 尋常小学校 二 此修繕費見積金千貳百円

破損 尋常小学校 一三 此修繕費見積金參千九拾參円

計 二十五校 内 高等一 尋常二四

此修築及修繕費見積金壹萬七千百四拾八円

一 小学校生徒 壓死者 三十一人

内譯 男十六人 女十五人 内一人高等小学校生徒

一 小学校生徒負傷者 十四人 但輕傷者ハ掲載セス 又負傷者中

目下過半治癒シ未治ノ者ハ夫々治療中

内譯 男八人 内一人 高等小学校生徒

女六人 内一人 同上

郡内の学校被災をまとめた上記の記録から、西春日井郡の児童の被害として、木造家屋の「壓死者」とされている死亡児童数は31名（男子16名、女子15名）、負傷者は14名（男子8名、女子6名）であった。全潰（全壊）した学校校舎は高等小学校・尋常小学校の計10校であり、その他の学校も含めて25校の学校が何らかの大きな損害を被っている。

以下、学務課史料からいくつかの学校を取り上げ、地域での被災の状況、教育復興や困窮児童についての事例を描写する。

西枇杷島尋常小学校

全倒

百拾貳坪半

十一月三日開校 同九日始業

校舎全損セシオ以テ町内字中嶋ニ於テ

下小田井学校（全倒）ト協同シテ仮小屋ヲ結び教育ノ命脈ヲ維グ計○ヲナシタレドモ

奈何セン各自露宿飢餓ニ叫ブノ折柄雇ウベキ人足モ購フベキ材料モナケレバ不得止

両校生徒西風颯々タル原野ニ佇立シテ教授ヲナス

教師生徒共に教具書籍ヲ失亡シタル

災餘ナレバ到底思ハシク教授ヲナス○能ハズ

愛知県名古屋市の北西に位置する西枇杷島町の西枇杷島尋常小学校では、1891（明治24）年10月28日の濃尾地震の発災から6日後の11月3日に開校、9日に始業と比較的早い学校再開がなされた。しかし、「各自露宿飢餓ニ叫ブノ」状況であり、食料も足りない状況で「西風颯々タル原野ニ佇立シテ教授ヲナス」と立って授業を受けていたことがわかる。

『西枇杷島町史』には、倒壊した二松・下小田井両学校の震災時の模様が「二松・下小田井両学校は共に全壊、街上に架した鉄道アーチ（レンガ造り）も倒壊、枇杷島橋も、当時木橋であったが、中央より折れて落ちてしまった」と描かれている¹⁰。両校は『明治二十四年濃尾大震災写真帖』にも記録されている学校であり、その後、中島に仮校舎が作られた。

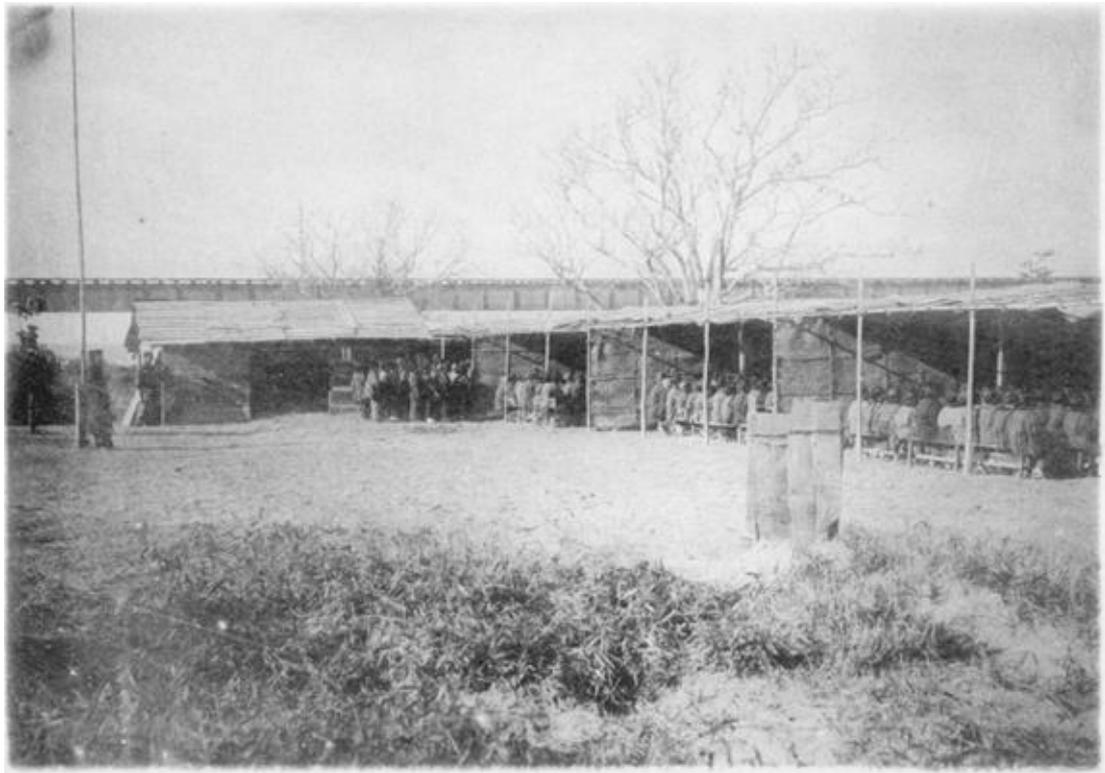


写真4.1 「西春日井郡二松下小田井両学校共同仮校舎授業ノ図」¹¹

「材料不足と人手不足で、約10日間の青空授業を余儀なくされ」¹²、11月の寒風吹きすさぶ中、合同仮校舎での授業が開始された（写真4.1）。その後、「下小田井尋常小学校は明治26年6月に、二松尋常小学校は同年11月に校舎の新築が完成」¹³しており、それぞれ1年半と2年間という長期にわたり、仮校舎での学校運営がなされていたことになる。

また、以下の清洲尋常小学校の写真記録からは仮開校当時、二松下小田井両学校共同仮校舎よりも条件が悪い、完全な野外授業となっていた（写真4.2）。

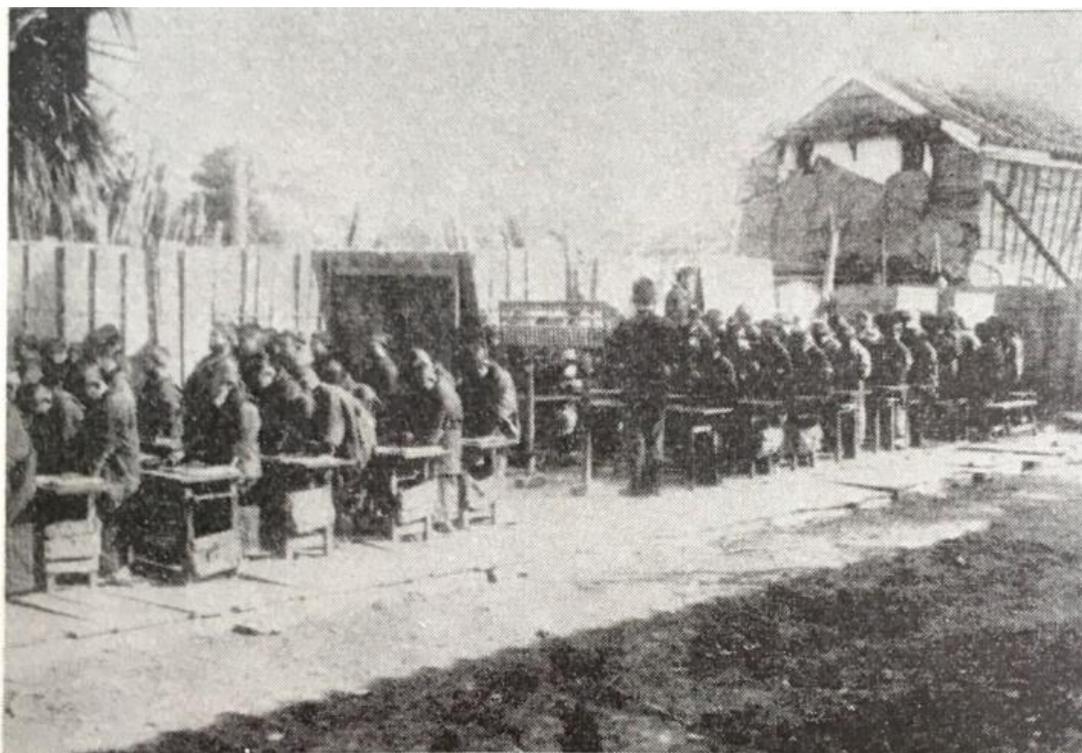


写真4. 2 「西春日井郡清洲小学校震災後授業ノ図」¹⁴

児童の貧困・困窮状態についての描写も残されている。先述の西枇杷島尋常小学校に関する学務課史料にも「究困ヲ極メタル者」についての一覧が記載され、震災以前からの家庭事情についての説明や家族構成などについても記述されている。史料の翻刻にあたっては個人情報保護のため苗字の一文字目のみを記載した。

西枇杷島尋常小学校

生徒ニシテ震災ノ為メ特ニ究困ヲ極メタル者

二年生 川〇〇〇〇

元来母一人ノ手ニ養ハレ居リシニ家屋全倒ノ際

母ト兄ト壓死シ自身ハ重傷ヲ負ビ僅カニ親戚ノ手に養ハル

一年生 小〇〇〇〇 六年八月

家屋全焼老人小児ヨタク之レアリ

二年生 伊〇〇〇〇 十年一月

父負傷家族七人アリ

三年生 田〇〇〇〇 十年八月

家屋家財悉皆焼失

一年生 水〇〇〇〇 七年三月

祖父重症父軽傷家屋全倒

西春日井郡尋常小学校新川学校の以下の記録からは、総じて震災以前より家庭が非常に貧困状況にあったうえで、さらに震災により家屋が「顛倒」し、親戚の救助を仰いでいた場合も、彼らも被災者として「辛苦」を経験しているため「一家生計ノ道」が困難に陥った等の事例がほとんどであった。生活や生業の「諸器具」も「悉」く破損していることも影響している。以下は一部抜粋である。

震災ノ為生徒死亡ノ者

才一年級 高〇〇〇〇 六年一ヶ月

才一年級 田〇〇〇〇 六年三ヶ月

生徒ニシテ震災ノ為メ特ニ究困ヲ極メタル者

才三年生 渡〇〇〇〇 九年五月

父〇〇〇ハ家素ヨリ赤貧ニシテ僅ニ舟子ヲ以テ業トナシ（筆者中略）

日々登校シ能ハサラシムルニ至レリ

また、地震災害による児童への精神面への影響の一端として、比良分場での記録を抜

粹する。

校舎

大破損

校舎坪数

三拾八坪

震災後始業ノ日並

本月五日

震災後ニ係ル教授ノ状況

教具並ニ各生徒携帯用具等不整頓ノミナラズ

校舎傾向シ為メニ生徒大震ノ后心々恟々鳴動

スル毎ニ動揺スルヲ以テ始メ三日間ハ校外ニ机ヲ並列シ

比良分場 明治廿四年十一月廿八 舟橋武男

「震災後ニ係ル教授ノ状況」として児童らの心身の動揺が記録されている。「生徒大震ノ后心々恟々」と地震を恐れ、繰り返す余震の度に「動揺」している様子がわかる。教具が全く揃わない状況であり、余震も続く中、はじめ3日間は学校外に机を並べ、授業を再開したとある。

第3章でも検討したように、学校倒壊などの「未曾有ノ変事」に遭遇し、「驚愕ノ余リ」それまでの学習内容を甚だしく忘れてしまうなどのかたちで、子どもたちの深い不安・緊張・恐怖・抑うつ・ストレス等が見て取れる事例（各務郡各務尋常小学校）が存在した¹⁵。震度6～7を体験した愛知県においても同様の子どもへの様々な心理面での影響があったと考えられ、当時の学事書類や学校所蔵史料の搜索をさらに調査を行っていく必要がある。

さて、このような状況下では到底、震災前と同様の学校運営を行うことが出来ず、西春日井郡でも岐阜県での対応と同様に職員を半数以上減らし、体操や唱歌を省いて授業を行った。

岐阜縣ノ如キ目今開校ノ〇〇悉ク職員ヲ半数以上ニ減シ
 一年期二年期ヲ午前三時間三年期四年期ヲ午后三時
 授業シ唱歌体操ノ如キ学科ハ之ヲ省ケリ
 同縣ハ目下三〇河ノ工事中ナレハ学童半日ノ餘暇ヲ以テ
 七八錢、三四錢ノ工〇ヲ得テ父兄ヲ補助セリ 本郡モ今將
 サニ同事情ナラントス故半日授業ヲナスハ其便少ナカラス

木曾川を含む堤防復旧工事には、数多くの民衆が動員されたことは第2章でも言及したが、ここに動員させられていた子どもについてはほとんど明らかになっていない。岐阜県では8歳から9歳の子どもらが災後の状況下で日没まで働かされていた実態があったが、愛知県側の史料からも、7、8錢～3、4錢と金額に差異があるものの児童が河川に関連する復興工事に動員されていたことがうかがい知れる。

こうした悲惨な状況下では開校した小学校に登校する児童数も大幅に減少した。上述の二松尋常小学校は218名から81名に減少しており、死亡児童は男子4人、女子3人の計7名である。下小田井尋常小学校もほぼ半減している。188名から60名と3分の1以下にまで減少した清洲尋常小学校は、児童の死者数も最も多く男子4名、女子6名の合計10名であった（表4.1）。

表4.1 震災前後の登校児童数の変化

学校名	震災前児童数	震災後児童数	減数
高等小学校	240名	138名	102名
二松尋常小学校	218名	81名	137名
下小田井尋常小学校	166名	87名	79名
新川尋常小学校	141名	72名	69名
清洲尋常小学校	188名	60名	128名

各校からの届け出書類の中には校舎や教材等の被害、児童の人的被害、震災後に困窮を極める児童の情報等が記載されている。その他にも開校届などの学校再開に関する届け出書類も含んでおり、震災被害が甚大であった地域において学校教育がどのように分

断され、また下記のような個別の児童らの困難の具体も示されている。「日々登校シ能ハサラシムルニ」至った子どもも多く、赤貧の家族の負傷や震災前からの貧困の更なる悪化等により「究困」を極める諸事情が各学校から報告されている。

下記は落合尋常小学校からの報告で、児童の父親の眼病による困窮や授業前後の時間に子守や薪拾いに従事せざるを得ない児童の実態である。

落合尋常小学校 『復命書』より

生徒ニシテ震災ノ為メ特ニ困窮ヲ極メタルモノ

落合村加藤喜十郎二女二男

二年生 加〇〇〇 十一年十一月

老年生 全 末吉 八年〇ヵ月

右之者元来不動産等ハ更ニ無之加フルニ〇〇〇〇多年眼病ニ罹リ終イニ隻眼共翳ヲ生ジタルニヨリ日雇ニ行クモ到底一人並ミノ業務ヲ取ル能ハザレバ人ノ依頼ヲ受ケ傍ラ按腹ノ業ヲナシテ家族七人ノ餬口ヲ凌グ程ナルニ今面〇ノ震災ニ付住居家全倒シ是ガ為メ目下餬口ニ〇々タリ

落合村 鈴〇〇〇〇 長男二男

三年生 鈴〇〇〇〇 九年十月

老年生 鈴〇〇〇 八年十一月

二人ハ授業前後ノ時間ヲ以テ他家ノ子守或ハ薪拾ヒニ従事スルヲ常トス然ルニ今面〇突然ノ震災ニ住家全ク顛覆シタルヲ以テ実ニ名状ス可ラザル有様ナリ

3. 愛知県丹羽郡における教育復興と勅語謄本「奉護」の実態

愛知県丹羽郡は県西北部に位置し、木曾川に面しており、震源の岐阜県とも隣接する地域であった。丹羽郡の全半壊戸数は6,584戸にのぼり¹⁶、「震域殆んど全国に亘りたるが、本郡は之が激震部に當り、瞬間に家屋建物を倒壊し、地盤を裂罅し、濁水を噴出せしめ、土地或は陥落し、或は隆起し堤防道路の崩壊夥しく、惨憺たる」状況であった¹⁷。

丹羽郡学務課が残した史料¹⁸には、早朝の震災であったため西春日井郡と同様に学校内での死者はいないが、家庭での「圧死者」などの「死亡生徒」や「負傷生徒」の存在が記載されており、震災から1か月弱が経過した時点での学校が把握している被害状況報告がなされていた。

郡内の 34 校のうち「全潰」が 14 校、「半潰」が 20 校と被害は甚大である。『愛知縣丹羽郡誌』では郡内児童の死亡者数は 14 人、負傷者 19 人となっており¹⁹、被災後の状況として岩倉小学校が一事例として写真とともに紹介されている²⁰。

発災から 1 週間が経過し、各学校において徐々に仮小屋・民家・野外にて授業が再開されるなか、岩倉小学校は「近傍の林間に幕を張り」、林間教授という形で授業を開始した（写真 4. 3）。

当時学校の概況を見るに、後者を見るに、校舎大半倒壊し、郡内児童の死亡せし者十四人負傷者十九人あり、各学校何れも休業せしが、十一月三、四日頃より、仮小屋、民家、又は野天に於て、授業を始めたり就中岩倉小学校は、学校近傍の林間に幕を張り、三日より授業を開始せしが、十七日小松宮殿下巡視の際、深く之を御感賞あらせられ、親しく優渥なる御奨励の令旨を賜ひ、随行官同宮別當高崎男爵は家こそは倒れたりけれどもまなぶ道はなみにもくづれざりけりと詠して感激せられたり。

ここで巡視に訪れている「小松宮殿下」とは皇族軍人の小松宮彰仁であり、戊辰戦争で征討大將軍として指揮を執った人物である。1890（明治 23）年に陸軍大將、1898（明治 31）年に元帥となり、近衛師団長や参謀総長も務め、軍事制度の整備に貢献した。また、博愛社（日本赤十字社の前身）などの社会事業関連団体の総裁も務めた²¹。

このような強い影響力を持つ皇族が、震災後 1 週間の時期に被災地を巡視しており、すでに岐阜・愛知に対して 3 千円ずつ初発の恩賜金を下附していた天皇・皇后の恩恵を広く知らしめるための重要なメッセンジャーとしての役割もあったと考えられる。



写真4.3 「震災当時の林間教授」²²

丹羽郡の第三課（学務課）への届出書類は、学校被災の詳細の届け出、備品の損害や復興に向けた各種必要経費の届出等が多く見られた。郡側の初発の学校状況確認の動きのなかで特に特徴的なのが、児童生徒の安否確認よりも先に「勅語謄本」の「奉護」に関する記載がなされている事例が多数見られたことである。

濃尾地震発生の日10月28日は「天長節」が近かったことも関係し、「御真影」や「勅語謄本」の徹底管理が求められたことは言うまでもない。濃尾震災が発生した1891（明治24）年は「御真影」の「複写奉掲」が許可されていた学校も少なかったため、史料を見る限り「御真影」の「奉護」に関する記述は一部であり、各学校にもすでに強力的に浸透していた教育勅語の「勅語謄本」の「奉護」についての記録が多い。

教育勅語は「明治二三（一八九〇）年一〇月三〇日に出されるとその謄本（公的な複製品）が各地の学校に交付され」、その後「名古屋市内の小学校は明治二四年一月二二日に、上小田井尋常小学（現在の山田小学校）を始めとした西春日井郡内の学校は二月一日に『教育勅語』謄本を受領した」²³。「受け取る側の『自発性』が求められた『御真影』に比べて、『教育勅語』謄本は一律かつ強制的に下付された」²⁴。教育勅語は1891（明治24）年に既に強制的に下付されており、児童を統制する非常に厳格な学校儀式、

「奉読式」が執り行われるようになっていた。

家永三郎(1999)は、これらの奉読式を含む学校儀式について「天皇・皇后の『御影』に対する『最敬礼』、天皇統治の天壤無窮を祈る歌詞をもつ『君が代』の合唱等をあいまち、そうした身体的動作を反覆することにより、知識としてよりも感性の面から天皇への畏敬の念を培うための訓練」と指摘している²⁵。

丹羽郡の第三課史料において、震災発生時にも勅語謄本の重要性は変わらず、校長や各教員がどのように「奉護」したかが優先して記載されたのち、児童の安否の記述がなされている。国民を強制的に「訓練」する装置としての「勅語謄本」の力が、すでにこの時期において強かったことを証明する出来事である。当時の学校教育において何が最優先とされていたかという、子ども存在へのまなざしの一端を端的に示す事例と言える。

教育勅語は、子どもらの生命危機という場面にあつて、なおその威力を弱めることなく影響を及ぼしていたことがわかる。この件について、丹羽郡役所第三課『明治二十四年震災ニ関スル学事書類』より、以下4例を抜粋する。

勅語謄本

震災後本校長(加藤悟○)居宅ニ○テ奉護仕○

生徒死亡 二名

内 男壹名 女壹名

生徒負傷 一名

内 男一名

少折学校長加藤悟○

○届 稲置學校

一、 勅語謄本

震災後直チニ出校○処校舍破損ニ付奉持シ自分宅ニ奉護仕○候

一、 死亡及負傷者

死亡四人 男二人内臨時雇一人 女二人

負傷九人 男二人内重傷一人 女七人全一人

稲置學校長

明治廿四年十一月廿四日 小出良虎

丹羽郡尋常小学校和田勝佐学校

一、勅語謄本

(村長らと奉護についてやりとり、土蔵での保管等が読み取れる)

二、生徒死亡 男 壹人

和田勝佐学校訓導

届

丹羽郡加納〇〇学校

一、勅語謄本 (詳細判読不能・役場に「奉護」した旨の記載と思われる)

一、職員生徒死亡負傷ノ者 なし

これらの「近代装置」は、地域復興や学校復旧における重要な役割も担った。蓑島一美(1998)は明治期の岐阜県における「御真影」普及過程に着目し、市町村立の尋常小学校における「御真影」の高い普及率の要因として、濃尾大地震の影響を挙げている。例えば、岐阜尋常小学校では復興校舍落成式と「御真影」奉戴式が同時に行われたが、「学校を復興した一種の『モニュメント』として、『御真影』を迎えた」可能性を指摘した²⁶。

この蓑島(1998)の指摘に対して、小野雅章(2014)は「御真影下付に関する政策的意図だけではなく、御真影を『拝戴』する側の意識をも含めて総合的に考察した点が重要である」とし、「御真影を受け入れた学校側が、天皇の神格化や天皇制教化という問題とは別の次元で、『御真影』の『拝戴』は、権力(政府)からの権威を得るための手段として利用する側面があることについて論じた点」を重視した²⁷。

岐阜県・愛知県の学校・教員らがこれらの「近代的装置」を強い拠り所にし、これらを「奉護」し守り抜くことで「一人前」の学校として成立することを目指すと同時に、これが教育復興をめざす原動力にもなっていたとも考えられる。

震災から7か月ほどが経過した頃の学務課史料には、丹羽郡第三課主任である長尾四郎が各校に向け、「震災小学校生徒中孤児又ハ貧困ノモノ有」として、その数を「取調至急」差し出すように通達を出している。集計の結果、孤児23名、貧困者805人に上った。以下は、丹羽郡尋常小学校今井学校の史料「孤児又ハ貧困者取調書」である。

これらの出席不可能となってしまった「究困ヲ極メタル」児童、丹羽郡では各校合計 805 人に上った「貧困者」等、彼らが地域の救済者によって保護され生存し得たのか、またそうでないのかも含め、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

孤児又ハ貧困者取調書

丹羽郡尋常小学校今井学校

孤児 奥〇〇〇〇

全 奥〇〇〇

全 奥〇〇〇〇

全 水〇〇〇〇

計四人

貧困者 奥〇〇〇

全 水〇〇〇〇

全 林〇〇〇

全 林〇〇

全 長〇〇〇〇

全 水〇〇〇〇

全 水〇〇〇〇

全 林 〇 〇

計八人

御照會之趣取調候処右之通ニ御座候依テ此段上申仕候也

追テ分校ノ分ハ別ニ分校ヨリ可差出候様取〇ヒ申置候俣

間此段申添候

右校訓導

明治二十五年六月十七日

中野周次郎

4. おわりに

本章では、濃尾震災（1891）により甚大な被害を受けた愛知県の学校教育における被災事例の検討を通して、子ども・学校の被害実態や教育復興の取り組み、子ども・学校の被災や復興に伴って露呈する当時の子どもの生命の位置づけについて明らかにして

きた。

西春日井郡学務課史料からは、学校教育が破断された実態や児童らの被災による困難も一部が示された。過酷な状況下で登校不能に至った子どもも多く、赤貧の家族の負傷や震災前からの貧困の更なる悪化等により「究困」を極める諸事情が報告されていた。

丹羽郡の学務課史料においては「勅語謄本」を奉護したかが優先して記載されたのち、児童の安否の記述がなされている史料が多数発見された。国民を「訓練」する装置たる「勅語謄本」の力が既にこの時期において強かったことを証明する出来事であり、当時の学校教育において何が最優先とされていたかという、子ども存在へのまなざしの一端を端的に示す格好の事例といえる。

被災により出席不可能となってしまった「究困ヲ極メタル」児童や丹羽郡では各校合計 805 人に上った「貧困者」は地域の救済者によって保護され、生存し得たのか、またそうでないのかも含め、引き続き調査・検討を進めていく必要がある。

註

- 1 愛知県教育委員会編（1989）『愛知県教育史 資料編 近代二』。愛知県史編さん委員会（2004）『愛知県史資料編 34 近代 11 教育』等と言及はされている。
- 2 簗島一美（1998）岐阜県小学校の「御真影」普及過程について—明治 20 年代の奉戴を中心にして—、『岐阜県歴史資料館報』第 21 号、pp.36-53。
- 3 宇佐美龍夫・石井寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子（2013）『日本被害地震総覧 599-2012』東京大学出版会。
- 4 『愛知県教育雑誌』第 55 号。
- 5 『新愛知』明治 24 年 11 月 11 日。
- 6 『愛知県公報』号外 1891 年 11 月 11 日。
- 7 中央防災会議 災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）『1891 濃尾地震災害教訓の継承に関する専門調査会報告書』、p.112。
- 8 愛知県名古屋地方気象台（1971）『愛知県災害誌』、pp.479-480。
- 9 西春日井郡に関する学務課史料は三冊の合冊となっている。本項の分析にあたり、各学校の記述について以下三冊から引用を行った。愛知県公文書館でデータ化され保存されている。愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内一』、愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内二』、愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内三』。また、西春日井郡は、愛知県北部、岐阜県との県境に近い場所に位置する地域である。
- 10 愛知県西春日井郡西枇杷島町（1964）『西枇杷島町史』、p.168。
- 11 愛知県警察部（1931）『明治二十四年 濃尾大震災写真帖』、p.35。
- 12 愛知県西春日井郡西枇杷島町（1964）前掲 10）、p.170。
- 13 愛知県西春日井郡西枇杷島町（1964）同上）、p.170。

- 14 愛知県警察部 (1931) 前掲 11)、p.36。
- 15 各務尋常小学校『岐阜縣美濃國各務郡各務尋常小學校震災誌』。
- 16 中部建設協会編 (2011)『今もいきる、濃尾地震マグニチュード8.0、日本史上最大の直下地震』中部建設協会、p.24。
- 17 愛知県郷土資料刊行会 (1973)『愛知県丹羽郡誌 復刻 愛知県郷土資料叢書第17集』、p.41。
- 18 本項の分析にあたり、各学校の記述については全て丹羽郡役所第三課『明治二十四年震災ニ関スル学事書類』から引用を行った。本史料も愛知県公文書館でデータ化され保存されている。
- 19 愛知県郷土資料刊行会 (1973) 前掲 17)、p.44。
- 20 愛知県郷土資料刊行会 (1973) 同上)、p.44。
- 21 橋本富太郎・川口素生・西沢教夫 (2012)『カメラが撮らえた 明治・大正・昭和皇族と華族』新人物往来社、pp.102-103。
- 22 愛知県郷土資料刊行会 (1973) 前掲 17)、p.42 と p.43 の間に綴じ込み。
- 23 名古屋教育史編集委員会 (2013)『名古屋教育史 I 近代教育の成立と展開』名古屋市教育委員会、pp.264-265。
- 24 名古屋教育史編集委員会 (2013) 同上、p.265。
- 25 家永三郎 (1999)『歴史の中の憲法上』東京大学出版会、p.160。
- 26 簗島一美 (1998) 前掲 2)、p.45。
- 27 小野雅章 (2014)『御真影と学校—「奉護」の変容—』東京大学出版会、p.27。

第5章

石井十次による孤児救済活動と震災孤 児院・岡山孤児院における取り組み

1. はじめに

濃尾震災発災後、被災民の窮状は、新聞や各団体の機関誌等のメディアによって瞬く間に全国へと伝わり、これを受けて民間篤志家・宗教慈善家らが岐阜・愛知に集結した。真っ先に被災地に出向いた石井十次はその先導的役割を果たし、岡山孤児院での経験を存分に活かしながら活動を展開し、岡山孤児院の分院として名古屋に震災孤児院を設立した。

これまで岡山孤児院の活動に焦点をあてた先行研究が多数存在し、岡山孤児院史の全貌が徐々に解明されつつあるが、しかし、震災孤児院・岡山孤児院の入院児童の処遇や児童らが抱えていた「生活と発達の困難」の実態等の具体については、菊池(2013、2014a、2014b)によって職員が残した児童の履歴などから入院の背景・原因・ニーズの分析などが行われてきているものの、研究的には緒に就いたばかりと言える¹。

石井十次については数多くの先行研究があり、まず柴田(1964)によってその生涯・生活が描かれ²、使命感・キリスト教に活動の動機づけを求める内面的生活史、明治という時代における精神史として記述がなされた。内田(1976)は、柴田の研究について石井十次を取り巻く協力者の不在、天皇家からの御下賜金の存在に触れていないことなどを問題とし、石井十次日誌などの諸資料から山室軍平(救世軍)らとの関係性も含めて岡山孤児院での実践の成り立ちを整理した³。また葛井(1986、1988a、1988b)も神学の立場から医学校時代に遡り、石井の宗教的起源について考察している⁴。

菊池・大阪(1987)は、それまでの研究が個別的テーマで単発的であり、系統的継続的ではないことを指摘し、石井十次研究の転換点となった⁵。岡山孤児院の存在が「日本の社会福祉史上最も壮大な実践の一つ」であり、「日本の近代史の重要な一コマを構成するような質」に重点を置いて明確化すべきとした。

菊池や細井らによる史料的事実に基づいた緻密な研究蓄積により、岡山孤児院史の全貌が明らかにされつつあるなかで⁶、濃尾震災や東北三県凶作等、近代日本の災害と石井十次の取り組みの関係についても注目がされてきた。

中西(1999)は、震災後の大垣孤児院構想の頓挫から名古屋震災孤児院の設立・閉鎖に至るまでの活動を、近代の災害救援ボランティア活動の源流に位置するものとして焦点化した⁷。震災の翌日の1891(明治24)年11月1日から孤児救済活動の準備に入った石井十次は「震災地孤児救済義捐募集」広告の中で「震害地孤児救済の責任を感じ」と言及し、中西はこれを岡山孤児院創設という孤児救済事業の開拓者としての

自負を伴う「責任」と提起している。その活動について『岐阜日日新聞』1891（明治24）年11月11日付、11月17日付が報じるには、「今回県下のしんさいを聞き孤児の養育すべきものなきもの三百名を限り伴ひ帰へりて養育せん」として6歳以上12歳以下の孤児または父母による養育不能のものを対象としている⁸。

岐阜・大垣で活動を開始した石井がその活動場所を名古屋に移し、石井の震災孤児院が設立されると、その概則に新たに「第四 教育」が示される。岡山孤児院より明確に教育的視点を前面に打ち出しており、中西（1999）は「孤児院の学校化」および「生活の教育化」の明確な意図の存在を指摘する。また、震災孤児院の性質が「独裁的な経営者・石井」が常在する本院では実現しえなかったものとし、開かれた「地域性」やその地域に根差した「共同性」を持つものであることを提起した点が特徴的である。

細井（2009）も日本の近代化過程の特質と社会福祉の形成の関係性を問う中で蓄積的に石井十次を扱ってきている⁹。また、菊池（1999）が濃尾震災当時の岡山孤児院の運営体制について検討し、震災発生後数年間でダイナミックな変動を引き起こした岡山孤児院・博愛社・震災孤児院の連携・関係性について詳説している¹⁰。ここでは震災孤児院の設置理由として、岐阜・大垣からの排除を主な理由とする中西（1999）に対して、現地のキリスト者への悪評、つまり当時地元の仏教徒らも含めて「集めた少女を養育し、成人後外国に売り飛ばす」などの「流言」が広がっていたことによる「地域感情的理由」を指摘している。

震災孤児院概則はその目的に「震災地を始めとした天下無告の孤児」と、名古屋において震災孤児「以外」の児童にも救済対象を広げていることが指摘されているが、6歳以上12歳以下という年齢制限の設定に対する言及はない。

このように震災孤児院に関しては、中西・菊池を中心として財政状況の詳細を含むその組織体制の変遷や関係者については明らかになってきているものの、岡山孤児院・震災孤児院の児童実態については検討が不十分である。菊池（2013、2014a、2014b）によって職員が残した児童履歴等から入院の背景要因や養護実践の分析などが行われてきているもの¹¹、その救済の意義付けや入院児童が災害により被っていた被害やその後の成長・発達についての検証は十分ではない。

子どもの被害実態に関する分析を進めるため、本章ではとくに1891（明治24）年の濃尾震災における石井十次の震災孤児院・岡山孤児院での取り組みに着目し、震災孤児が抱えていた各種の困難の実態を検討する。各史料が示す震災前後の子どもを取

り巻く環境や職員による児童の記録から、子どもたちの抱える困難を推察・検討しながら、震災孤児院を中心に孤児救済保護の実相について明らかにしていく。

2. キリスト教徒らによる濃尾震災孤児の救済活動

未曾有の災害において多数の困窮者が発生しているなか、適切な救済を受けられていない状況を受け、民間篤志家や宗教慈善家・団体が次々に被災地に集結することとなる。

まず東京婦人矯風会によって組織された震地伝道隊による実地検証が行われた。藤井米八郎（女学雑誌社員）や佐々木笑止郎（横浜基督教青年会長、全国廃娼同盟会委員）、松田順平（のち仙台孤児園創設）らがメンバーに含まれており、負傷者の救護、衣食の給付、罹災貧民の相談などが早期に行われた（中西：2007）¹²。

地震発生間もない1891（明治24）年11月3日に震地伝道隊の第一陣が先遣隊として出発し、その視察報告を受けた第二陣が11月18日に出発した。第二陣の藤井米八郎によって保護された孤女らは、石井亮一が責任者を務める東京教育院に收容されることとなる。また、石井亮一の協力者であった志方之善は1892年（明治25）年1月23日から20日間に渡って孤児收容を行い、「あはれなる孤女の内にも、最も憫なる者拾四名」を連れて帰京し、受け入れ体制を整えつつあった孤女学院に收容した¹³。

また河尾（2012）が整理しているように、小橋勝之助の博愛社、聖ポール・ギルドによる聖ヒルダ孤女院、横浜の暁星園、福岡の九州孤児院、私立神奈川県孤児院、仙台孤児院においても孤児・孤女の受け入れが行われた¹⁴。これらは震災以前から経営されている孤児院であるが、群馬において宮内文作の働きによって濃尾震災を契機とした上毛孤児院が誕生している¹⁵。

岐阜県歴史資料館に残されている県行政側の資料からもキリスト教徒らの活動を読み取ることができる。『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』の「孤児貧児教育の事」の項目には「震災に罹り父母を亡ひ他に依るべき者なき孤児又は若くは母存するも之を養育するの資力なき貧児等」を対象に、前後各地に依頼してし引き取ってもらい救養されることになった児童は「二百餘名」に及んだという記載がある¹⁶。「実業の爲め或は教育の爲め或いは宗教の爲め其の育児の方法各々異なり」とその母体の多様さにも触れ、その救済団体・個人名として以下のものが挙げられている。

【救済団体名】 東京福田会育児院、東京教育院、東京孤児院、東京孤女學院、東京好善社、東京慈恵院、大阪聖ヨハネ婦人会附属教育院、大阪慈恵女學院、大阪佛教婦人会、名古屋孤児院、岡山孤児院、福岡県博濟孤児院

【個人名】 東京府本郷定次郎、宮城県大内源太右衛門、大分県鹿多正元、同佐藤香學、同松田治平、同大場豊次郎、福岡縣薪田覺了、同片野辰吉、同平野庄平、同吉田鶴松、同佐竹長太郎、岡山県石井十次、北海道林竹太郎、横濱居留地ウィンケレル社、神戸居留地英國人デヤス等

このように全国各地の孤児院や個人篤志家が孤児・孤女らを救済していた。ここに県行政の対応は記録されておらず、災害下で様々な困難を抱えた孤児を含む救済は以上のような民間の篤志家が担っていた。

なお、「二百餘名」とされる孤児救済に関して、救済に消極的であった行政の資料記録を援用することは避けるべきである。その全体数は千名以上とも言われるが未だ不明確であり、その他の数字としては、石井十次が孤児総数 600 名という情報のもとで 300 名の救済を想定していた¹⁷。

震災発生後間もなく冬を迎えた被災地において、仏教徒らの炊き出しにより数週間生きながらえたとしても、仮病院等での第一次的救済からも漏れた児童もいたであろう。運良く収容されたとしても、その後の各種団体の収容、選別から漏れた児童、まさに「天下無告」の孤児が生存することは難しかったとも考えられる。

ここで挙げられる各キリスト教団体の取り組みは、孤児・孤女救済や人身売買、廃娼問題等の社会課題に積極的に関わった点がこれまで高く評価されている。しかし、震災孤児院の他は数人から多くとも 10 名程度の孤児救済に留まっており、その個々の活動の価値を低めることにはならないが、広大な美濃地域において発生した全孤児を捕捉していなかった可能性、これまで言われているような行政の救済保護不足の代替を担えていない可能性について、改めて指摘しておかなければならない。

3. 石井十次と名古屋震災孤児院創設までの動き

岡山孤児院を震災以前から主導していた石井十次は、地震発生から 4 日後の 1891

(明治24)年11月1日には孤児救済のための事務所を大垣・岐阜の2カ所に設置して孤児の捜索にあたった。『岐阜日日新聞』1891(明治24)年11月11日付よれば、岡山孤児院にて震災孤児300人の収容を目指し、以下の条件が設定された¹⁸。「一、父母を失い他に養育すべき親族なきもの 二、父もしくは母存するも不具となりて養育不能 三、父母共に存するも不具のため養育不能」である。

石井十次は震災当初、岡山孤児院への300人規模の孤児収容を検討したが、その移送費も含め財政面で困難が大きく、協力者である小橋勝之助の現地視察報告である「震災地事業考案」にも促される形で、被災現地に赴いて新たな孤児院運営を開始することとした。

中西(1999)の整理に基づいて、以下、名古屋震災孤児院創設までの背景を述べる¹⁹。震災直後に愛知教会内に設けられた名古屋基督教徒救済事務所は、同市内のプロテスタント6教会(名古屋教会・美以教会・聖公会・美普教会・愛知教会・組合教会)と青年同盟会が連合して結成された。濃尾全域にわたって被災状況の視察、衣服・食料・医薬品の給付、医療救護や臨時病院である「治療所」の病室設置とその支援、岐阜基督教徒救済事務所との連携など、多彩な活動を展開した。

その基督教徒救済支部を指導したのが委員長兼出納主里の丸山愿(美普教会)、副長の杉山重義(組合教会)らである。

これをさらに後方支援したのが、超教派の宣教師で組織された名古屋外国震災救済会であった。彼らは外国宣教師委員会とも呼ばれた。石井十次の震災孤児院の創設においてもその財政的貢献はきわめて大きく、設立時の寄付収入のうち半分近くが同会からであった。会長のW・S・ウォーデンや被災老人のための「名古屋幼老院」を開いた同会書記のJ・C・ロビンソンらも、石井と常に良好な関係にあったわけではないが(たとえば『日誌』91・11・22)、震災孤児院創設にあたっての相談相手であった。

ミス・エリザベス・ウィンビシュは石井の最大の支援者であり、石井が最も信頼をよせていた助言者であった。石井が名古屋に初めて訪れてから震災孤児院開設の1891(明治24)年12月末までの期間だけでみても、孤児院の件の相談などのために石井がウィンビシュを訪れたのは10回に上る。

さらに、ウィンビシュの自宅が震災孤児院の仮院にもなっていた。石井は1891(明治24)年12月6日から孤児院にあてるべき家屋を市中に探し始めるが、当面ウ

インビシュの自宅を仮院として借りることにし、その了承を得た。12月20日、小橋勝之助と沢田寸二が大垣仮孤児院から引率してきた25人の児童は、ウィンビシュ宅に預けられた。

また、日本救世軍の創設に力を尽した山室軍平も献身的な協力を行っており、その著書『私の青年時代一名、従軍するまで』の中で当時を振り返って、石井を震災孤児院設立へと向かわせた動機の一つとして当時の社会事業やキリスト教への無理解を挙げている²⁰。「一般人民の理解が甚だしく乏しく、殊に濃尾の地方に於て然うであつた」こともあり、「連れて行った子供は、米國人に賣るのだそうだ」や「生贖をぬいて薬にするのださうだ」等の噂・風評が広まったため、現地での救済を決意したと山室は述べている。これが菊池（1999）も指摘する「地域感情的理由」の実態であろう。

4. 名古屋震災孤児院の概要

1891年（明治24）年12月15日頃から関係者で協議を行いながら、震災孤児院を開設する家屋の調査と実業的教育の科目の検討を始めた。そして12月23日、村瀬良吉により名古屋市白壁町56番地の土地と家屋が購入された。場所は名古屋城のすぐ東に位置していた。山室軍平も「丁度好い都合に當時名古屋市白壁町に、鉛筆製造所の爲に建てられた家があり、震災孤児院の事業にはあつらへ向きの建物であつた」と述べている²¹。

山室も震災孤児院設立の資金作りに奔走した。築地の新栄教会の会衆であつた中川嘉兵衛から「金百圓」、芝教会牧師の和田秀吉が「或る西洋人から『何か、然るべき慈善の爲に使うてくれ』」と託されていた「金百圓」を、その他にも一番町教会の植村正久氏、横浜の「聯合初週祈禱會」らの寄付等、合計で「二三十圓」を震災孤児院のために携えてきた²²。

菊池（2013）によると「開設時の職員体制は浅沼藤次郎、泥谷於梅、田淵梅太郎、年長女児の4人」であつた。さらに1892（明治25）年1月12日に「石井院長と原重寿と4人の年長男女児が来名し、年長児が組長となり、年齢別に5人～9人の実業科目別の組編とする養育組織が定められた」²³。岡山孤児院で実施されていた「孤児救済軍」方式が採用され、子ども達を10人1組で組織した。初期の孤児院運営においては、年長の女児男児が幼年の院児らを取りまとめる立場として用いられていたことがわか

る。

震災孤児院には概則が定められ「無告の孤児たる確実の保証を要す」等の条件が存在した²⁴。

- 第一、 目的 震災地を始めとし天下無告の孤児を救済し其の父母に代りて養育するを目的とす
- 第二、 入院 六才以上一才以下とし何国を問はず幾名にても入院を許す 但し無告の孤児たる確実の保証を要す
- 第三、 維持 上は天父の冥助を祈り天下の有志家の臨時義捐金物品を受け之れを維持拡張とす 但し如何なる理由に遭遇するも敢て負債をなさず
- 第四、 教育 労作的教育を施し良心を運用するに足るべき手腕を有する健全なる国民を養成するを目的とす

震災孤児院は小学校令に倣って創設されており、院内に小学校「尋常科」を設け4名の教員での教授を開始した。石井十次による新施設によって孤児院の「学校化」が行われ、当時、岐阜県・愛知県行政が堤防復旧工事において児童を使役動員している状況に対して、震災孤児院においては「労作的教育を施し良心を運用するに足るべき手腕を有する健全なる国民を養成する」ことが目指されていた。

5. 震災孤児院・岡山孤児院の被災孤児が抱える困難

岡山孤児院の職員であった渡邊亀吉は収容児らに関する『孤児履歴』を書き記している。その中には震災孤児を含む岐阜・愛知で保護された児童についても記録がある。生年月日、原籍地、本人および家族の来歴、収容理由が記載されており、一部ではあるが本人への聞き取り記録も記されている。岡山孤児院と震災孤児院双方の子ども達が経験した受苦の一端が記録された貴重な一次史料である²⁵。

以下『孤児履歴』から、濃尾震災により被害を受け震災孤児院や岡山孤児院に収容された21名の孤児について、その来歴や被災に伴う各種の困難の実態について、その一部をまとめた。個人情報保護のため、出身の都道府県および姓のそれぞれの一文字目を孤児の情報として記載した。

- ① 岐-広（兄）、岐-広（弟）：震災の数か月前に父母を亡くしており、親族に養われていたところ震災に遭遇し、救済を受けていた。岐-広（弟）は家屋倒壊の際に「居下」に敷かれ、壁や柱に押し付けられ気絶し、背部足部等に微傷を負ったが隣人に助けられた。
- ② 岐-奥：1884（明治17）年生の男児。母は震災前にすでに病死しており、父の虐待の度に家を逃げ出せば、盗みを繰り返していた。震災後、路頭にて徘徊していた。
- ③ 岐-林（兄）、岐-林（弟）：兄は1881（明治14）年、弟は1885（明治18）年生まれの「同胞」。岐阜県厚見郡加納町出身。母の死亡後、親戚の世話になっていたが、貧困により養うことができず、二人は「路頭ヲ徘徊シタルモノ」であった。
- ④ 岐-川：1884（明治17）年生まれの男児。岐阜県大垣にて朝食中に震災に遭遇した。地震直後、父は岐-川を「捨テ置キ」逃げたところ、向かいの家に押しつぶされて目の前で絶命した。岐-川も「居下」の下敷きになり、数時間の後に救助された。
- ⑤ 岐-浅：1881（明治14）年生まれの男児。岐阜県大垣。父親とは早くに死に別れており、「弱キ母」とともに「倒家ノ難ニ遭ヒ」、親戚の「屋隅」を借り、「官民ノ施与」を受けていた。
- ⑥ 岐-服（兄）、岐-服（弟）：兄は1881（明治14）生まれ、弟は1886（明治19）年生まれ。鉄道工夫であった父は1890（明治23）年に死亡し、もう一人の幼児とともに4人暮らしとなったのち、震災に遭遇して家屋が倒壊。母は幼児を連れて「大垣自助會」の保護を受けていた。
- ⑦ 岐-岡：震災前にすでに父を亡くし、二人の兄と二人の姉は出稼ぎ・奉公で家におらず、母と二人暮らしだった。震災で住居の壁の下敷きになるも人に助けられ、怪我は無かったものの、家が灰燼に帰し、仮小屋で「施与」を受けていた。
- ⑧ 岐-大（兄）、岐-大（弟）：震災前、すでに弟が2、3歳の頃に父が亡くなっており、母は衣類洗濯を、兄弟は燐寸（マッチ）工場で働き、生計を立てていた。しかし母が病気となり困難を抱えているなか震災に遭遇し、家屋の下敷きとなった母が負傷

し、数日後に死亡した。兄弟はただ泣く泣く災地を「彷徨」し、「施与」を受けていた。

- ⑨ 岐-守：母が病弱の父を追い出し、「情夫」を代わる代わる家に入れており、岐-守は母とそれら「継父」の待遇を不満に思い、震災後に家を出て「乞食」をしていた。岐-守人は「従順ニシテ一好童子」だが「一癖」があり、「兎角人ノ面色ヲ見テ後事ヲ決スル」ことから、顔色を見て行動していた（記録者はこのことから保護者の「待遇」に大きな問題があったことを指摘し、聞き取り記録を残している）。
- ⑩ 岐-村：岐阜県安八郡三屋北方村出身。理髪職の父は岐-村が6歳の頃に死亡。母が迎えた「後夫」は「飲酒家」で家財を「飲ミ尽シテ」逃走した。母は理髪店を開き「丈人」を雇い、岐-村は知人の家に預けられたが度々逃走、徘徊・「乞食」をしていた。その後、8年間の「年期奉公」（原文ママ）に出された。8年後に元の家に戻って、母と妹2人を懸命に探すも「何処ニ行キシカ知ル人ナシ」。「乞食ヲ為シ又ハ窃盗ヲ為シテ」大垣周辺を徘徊しているなかで震災に遭遇、災地を別の男児と共に徘徊しているところを保護されて入院した。
- ⑪ 岐-河：1881（明治14）生まれの男児。もともと貧しい家庭ではなかったが、父親の酒癖により貧困状態となり、夫婦の間では喧嘩が絶えなかった。結果的に母が妹を連れて「下婢奉公」に、兄・姉も奉公に出たため一家が離散。岐-河はその後親族を頼るもうまくいかず、結果的に孤児となっていたところ震災に遭遇し、災地を徘徊している中、「助け」あげられた。
- ⑫ 岐-柳：人力車夫の父、母、岐-柳の下に3人の弟妹がおり、とても貧しい暮らしをしていた。10月28日の朝、父が仕事の準備をしながら、親子六人での朝食の最中、震災に遭遇した。岐-柳は戸外に飛び出たものの、「ヤット叫ビナガラ近辺ノ堤防ニ逃げ上ルヤ否ヤ軒ヲ連ネシ家ハ一度ニ傾倒シ父母弟妹ハ一人モ残ラズ倒屋ノ下ニテ絶命セリ」。5人の家族が目の前で圧死しており、渡邊亀吉も「噫々悲惨ナル哉」と書き添えている。
- ⑬ 岐-子：岐阜県大垣にて父を早くに失くしている。震災の頃は「母ト共ニ居リシモ

ノナナリ」。

「明治廿五年八月十九日永眠ス」と記録されてる。永眠児の記録である。

- ⑭ 愛-牧：1882（明治15）年生まれの男児。父が貧困の上、長く病床に伏していた。母は病夫と愛-牧を置いて「逃走」し、父もその後亡くなったことから、祖父も赤貧状態であり養育困難であるため、1892（明治25）年7月7日に震災孤児院に入院した。
- ⑮ 愛-熱：1884（明治17年）生まれ（推測）の男児。「非常識者」とされ、自分の名前や出自について答えることができないことから、保護された場所の名前をとって命名された。名古屋にて「乞食」をしていたところ、1892（明治25）年4月3日にあるキリスト信徒により保護された。
- ⑯ 東-内：1885（明治18）年生まれの女児。東京府に原籍あり。東-内が2才の頃に母が死亡し、父は生存しているものの養育能力がなく、辛うじて花を売って生活していた。東-内は当初「ミスハールドノ孤児院」に入っていたが、1892（明治25）年8月31日に震災孤児院に転院した。
- ⑰ 愛-鈴：1882（明治15）年生まれ。横浜にて生を受けるも原籍は「三河国」（愛知県）とあることから、愛知県で被災したとみられる。父母は「貧困ナルキリスト教徒」であり、父は愛-鈴が10歳の時に死亡。弟は母のもとに、2人の兄は他家に奉公に、愛-鈴は「ミス、ハアルドノ孤児院ニ救ハレ震災孤児院ニ移リ再び当院」に転院とあるように、震災孤児院を経て、岡山孤児院に入院している。

以上にみたように、被災による身体の負傷、家屋倒壊による家族の死亡の目撃、家屋の喪失などの直接の影響による困難が記録されていた。震災孤児においては周囲の環境すべてが破壊される壮絶な災害を経験したことによる傷つきが指摘できる。事例④、⑫のように目の前で父母・家族を失った事例はその最たるものであろう。

また、孤児らが置かれた困窮状態は、震災以前からの家庭状況とも大きな関連がみられる、両親の不和や父親による虐待を受けていたり、病気等により父母のどちらかを早期に失い、震災時にさらなる生活上の打撃を受けて孤児となった子どももいた。

養育困難に陥った家庭状況により生存の危機に直結する貧困状況・「乞食」・震災地徘徊などに繋がっているケースは多かったと考えられる。震災孤児院に入院するもその後1年と経過しないうちに死亡している孤児もいた。

また、明治期の貧しい社会状況とはいえ、震災孤児となり「乞食」として社会の中で不要な存在として打ち捨てられていた経験は、深刻なトラウマ的な傷つきももたらしていたであろうことは容易に想像がつく。例えば事例⑩のように、8年の奉公の末に再会を待ちわびて帰郷したものの、家族はすでに「何処ニ行キシカ知ル人ナシ」という事実を突きつけられて「乞食」となり、窃盗（非行）を繰り返す他なくなったという子どもの悲しみ・傷つきは、その後の成長・発達にも大きな影響を与えたことは十分に想定される。

さらに、岐阜で保護された事例⑨についても同様の困難を抱えた子どもの事例である。「兎ニ角人ノ面色ヲ見テ後チ事ヲ決ス」状態であることから「参考ノ為メ彼ノ話ノママヲ聞イタ」とする聞き取り記録が残っている。

実の父さんは私がここに来る時は「ホイト」をして居たと人が云ひました。叔父さんはいつも病気であります。叔母さんは叔父さんを追ひ出したのは何故か知らぬ。叔母さんはすぐにほかの父さんを貰ふたがすぐいなした。そうすると又ちがふ叔父さんが来ました。今家に居るのは此父さんなり。私は此父さんが来てから二度家を逃げて出てました。地震のあるてからも三度家を出ました。此院に来る時も乞食して居ました。

震災以前から実父の病気や不安定な養育者の関係により困難を抱えていた男児であり、震災により悪化した家庭環境から三度も家出をすることになった。災害がさらに家庭問題も悪化させたことがうかがえ、結果的に「乞食」となり、震災孤児院に収容された事例である。

このように濃尾震災に際して、とくに家族との関係性に大きな喪失・断絶が発生していた事例が多数あったことが示されている。このような体験が子どもに成長・発達に多大な影響をもたらしたことは想像に難くない。

『名古屋震災孤児院報告』には地震直後の窮状が描かれている²⁶。また1893（明治

26) 年 8 月の様子が具体的に日誌として記録されており、栄養失調や子どもの「病死」などが発生していたことが示されている。

震災孤児院の概則にあるように「如何なる理由に遭遇するも敢て負債をなさず」という方針から、孤児院運営は寄付金を主にしてきた。そのため早々に財政困難に陥ることは免れず、切迫した窮乏は入院児の生活を直撃していた。

菊池（2013）も一部明らかにしている通りに、断食をしながら寄付金を待つ貧しさであり、「病気になると体力がないため死亡率が高まる条件下」で暮らしていたことは明確であった。菊池はそのような「永眠児」の実態について「当時の日本社会の中で震災孤児院が社会的、歴史的に規定されていた背景を前提に発生した現象の 1 つ」と分析している²⁷。

しかし本来、保護救済されるべき孤児が、石井の方針のもとに「断食」や常態化する貧困環境の中で生活せざるを得なかったために、栄養失調や子どもの「病死」をもたらしてしまったことは事実である。

この方針の基盤である震災孤児院概則の「第三、維持 上は天父の冥助を祈り天下の有志家の臨時義捐金物品を受け之れを維持拡張とす 但し如何なる理由に遭遇するも敢て負債をなさず」は、本院である岡山孤児院の方針²⁸を反映している。貧困に加え、壊滅的な災害被災という特異な状況においても、宗教的観念に基づく同様の対応を行い、被災孤児らの急迫するニーズに対応しきれなかった可能性がある。

1904（明治 37）年発行の年報『岡山孤児院』には、1891 年（明治 24）年以降の 5 年間で「困難の五カ年」として振り返り、この時期の本院の方針の「非・過ち」についての記述がある。岡山孤児院では震災後 2 年が経過する頃になると「社会の慈善熱は冷却し臨時の寄付金」が「著しく減少」し、経済的支援が激減する状況にあった。そこでさらなる寄付金募集活動を行うのではなく、「手を空しうし居ることの天意に非ざるを悟り昼動夜学の方針を取り全力を実業部に集中し寄付金を謝絶し実業的独立を企てる方針を取ることになる²⁹。

しかし、「コレラ病の侵入、院母しな子の永眠、赤痢菌の襲撃のため大々の打撃を受け実業的独立の非を悟り」³⁰、度重なる危機を経験するなかで方針を転換していくことになったとある。震災孤児院も 1893 年（明治 26）年の同時期、本院と同様に「如何なる理由に遭遇するも敢て負債をなさず」の方針のもとに運営がされていたと想定される。

岡山孤児院の石井十次の方針を基礎とする震災孤児院の運営体制により、極度の貧困状況がもたらされ、子どもの栄養失調や「病死」の大きな危機を招いたことは、何よりもまず震災孤児院にしか生存の道が残されていなかった子どもの立場から考えた際、厳しく評価されなければならない事実である。

またその背景として、災後の社会ではインフラ復興が最優先されており、孤児救済は個人的救済活動に任せられ、震災孤児院が名古屋で孤立に追いやられたこともうかがえる。被災による「生存の危機」から子どもを救い・守り・育てることを射程に入れて歴史的検討を行う本研究においては、看過できない重要問題である。

さて、震災孤児院の子どもの生活実態については、岡山孤児院活版部が年1回のペースで出版していた資料『岡山孤児院』からも一部を見ることができる。石田祐安(1895)『岡山孤児院』の「第五章三百人の大家族」には一部の孤児らの来歴と現状が記載されており³¹、濃尾震災で家族を眼前で失った事例④、⑫の男児2名の記録も発見された³²。

今や彼等は疇昔の恐懼を忘れ放言高笑時に或は相争ひ相聞き絶て其身の孤なるを思はざる者の如しされど彼らの中往々睡眠中に於て母よ母よと連呼する者ありされば他日年漸く長じて夜更けて寒燈の下獨り往昔を考ふるの日其心情果して如何吾人之を想像すれば坐に暗涙の下るを覚ゆ

普段の生活では震災の「ちゆうしやく疇昔きようかくの恐懼」を忘れ、孤児であることも意識していないように見えるものの、往々にして睡眠中に「母よ母よ」と呼ぶような困難を有しており、「フラッシュバック」とも考えられる重要な職員の証言である。震災により目の前で父や家族5人が圧死するのを目撃しており「災害によるトラウマ体験」の影響があることが推察される³³。

また一方で、震災孤児院に収容された一部の孤児についてはその成長・発達を確認することができた。『退院原簿』によれば、事例①の岐-広(弟)が1904(明治37)年に23歳で商業職に、事例⑨の男児は1896(明治29)年に13歳で桶工に、事例⑥の岐-服(兄)は1902(明治35)年に20歳で結婚など、それぞれ就職や結婚により退院している。「災害によるトラウマ体験」の影響があることが推察された事例④の男児も、1901(明治34)年に17歳で商業職に就き退院した³⁴。

ある女兒は震災孤児院を経て名古屋金城女学校の生徒となり、卒業後は金城女学校の助教として職を得るまでに成長したことが示されている³⁵。

- ・「明治廿四年の大地震にて家屋破潰 母としての困難一方ならず此際岡山孤児院出張委員小橋勝之助氏竹ヶ鼻町に來り三人のうち次女を救ひ取りたり」「明治廿四年十二月五日なり」（石田祐安（1895）『岡山孤児院』）
- ・「本年己てに十九歳或人の助けにより名古屋金城女学校に於て勉学中なり」（石井十次（1899）『岡山孤児院』）
- ・「震災孤児の一人として本院卒業後名古屋市私立金城女学校に入学 三十六年七月卒業後同校の依頼により助教として勤務」（森上信（1904）『岡山孤児院』）

震災孤児院の子どもたちが（写真5.1）が、その後どのように成長していったか、その人生を追う作業も今後の課題となる。



写真5.1 名古屋震災孤児院の子どもの集合写真³⁶

なお、震災孤児院は 1893（明治 26）年 7 月までに 76 人を収容、合計で 115 人の院児の救済に携わった。しかし厳しい財政状況が原因となり、1893（明治 26）年 12 月に岡山孤児院へ吸収合併されるかたちで閉鎖された³⁷。

震度 7 レベルの烈震を経験した西春日井郡に隣接した名古屋市は、当時様々な救済・救援の玄関口であったにもかかわらず、震災孤児院が地域で孤立していたことがうかがえる。外部支援を取り付けながら事業を存続した石井亮一（孤女学院）や森巻耳ら（盲人救済事業）らとは異なる道のりをたどった要因について、他の救済事業との比較検討も行いながら明らかにする必要がある。

6. おわりに

震災発災直後から多様なキリスト教団体・個人による救済が実施され、とくに石井十次がその先導的な役割を果たす中で、名古屋市に震災孤児院を創設して、各種の困難を抱えた被災児童を救済していた。

震災孤児においては、周囲の環境すべてが破壊される壮絶な災害を経験したことによる多種多様な傷つきが指摘できる。とくに父母・家族との関係性に大きな喪失・断絶が発生していた事例が多数あったことが示されている。また、その後の職員記録の中に孤児が抱える震災の記憶に関する恐怖について言及する記述があり、被災経験を持つ孤児の視点から対応にあたっていたことが推察された。

被災体験が震災孤児のその後の成長・発達に多大な影響をもたらしたことは想像に難くない。それは「災害によるフラッシュバックやトラウマ」のような事例、一方で震災孤児院における支援のもとに女学校の助教として自立していく事例としても示された。そのことに関する事例収集と丁寧な検討が、今後の重要な課題となる。

註

¹ 菊池義昭（2013）濃尾大震災での岡山孤児院の位置と震災孤児院の養護実践の内容—財政内容からみえてくる日常生活と永眠児の動向等を中心に—、『東北社会福祉研究』第 31 号、pp.1-26。菊池義昭（2014a）東北三県凶作で岡山孤児院が収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割—1911 年から 1914 年までに退院した東北児を中心に—、『東北社会福祉史研究』第 32 号、pp.1-33。菊池義昭（2014b）濃尾大震災で岡山孤児院が収容した震災孤児の震災前後の生活状況の分析—個々の震災孤児の収容の背景と原因を中心に—、『石井十次資料館研究紀要』別冊Ⅱ、pp.2-24。

- 2 柴田善守 (1964) 『石井十次の生涯と思想』 春秋社。
- 3 内田守 (1976) 石井十次研究(1)石井十次と徳富蘇峰、『九州社会福祉研究』 創刊号、pp.1-33。内田守 (1977) 岡山孤児院に救世軍活動様式の導入に就いて、『九州社会福祉研究』 第2号、pp.7-35。
- 4 葛井義憲 (1986) 岡山医学校時代の石井十次—使命の探究—、『名古屋学院大学論集』 第22巻2号、pp.35-63。葛井義憲 (1988a) 岡山医学校時代の石井十次—神の愛の実践に向けて—上、『名古屋学院大学論集』 第24巻2号、pp.55-79。葛井義憲 (1988b) 岡山医学校時代の石井十次—神の愛の実践に向けて—下、『名古屋学院大学論集』 第25巻1号、pp.157-176。
- 5 菊池義昭・大阪謙治 (1987) 岡山孤児院史研究序説、『基督教社会福祉学研究』 第20号、pp.101-120。
- 6 社会福祉法人石井記念友愛社発行の『石井十次資料館研究紀要』(2000年創刊)においても数多くの蓄積がなされてきている。宮崎県の石井記念友愛社では執筆者らにより毎年「石井十次セミナー」が開催されており、全国各地から関連分野の研究者が集い、研究交流が行われている。
- 7 中西良雄 (1999) 石井十次と震災孤児院—濃尾震災救援活動のなかで—、『石井十次の研究』、pp.127-154。
- 8 『岐阜日日新聞』 1891 (明治24)年11月11日付、11月17日付。
- 9 細井勇 (2009) 『石井十次と岡山孤児院—近代日本と慈善事業—』 ミネルヴァ書房。
- 10 菊池義昭 (1999) 濃尾震災での救済と岡山孤児院の運営体制、『キリスト教社会問題研究』 48号、pp.47-101。
- 11 菊池義昭 (2013) 前掲1)。菊池義昭 (2014a) 前掲1)。菊池義昭 (2014b) 前掲1)。
- 12 中西良雄 (2007) 震地伝道隊と濃尾震災救援活動、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』 第56巻、pp.79-99。
- 13 滝乃川学園監修・編集 (2011) 『滝乃川学園百二十年史：知的障害者教育・福祉の歩み』 大空社。また能田昴・高橋智 (2017) 1891年濃尾震災における石井亮一と孤女学院の孤児救済経緯に関する研究、『SNE ジャーナル』 第23巻1号、pp.134-147、日本特別ニーズ教育学会においても救済経緯の検討がなされている。
- 14 河尾豊司 (2012) 濃尾大震災孤女の性の尊厳の危機と救援—滝乃川学園の創立の前夜との関係で—、『子ども教育研究』 第4巻、pp.15-28。
- 15 細谷啓介 (2016) 『福祉の灯火を掲げた宮内文作と上毛孤児院』 上毛新聞社。
- 16 岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』(岐阜県歴史資料館所蔵)。
- 17 『岐阜日日新聞』 1891 (明治24)年11月11日付。
- 18 『岐阜日日新聞』 1891 (明治24)年11月11日付。
- 19 中西良雄 (1999) 前掲7)、pp.127-154。
- 20 山室軍平 (1932) 『私の青年時代一名、従軍するまで』 救世軍出版部。
- 21 山室軍平 (1932) 同上)、p.120。
- 22 山室軍平 (1932) 同上)、p.122。
- 23 菊池義昭 (2013) 前掲1)、p.6。
- 24 岡山孤児院 (年月不詳) 『名古屋震災孤児院報告』(石井記念友愛社・石井十次資料館所蔵)。
- 25 渡邊亀吉 (1895) 『孤児履歴』 岡山孤児院 (石井記念友愛社・石井十次資料館所蔵)。

- ²⁶ 岡山孤児院（年月不詳）前掲 24）、pp.64-70。
- ²⁷ 菊池義昭（2013）前掲 1）。
- ²⁸ 石田祐安（1895）『岡山孤児院』には基督教新聞（明治 22 年 10 月 9 日発刊）の記事を引用するかたちで、1889（明治 22）年の出来事として「予約寄附金の方法を止め臨時の寄附金を以て同院を維持する事と定めたり」との記載がある。また、石井十次（1898）『岡山孤児院』には「維持 内外有志者の寄附金品と実業部の収入とを以て之を維持す」とある。小野田鉄弥編（1901）『岡山孤児院』には「第六 維持法 本院は天下有志者の寄付金品を以て維持拡張す」とあり、様々な変遷がありながらも岡山孤児院では寄付金品による運営が基本的な方針であった。
- ²⁹ 森上信（1904）『岡山孤児院』、p.41。
- ³⁰ 森上信（1904）同上）、pp.41-42。
- ³¹ 石田祐安（1895）『岡山孤児院』、p.81。
- ³² 石田祐安（1895）同上）、p.109。
- ³³ 阪神淡路大震災や東日本大震災を始めとする国内外での災害の発災とその後の追跡的な調査研究等を通じ、被災者らが抱えるトラウマ等による精神面への影響が明らかにされてきている。本研究が対象とする明治時代においてこれらの概念は存在していないものの、災後の生活を送る中での「フラッシュバック」「PTSD」「トラウマ」等による同様の影響を、子どもを含む多くの人々が受けていたことが推察される。それらの歴史的事実の詳細は、ほぼ未解明の領域となる。本章では夜間に大声で亡くなった母を呼ぶ児童に関する職員の記述をその一例として位置付けることを試みた。過去の災害事例における歴史的に放置された子どもの困難の分析の一助として、現代の概念を援用しながらより多様かつ詳細に検討を行うことを目指し、これらの用語を用いることにしている。
- ³⁴ 岡山孤児院（1901）『退院原簿』。
- ³⁵ 石田祐安（1895）前掲 31）、p.108。石井十次（1899）『岡山孤児院』、p.38。森上信（1904）『岡山孤児院』、p.126。（いずれも岡山県立図書館所蔵）。
- ³⁶ 小野田鉄弥編（1901）『岡山孤児院写真画 Pictures OF THE Okayama Orphanage』岡山孤児院（岡山県立記録資料館所蔵）。岡山県立記録資料館には他にも石井十次関連の写真史料が多数保管されている。
- ³⁷ 菊池義昭（2012）岡山孤児院の 2 つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要、『ライフデザイン学研究』第 8 巻、p.87。

第6章

石井亮一による孤児教育保護活動と孤 女学院・滝乃川学園における取り組み

1. はじめに

濃尾震災発生当時、積極的に孤児・孤女や社会的弱者の救済活動にあたったのは、キリスト教徒・仏教徒ら民間篤志家であった。石井亮一の「孤女学院」における孤女救済は、その代表的な取り組みであり、被災地での人身売買の被害に遭った孤女の存在を契機として始まったこの取り組みは、その後、現在にいたるまで存続する「滝乃川学園」での知的障害児教育保護へと継承されていく。

濃尾震災におけるこれらの活動は、震災後の日本における障害児教育保護へと繋がる重要な活動であったと考えられるが、これらの救済活動における障害児処遇の実態の解明はほとんどなされていない。

孤女学院や滝乃川学園における救済保護および教育保護救済について、従来の研究では石井亮一の取り組みを日本における「知的障害児教育誕生」のメルクマールとして断定される傾向が指摘できる。数ある民間篤志家のなかでも、後の知的障害児教育保護に繋がる点において石井亮一の取り組みは重要であることは間違いないが、石井亮一の孤女救済の経緯や広く他の救済団体との活動の差異をふくめて丁寧に検討する必要がある。

本章では、石井亮一の孤児救済・教育保護活動の実態分析を通して、近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災下における孤児・孤女を対象とした救済保護の実態を検討する。

2. 石井亮一の孤女学院における孤女・孤児救済の実際

2.1 先行研究の検討

濃尾震災後の明治政府は社会的弱者への消極的姿勢が顕著であり、濃尾震災における被害拡大に繋がるものであった。緊急支援期における備荒儲蓄金の配分や緊急予算執行に関する課題が浮き彫りになるなど、未熟な近代国家としての脆弱性を露呈することとなる¹。

菊池義昭（2016）が国・岐阜県・岐阜県内の各市町村における対応について整理している通り、恩賜金の下付、罹災者救助費による救済はいずれも短期的支援でしかなかった²。岐阜・愛知という日本の動脈に位置する地理的条件下のもと、鉄道・道路・堤防等のインフラ整備・復興、中産階級救済等が優先され、「惰民」化防止策の名のもとに子どもを含めた窮民救助は見て見ぬふりのような状況であった³。

新聞や各団体の機関誌等のメディアによって、その窮状は瞬く間に日本全国へと拡がり、民間篤志家や慈善団体が岐阜に集結した。被災者の自治・自活の道を職業的援助によって支えようとした愛岐震災自助会⁴や、東京の石井亮一とも深く関係があり実地検証を行った震地伝道隊などが最初期の活動と思われる⁵。

石井十次は岡山孤児院での経験を生かし、本院や名古屋に設立した震災孤児院において孤児救済に早急に対応した。これらに関しては石井記念友愛社の蓄積的研究⁶、また菊池義昭（2012）によってまとめられている⁷。

河尾豊司（2012）はキリスト教系施設の活動の把握を試みており、横浜の暁星園や福岡の九州孤児院等、全国各地の孤児院において、孤児の受け入れが行われた。設立の詳細や後の事業停止の理由が明らかになっていない施設も多いことから、濃尾震災を契機として拡大した施設の展開過程に関する研究課題を整理している⁸。

ここでは石井亮一の孤女救済の時期が、これら一連の宗教救済の後に行われた点を指摘しておきたい。先行研究では菊池義昭（1979）によって、石井と親交の深かった巖本善治主筆の『女学雑誌』を基本資料としながら、孤女救済から「白痴」教育への発展過程が検討されている⁹。分析視点として以下の点が挙げられている。①石井亮一の立教女学校での業務内容、②石井をとりまくキリスト教思想および社会的状況からの影響、③濃尾地震の実態を知り得た社会的環境とその後の行動、④孤女学院を設立した当時の経過と具体的実態、⑤孤女学院への社会的反応、⑥白痴教育の成立について、⑦渡米理由と滝乃川学園の実態、⑧石井の帰国理由とその後の展開、⑨孤女学院からの滝乃川学園への名称変更の経過・時期・理由、⑩孤女学院の財政・教育・生活・職員・協力者の10点である。

とくに石井の社会問題に対する活動の視点や救済の理由として、女子教育→孤児教育→孤児教育→「白痴」教育という変遷を指摘し、これが一般的な社会福祉施設史の分化専門化過程の一定の法則性を有していると提案する。また、教育的にも困難な対象に取り組もうとした原動力として、神の前では全ての人間が平等であるという「信仰心」を挙げている。滝乃川学園史研究をより正確性・客観性の高いものにするために、これら多岐に渡る整理項目は現在も重要な検討課題になるものである。

清水・宗沢（1996）は孤女教育時代、孤女の自立援助及び「白痴」教育の併存時代、「精神薄弱」児者のための統合的学園をめざす時代に分けてその変遷を明らかにし、特に明治中期・後期における知的障害児の福祉・教育事業の成立に関して、以下の様

な複数の歴史的・社会的要因が重層的に介在していたことを指摘している¹⁰。①災害が「社会的災害」を惹起すること、②児童の人身保護を緊要とするような児童問題をめぐる政策の貧困、③社会問題としての児童保護を自らの生き方として主体的に受け止め、人間・教育・社会などについて新しい価値観に立って実践する人物の存在、③そのような人物の思想と行動に共感を示し、協力・援助していく個人・団体の存在である。孤女学院の前身である東京救育院の活動内容との共通性も指摘しており、この点については本研究も立場を同じくしている。

宇都栄子（1990）は滝乃川学園を例としながら、濃尾地震による窮民救済の実態究明の不足を指摘し、自然災害によって誕生する救済活動における各時代精神との関わりがあったその性格の解明も課題として指摘している¹¹。また、当時の詳細な救済経過を活動母体ごとに整理しながら¹²、今後の研究課題として①キリスト教・仏教関係者による救済活動の組織のあり方、②地域住民による相互扶助活動の実際を挙げている点が特徴的である¹³。

津曲裕次は滝乃川学園史をはじめ「施設史」研究の手法を用いながら蓄積的研究を行っており¹⁴、孤女学院の創設期・設立日の特定¹⁵、院児の受け入れ経過や孤女学院の建築学的分析などを含め詳細に分析を行っている¹⁶。各年代や関係者ごとの沿革史に関して網羅的な調査も行っており、「滝乃川学園史研究の課題と方法」も示したものが学園の百二十年史として結実している¹⁷。

津曲による分析のとおり、当時、震災地では岡山孤児院を筆頭に「概ね六歳以上」の孤児が「入院の資格」があるとされた。石井らはこの入院資格による「選抜」に漏れた孤児の受け入れを基本方針とし、他の活動団体と異なる立場をとった。

さて、これまでの先行研究では、孤女学院・滝乃川学園が当初から自覚的な知的障害児保護施設として誕生したものではないことは自明なものとされている。すなわち、孤女の被災や人身売買の危機という社会災害への対応のなかで生まれたものであり、知的障害を持っていたとされる太田徳代などが震災地域で偶発的に保護されたという観方が一般的である。

しかし、この事実関係については再検討の余地があるように思われる。現地の救済活動と比べて時期的に遅れているということ、石井十次にならったキリスト教徒や他教徒による孤児収容に際しては年齢制限が厳しく、技能習得の可否なども踏まえて選抜された結果、「選抜」から漏れる要素を持った子どもが「残留・滞留」していた可能

性がある。菊池（1979）の整理項目にはないが、宇都が他の救済団体との関係性を課題とするように、他の活動との時間的差異や思想的距離、救済に伴う孤児集団の質的变化等について検討を行う必要があると考える。

2.2 石井亮一の東京教育院における救済保護活動の特徴

石井亮一は 1867（慶応 3）年、現在の佐賀県佐賀市水ヶ江にて、父佐賀藩士石井雄左衛門忠泰と母のけい子（諸岡氏）の三男として誕生し、幼名を袈裟五郎といった。病気がちであった父は同郷の大隈重信と親交が深く、大隈をして同志として維新で活躍できなかったことが残念であると言わしめた人物であった¹⁸。

亮一は佐賀市の勸興小学校を経て県立佐賀中学校に進学し、新設の英文科にて英語に関する科目の他、博物学や生物学、数学などで原書・訳書を用いた高度な教育を受けていた。父と同じく幼少から病弱であり、工部大学校（現在・東京大学工学部）を受験するが体格検査で不合格となったため、コロンビア大学での応用化学専攻での留学を志す。

語学準備のため立教大学に入学した際に、日本聖公会を主導する立場にもあった学長 C. M. ウィリアムズ主教の影響を受け、1887（明治 20）年に洗礼をうけ信仰を得た。ウィリアムズは日本聖公会の誕生に大きく関わった日本プロテスタント黎明期を担った宣教師であり、石井がウィリアムズとの接点があったことは重要である。その後、病弱を理由に留学の許可が下りず、ウィリアムズの推薦により、立教女学校の教頭に就任し、同時に構内の「東京教育院」にも関与する。

「築地教会附属の孤児院」とも呼ばれたこの施設は現在も史料が僅少のため詳細が明らかでないが、ウィリアムズによって設立されたものであり、石井亮一はこの運営に実質的に関わる中で孤児教育の問題に目を向けていったとされている¹⁹。

震災直後の 1891（明治 24）年 11 月 14 日に発行された『女学雑誌』第 291 号掲載の「東京教育院設立主意」には、以下のような記述がある²⁰。

東京教育院設立主意

大方の救助を仰んとするものあるに於ておや。吾人は此等貧民を救んより寧ろ他に救ふべき急の最も急なるものあるを知る。天下無告の孤児即ち是なり。

自ら衣んとして。衣ること能はず。自ら食まんとして。食むこと能はず。果ては授産場裏の犬となり。其しきは。一片の食。一碗の汁。尚得ること能はずして往々路頭に倒るるものあり。

この主意書の中では、その困窮状態に何ら個人的な責任を持たない孤児が、住む場所だけでなく食べるものを失い、最も窮地に陥っていることが指摘されている。貧民と呼ばれる困難を持つ人々のなかでも、彼等こそ最も困難の度合いが高いものにとらえ、その「教育」を決意する内容となっている。なお、「東京教育院設立主意」の中には震災孤児やその他大災害への言及はないため、執筆時期は震災以前のものと考えられる。

石井がしばしば使用する「天下無告」という言葉は、この世に一切自らの苦しみを訴える相手が存在しない状況にあるという意味と推察される。これについては石井亮一のみが使用していた言葉ではなく、岡山孤児院の概則にも同様の言葉が使われている²¹。

岡山孤児院概則

目的 天下無告の孤児を救済し其の父母に代りて之れを教養するを以て目的とす

入院退院 六才以上十二才以下の者を入院せしめ十六才乃至二十才にして退院せしむ

さて東京教育院の院規則によれば、収容の対象年齢は6歳から11歳と限られてはいるものの、貧民よりもさらに困難度の高い存在を対象としようとしている点で、既に特徴が現れている。震災発生以前に、すでにその社会状況のなかで困難度が強い存在への視点があったことは重要である。収容対象となる児童について、親の無い現状に同情するのではなく、結果的に貧困などによって追い込まれる児童らの社会状況に着目していたことがうかがえる。また石井亮一自身が病弱であったことや女子教育者としての関わりから、より困難な存在に目を向ける素地があったことが推定される。

また、上述の規則制定に際して、すでに「試二三名の孤児を入院せしめたり」とあり、すでに震災前から試験的に孤児院運営を開始していた。しかし教育活動について、現状では「吾人等貧乏しく 力足らず」という状況であり、「慶分の扶助を垂れられんことを切望の至りに堪えず」と支援を訴えている（『女学雑誌』第 291 号広告欄）²²。このような取り組みを始めた矢先に発生したのが、濃尾震災と孤児・孤女の大発生であった。

2.3 星野慎之輔ら震地伝道隊による現地調査・児童救済

濃尾震災後、実際に現地で孤児収容にあたった志方之善らの救済活動が、キリスト教徒および仏教徒の救済など現地の救済活動と比べて時期的に遅いということや、救済団体の孤児の「選別」から漏れる要素を持った子どもが「残留・滞留」していくという可能性をふまえると、孤女学院に入院する孤女の収容にあたっては、実際に収容にあたった志方之善らおよび彼らに指示を出す石井亮一によって、何らかの目的を持って保護されたという仮説を設定することができる。

女学雑誌社の社員によって結成された震地伝道隊は、早期に救済活動を行い、被害を訴えるため各地で演説会や現地でのキリスト教救済に取り組んだ。『女学雑誌』主幹の巖本善治と石井亮一は親交が深く、石井から収容孤児選定の命を受けた星野慎之輔も震地伝道隊に同行していた²³。

地震発生間もない 1891（明治 24）年 11 月 3 日に震地伝道隊の第一陣が先遣隊として出発し、その視察報告を受けた第二陣が 11 月 18 日に出発した。第二陣の藤井米八郎によって保護された孤女らは、石井亮一が責任者を務める東京教育院に収容されることとなる。この震地伝道隊自体は役割を終えたとして 1892（明治 25）年 2 月 6 日に解散式が行われた。

『女学雑誌』294 号（1891 年（明治 24）年 12 月 5 日）には孤児収容に関する以下のような記述がある²⁴。

大凡六百名の孤児を、岡山孤児院は大奮発にて三百人ほど一手に引き受け養はんとなす
六才以上一才以下とし何国を問はず幾名にても入院を許す
但し無告の孤児たる確實の保障を要す

石井十次の岡山孤児院はその組織力を活かし、すでに現地で早くから行動を開始していたことは、前述した通りである。現地では、孤児の数が膨大であることから、現地において入院対象となる孤児の条件設定が必要であった。現地に開設された震災孤児院および、岡山孤児院では「無告の孤児たる確実の保障を要す」「六才以上一二才以下」等の条件付きで救済が行われた。キリスト者であり、孤児救済事業者の先駆者として大きな影響力を持つ石井十次であったため、この年齢設定は、当時のキリスト教主義救済団体における一般的な条件となった。

しかし、これは行き場を失い、困窮を極めていた孤児らを「選別」する作用をもたらしたといえる。乳幼児を含む六才以下および一二才以上の孤児は救済対象から外されたが、これは震災以前に設立された石井亮一の東京救育院でも同程度の年齢設定が考えられていたことをふまえると、当時の一般的な条件設定であったとも考えられる。

2.4 太田徳代など「最も憫なる」児童の收容経緯

『女学雑誌』296号（1891年（明治24）年12月12日）では、巖本の指示のもと現地に先着していた藤井米八郎が「震災地特別通信第5報」の中で「嘆ずべきは最早一二才以上の者は中々孤子として預けざるにより」「一二才以上の者を拾ひ集むる事最も急務として最も至難なり」と指摘しており、他のキリスト教救済団体の孤児の「選別」から漏れた孤児についての懸念を表明している²⁵。

これらの情報が石井亮一にも伝わり、現地での救済の方針として「孤女学院は各孤児院に入院資格なき、無告の憐れむべき孤児が救済に当れり」と定められたことが、『女学雑誌』第326（乙）号（1892年（明治25）年9月3日）に示されている²⁶。

志方之善は、1892年（明治25）年1月23日から20日間に渡って、孤児收容を行い、「あはれなる孤女の内にも、最も憫なる者拾四名」（下線筆者）を連れ、東京で受け入れ体制を整えつつあった石井亮一のもとへと上京の途についた。この14名は生後15日から12歳と多様な年齢集団であった²⁷。

志方らが救済を開始した1892年（明治25）年1月末の時期、すでに1891年（明治24）年10月28日の震災直後から活動しているグループと比して時期的に3ヶ月程のズレがあり、岡山孤児院をはじめとする複数のキリスト教主義の救済団体、また仏教徒の「慈恵女学院」²⁸なども含めて一斉に孤女・孤児救済を行った後の活動になる。その中では、孤児・孤女の「選別」によって孤児集団の質的な変化が生まれていたこ

とがうかがえる。

石井や藤井が震地伝道隊の報告を受けて、他団体の救済対象とならない孤児の保護を考えていた点で、他の救済団体と一線を画しており、太田徳代を含む「あはれなる孤女の内にも、最も憫なる者拾四名」を救済するに至ったことが考えられる。

特に「最も憫なる者」について、これは前述した「東京教育院設立主意」の「急の最も急なるもの」の視点が具現化されていると考えられる。言い換えるならば、石井や志方らは、現地の様子を見聞きする中で、様々な困難を有する孤児集団のなかでも最も困難度の高い孤児を収容する視点を持つに至ったのではないかと考えられる。

また「無告」の児童を救済した石井十次、石井亮一および巖本善治は、本格的救済に入る前の 1891（明治 24）年 12 月 30 日に名古屋にて会談を行っている²⁹。ここで石井亮一が石井十次の孤児院経営の手腕を学んだことは知られているが、翌日の午前 3 時まで続いた三氏による会合に際して、一刻を争う孤児救済について、それぞれの救済における対象児童の役割を確認・分担していた可能性があるが、残存している資料には会談内容の詳細が無い³⁰、検証は出来ていない。

3. 孤女学院における教育保護活動と「白痴」教育の黎明期

1892 年（明治 25）年に石井亮一および協力者らが行った孤女救済はその後、孤女学院における教育保護へと変化をしていく。まず、「孤女学院設立の告白」と題された設立主旨が『女学雑誌』第 301 号（明治 25 年 1 月 23 日発行）に掲載される。以下一部を抜粋する³¹。

仁人爲に孤児院を設く、感謝せざる可けんや。然れども、啻に之を養育成長せしむるのみに止まらず、更に教育上の希望を以て之を待し、其器に随つて成べく完たく之を開発教導せんとを欲するに於ては、孤児を男女によりて分ち、其各途に於て之を尤とも適するの方向に誘導啓發するとを最良なりと信ず。

吾等従來女子教育に従事し、密に一生を斯事に任ぜんとを期せり。久ふして惟へらく、普通一般の女子教育に至りては、世別に之に任ずるの君子あり。然れども孤女の教育に至りては、尙未だ専ら之に任ずる人あるを聞かず、吾等不肖と雖ども先づ之に當らざる可らずと。終に意を決し、敢て其使命を負ひぬ。

孤女学院において女子教育を行っていく動機や、「養育成長」に留まらない「開発教導」「誘導啓發」を含む重要な教育方針が挙げられている。定則は少なく、以下の三つのものが掲げられた。

定則

- 一 本院は基督の教訓を奉じ万事神の指導に従ふべし。
- 二 本院は専ら孤女を養育し可出来完全の教養を授け以て清き婦人を出さんとを目的とす。
- 三 本院は如何なる事情ありとも一切金品を借用せず、只神の與へ玉ふものを以て支給すべし。

まずキリスト教主義が大前提であった。定則の三は、その後の現実的経営において、教育内容や運営方針を制約し、影響を与えることとなったと考えられるものである。また、立教女学校での教頭として震災以前より持っていた女子教育の理想を、それを「最も」必要とする被災孤女らに対して実施した。

当初からその定則のなかには明確な年齢制限がなく、6歳以上および12歳未満という限られた年齢の孤児を選別する他の救済との差別化の意図がみてとれる。『女学雑誌』第295号にも12月上旬の報告として、現地で12才を超える児童らが救済対象になっていないことを批判する声があがっていた³²。

震災地特別通信第五報 藤井米八郎 「孤子の救養」

嘆ずべきは最早一二才以上の者は中々孤子として預けざるにより

選別によってある一定の児童が「残留・滞留」し、そのような孤女の「残留・滞留」層と石井が以前から持っていた最も困難な孤女への視点の二つが相まって発生した救済と考える。

濃尾震災直後の救済後の経緯については、通史としては『滝乃川学園百二十年史』（2011）が最も詳しく³³、また協力者である巖本善治が主幹の『女学雑誌』や各種訪問記事が基本資料となるため、これらをもとに以下に救済後の展開を記述する。

まず、協力者であった日本初の女医である荻野吟子の医院宅を借りる形で、14名の

孤児は収容された。初期の人数は未だ確定していないものの、滝乃川村への移転を実施した 1892（明治 25）年 4 月当時の人数は孤女数のみで 23 名と増え、その後明治 27 年頃までの 3 年間で 50 を超える院児が居たとされている。

滝乃川村に移転して以降、一般孤女の受け入れが進み、明治 27 年までに入院した院児は約 30 名となり、震災地域出身児の割合は 3 割～4 割となる。このように受け入れ児童の変遷があり、年齢層も広い孤女学院において、その受け入れ児童は多様性を増していく。孤女学院に特有の多様性を説明する 1892（明治 25）年 10 月の史料には、以下のような記述がある。

去年濃尾地震の時梁の木の下に手足を砕かれたる母体に宿り、凜々たる雪中に生れし女兒。或は父母二人長き病に罹りて死亡し、世話すべき遺族の爲めに、却て悪処に売れんとせし三女子。或は父母失せ、兄弟流浪して、無頼漢の毒手に陥れる幼女。或は父母戚皆死亡し、心なき人に非道の養育を受け、朝夕足下にかけて、悲泣の涙に日を送りし女兒。其他種々〇難の下に遭遇せし者、今は集りて三十有二人。

『孤女學院の製糸』

「非道の養育」について詳しい説明は見当たらないが、親以外の人物からの児童虐待の被害にあった女兒であることがうかがえる。乳幼児を中心に年齢層の多様な震災孤児および被虐待児童、人身売買被害児童、またその他の発達困難を抱える児童らが混在していたのが初期の孤女学院であった。

石井亮一は当初より立教女学校の教師として働きながら、実際の養育を担える支援者が不足する孤女学院においてこれらの児童と向き合い、自ら住み込みで養育を行っていた。石井亮一を父とし、また年長の孤女を姉とした人間関係のもと、徹底したキリスト教主義に則りながら生活指導から孤女学院はスタートした。孤児の「救済」「養育」を行う施設から本格的な教育保護、女子教育へと転化していくのは、この後、滝野川村に本校舎が完成するのを待つ必要があった。震災から 1 年が経過した 1892（明治 25）年 11 月、聖堂や教室の整備、職員宅の設置などが完了する。

多様な孤女集団を指導し、まとめあげることに苦勞したが、石井は基本的にどの孤女であっても厳格なキリスト者として育成した。石井を中心とした信仰による連帯が、黎明期の数多くの困難を乗り切る原動力となったという説明がなされること多い。従

来の石井亮一の取り組みの評価には、このような祈りや信仰といった要素に偏重している部分が見られる。神への祈りと信仰を最も重要な指針としていたことを美德としてのみ肯定するのではなく、実態と照らし合わせながら再評価する必要がある。

石井は金品の寄附を自分から募ることをしなかったため、度重なるチフスの流行なども重なり、苦しい経営状況が続く。これは教育方針にも影響を与えたが、まず「孤女学院設立の告白」に描かれる当初の孤女教育の基本姿勢には以下のものがあった。

孤女は其器に随ひ、下婢となり、保姆となり、女工となり、産婆となり、看護婦となり、教師傳道師となり、以上その才の伸暢するまにく、何等女流の率先者ともならんとす

将来的には教師や看護婦も含めて「女流の率先者」となるべく育て上げることが掲げられていたが、積極的に外部には頼ろうとしない自営方針は、当初の女子教育の目的を変えていくこととなる。

1892（明治 25）年という比較的早期から、将来の自立を視野に入れ、「巻紙」や「こより」などの製造を年長児に行わせ、販売を行っていた（これは同時期に救済を行っていた仏教系孤女院、大阪慈恵女学院でも同様であった）。同時に将来的には主に年少の孤女らの指導にあたる保母として養成されていくこととなる。

黎明期の孤女学院および滝乃川学園での取り組みは、一部の積極的な理解者と協力者を除き、周囲に理解されず、慢性的な人材不足のなかで石井自身も大きな負担を強いられることになる。女子教育を担っていた教師陣も、石井の他に二人の教師がいたが、1895（明治 28）年 10 月には病により辞職したため、石井が総ての教育指導を担当することになった。

石井が 1918（大正 7）年に記した『白痴教育発達史』のなかには以下のような記述がある³⁴。

然るにその中に、二名の白痴児を発見するに及び、いかにもしてこれを教育せんと欲し、百方その方法に苦心せり。これ余が白痴教育の研究に身を委ねるに至れる機縁なりとす。かくて漸次白痴児を収容し、健態女兒は保姆として之を養成し、直に本学園に於て斯業に従事せしむる方針を立てたり。

先に述べたように、「白痴」児以外の「健態女兒」を学園に従事する保姆として養成する旨が書かれている。

明治中期における女性論は、それまでと比較して次第に賢母論が中心となっていくことが特徴として掲げられる。小山静子（1995）が指摘するように、欧化主義の流れのなかで婦人改良論が論じられ、明確に男女の役割分業を措定したうえで、男女は同等であるという良妻賢母論が展開される³⁵。

その典型となるのが、石井亮一および妻筆子の最大の協力者でありスポークスマンでもある巖本善治の女性論であった。小山静子（1995）が指摘するように、賢母論は家庭領域のすべてを女性の責任とすることで、女の家庭内での地位を向上させていく側面がある一方、家庭領域にのみ活動の場を限定することで女性を抑圧していく側面がある。

巖本の影響も強く受けていた石井亮一らであり、これら当時の女性論に依って立つ視点を持ち合わせていたのではないだろうか。実際の経営的な困難だけでなく、明治時代という時代的制限の中であり、保姆養成への転換の理由として推測できる。

牧原憲夫（2006）は「服従を基本とした江戸時代の『婦徳』とは異なり」、家庭における性別役割分担や「母の役割」の論理は、「平等と差別の両面を含むとともに、子育てをになう責任ある主体と認めた点で『近代』の所産」であったと指摘する³⁶。石井の強いキリスト教主義的な姿勢として、宣伝活動や寄付行為の自粛などにより人材不足が招かれただけでなく、院内からの人材によってそれを充足するにあたっては、明治特有の女性論や賢母論がそれを下支えすることになったと分析できるのではないか。

また、巖本の発信から読み取れるのは女性論や廃娼論だけではない、学校教育への懸念や国民国家の中での自らの役割についての意識である。震災直後の『女学雑誌』等において以下の記述がある³⁷。

「学校を見よ。維新以来校舎の大いなるものは出来たり、眞の教育者は跡を絶たんとす」「地軸回転し（筆者中略）、将に一大時機迫り来らんとす。此時に当り、諸君は能く国家の用に応ずるに堪ゆる乎」「天（筆者中略）、天災地変を降して大ひに我同胞を警醒せんとす。而して同胞尚ほ昏睡す。思ふに、大日本帝国の国歩は此平々凡々の道ゆきにてはある可らず。」

巖本善治は学校教育への視点はもとより、震災後という状況において、いかにして国家にとって有用な存在となれるかを問うていた。巖本および石井らの行動が、信仰や同情的慈善としてのみとらえられものではない可能性を巖本の発言からも指摘しておきたい。

さて、1894（明治 27）年頃から、各種の見学記等の中に「白痴」児の存在と「訓練」の内容が報告され始める。例えば『女学雑誌』第 402 号（明治 27 年 10 月 20 日）の「孤女学院の女学」には以下の紹介がなされている³⁸。

彼の白痴教育に類するものは、現に孤女学院に於いて試験され、且つ成功したり。女子教育に関する種々の経験は優に孤女学院に於いて保蔵せらる。苟しくも、女学の研修に志あらんものは、孤女と云へる人々の教育は、何如に多く教育上講究の便利を興ふるかを推知するとを得べし。但だ、大須賀君の謙遜にして深奥なるや、未だ至らずとして俄に其の教育意見を発表せらるるをなし。

1894（明治 27）年 10 月の時点で「白痴教育に類するもの」が行われている。孤女学院における白痴教育のはじまりについては諸説あり、普段の学園の活動中に「白痴」児が見つかったという記述もある。滝乃川学園発行の『石井亮一伝』（1940）では以下のように記述がある。

特殊教育の黎明 一日助教師の一人が 7、8 歳ばかりなる太田とく代といふ女兒を先生の許に連れ来りて「この児ばかりは力にあまれり」幾遍繰り返して教へても一向に教へ甲斐なしとして己が教師たる無力を先生に訴えへたり、先生は助教師を此くまで失望せしめたる少女に対する憐憫の情禁じがたく「それなら自分が何とか面倒をみるべし」とて其の少女を引受けて教育に一心を込められたるが之ぞ我が國に精神薄弱児教育の黎明を見る機会となりしものなれ。可憐なる低能は優秀なる頭脳によりて祝福され優秀なる頭脳は可憐なる低能によりて我が愛を報ひられたり、其のいずれの感謝をか大いなりとすべき。十六歳のとき腹膜炎を患ひ風雨に腐蝕する石ならぬ我が十六歳の生涯に『日本、精神薄弱児の父』といふ文字を不朽に我が恩師先生のために刻み残して歿しぬ。

津曲（2008）によるまとめに、太田徳代の教育と「白痴児」について石井亮一が発表した講演記録がある³⁹。1900（明治33）年に行った「社会学研究会」での講演会内容において、「余が白痴教育を志せし由来」として、太田徳代との出会い、日々の教育的対応について述べている。

「濃尾震災の時預かった孤児の中に、十四歳の白痴の女兒が居た。」「高等小学校を卒業すべき年齢なのに、未だに学校に通ったことはなかった。」

「勤めて教育を施したが、何の進歩も見せず、学ぼうとする意欲もなく、懲戒しても殆ど意に介さないようであった。」

「その最も発達しているのが食欲で、最も苦痛に感じる罰は食事時間を二十分乃至三十分伸ばすことであった。散漫な注意力で、書を読ませるとき、殆ど忍耐の緒を絶たれてしばしば、食事を延ばす罰を与えた。」

その後、ある一つの契機で太田に変化が起こる。ある日、石井があえて自分も食事をしないでいるとその理由について尋ねられ、石井は以下のように太田に答えた。

「私は、君を教えることにこのように多くの時間を費やしているが、君はどうしてこれを覚えない。これはひとえに私の教え方が下手なのだ。それを思い、気分がよくないので食欲が出ないのだ。それを思い、気分が良くないので食欲が出ないのだ、と答えた。これを聞いた彼女は、悄然として涙を流し、その罪を心から謝った。それ以来、少し、勉強に気を入れるようになり、日を追って複雑な知識を獲得するようになった。」

石井亮一と太田徳代の二人の会話についての記録はこれが最も詳細であるが、この当時は海外渡航・研究調査の前であり、「白痴」教育を明確に実施する前のできごとである。

言うまでもなく明治中期の日本において、「白痴」は排除の対象となっていた。そのような状況のなかで、石井亮一は女子教育を行いながら、太田をはじめとする多様な困難を抱える児童に関っていた。太田ら女兒との生活のなかでの交流や教育経験を通

して、「白痴」を不治とせず、発達の困難として捉えた指導体験が「白痴」教育を希求し、その実施へと動いていった。その根源的な部分にはキリスト教主義的側面があり、同時に「急の最も急な」存在を救済する教育保護の視点があったといえる。

石井は第一回目の渡米から帰国後、1897（明治30）年以降、滝乃川学園へと名称が変更されるなかで「白痴教育部」を設置し、本格的に「白痴教育」を開始することとなった。1899年（明治32）年の『少年世界』には「滝の川学園参観記」があり、ここに大きな「発達」を遂げた太田徳代の姿が描かれている⁴⁰。

岐阜の大地震で孤児孤女が引き取り手ないが爲めに途方にくれて居るのを聞き、奮然起って孤女教育の任にあたり、氏が自分の財産を擲ってこの孤女学院を建てられたのです。こう云へば何でもありませんが、勿々これが尋常人の出来ない慮で、ただ私産を擲つのみならず、商人流の算盤勘定に基いた利益といふものは寸毫もない、

亦た近頃氏は孤女養育の傍ら、白痴教化の事を思ひ立ち現に孤女学院内に四名の白痴者を預かり、いろゝ研究を積み苦心を重ねて、教育の新主義を実験されましたが、効果は著しく顕れて、その白痴者の一人は初めは一語もしゃべれなかつたが、今では明らかに意味のある語を二十四、五も話すように進歩したそうです。

さて、石井亮一の活動はこのような学園内での「白痴」教育活動のみに留まらなかった。「学園の教育、児童研究所の研究、鑑別に従事」しながら、①立教女学校の講師及び顧問、②東京府代用児童研究所での審査、鑑別事業、③各種講義・講演活動などを行った⁴¹。多様な研究・啓蒙活動を行いながら、日本での知的障害児教育の機運を高め、滝乃川学園に続く白川学園や藤倉学園の創設にも携わっていく⁴²。滝乃川学園の財政は常に厳しい状況にあったが、皇室からの下賜金や内務省奨励金、東京府助成金なども得ながら運営が継続される⁴³。1934（昭和9）年には日本精神薄弱児愛護協会を立ち上げ、知的障害児の保護法や教育令の制定を求める運動を展開していった⁴⁴。

障害児教育が日本の教育の基本法規に定められるのは戦後教育改革の一環としての学校教育法（第六章 特殊教育）の制定まで待たねばならない。しかし、明治中期から戦前期にかけて、濃尾震災に端を発する滝乃川学園での実践をベースとした石井亮一・筆子と関係者、在園した子どもたちの存在は、日本国内の知的障害児保護や教育の展開に大きなダイナミクスを引き起こした。

4. おわりに

濃尾震災に際し、物理的災害に伴う人災・社会災害という二重の被災によって、特に孤児・障害児を含む社会的弱者は更なる困窮に陥った。長期的な救済が確立されない中の公的救済の打ち切りや過酷な復興事業での児童労働、人身売買など、様々な社会災害によって生み出され幾重にも重なった困難状況に敏感に反応した人々によって新たな救済事業が生み出されていくこととなった。

そのなかでも石井亮一を特に引きつけたのが、被災地における孤児・孤女の人身売買問題であった。立教女学校で女子教育を担っていたことや、ウィリアムズとの東京救育院設立において目指し始めていた「急の最も急なるもの」への救済姿勢が重要な動機となったと考えられる。

震災以前から「急の最も急なるもの」への視点を持ち、その視点のもと孤児の「残留・滞留」が発生する時期に活動を行い、「最も憫なる者」を保護することとなる。石井亮一の孤女学院では、以上のような経緯のなかで、他の孤児院とは異なる層の児童を収容していくこととなった。

その後、孤女学院での受け入れ体勢が整い、『女学雑誌』第301号（1891（明治25）年1月30日に、有名な「孤女學院設立の告白」が記載されることとなる。同号の社説には、石井亮一（大須賀亮一）について巖本が「大須賀君は未だかつて他に義捐を要めざるなり」と指摘するなか、徐々にその事業を聞きつけた人々によって支援物資や義捐金が送られてきていることがまず報告され、「故に吾人は此主旨を以て読者を促す」と記述されている⁴⁵。自身の行動について宣伝することのない石井亮一と、その人間性や事業の主旨を理解したうえで『女学雑誌』などを通してスポークスマンとして活発に報告・宣伝を行った巖本善治の関係性がよく示されているものである。

石井亮一は「孤女學院設立の告白」の中で「孤女とともに飢餓を分かち、皇天もし吾等に食を賜はずんば、即ち孤女と共に餓死せんとす」とまで述べているが⁴⁶、経済面等での現実的な孤児院経営を石井筆子が担うまでは、巖本善治がそれに近い役を担う側面もあったと思われる。

さらに「孤女學院設立の告白」には、「普通一般の女子教育に至りては、世別に之に任ずるの君子あり。然れども孤女の教育に至りては、尚未だ専ら之に任ずる人あるを聞かず、吾等不肖と雖も先づ之に当たらざる可らずと。終に意を決し、敢て其使命を負ひぬ」とある⁴⁷。ここでは東京救育院設立の際の「急の最も急なるもの」という直

接的表現ではないが、これまで焦点があてられてこなかった困難を多く抱える存在、「最も憫なる」児童を含む孤女の教育保護救済への着目があり、これがのちの「白痴」児教育へと繋がる視座であったのではないだろうか。

「最も憫なる」状態については今後さらなる検証が必要だが、保護された生後 15 日から 12 歳の 14 名は、災害による困窮・貧困状態だけでなく、「選別」に漏れる要素として疾病や虚弱体質、発達の遅れ等を有していた可能性がある。この検証については今後の課題となる。

註

- ¹ 北原糸子（2016）『日本震災史—復旧から復興への歩み』筑摩書房、p.277。
- ² 菊池義昭（2016）明治期の濃尾大震災と東北三県凶作での役割、『社会事業史研究』第 50 号、pp.37-64。
- ³ 側島哲（2008）濃尾大震災の一考察—災害救済の視点から—、『岐阜県歴史資料館報』第 31 号、pp.9-28。
- ⁴ 中西良雄（2002）濃尾震災救援活動と社会事業(1)愛岐震災自助会の設立、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』第 51 巻、pp.15-28。
- ⁵ 中西良雄（2007）震地伝道隊と濃尾震災救援活動、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』第 56 巻、pp.79-99。
- ⁶ 『石井十次資料館研究紀要』創刊号、社会福祉法人石井記念友愛社、2000 年。
- ⁷ 菊池義昭（2012）岡山孤児院の 2 つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要、『ライフデザイン学研究』第 8 巻、pp.85-117。
- ⁸ 河尾豊司（2012）濃尾大震災孤女の性の尊厳の危機と救援—滝乃川学園の創立の前夜との関係で—、『子ども教育研究』第 4 巻、pp.15-28。
- ⁹ 菊池義昭（1979）滝乃川学園の創立前後の歴史的研究—『女学雑誌』の資料を中心として—、『精神薄弱者施設史研究』第 1 号、pp.25-87。
- ¹⁰ 清水寛・宗沢忠雄（1996）滝乃川学園小史・戦前篇(1)—「孤女学院」の創設から石井亮一園長の死去まで—、『埼玉大学紀要』第 45 巻 1 号、pp.49-64。
- ¹¹ 宇都栄子（1990）自然災害と社会救済—濃尾大地震と滝乃川学園の創設—、『専修社会学』第 2 号、pp.22-28。
- ¹² 宇都栄子（1994）自然災害と社会福祉—濃尾震災救済活動表—、『専修社会学』第 6 号、pp.52-63。
- ¹³ 宇都栄子（1996）濃尾地震と児童救済活動、『専修社会学』第 8 号、pp.18-24。
- ¹⁴ 津曲裕次（1991）精神薄弱者施設史研究序説、『精神薄弱者施設史研究』第 1 号、pp.1-8。
- ¹⁵ 津曲裕次（2004）知的障害児施設滝乃川学園史の研究：設立年月日について、『純

- 心人文研究』第10号、pp.19-30。
- ¹⁶ 津曲裕次（2008）滝乃川学園史の研究：孤女学院期の建築計画学的検討、『人間文化研究』第6号、pp.29-48。
- ¹⁷ 滝乃川学園監修・編集（2011）『滝乃川学園百二十年史：知的障害者教育・福祉の歩み』大空社。
- ¹⁸ 佐賀県知的障害者福祉協会（2002）『石井亮一・筆子ご夫妻の生涯』（2002年11月30日 特別講演・シンポジウム資料）。
- ¹⁹ 津曲裕次（2008）『石井亮一（シリーズ福祉に生きる51）』大空社。
- ²⁰ 巖本善治（1891）『女学雑誌』第291号。
- ²¹ 中西良雄（1999）石井十次と震災孤児院—濃尾震災救援活動のなかで—、『石井十次の研究』、pp.127-154。
- ²² 巖本善治（1891）前掲20）、p.26。
- ²³ 中西良雄（2007）前掲8）、p.83。
- ²⁴ 巖本善治（1891）『女学雑誌』第294号。
- ²⁵ 巖本善治（1891）『女学雑誌』第296号。
- ²⁶ 巖本善治（1892）『女学雑誌』第326（乙）号。
- ²⁷ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲27）、pp.119-122。
- ²⁸ 『本山報告』第78号（明治24年12月16日）。
- ²⁹ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）、p.110。
- ³⁰ 石井十次（1891）『石井十次日誌』、p.429。
- ³¹ 巖本善治（1892）『女学雑誌』第301号。
- ³² 巖本善治（1891）『女学雑誌』第295号。
- ³³ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）。
- ³⁴ 石井亮一（1918）『白痴教育発達史』。
- ³⁵ 小山静子（1995）ジェンダーと教育、『教育学研究』第62巻第3号、pp.246-252。小山静子（1991）『良妻賢母という規範』勁草書房。
- ³⁶ 牧原憲夫（2006）『民権と憲法』岩波書店、p.150。
- ³⁷ 巖本善治（1891）『女学雑誌』第291号。
- ³⁸ 巖本善治（1894）『女学雑誌』第402号。
- ³⁹ 津曲裕次（2008）前掲19）、pp.60-62。
- ⁴⁰ 『少年世界』第5巻第5号、明治32年2月15日。
- ⁴¹ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）、pp.865-866。
- ⁴² 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）、p.631。
- ⁴³ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）、pp.630-632。
- ⁴⁴ 滝乃川学園監修・編集（2011）前掲17）、p.1115。
- ⁴⁵ 巖本善治（1892）前掲31）、p.1。
- ⁴⁶ 巖本善治（1892）前掲31）、p.3。
- ⁴⁷ 巖本善治（1892）前掲31）、p.2。

第7章

森卷耳と A.F.チャペルによる濃尾震災
被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」
「岐阜聖公会訓盲院」の開設

1. はじめに

岐阜県・愛知県および全国各地にて民間篤志家による濃尾震災被災者救済および孤児救済活動が行われる中、明確な障害者への対応として挙げられるのが岐阜聖公会の宣教師 A.F.チャペル（アーサー・フレデリック・チャペル）と森巻耳による取り組みであり、被災盲人救済として「鍼按練習所」が開設された。これは後に10歳以上の盲児への教育を目的とする「岐阜聖公会訓盲院」となる取り組みとなり、岐阜県の盲教育の始まりとなった。

森の出身である石川県の郷土史研究として、今井一良（1992、1995）により森の人生を追った形で通史がまとめられているが¹、震災と盲教育について詳しく触れた研究は少ない。東海良興（2010）を中心として、岐阜盲学校の学校記念誌²などによって森や A.F.チャペルの活動の事実関係は明らかになってきているが³、濃尾震災と盲人救済・教育保護の繋がりについては未だ詳細な分析がなされていない。

これら濃尾震災に際して活躍した民間篤志家に関する研究においては、救済された子どもの生活実態に着目した研究に今後発展の余地がある。また救済者の「信仰」「慈善」に強く着目した研究もみられ⁴、キリスト教信仰ゆえの救済事業であるという描かれ方も散見されるが、危機存亡の事態に対する「信仰」や「慈善」的活動も、明治中期という時代背景に着目しながら、日本社会におけるキリスト教活動の実態をよく見極める必要がある。

当時、聖書における「ヨハネ伝第九章」の盲人救済を拠り所にした保護活動は、世界的に多く存在したため、森らの活動についてもキリスト教徒であったことが災害下における諸活動の理由とされることがほとんどである。しかし、災害規模と当時の日本特有の人権観の欠如の露呈、森やチャペルが障害者をどのような存在と捉えたのかという点もふまえる必要があると考える。

こうした救済活動において宣教師は重要な役割を果たすが、救済活動に伴う教勢拡大・布教活動などに関わる宣教師を派遣した各国の思惑については未解明な点が多い。顕彰的傾向の色濃いプロテスタント宣教師研究に一石を投じた中島耕二（2012）が明らかにしているように、明治期のプロテスタント宣教師らは日本と列強諸国の外交的役割に重大な影響を与えてきた⁵。

中島（2012）は、宣教師の思想的内面世界やキリスト教団体の表面的行動を検討するだけでなく、同時に母国の政治的動向や日本の条約改正にはじまる外交的駆け引き

といった巨視的視野に立った分析も重要であることを示している。岐阜聖公会や A.F.チャペルと関係する宣教師らが担った役割についても、「信仰」「慈善」的側面以外からも検討する必要があるだろう。

以上に検討したように、濃尾震災において森巻耳と A.F.チャペルは盲人救済に注力して指術教育の場として「鍼按練習所」を開設した。この鍼按練習所が前身となり、「岐阜聖公会訓盲院」（現・岐阜県立岐阜盲学校）がその後誕生することとなる。岐阜聖公会訓盲院の学校誌や岐阜県立岐阜盲学校元校長である東海良興の長年の史料調査による通史によって彼等の取り組みが明らかにされてきているが、濃尾震災との関係やその活動の意義づけの分析が未だ十分になされていない。

それゆえに本章では、森巻耳と A.F.チャペルの濃尾震災被災盲人の救済の取り組みの意義について、「鍼按練習所」や「岐阜聖公会訓盲院」の開設経緯の検討を通して明らかにするものである。

2. 森巻耳と A.F.チャペル

2.1 森巻耳の来歴とチャペルとの出会い

森巻耳は 1855（安政 2）年 2 月 15 日、加賀藩中間小頭・坂井洗耳の二男として金沢野町に生まれた（写真 7.1）。坂井洗耳は下級士族であったが、測量や算術に優れた才能をもっており、加賀藩の算用者に取り立てられ、1869（明治 2）年に算用教授となる人物である。

森は 16 歳の時に金沢藩中学東校訓蒙となり、1872（明治 5）年に福井英学校へと入学した。その後、1875（明治 8）年に加賀藩の陪臣・森政敬の二女であるしげと結婚し、森家の家督を相続する。この頃、石川県英学校で英語を教えており、1877（明治 10）年には石川県中学師範学校の教師として働きながら、特別研究生として哲学・倫理・経済・教育・博物等を研究する⁶。

1887（明治 20）年に岐阜県尋常中学校教諭試補に採用され、英語と博物を教えている。同年、森は眼を患ったことから岐阜県尋常中学校教諭を辞任する。この頃、岐阜聖公会の A.F.チャペル牧師に出会い、洗礼を受けることとなる。以後、療養の傍らにキリスト教の伝道に従事するようになり、森とチャペルは加納、高須、今尾、大垣、高山など岐阜県の各地で伝道活動を行った⁷。

1891（明治 24）年 10 月 28 日の濃尾震災当時、森は教会信徒らと救援活動に従事す

るうち、特に罹災盲人救護に注力し、チャペルと共に岐阜市内に「鍼按練習所」を開設する。

練習所開設から2年経つ頃、自身の眼病は幾多の手術も叶わず、ほとんど治癒することなく両眼とも失明に至る。一時は失意の底にあったが、チャペルによる信仰面での強力な精神的支えもあり、生涯を盲人教育に捧げることを決意したとされる⁸。

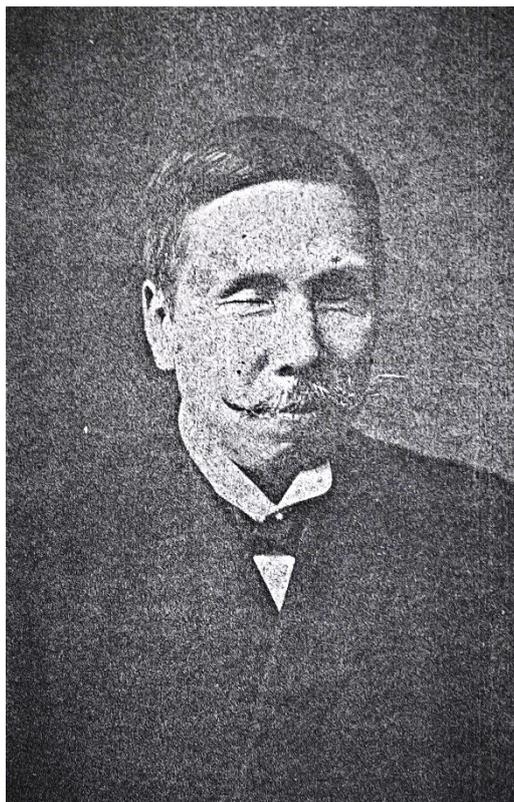


写真7.1 森卷耳⁹

2.2 A.F.チャペルの来日経緯と英国プロテスタントの動向

森卷耳と震災以前から行動をともにし、盲人救済に際しても積極的に関与した外国人宣教師が岐阜聖公会のA.F.チャペルである。

明治となり通商条約締結国の抗議等によって切支丹禁制の高札が撤去されると布教が許可され、英米聖公会が1887（明治20）年に合同して日本聖公会となった。強固に組織化された活動母体の出現により、全国の日本人を対象に各地で聖公会が組織され精力的な伝道が行われた。

西洋的文化・学問を積極的に輸入する機運の高まりから、全国的に英語に対する関

心が高まり、岐阜県でも同様であった。大垣や岐阜に英語学校や夜学、英語研究会などが盛んに設置され、「英語流行当地に普及し山間僻地も英語の声を聞かざるはなし」という状況を呈していた¹⁰。

そのため、「英語教師欠乏、耶蘇教師を招き英学隆盛を図る」旨が提案され、岐阜県内外国から多くの宣教師や知識人が招聘された¹¹。県会では1886（明治19）年末に外国人教師雇い入れの決議がなされ、岐阜中学が外国人英語教師を採用するに至る。

岐阜県公立学校最初の外国人教師を採用するにたり、英国聖公会の関係者、具体的には慶應義塾のアーサー・ロイドが策定にあたった。アーサー・ロイドはケンブリッジ大学の教員であったが、1885年の来日以降は慶應義塾に在職し、文学科主任として在任、ラテン語、修辭学、歴史などを教え、法律科ではフランス語・ラテン語を教えるなどする人物であった。福沢諭吉も彼の学識を高く認めており、「英人ロイド氏を除くの外は真に学者なるものなし」と言わしめたほどであったという。慶應義塾のほか、海軍大学、立教学院、早稲田大学、東京帝国大学などでも教えた¹²。

彼の紹介で同郷のA.F.チャペルが招聘されることとなる。1860年生まれのA.F.チャペル（写真7.2）は、イングランド南東部にあるベリーセントエドモンド（Bury St Edmunds）市のノートンという町で誕生した（生年については諸説あり1862年とする見方もある）。青年期までをこの町で過ごし、1885年にリバプール近くの聖アイダン（St.Aidan）大学を卒業した後、ヨーク市の主教から執事職の称号を授けられた。彼は1887年から北海に面するスケルトンという町ですでに副牧師を勤めていた。

このような状況のため、ロイドの要請にすぐ応えることができず、その代わりに弟のジェームズ・チャペルがその任にあたる。慶應義塾の幼稚舎教師をしていたジェームズは兄に代わって岐阜尋常中学校および大垣興文高等小学校へ赴任した。その後、本国での本務整理を終えて兄A.F.チャペルが初来日する流れとなる。

1888（明治21）年に岐阜中学校に着任したA.F.チャペルが岐阜尋常中学校で教鞭をとるのは1890年3月までであり、同4月には職を辞して伝道活動に専念した¹³。岐阜を拠点として岐阜聖公会を創立し、多くの信者を得て、森らとともに県下各地に伝道を行うようになる。岐阜県は元来、浄土真宗の勢力が強く、たびたび激しい排撃・妨害行為を受け、またこの間、外国人であることからA.F.チャペルの行動範囲は著しく制限されていた。

当時の英国プロテスタントなどの宣教状況についても触れなければならない。日本

社会の国家主義・ナショナリズムの高まりのなかで、宣教の拡大が難しくなっていた。明治政府が進める教育勅語体制は短期間のうちに浸透し、キリスト教主義を掲げる学校に深刻な影響を与え始めていた。実際、同志社普通学校や明治学院普通学部は1887年当時、それぞれ400人および200人前後の生徒を擁していたが、5年後の1892年には200人および100人とそれぞれ半減していた。

欧化主義の退潮、プロテスタント・キリスト教の衰退は、キリスト教主義学校をその存続が危ぶまれる事態にまで陥れていた¹⁴。そのような時期におけるA.F.チャペルの救済活動であることを前提として把握しておく必要がある。

中島（2012）によれば当時の欧米プロテスタント諸教会では、海外派遣の宣教師選抜の審査はきわめて厳格に行われていた。例えば米国長老教会でも志願者に対して、神学知識、健康状態、外地適応性、親の職業、経済的環境、両親の有無、妻帯等に関する数多くの書類審査が行われ、その後面接によって彼らの意志や資質が細かくチェックされた。加えて志願者は所属教会の牧師、長老、長老会代表あるいは出身学校の担任教授等からの推薦状を求められた¹⁵。ロイドの同郷であったA.F.チャペルではあるが、英国聖公会のミッションのもとに赴任するに足る優秀な人物として認定され来日した。



写真7.2 A.F.チャペル¹⁶

2. 3 岐阜県行政資料に見る A.F.チャペルの行動

岐阜歴史資料館での史料調査の結果、森卷耳および「アーサー・フレデリック・チャペル」の名を記した記録が多く発見された。1890（明治23）年および1891（明治24）年の『知事官房書記』内の「外国人」に編冊された森の自筆で署名された文書はそれぞれ30編、50編程であり、このうちの多くがA.F.チャペルの神戸と岐阜の往復や県内旅行を願い出るものであった¹⁷。

A.F.チャペルが外国人であるがゆえにその行動が制限されるなか、森卷耳が小崎利準岐阜県知事をはじめ各県の知事宛てに自筆で作成、岐阜からの移動許可と外国人居留地のある神戸までの通行許可を願い出ている。その中では岐阜において日英会話研究を行うことや神戸への「学術研究」のための移動、妻の病気の「療養」、または「旅行」など、様々な理由が記載されている¹⁸。

当時、神戸は英国領事館や神戸居留地など列強諸国の外交拠点ともなっていた。楠本（2007）が指摘するように、神戸は明治政府の外交、内政上の政策課題解決の拠点都市となっており、1891（明治24）年には大津事件が発生しており、明治天皇とニコライ皇太子の皇室外交の舞台にもなっている場所である¹⁹。

これらの文書には森とA.F.チャペルの深い協力関係と同時に、日本の行政に対するキリスト教宣教師としての態度の一端が示されている。文書には神戸との往復はあくまでも英会話・学術研究・療養としての移動であり、A.F.チャペルの本来のミッションである東海地方での布教活動や海外伝道局への伝道報告等については記載が見当たらない。

1891（明治24）年10月28日、A.F.チャペルは森らをともなって高須（岐阜県海津市）に滞在していた最中、濃尾震災に遭遇する。チャペルを含む多数のキリスト教徒が救援活動を開始し、キリスト教団体はそれぞれの会派を越えて協力して救済会を組織し、救済事業を開始した。震災直前の1891（明治24）年10月24日の記録を最後に、森が提出している「外国人」に関する届け出は激減する²⁰。岐阜県行政側も震災対応に追われ、外国人対応等の業務を行う余裕がなかったと思われる。

また、巖本善治が主幹の『女学雑誌』には震災後の現地の様子に関する記事のなかで、A.F.チャペルが外部からの支援信徒の受け入れ拠点を設置していることが報告されており²¹、ここで石井亮一が派遣した先遣隊との接点があったことがわかる。

『知事官房書記』の震災発生直後の森自筆書類は1891（明治24）年12月8日のも

のしかなく、眼病の影響か震災対応に忙殺されているからかわからないが、森のそれまでより非常に乱雑になった文字で描かれた「明治廿四年十二月八日 旅行免状御願」のみが存在する。翌年 1892（明治 25）年の『知事官房書記』は従来とは異なる内容となり、「外国人」の章もなくなっている²²。

3. 森卷耳と A.F.チャペルの手記からみた岐阜聖公会の震災対応

岐阜県内のキリスト教各派は、カトリックを除く形ではあったが連合して救済会を組織し、岐阜聖公会の中心メンバーであった森らも精力的に活動した。この間の森らの活動の事実関係に関しては、岐阜県立岐阜盲学校元校長である東海良興らによる学校誌の描写が詳しい²³。しかし、それらの記述では、森卷耳と A.F.チャペルの盲人救済を含めた諸活動はキリスト教徒ゆえのものとしてのみ扱われている。

あらためて本研究の視座から彼らの取り組みを捉え直すために、森卷耳が編述した史料や A.F.チャペルが母国に送付していた宣教師レポート等の基本史料として、岐阜聖公会の救済の経緯を検討する。

日本聖公会の『日本聖公会歴史資料目録』には森卷耳自身が編述した『岐阜聖公会歴史』の項目があるが、長らくその存在が不明であった。岐阜聖パウロ教会創立 90 年を記念した教会小史の編纂を期に『岐阜聖公会歴史』の検索が開始され、立教大学の伊沢平八郎によって発見され、編述から 80 年近くを経て 1986（昭和 61）年に『岐阜聖パウロ教会小史』に編冊された²⁴。森卷耳自身による編述であることから正確性が高いと思われる。

『岐阜聖パウロ教会小史』に収められた「岐阜聖公会歴史」の序文において森は「凡ソ歴史家ハ常ニ自ラ警メテ其記ス所ノ多岐ニ渡ラザルニ勤メ且ツ其事実ヲ掲グルニ当リテ極メテ真率ヲ旨トス」と書き始めている。そのような姿勢でこの岐阜聖公会歴史を編述するにあたり、濃尾地震で関係者の日記等の資料が散逸しほとんどが失われ、「是ガ編述上多大ノ困難」となり、また「述者ハ震災後完全失明ノ悲運ニ遭遇セルモノナレバ自ラ日誌ヲ記スノ便ヲ欠ケル」という状況にあることを説明している²⁵。

森によれば震災の被害の影響は「其惨状恟トニ筆舌ニ尽シ難」い状況で、1890（明治 2）3 年 7 月に設置されていた仮会堂は「類焼ノ厄ヲ免ルル能ハズ」「書籍危惧一切悉ク灰燼ニ帰シ」た。教会会員の 30 余名のうちの具体的な死亡者も挙げられ、「婦人並ニ幼児ハ不幸其家屋倒潰ノ為圧死サレシハ悲惨ノ極ナリシ」と婦人と子どもの死を

書き記している²⁶。

また、「当時岐阜ナル三教会即チ聖公会、日本基督教教会及ビメドデスト教会」の三派三教会による連合にも言及しながら、「長老チャペル氏亦外人ヨリ送り来ル金品ヲ用ヒテ普ク県下窮民ヲ救助セラリタリ」と海外からの救援がはじまったことがわかる。

A.F.チャペルは、母体である C.M.S (Church Missionary Society) に対する伝道報告『ANNUAL LETTER』(1892) のなかで、被災体験を報告している²⁷。その中で「10 人の児童が、近ごろ芝教会員の三宮夫人によって開設された被災孤児院へ送られた」「総数 118 人の孤児・貧孤児が、他のキリスト教系の学校へ送られた。主教は親切にも 9~10 人の児童を引き取った」「岡山孤児院の創設者石井氏は、この地方のキリスト教徒の切なる要望に応じて、名古屋にその孤児院の分院を開設し、29 人の児童が収容され、五人以上の児童が岡山に送られた」などの孤児救済に関する記述も見られることから、A.F.チャペルがこれらの孤児救済においてどのような役割を果たしていたのかについて、今後検討の余地がある。

「キリスト教徒の看護婦や医師は、すばやく現地に入った。彼らの活動は地方自治体から称賛され、人々からも感謝されている」「同情を具現化する活動が外国人居留地によって示されたことや、この永遠不滅の活動が気の毒な被災者への同情を表そうとする現地キリスト教徒によって選択されたことによって、現地で判断する限り、外国人に対する偏見を打ち砕くことに役立ち、被災者を喜ばせ、もっとキリスト教の教義を開きたいという気持ちを起こさせた」などの布教をミッションとする立場であることがよくわかる。

当時、仏教勢力が根強い岐阜において布教活動は難航していた。救援活動が偏見を無くすことに繋がること、つまりは教勢立て直しの格好の機会とみて活動している部分も否定できない。いずれにせよ、森と A.F.チャペルは被災者救済に立ち上がり、特にチャペルは国外に対して罹災窮民救済のための資金や物資援助を依頼した。

チャペルの当時の行動については、C.M.S の各国での伝道経緯を記した“THE CHURCH MISSIONARY”にも記載がある。その中の“Japan; The Nation, The Mission, The Church”の章には日本における震災について、他の宣教師の動向の描写とともに A.F.チャペルについては以下のように記されている²⁸。

But the effects were especially serious at Gifu, which was almost entirely destroyed. Mr. Chappell's devotion in helping the homeless and starving people there was warmly appreciated by the Japanese.

地震の影響は岐阜では特に深刻で、ほとんど破壊しつくされてしまった。そこでチャペル氏が献身的に行った、家を失った人々や飢えた人々への救援活動は、日本の人々に温かく感謝されることとなった。

4. 「不愆一層」な存在への視座と鍼灸練習所の設立

森と A.F.チャペルはその後、被災盲人の救済に力を注いでいく。「岐阜聖公会歴史」の中で「チャペル氏及び本教会は特に罹災盲人救済の前後策を謀り一婦人の匿名にて送付し越せる大額の義捐金を以て鍼灸練習所を創立せり」とあるように、海外からの義捐金のなかでも特にあるイギリスの婦人から多額の義捐金が送金され、この寄附によって被災盲人の救済と生活の安定のために「鍼灸練習所」が設立された²⁹。

この経緯について、岐阜県聖公会訓盲院の『創立満二五年記念報』にも「チャペル氏及び岐阜聖公会信徒等は、罹災盲人の為に救済策を考画しつつありしが、其折柄、一外国婦人が、永久消滅せざる事業の為に使用すべき条件の下に、匿名にて巨額の金費をチャペル氏の許に寄贈せられしかば、之こそ天与の賜物と感謝し、此金員を以て市内神田町に一個の地面を購入し、鍼灸練習所なるものを開設して、市内に開業せる鏡島兵庫氏外四名の鍼灸師匠に之が経営を委託したり」とある³⁰。

これまでの研究では、この「一外国婦人」が誰であり、その所属はもちろん、極東の地の震災被害に対してなぜ多額の寄付を行ったのかについて、詳細な検討がなされていないことを指摘しておきたい。

鍼灸練習所は岐阜市神田町1丁目の敷地30坪ほどの土地に開設され、鍼灸師5人にその経営が委ねられた³¹。この時点において森らは、盲人への教育方法等あらゆる面で知識が不足している状況であった。とはいえ震災後に岐阜聖公会の会員によって「鍼灸練習所」が開設されたことは重大な出来事であり、その後の岐阜聖公会訓盲院設立につらなる岐阜県盲人教育の第一歩がここにある。岐阜聖公会訓盲院は全国で5番目となる訓盲院であり、私立訓盲院としては3校目であった。

なお、森自身によって編述された記録からも、岐阜聖公会の信徒らがこれまで特に

密接な関わりがなく、教育方法についても詳しくないにもかかわらず、何故「特に」罹災盲人救済に注目し、事業化までなしたのか、その動機の部分には直接触れられていない。

また、これまで森が重い眼病であったことやキリスト教の教義として盲人救済が掲げられていることが当事業開始の大きな理由と考えられているが、その個人的意思のみでは事業として存続し得ないことから、A.F.チャペルのバックにある聖公会やその海外伝道局との関係も検討が必要になるだろう。

岐阜市神田町1丁目に設立された「鍼按練習所」では、震災以前から市内で開業していた鍼按の専門家を招聘し、人体模型を使い練習し、日本語の凸字辞書を使って福音を教えるなど10数ヶ月にわたって事業が継続される。しかし、森やA.F.チャペルにとって満足のいく成果が得られず、経営方法の見直しが必要と判断され、1893（明治26）年11月に「鍼按練習所」はやむなく廃止されることとなる。

この震災発生からの経緯について『基督教週報』のなかに興味深い訪問取材記事が記載されている。『基督教週報』の記者が、直接、森巻耳にインタビューをするかたちで、岐阜聖公会訓盲院の来歴について説明を受けている。

「想ひ起こすも悲惨の極なり明治廿四年十月濃尾兩國に於ける大震災。親を失ひ、子に分かれ、夫傷つき、妻仆る眼もあてられぬ惨劇の中、不愍一層なりしは、依るべなき多くの盲人なりき」「たゞさへ自由を欠ける人々、ましてかゝる變時の際に於てをや。多くの救済事業の基督信徒によりて爲されし中に、特に此等の盲人の爲に慮る所ありしは英國長老エ、エフ、チャペル氏と岐阜聖公會なりき」「されど盲人救済は唯一時のみにては全きを得ず、即ち永久の策を執らんとて、特に一地を神田町に購ひ此に家を構へ、市の鍼按師を聘して、盲人指術傳習所を設立せり。之れ實に訓盲院の濫觴なり」³²。

ここには記者の取材により、森が自ら記した「岐阜聖公会歴史」には記載されていない内容が、森の述懐として明かされている。A.F.チャペルは伝道活動を行っていた高須にて震災に遭遇し、森らのもとへと帰郷するなかで、家族を失った人々の様子や火災などの「惨害」を目の当たりにした。森も「眼もあてられぬ惨劇」のなかで、「不愍一層」なのが、「依るべなき多くの盲人」であったと述べている。

ただでさえ自由を欠いている盲人がこのような非常事態の中で困窮しているのを見て、その救済について信徒らとともに「考画」した。また、他の一般罹災民の救済とは

異なり、視覚障害を持っているゆえに短期的な救済では意味をなさないと判断した。そのため「永久の策」として「鍼灸練習所」の設立に至っている。

この描写からは、被災地において森と A.F.チャペルらが、他の被災者より一層の困難を抱えている人々に対する救済の視座を有していたことがうかがえる。

5. 森巻耳と A.F.チャペルの教育的視座と鍼灸練習所の閉鎖

練習所の開所から 10 数ヶ月が経過し、A.F.チャペルと森は事業の是非について再考するようになる。とくに二人は盲人の教育方法に疑問を感じていた。

岐阜訓盲院開校の 1 ヶ月前に A.F.チャペルはロンドンに宛てて 1 通の手紙を記している。開校直前の状況や盲学校設置の目的が明確に記されている。

「1891 年の大地震のあと、二、三の友人が親切にも岐阜の人々のために永久不変の使徒に役立ててもらいたいと、かなりのお金を送ってくれた。(中略) 日本にはたくさんのお金がある。岐阜だけでも 75~76 人いる。盲学校が東京と京都で公立に設置されたのに加え、最近では横浜でもキリスト教によって設置された。だが、いままでのところ、ここに苦しむ人々に知的精神的向上を図るようなことは何一つされていない。そこで私たちは、彼らのための学校を建てることにそれを充てることがいちばんよいと考え、わずかな土地を購入し、小さな学校を建てた。

これまで私たちは彼らに按摩と鍼灸治療法を教えることができただけであった。これからは彼らに日本語、歴史、地理、算術、音楽および Mr.Lewis Braille (東海注: Mr. Louis Braille の誤り) 創案の点字法を教えるようにしたい。しかし、主たる教育はキリスト教である。」(1874.2.7 付 バーミンガム大学蔵: 東海良興訳)³³

二人は、鍼灸技術の伝習のみに力が注がれ、人格形成や教養・知識習得に至っていないことを問題視した。盲人のために「学校」という形態をとらねばならないという意識から、「知的精神的向上」のため、キリスト教の福音を中心に日本語、歴史、地理、算術、音楽を教えることができる訓盲院の開校を目指すこととなる。

6. 岐阜聖公会訓盲院の設立と国内外からの支援

前述の『基督教週報』の取材記事には、鍼灸練習所開所から 1 年ほどが経過した頃

の状況について、以下のような記述がある³⁴。

一年の後、一盲人と管理盲人の間に多少の衝突あり、チャペル長老は廿六年の暮、一旦之を廃するの己むを得ずに至れり。曩に指術傳習所にありし盲人等一日森氏に來りて、事業の継続を切に要めて止まざりき。森氏此時思へらく、われすでに明を失へり、妻の手にひかれて傳道するも尚不十分なるを免れず、如かず終生盲人の友となり、彼等の爲につくさんにはと。チャペル氏之を善しとし、遂に森氏を主任とし明治廿七年三月、聖上銀婚式の祝日撰びて、開院の式を挙げ、之を「岐阜訓盲院」と称せり。

森は失明によって諸活動が十分に行えなくなることを懸念していた。この取材記事は、森らに保護された盲人から事業継続の願い出があったことを「鍼按練習所」の生徒の声として示している。それがその後の森と A.F.チャペルの盲人教育への移行の契機の一つとなっていた可能性を示す史料である。

自身の失明による失意の中から発奮して訓盲院の設立に至るまでには、A.F.チャペルから森への信仰面・経済面のみでの支援だけでなく、当事者である盲人がその継続を訴え、それに応えたことが「盲学校」への移行に関与していた可能性を新たに指摘できる。

その後、日本聖公会系の雑誌である『日曜叢誌』第 54 号（明治 27 年 5 月 1 日）において開院に向けた様子が描写されている。森に対して事業継続を奨励する声があり、学校として成立していくために必要な教員確保、聖公会会議からのバックアップ、教授法など、具体的なプロセスが以下の様に記されている。それらの結果、森らは 1894（明治 27）年 3 月 10 日に開院式を挙げるまでに事業を拡大することができた³⁵。

岐阜聖公会訓盲院は去る三月十日を卜して開院の式を挙行し盲人若干名を教養す

其創立主意書によれば同院の開設あるまでには久しき間の準備ありしものゝ如し即ち先年濃美の地震ひし時より有志の特志によりて特に盲人を救済せんが爲めに一の指術伝習所を設け二三の指術師をして管理せしめ人体模型を具へて練習に便にし且邦語の凸字聖書を以て福音を教ふることを十数月未だ満足の結果を見ることを得

ざりしが偶^{たま}伝道師森卷耳氏持病によりて明を失ひ同情の感轉禁ぜず専ら訓盲事業に従事する折柄米国の一盲生ヒルッハルク大学より二様の書を寄て文字習得の考料に供し且つ大に此事業を奨励したることあり

又兩三年前横濱に於て基督教主義を以て設立たる一訓盲院昨年東京に於て聖公会員大澤鼎三が企てたる同一の事業等皆此事業の奨励となり将来の計画に尚望を得又有志の賛助を得るの時至りけん

本年大阪に開きたる聖公会教師會議は此挙を賛し 特に森氏をして教授法研究の爲め上京せしめ福泉氏は監事となり醫士松久氏は解剖、生理、病理学、講師たることを諾し尚二名の盲人は指術教授の任に当たることとなり規模計画大に備り茲に同院設立の祝典を開くことになりしとぞ

ここで注目したいのが森の事業が取り上げられた「本年大阪に開きたる聖公会教師會議」である。これは日本聖公会関係者や宣教師らが集合する會議であり、1894（明治27）年の會議において森の事業が取り上げられたことで規模拡大につながったと推察できる。

1894（明治27）年当時、同様の新興校であった函館アイヌ学校も翌年以降はC.M.S本部から資金援助を得ており、これは1894（明治27）年にC.M.S本部から視察に訪れたベアリングがこの大阪での會議のなかで「ジャパン・ミッション予算委員会」に出席し提言を行ったという経緯が、田辺・西口（2017）によって明らかにされている³⁶。

森卷耳の事業が「聖公会教師會議」で取り上げられた経緯については今後の課題となるが、海外伝道局と直接的な繋がりのある本會議で議題となることは重要案件ということであり、詳細不明であるが聖公会教師會議を通して英国聖公会から支援を受けていた可能性も指摘できる。

同じく『日曜叢誌』第54号（明治27年5月1日）が示すように、同院で定められた規則は以下の通りである。多用な科目が教授され、10才から15才までの生徒は7年間とし、16才を超えて入学するものは5年の在学期間が定められた。

- 第一條 本院は岐阜聖公会に属するが故に岐阜聖公会訓盲院と名づく
- 第二條 本院を岐阜市上加納神田町に置く
- 第三條 本院に入学せんと欲するものは年齢満十年以上の盲人に限るものとす
- 第四條 本院授くる所の學術左の如し 修身 點字読書 地理 歴史 算術 解剖学 生理学 病理学 指術（按摩 按腹 針灸術）音楽
- 第五條 修学年限は満十年より十五年までの生徒に於ては七ヶ年とし満十六年以上の生徒に於ては五ヶ年とす
- 第六條 試業を大小二種に區別し小試業は毎年四月九月兩度に行ひ大試業は之を毎年十二月に行ひ全科を経歴したる後行ふものを卒業試業とす
- 第七條 全科を修むるものを正科生とし外に別科生を設け志願に任せ一科又は数科を修めしむ但別科を修むるものをは指術營業者に限る
- 第八條 生徒は毎月五日迄に月謝金拾錢を本院に納むべし 但別科生も同様たるへし
- 第九條 入学せんと欲するものは岐阜市に居住の壹名を保証人とし保証人連署を以て入学願書を差出すへし 但保証人は本人身元一切を引受くる責任あるものとす
- 第十條 遠隔の地より入学せんと欲するものは時宜により本院内に寄宿を許すとあるへし
- 第十一條 岐阜市にある指術營業者中本院指名のものに限り其門人を時々本院に随伴教授することを許す
- 第十二條 本院休業日は左の如し土曜日、日曜日、一般の祝祭日、夏期休（七月十六日より九月十五日まで）、冬期休（十二月二十一日より一月十一日まで）
- 第十三條 本院に救済を請はんとするものは極貧無告の者に限る
- 第十四條 本社に院長幹事書記の職員を置き院長は院務を総理し幹事は院長を助け書記は院長又幹事の指揮に従ひ一切の庶務に當るものとす

森らの盲人救済の理念は、以上のような教育機関として結実した。指術技術を教授して盲人の生活安定を目的とする事業から、盲人の「知的精神的向上」を視野に入れ、歴史や音楽をも教授する学校として成立した。その後の展開については『岐阜盲学校六十年誌』が、その概要を以下のようにまとめている³⁷。

震災発生当初より支援にあたった岐阜聖公会が引き続き母体であるため、岐阜聖公会訓盲院と名づけられている。1894（明治27）年3月9日に開院された当初、「盲生」は4名であった。

森院長は開院後、教授方法や生徒の訓練方法が普通学校とその方法を異にしていることから、自ら1894（明治27）年8月より半年にわたって東京盲啞学校に学んだ。校長である小西信八の好意により、同校の寄宿舎に宿泊を許され、妻しげ子の補助のもとで他の一般盲生とともに点字等を学んだ。同時に文科省や教育学者を歴訪し、盲教育の理論について研鑽をつみ1895（明治28）年2月に帰院している。

それらの成果は同年4月からの普通科・鍼按科の両科の設置や点字による教授開始へと繋がり、岐阜聖公会訓盲院の盲教育が軌道に乗るのはこの頃からであったと考えられる。

森だけでなく、岐阜聖公会訓盲院の黎明期を担った教員らもまたその発展に大きく寄与した。1896（明治29）年には東京盲啞学校の卒業生である堀宇三郎がマッサージや医学の主任教員として招聘され、その後17年間在職した。1900年（明治33）年には国井精廉によって国語・国文法・和歌の授業が開設された。

1902（明治35）年には第二回卒業生の小坂井桂次郎が、森院長の招きにより教員および書記を務めることとなった。小坂井はその後、森の跡を継ぐ形で第二代院長となる。

1895（明治28）年、突如、A.F.チャペルは休養のためと告げて英国へと帰国する。これは英国から召喚命令が届いたことによるものである。東海の調査によるとその理由は主に以下の二点である³⁸。①岐阜における宣教活動が不調であったこと、②英国から届けられた宣教活動費の多くを岐阜の視覚障害者のために費やしたことを咎められたためであること。詳細不明であるが、A.F.チャペルの岐阜での職務・布教活動が中止されたことによる帰国措置に従ったと考えられる。

開院から3年が経過し、1897（明治30）年に生徒数は15名（3名が寄宿生）となり、この年の経費は生徒への補助金もふくめて年間201円となった。森は「鍼按練習所」時代から俸給は無く、岐阜聖公会の伝道師として教会より多少の給料があるのみであると同時に、この201円は総て寄付金によってまかなわれていた。その額の95%が国外からのものであり³⁹、海外伝道局の理解をはじめ聖公会やC.M.Sとの繋がりがなければ存続しえなかったといえる。

その後について、岐阜訓盲院の『創立満 25 周年記念報』や『創立 40 周年報』から判明する事業展開等を以下記述する。1895（明治 28）年に日本聖公会中部地区監督として H・J・ハミルトンが A.F.チャペルを後継する形で赴任し、理事長として長く本院の発展を支えることとなる。

広範な海外キリスト教徒らとの交流は、英語に堪能であった森院長によるところが大きく、S.P.G や C.M.S との繋がりを通して寄附を得たことはきわめて重要であった。また、森は長期にわたって学校に関わる確実な協力者を得ていったことが活動の発展に繋がっている。

1901（明治 34）年に岐阜市で眼科を開業していた山田英俊は、東京帝国大学医学部での眼科研究を活かし、森らとの交流を深める。眼科医として入学の際の選別を担当し、入学者の決定に携わった山田は校医としても長く本院と関わることとなり、生徒と医療の橋渡しの役割を担った。また山田は盲教育面における支援のみでなく、市議会議員や後に衆議院議員としての立場を活かし、岐阜日日新聞や濃飛新聞の両社長との関係を築き、校舎移転新築の際の資金確保に奔走した。

1904（明治 37）年に創立 10 周年を迎えたが、記念式典は日露戦争中であったために延期され、翌年に開催された。この年、生徒数は 23 名と増え、開院から通算で 60 数名が通っていた。この式典の記録のなかには日露戦争にて負傷した失明軍人についての言及があり、「本院は国民に代りて犠牲となれる此忠勇なる同胞の為には又特別なる方法を用い入学せしめ、その益を計らんとすること切なり」と述べられ、そのためには運営維持費や事業拡張の費用が必要であるとして篤志家の賛助員として参加を呼びかけている。

1907（明治 41）年には東京にて慈善演芸会が催された。同校の事業に賛同した大隈重信や英国大使・アメリカ大使、その他多くの華族の主催によるものであり、この時の寄付金は 1,700 円という金額となり、同年の新校舎（**写真 7.3**）建築の資金となった。またこのような形の寄付だけでなく、同校の理事には必ず外国人が入っており、聖公会関係者とみられる人物が運営に関わってきている⁴⁰。

1905（明治 38）年に「私立岐阜訓盲院」と改称され、1924（大正 13 年）には盲学校令及聾啞学校令により岐阜における訓盲院設置が正式に認可され、~~¥~~：~~¥¥~~本院を「県立代用岐阜訓盲院」として使用することとなった。1940（昭和 15）年には県立に移管し、岐阜県立盲学校として成立し、現在に至っている。



写真7.3 岐阜訓盲院校舎 1908(明治42)年⁴¹

さて、このように岐阜県における盲教育の走りとなった森卷耳らの取り組みであるが、全国的には盲学校としては5番目の開校である。その後、特殊教育学校に関する最初の独立勅令として「盲学校及聾啞学校令」が公布されるのは1923(大正12)年8月のことである⁴²。

森は訓盲院設立の3年後に、米国のジョン・ハーベイ・ケロッグによる「The Art Of Massage」を点訳し、教科書・学習資料として岐阜訓盲院の生徒のみならず全国の盲人団体にも提供していた。伝統的な鍼灸按技法の伝習を中心とした当時の盲学校カリキュラムの中に海外のマッサージ法を導入し、盲教育における理療技法の科学化・近代化に努めたのである⁴³。こうした取り組みが日本の盲教育の展開にどのような影響を与えたのかについて、今後の検討課題となる。

7. おわりに

本章では、森卷耳とA.F.チャペルの濃尾震災被災盲人の救済の取り組みの意義について、「鍼灸練習所」や「岐阜聖公会訓盲院」の開設経緯の検討を通して明らかにしてき

た。

そのなかで特記すべきは、森卷耳と A.F.チャペルが濃尾震災下において「依るべき多くの盲人」が「不愍一層」な状況に陥るのを「眼もあてられぬ惨劇」のなかで露呈するのを目の当たりにし、それを解決すべき課題として問題化した点である。他の一般被災民への生活救済とは異なる中長期的な救済と教育保護が必要であるという判断を下したことが、「永久の策」として鍼按練習所とその後の岐阜聖公会訓盲院の開設に繋がったと考える。

A.F.チャペルの Annual Report の内容と岐阜県への届け出書類の内容には、伝道活動への言及の有無について明確な差異があった。日本側への宣教的行動の隠匿は国内で立場のない宣教師らによる一般的な行為であると考えられるが、Annual Report の版元である英国聖公会や海外伝道局の意向、宣教師派遣に際しての英国政府の目的等についても、今後調査が必要となる。

震災後の盲人救済を目指した指術教授の場から教育機関として発展した岐阜聖公会訓盲院の持続的経営においては、個人の慈善的寄付ではなく、日本国内での教勢拡大を狙う英国聖公会からの公的なバックアップも大きな支援となった可能性を明らかにした。これは濃尾震災における他のキリスト教救済・教育保護活動（石井亮一の孤女学院・滝乃川学園⁴⁴）とも共通した問題であるため、今後さらに検証する必要がある。

濃尾震災はまさに時代の「子ども存在の軽視、子ども・障害児者など社会的弱者の生命・生存保障という視点の欠落」を縮図的に示したが、それでも救済の営みのなかで「不愍一層」な視覚障害者の存在が着目され、岐阜聖公会訓盲院が誕生したことの歴史的意義について、その後の日本の盲教育への影響の如何とともに、より詳細に検討していく必要がある。

註

- 1 今井一良（1992）岐阜訓盲院 森卷耳という人—金沢藩中学東校訓蒙坂井卷耳の生涯—、『石川郷土史学会々誌』第 25 号。今井一良（1995）英学二代—森卷耳（岐阜訓盲院長）とその子卷吉（旧制一高校長）のこと—、『北陸英学史研究』第 7 輯。
- 2 伊佐治清市（1954）『岐阜盲学校六十年誌』岐阜県立岐阜盲学校。
- 3 東海良興（2010）『森卷耳と支援者たち—岐阜訓盲院創立のころ—』岐阜県立岐阜盲学校創立 120 周年記念事業実行委員会。東海良興氏個人資料（94.12.17）「森卷耳と支援者たち —岐阜盲学校の源流をたずねて—」。

- 4 河尾豊司 (2012) 濃尾大震災孤女の性の尊厳の危機と救援—滝乃川学園の創立の前夜との関係で—、『子ども教育研究』第4巻、pp.15-28。河尾豊司 (2012) 石井亮一・筆子の信仰と実践：「人の人たる神聖」「人の人たる人権」「白痴」、『社会事業史研究』第46号、pp.65-91。など。
- 5 中島耕二 (2012) 『近代日本の外交と宣教師』吉川弘文館。
- 6 今井一良 (1992) 岐阜訓盲院 森卷耳という人—金沢藩中学東校訓蒙坂井卷耳の生涯—、『石川郷土史学会々誌』第25号。
- 7 東海良興 (2010) 前掲3)、p.18。
- 8 東海良興 (2010) 前掲3)、p.53。
- 9 写真資料「森卷耳」、岐阜県立岐阜盲学校資料室所蔵。
- 10 『岐阜日日新聞』明治20年5月25日。
- 11 『岐阜日日新聞』明治20年5月4日。
- 12 東海良興 (2010) 前掲3)、p.43。
- 13 東海良興 (2010) 前掲3)、pp.46-47。
- 14 中島耕二 (2012) 『近代日本の外交と宣教師』吉川弘文館、p.134。
- 15 中島耕二 (2012) 同上)、p.33。
- 16 小坂井桂次郎 (1934) 『創立四十周年記念報』。
- 17 岐阜県行政資料 (1891) 『知事官房書記』。
- 18 岐阜県行政資料 (1890) 『知事官房書記』。
- 19 楠本利夫 (2007) 『国際都市神戸の系譜』 公人の友社。
- 20 岐阜県行政資料 (1891) 『知事官房書記』。
- 21 巖本善治 (1891) 『女学雑誌』、第297号。
- 22 岐阜県行政資料 (1892) 『知事官房書記』。
- 23 東海良興 (2010) 前掲3)、pp.55-65。
- 24 岐阜聖パウロ教会小史編集委員会 (1986) 『岐阜聖パウロ教会小史』。
- 25 岐阜聖パウロ教会小史編集委員会 (1986) 同上)、p.2。
- 26 岐阜聖パウロ教会小史編集委員会 (1986) 同上)、p.5。
- 27 東海良興個人資料『Japan Mission (Commenced)』に翻訳文の記載あり。
- 28 THE HISTORY OF THE CHURCH MISSIONARY ITS ENVIRONMENT, ITS MEN AND WORK VOL.III By EUGENE STOCK 1899、桃山学院史料室蔵。
- 29 岐阜聖パウロ教会小史編集委員会 (1986) 『岐阜聖パウロ教会小史』。
- 30 岐阜県聖公会訓盲院 (1919) 『創立満二五年記念報』。
- 31 東海良興 (2010) 前掲3)、p.65。
- 32 『基督教週報』第3巻22号 (1901年7月26日)。
- 33 東海良興 (2010) 前掲3)、pp.66-67。
- 34 『基督教週報』第3巻22号 (1901年7月26日)。
- 35 『日曜叢誌』第54号 (明治27年5月1日)。
- 36 田辺陽子・西口忠 (2017) 『『英国聖公会宣教協会の日本伝道と函館アイヌ学校—英国人女性エディス・ベアリング=グールドが見た明治日本—』春風社、p.154。
- 37 伊佐治清市 (1954) 『岐阜盲学校六十年誌』岐阜県立岐阜盲学校、pp.4-17。
- 38 東海良興 (2010) 前掲3)、p.117。
- 39 岐阜県教育委員会編 (2003) 『岐阜県教育史通史編近代二』、p.470。
- 40 岐阜盲学校 (1934) 『創立40周年報』、岐阜訓盲院 (1919) 『創立満25周年記念報』。
- 41 岐阜訓盲院 (1909) 『新築落成創立満十五報』。

- ⁴² 能田昂・高橋智（2017）1891年濃尾震災における石井亮一と孤女学院の孤児救済経緯に関する研究、『SNE ジャーナル』第23巻1号、pp.134-147、日本特別ニーズ教育学会。
- ⁴² 文部省（1992）『学制百二十年史』ぎょうせい。
- ⁴³ 東海良興（2010）前掲3）、pp.144-143。

第8章

長崎における濃尾震災義援活動と 長崎慈善会・安中半三郎および野村惣 四郎による長崎盲啞院の設立

1. はじめに

長崎県においても濃尾地震の救恤義援活動が端緒となった取り組みが存在した。濃尾地震発生後、長崎基督教青年会による発案を受けて、安中半三郎ら地域の有力者が発起人となって義損金募集のための「慈善音楽幻燈會」が開催される。その後、安中らによって将来に起こり得る災害に対する支援を目的とした「長崎慈善会」が設立される。「長崎慈善會規則」第二条では「本會は天變地異等の災害に遭遇したる同胞を救恤するを以て目的とす」とされた¹。

京都市立盲啞院を卒業後、長崎に帰郷し盲人のための講習所を開設していた野村惣四郎は、この安中に盲啞院設立についての働きかけを行った。野村は京都において濃尾地震（震度 5 程度の揺れ）を経験した弱視の当事者であり、地震・津波・火災・戦災により困窮する人々の救済という視座をもつ長崎慈善会と親和性が高かったことも考えられる。

この時期、長崎慈善会のリーダー的存在であった安中半三郎は長崎市会議員の参事会員でもあり、市長をはじめとする人々とも太い繋がりをもつ地域の有力者であった。野村の強い働きかけを受けて、1896（明治 29）年 4 月 18 日の定期総会にて、安中により長崎慈善会の常時の活動として盲啞院の設置が決定される。

本章では、濃尾地震を端緒とする支援経験から災害・戦争等で困窮する人々の救済という視座のもとに設立された長崎慈善会の活動とその意義、および弱視当事者である野村惣四郎の働きかけによって設立された長崎盲啞院の設立の経緯や意義について検討を行う。

さて、長崎慈善会・長崎盲啞院については菅達也・平田勝政の長崎県障害児教育史研究により検討が行われてきており²、関連す史料も発掘・整理されてきている³。「長崎慈善会をして盲啞院の開設・経営に主力を注ぐに至らせた経緯については目下のところ不明」⁴としながらも、菅達也は野村惣四郎の果たした役割の重要性を指摘している⁵。

また、長崎キリスト教史研究の一部としても言及がなされてきている。松本汎人

(2017)により濃尾震災への救恤義捐を発案した長崎 YMCA 青年らによる長崎基督教青年会の働きが明らかにされ⁶、震災当時、各種の被災地情報が九州にも届く中、長崎基督教青年会が真っ先に濃尾震災の救恤義捐を発案したことが明らかにされている⁷。

筆者は、長崎の「慈善音楽幻燈會」(長崎基督教青年会発案)の実施が長崎慈善会の発会とその後の長崎盲啞院設立へと繋がっていったことは重要な事例であると考えている。その事実経過はすでに明らかにされているため、「災害と子ども被災・救済の特別教育史」の視点から新たに定位することを試みたい。同時に、視覚障害当事者である野村惣四郎の役割についても注目する。

2. 長崎における救恤義援活動と長崎慈善会の成立過程

当時の長崎県の社会的状況について概観すると、長崎区に市制が施行され長崎市が誕生するのが 1889 (明治 22) 年である。面積 7km²、戸数 9230 戸、人口 5 万 4502 人の都市となった。同年には第 1 回市議会選挙が行われ、定員 36 人の市議が出そろい、長崎市役所も 1889 (明治 22) 年 8 月に開庁した。安中半三郎も市議として選出される。

この頃、ロシアの極東政策が本格化し、長崎港はロシア艦隊の艦船が多く係留していた。これにより長崎の稲佐方面は「黄金の雨がふる」ほどの好景気だったという⁸。在留外国人は 1055 人 (うち中国人が 701 人) にのぼった⁹。

1891 (明治 24) 年 3 月に長崎水道建設計画の本河内高部水道工事が完成し、同年 5 月から給水が開始される。長崎市は横浜、函館に次ぐ日本で 3 番目の近代水道設備を有する先進都市となった¹⁰。

長崎にも近代化の波が押し寄せる中、1891 (明治 24) 年 10 月 28 日、濃尾震災は発生する。長崎の『鎮西日報』は直ちに「義捐金募集」の広告を掲載、社説「震災救恤義捐金募集に就いて」で支援を呼びかけた¹¹。

その後、長崎基督教青年会が義捐活動を画策する。その動きが端緒となり、長崎の多くの人々を集める「慈善音楽幻灯會」へと繋がることとなる。この「慈善音楽幻灯會」の詳細な経緯については、『基督教新聞』に記録が残されている¹²。

長崎慈善運動

久しく振はざる長崎基督教徒青年會は過般濃尾震災の爲め去る十一月中旬臨時會を開きしに鎮西學館、東山學院、高等中學、醫學部○に京都の人松井某等共に六七名、集會にて同會蓄積金拾圓許を悉く彼震災地困窮者へ義捐せんとに一決せし處折角義捐を爲す程ならば之は利用して他に名策は無やと云ふとより遂に慈善音樂幻灯會を催すと○爲せしに到底此の事を成就せんには基督教青年會の名義を以て爲さんと覺束なし吾人の望む處要するには罹災の兄弟姉妹を救ふに在れば有力家に謀り共に事を爲すに如かずと爲し之より市中の豪商銀行の頭取新聞社等の人々に謀りて賛成を得共に發起者と爲り尙有名の賛成家を得て社會の信用を得んと欲し始審裁判所所長秋山源○氏縣官富永氏等の賛成を得従つて英米佛領事其他内外紳商學者等の賛成を得又縣知事野健明氏書記官中村二郎氏等に謀り賛成を乞ひたれども外國人と交際上深く心配せられたる○見られたるが外に理由もありたるにや容易く賛成せられず左れども事既に成りたれば断然領事等始め内外紳士の名を列し廣告せんとするに至り縣知事、領事、書記官等にも賛成せられ遂に一轉して知事の夫人書記官領事等の夫人を發起人總代として廣告するに至り去る四五兩日市内舞鶴座に於て音樂幻灯會を催したりしが豫て同舞臺には五千人許りの人を入れ得べき様聞き居たりしを以て數多の通券を各所に於て賣り渡したりしに人氣の動きしと豫想外にて開會は六時半なりしも五時頃は既に滿場立錐の餘地なきにより木戸を閉して入場を謝絶したるより怒るあり叫ぶあり一時非常の雜踏を極めたり 縣知事始め多くの縣官來りて始終周旋せられたり当日は午後十一時に無事閉會し翌日亦五時頃には聴衆既に充満したり實に未曾有の盛會なりき右二日に聴取多くして通券を所持するも入場を得ざりしもの四百餘人の爲めに八日の夜市内皓臺寺を借り受け數多の幻灯と些少の音樂を催したり、計算は來る十一日への筈なるが今日迄集りたる義捐金は四百七十圓餘を得たり 尙ほ其後○續義捐金の申込あり、右會に於いて學生等の盡力は非常なりし（十二月九日 K. N. 生報）

「久しく振はざる」とあるように存続の厳しい状況にあった青年会であったが、蓄積金 10 円を被災地への義捐金とすることに決定するほか、「慈善音楽幻灯會」の開催を提案した。地域の有力者と共に開催しなければ成功し得ないとして銀行、豪商、新聞社などに働きかけて発起を募った。中野健明県知事をはじめ行政の高官、各国領事、学者等の著名士にも協賛を求めた。

上記の記事からは当初、知事ら高官は在留外国人との関係性を懸念し、一時は難色を示していたことがうかがえるが、計画が具体化し、広告が出回るようになると一転して賛同にまわった。

『鎮西日報』の「震災救恤音楽幻灯會」広告には賛成人として「佛國領事イー、レミエル君」「米國領事ダブリュー、エチ、アボルクラムビー君」「英國領事代理ゼー、シー、ホール君」などと共に日本人 48 名の名が記載された¹³。大儀見元一郎（東山学院校長）、E.ラッセル（活水女学校校長）、D.S.スペンサー（鎮西学館々長）、瀬川浅らキリスト教関係者も含まれていた¹⁴。実際の実施世話役を引き受けたのが安中半三郎、鶴田秀次郎、『鎮西日報』を発行していた以文会社の佐々木澄治、長崎新報社の城野威臣らであった¹⁵。

長崎基督教青年会の発案はこうして行政・宗教・報道関係者や各国領事などを含む大きな動きと展開し、「慈善音楽幻灯會」は 12 月 4 日、5 日に、市内の新大工町の舞鶴座で開催された。12 月 4 日は 17 時頃から入場者が詰めかけ、19 時には 4 千人あまりとなり「立錐の地」も無い状況だった。

舞台の両側面には琴・尺八とピアノ・オルガンがそれぞれ配置、国内外の楽手により交互に「吹弾」され、活水女学校の生徒による合唱も披露された。幻灯として「震災地各處の景」が映写され、実際に現地を視察した牧師の瀬川浅がこれを解説し、23 時半頃に閉会した¹⁶。

12 月 5 日の開会の辞は、富永だけでなく、参加する外国人に対して英領事代理ホールも言葉を述べ、この日は清楽も演奏された。鎮西学館の生徒が「木戸番及び下足預等」の任に就いていた。また、この日も満員で、入場券を購入したものの参加できな

かった人のため、8日にも「慈善音楽幻灯會」が「皓臺寺」にて行われ、音楽は「長崎音楽會」が担当、被災地の幻灯スライドはさらに追加されて実施された¹⁷。

舞鶴座は収容人数が3800人であり¹⁸、両日ともに満員を越す盛況ぶりであったことから、少なくとも延べ7600人以上を動員していた計算となる。当時の長崎市の人口は約6万人のうち多くの市民が駆けつけたことがわかる。

舞台には領事夫人や入港中のフランス艦隊の軍楽隊も特別出演した¹⁹。長崎基督教青年会の発案はキリスト教関係者を含む国内外の多くの人物・組織を巻き込むかたちで結実し、収入金の560円は岐阜、愛知、福井の3県に送られた²⁰。以上が「慈善音楽幻灯會」の概要となる。その他にも長崎全体から義捐金として4千円以上が送られた²¹。

その2年後、岐阜・福井両県知事より震災支援に対する感謝状と木杯が送られてきた。この披露会が1893年（明治26年）11月11日に開かれることになり、また安中半三郎をはじめとする関係者らはこれを機に災害支援慈善事業を組織的に継続するための「長崎慈善会」の創設を計画した²²。1893年（明治26年）11月11日にこの披露会で

発足式が行われ、その趣旨は以下の通りである²³。

長崎慈善會創設の趣旨

天は善に福し悪に禍すと即ち通則なり然りと雖も世界は千變萬化にして無幸の良民にして災害を被らさることなし是に於てか慈善會の必要起る彼の明治廿四年十月廿八日濃尾地方の震災の如き古今未曾有の惨状を呈せり 謹か之を天則として放念する者あらんや此時に當て内外の志士仁人は奮て救恤の方法を講せり我長崎も亦二個の慈善會興れり 一は廣く世人に告て四千餘圓の義捐金を募集し 一は音樂幻燈會を組織し其通券料五百六十餘圓を岐阜愛知及び福井の三縣に送付し以て被害の同胞を賑せり 今明治廿六年十一月十一日瓊林館に於て 岐阜福井兩縣より下賜されたる賞狀及び賞盃を披露するに際し此美學を永遠に保續せんと欲し當時の發起人にして尙存在する者相議り茲に長崎慈善會を創設せり夫れ天變地異は猶人身の疾病の如し長崎慈善會は醫藥を以て自ら任し聊か天則の缺を補綴せんと欲す謹て創設の趣旨を述へ以て志士仁人に告く

「古今未曾有の惨状」を呈した濃尾震災に対して起こった慈善の動きを「永遠に保續」し、将来の自然災害による被害の救済という、特徴的で明確な視座・目的を有する組織として創立された。天変地異・災害を「人身の疾病の如し」と表現し、災害を単なる物理現象ではなく、病気の如く明確に人間・社会に影響を与えるものと捉えていた。以下は『鎮西日報』で報道された組織の規則である²⁴。

長崎慈善會規則

第一條 本會は長崎慈善會と稱す

第二條 本會は天變地異等の災害に遭遇したる同胞を救恤するを以て目的とす

第三條 本會々員は國の内外の、人の^レ申^レ女を問はず

第四條 本會の目的を施行する時は總會の決議を経て 本會に^レ買^レふ限り若くは本會發起者となり ^レ廣^レ同志者に告げ適宜の方法を以て義捐金を募集して 之を贈與す

第五條 本會々員は毎一年金五拾錢を出し之を會費に充つ但平素は銀行に預け置くものとす

第六條 本會々員中互撰を以て幹事三名を置き本會に属する書類物品を保管し金錢を出納 總會の招集を爲す幹事の任期は滿一カ年とす

第七條 本會は毎年十一月定期總會を開き會計報告幹事選舉を爲す

第八條 此規則の變更を要する時は總會の多數決に依る

長崎慈善會が 1894（明治 27）年から盲啞院設立が^レ目指されている 1897（明治 30）年頃にかけて行っていた活動を示す。

まず、第 1 回慈善演芸會が 1894（明治 27）年 8 月 28 日・29 日に行われ、収益は日清戦争に関わる「日本赤十字社救護資」としての 300 円、「征清軍人家族慰安金」としての 150 円となった。同年 10 月 22 日には山形県酒田地方で庄内地震（M7.0）が発生したため、被害者救恤活動として篤志者より 154 円 7 錢を集め、12 月 14 日に現地に送付した。1895（明治 28）年 11 月には長崎県北高来郡有喜村での火災への 27 円 70 錢を義捐した。軍人家族贈呈衣料収容所などを設置して古着を市民から集める活動も行っていた（写真 8.1、写真 8. 2）。



写真8.1 長崎市役所前で古着募集活動を行う長崎慈善会の様子(年代不明)²⁵



写真8.2 長崎慈善会の「軍人家族贈呈衣料收容所」1894(明治27)年12月1日²⁶

地震・火災・戦争関連と多岐にわたり支援活動を行った後、1896(明治29)年4月18日、「田上三星茶屋」にて総会が開催され、幹事の安中半三郎が数件の報告をなした際、最後に盲啞院設立を發起し、調査員5名を挙げて解散した²⁷。

1896（明治29）年6月15日、三陸沖を震源とする明治三陸地震（M8.2～8.5）が発生すると、一か月後の7月14・15日に第2回慈善演芸会が行われた。実施にあたっては慈善会会員が費用を負担し、総収入の653円は死者2万1千人を超える甚大な被害を受けた岩手・宮城・青森の「海嘯被害者救済」のために分贈された。また、同年8月19日にはドイツ軍艦が支那沿岸にて沈没したため、遺族救助のため金10円を寄贈した。同年10月29日には「長崎県西彼杵郡神浦村火災」の被害者が671人に上り、そのほとんどが貧困であるため、救恤金50円を送った²⁸。

1897（明治30年）12月17日・18日には第3回慈善演芸会が行われ、内外人の音楽・演劇の出し物が27個あり、14時から23時に及んだ。この収入のうち金600円を盲啞院設立費用に、金120円を臨時救済基金に配当した。同年12月11日の総会において、「貧困なる盲啞生徒」の寄宿料を補助することも目的として、長崎慈善会に婦人部を置くことを決定した²⁹。

3. 安中半三郎の来歴と長崎慈善会

慈善音楽幻燈會の世話役から長崎慈善会の発起人としてもリーダーシップを発揮していた安中半三郎（**写真8.3**）について、来歴を整理する。長崎市小学校職員会が1925（大正14）年にまとめた『明治維新後の長崎』に、長崎の近代化に寄与した121人の著名人の一人として経歴が記述されている。

安中は1853（嘉永6）年11月、江戸の神田にて誕生、6歳の時に父に従い長崎に移住した。幼くして長川東州・池原日南から和漢学を学んだ。その人柄について「資性剛健濶達にして多藝多能能く詠み能く談し能く書き能く飲み能く酔ふて耳熟すれば詞藻湧くが如く又談論風發の概あり」「性行極めて眞面目」と評されている³⁰。



写真8.3 安中半三郎³¹

安中は「虎與號」の屋号で、父からの家業を継承した。出版活動も行っており、1903（明治36）年発行の『長崎名所案内』の巻末には書籍・文具・小間物店としての「虎與號」の簡易地図が掲載されている（写真8.4）³²。

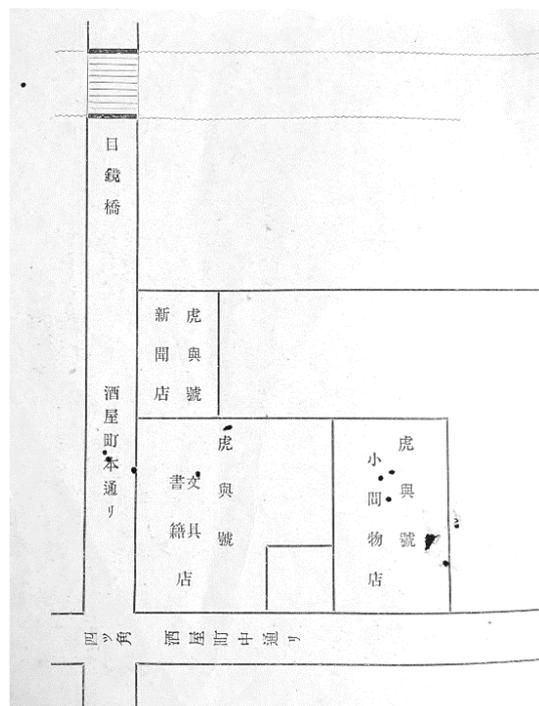


写真8.4 安中半三郎の「虎與號」所在地図

1889（明治 22）年～1895（明治 28）年にかけて市会議員を、1897（明治 30）年～1902（明治 35）年にかけて市の名誉職の参事会員を務めた。水道建設、九州鉄道長崎線敷設、湾改良工事問題等に関わった。

長崎商工会議所の前身である長崎商業会議所の設立にも発起人の一人として創立準備の時から深く関わり、1894（明治 27）年の商業会議所議員選挙から 1913（大正 13）年まで約 20 年にわたって商業会議所議員となり、その間、3 度にわたり商業会議所副会頭の要職を務めた³³。

また、「古文書の散逸を指摘して当事者に警告」「圖書保存閲覧の設なきを憂ひ自ら首唱して長崎文庫を」創設した³⁴。この長崎文庫はその後、1912（明治 45）年に発足した県立長崎図書館に引き継がれていく³⁵。

安中は 1921（大正 10）年に 69 歳で死去する。翌年が長崎慈善会 30 周年であり、盲啞学校の 25 周年を記念して盲啞学校の校庭に「安中翁記念碑」が建てられた。現在は長崎県立盲学校（時津町西時津郷）の正門横に移築されている。

以下は、祈念碑に記載されている文章であり、安中が「社會事業ノ先驅ヲ爲シテ經營ノ柱石トナリ」、周囲から「狂ト呼ハルノモ厭ハス奇ト評セラルノモ屈セス」に取り組んだことが触れられている³⁶。

安中翁紀念碑

翁姓ハ安中名ハ有年通稱半三郎東來ハ其號ナリ嘉永六年十一月二十九日江戸神田ノ相生町ニ生ル爲俊翁ノ三男ニシテ母ハ長澤氏タリ六歳ニシテ父ニ從フテ長崎ニ來リ家業ヲ助クル傍長川東洲池原大所ニ就キテ和漢ノ學ヲ修メ心ヲ歌道ニ潛ム明治ノ初年皇道ノ由來ヲ悟リ父ニ勸メテ祖先ノ祭祀ヲ神式ニ改ム同十九年書籍新聞及ヒ文具ノ業ヲ開キシヨリ連綿トシテ今ニ及フ翁天資剛直ニシテ頗ル義氣ニ富ミ公共事ニ盡セシコト甚多シ即チ市會議員ニ選ハレ市參事會員ニ舉ケラレテ多年市政ニ貢獻シ又商業會議所議員及其副會頭ニ推サレテ商工貿易ノ進展ヲ參劃シ先進松田源五郎翁等ト謀リ電燈會ヲ創メテ本市燈明界ノ新紀元ヲ開キ文雅同好ノ士ト共ニ文庫ヲ設ケテ圖書館ノ萌芽ヲ育成セリ其他或ハ神社ノ振興ニ或ハ名所古蹟ノ保存ニカヲ致セシコト亦少カラス而シテ最モ特筆スヘキハ明治二十四年ノ濃震災ニ當リ同志ト共ニ音樂幼燈會ヲ開キ金品ヲ募リテ災民ヲ賑ハシタルヲ始トシ二十六年ニハ慈善會ヲ創立シ爾來同會ヨリ各地ノ天災地變及出征將士ノ慰問等ニ金品ヲ寄贈シタルコト實ニ三十餘回ノ多キニ及フ越エテ三十一年會ノ事業トシテ盲啞學校ヲ創設セシヨリ資金ノ募集ト學校ノ管理トニ一層ノ苦心ヲ加ヘタルモ翁一生ノ心血ニ依リテヲ多數可憐ノ子女ヲ教養シ以テ今日アルヲ得タリ其間實ニ三十年本市ニ於ケル社會事業ノ先驅ヲ爲シテ經營ノ柱石トナリ狂ト呼ハルノモ厭ハス奇ト評セラルノモ屈セス拮据盡瘁セラレタル功勞ハ遠ク常人ノ及フ所ニアラス堅實ナル守操アルニ非スンハ曷ソ能ク此ノ如クナルヲ得ンヤ宜ナルカナ大正四年十一月一日國家ノ大典ニ當リ其功績ヲ表彰セラレタルコト翁大正十年ニ至リテ病ヲ得四月十九日遂ニ沒ス享年六十九其死ニ至ルマテ未タ一日モ寢ニ就カス日々端坐シテ簿冊ヲ理ム其剛毅黽勉始終此ノ如シ配シウ子亦克ク翁ノ志ヲ承ケテ内助ノ功多ク長子生逸家ヲ嗣キ遺訓ヲ奉ス翁逝テ一週年恰モ慈善會ノ三十年ト盲啞學校ノ二十五年ノ期ニ當ル乃チ同志相謀リ碑ヲ校庭ニ建テ以テ不〇ニ傳フ 銘ニ曰ク

4. 野村惣四郎の来歴と盲啞院設立への動き

前述のように、当時の長崎の政治・文化・慈善・都市近代化等の多方面において影響力を持ち、長崎慈善会のなかでも強いリーダーシップを発揮していたのは安中半三郎であった。長崎慈善会において盲啞院設立についての提案を行ったのも安中であつたため、長崎県立盲学校の沿革誌・記念誌でも安中の役割についての描写は大きい。

しかし、その安中に対して最初に盲啞学校設立を相談したのは野村惣四郎（写真8.5）であり、その役割や功績はとても大きなものであつたが、従来の沿革誌・記念誌などではその扱いは小さい³⁷。



写真8.5 野村惣四郎³⁸

野村惣四郎は1870（明治3）年5月、長崎市興善町に生まれた。家業は材木商と質屋で、父豊三郎は中国通事の仕事をしていた。野村は2歳で麻疹に罹患した際の高熱により弱視となった。

その後、小学校、私塾で漢学等を学び、1888（明治21）年に京都盲啞院に入学して鍼灸術に必要な解剖学、生理学、医学、日本点字を4年間学んだ³⁹。1891（明治24）年

の濃尾地震の際にも野村は京都におり、震度5の揺れを経験していると考えられる⁴⁰。

1892（明治25）年、京都盲啞院鍼術科卒業後、しばらく京都盲啞院の助手をつとめた後、長崎に帰郷する。材木置場の二階を改造して鍼灸治療院を開業、同時に「鍼術講習所」という私塾を開いた⁴¹。

野村は盲啞院時代の1890（明治23）年に洗礼を受け、帰郷後も同じプロテスタントのメソジスト教会の会員になり⁴²、「長崎美以教會」に通っていた。鍼術講習所に関して、明治期のキリスト教主義新聞のひとつである『福音新報』（1897年11月19日付）でも報道された⁴³。

●長崎美以教會

秋光四山に亘ると共に聖靈の恩化著しく我教會の上に加はり日曜學校の如きも普通の男子組、婦人組及び童子の二組の外更に英語組、支那語組又は盲人組など都合七組に分ち

（中略）

會友野村宗四郎の設立されし訓盲院は漸次主の恩寵を蒙り當時は續々遠近より來りて教を請ふ者多く之れが爲め盲人寄宿舍の必要を感じ此程同寄宿舍を設けられたり因に云ふ野村氏は京都盲啞院全科卒業生にして當時の事業は全然慈善的無報酬にして爲し居らるゝなり

1897（明治30）年11月19日 『福音新報』

ここで注目すべきは、この長崎美以教會の「日曜學校」において「男子組」「婦人組」「童子二組」「英語組」「支那語組」に加えて「盲人組」の活動が行われていたことである。野村はこの教会で、日曜日の礼拝のたびに「日曜學校」に通う視覚障害を持つ人々への教育的取り組み（聖書講読等）を見聞きしていたことが推察でき、その後の盲啞院設立への動きへと繋がる素地として考えることができるだろう⁴⁴。

また、長崎慈善会の中心メンバーの一人である牧師・瀬川淺は長崎慈善会のメンバーでもあり、野村と瀬川にはキリスト者としても何らかの関係があったと思われる。1897（明治30）年の長崎慈会総会において、瀬川は盲啞院設立のための調査委員の一人、野村は評議員として推挙されている⁴⁵。瀬川淺は『基督教新聞』における教報欄の長崎からの報告にもたびたび名前が登場しており、長崎での伝道活動に力を発揮していた人物であることがうかがえる。

ここで長崎におけるメソジスト派の動きについて概観しておきたい。メソジスト派は18世紀にイギリス教会の中で起こったウェスレー兄弟による信仰覚醒運動に端を発し、アメリカで大きく成長した教派である（青山学院、関西学院、福岡女学院、長崎の活水学院、鎮西学院はメソジスト派宣教師が設立した教育機関）。

メソジスト派による長崎派遣宣教師は、禁教令撤廃直後の1873（明治6）年8月に着任したデヴィソンである。その前年、ニューヨークで開催されたアメリカ・メソジスト監督教会年会において日本伝道開始が決定され、日本の伝道地として東京、横浜、函館、長崎が選定された。デヴィソンは出島を拠点として「出島美以教会」から九州伝道に大きな影響を与えた。特に彼は有効な伝道方策としてキリスト教主義学校設立に動き、教育専門の宣教師派遣を本国伝道局に要請、その結果として活水学院、鎮西学院が誕生した⁴⁶。

その他のキリスト教諸団体の活動として長崎YMCA、長崎基督教青年会もあり、彼らが濃尾地震後の「慈善音楽幻灯會」の発案者であった。

さて、野村は長崎盲啞院設立までに鍼按術講習所から男性3名、女性1名の卒業生を輩出した⁴⁷。弱視の当事者である野村は東京盲啞学校、京都盲啞院のような官営公営の盲啞学校設立を求め、当時長崎市議員であり慈善会活動を行う安中半三郎に盲啞院設立を相談した。

盲啞者の置かれている現状を知り、安中は市当局とも交渉するが話は進まなかったため、自ら幹事をつとめる長崎慈善会に提案することとなった。この間の経緯について、長崎県立盲学校「創立八十周年誌」に記載されている畑原正司『小説早春歌』の記

述が参考になるものであるため、以下に抜粋する⁴⁸。

- * 「惣四郎は生活困窮者の家からは鍼治療の代金を絶対貰わなかった。金を貰わぬばかりか、患家に往診に出かける際、米や野菜を提げて行って彼らに与えた。惣四郎は貧しい人々から“神様鍼医”と呼ばれた」。
- * 「長崎に帰った惣四郎は、すぐ材木置場の二階を改造して、鍼灸治療所を開設した。新しい教育を受けて来た若い鍼灸師に街の人々は殺到し、門前市をなす盛況ぶりだった」。
- * 「翌年、惣四郎は自宅を鍼按講習所として私塾を開いた。惣ち五人の生徒が入所した。だが惣四郎はそれでも満足出来なかった。京都のような正規の盲学校がなかった」。
- * 「そんな或る日、惣四郎の治療所に市議員の安中半三郎が治療を受けに来た。安中は隣町で書店を経営し、『バテレン』という川柳雑誌を主宰発行している程の、文化人議員だった。惣四郎はこの人なら自分の気持ちが解ってくれるかも知れないと思って、盲学校設立の夢を話した。だまって聞いていた安中は、『うむ、長崎に日本で三番目の盲学校か。一番でないのは多少残念だが、君の考えは面白い。成るものなら、やってみようじゃないか。何時でもいいから僕の家遊びに来給え。ゆっくり話をしよう』熱情をこめた惣四郎の訴えに安中議員は食指を動かしたらしかった。次の夜、さっそく惣四郎は安中議員を訪問した。安中は惣四郎から京都盲学校の様子を詳細に聞き、それをノートに書き取った。「よし、俺が市長や教育関係の者たちに相談してみよう」盲学校設立などという一大事業が、今すぐに出来ようとは思っていなかった。しかし惣四郎の熱情があまりに激しく、ほおって置けば一人でもやりかねない勢なので、安中としても、すぐに動き出さねばならぬ状態だった」。
- * 「『ところで野村君、この数日間、随分あっちこっちと駆けずり廻って、盲学校設立の打診をしてみたんだが、どうも市の財政は楽ではないらしく、思うように話が進まん。』さすがの安中も幾分声を低めて落胆のいろを示したが、平素の豪胆な態度は

変わらない。そこが安中の頼母しいところである。『そこでだ、最後の手段として、長崎慈善会の総会が十二月に行われるので、その席上で、盲学校設立を提案するより他に手がないようだ。君も今すぐ慈善会に入会し給え』そう言って、やや考えていた安中は、『そこで、ひと工作せねばならぬぞ。野村君』といい、頭を上げて目をつむった。『ひと工作といえますと——』惣四郎は鋭く問い返した。こういう計略的な言葉は惣四郎の性分に合わないのである。『うん、総会の前、主だった仲間たちに盲学校設立については膝詰談判をし、一応内諾を得ておかねばならぬ。正攻法ではないかも知れぬが、立派な目的のためには止むを得んだろう。孫氏の兵法の一つだよ、野村君』安中には自分の思考が展開を見せると、もうそれが実現疑いないものように確信する強引さがあった。事実その強引さによって、この街に電灯をつけ、道路を新設し、確固たる業績をあげているのである」。

* 「安中はさっそく慈善会の役員、主だった会員を訪問し、各個撃破の形で同調を求めて行った。中には学校建築の資金難と、経営を永続出来るかどうかを危ぶんで賛成しかねる者もいた。安中も学校建築の費用には頭が痛かった。どうせ寄附を募らねばならぬだろうが、そうなれば開校が数年先に延ばされて仕舞いそうである。そのことを惣四郎に話すと、『はじめから校舎を造るのは無理でしょうから、ひとまず私の塾をそのまま学校にしておいて、じっくりと建築資金を集めたらどうでしょうか』安中は膝を打って喜んだ。惣四郎はなおも話しをつづけた。『それから、学校が軌道に乗る迄は、職員もなるべく慈善会の会員から選び奉仕的精神でやって貰うことにしたらどうでしょうか』『なる程、いいところに気付いた。それは名案だ。(後略)』」

* 「話がここ迄来ると後のことはすらすらと氷解して行った。」

安中が野村の治療院に治療を受けに来たことについて、その詳細は実証できていない。しかし、野村の鍼灸治療院・鍼按術講習所（興善町 36 番）と安中の虎與号書店（酒屋町）が徒歩 7～8 分程の距離である⁴⁹。近所に京都の盲啞院で勉強した新しい鍼灸按

摩の店ができたということが多方面に関心のある安中の耳にも入り、野村を訪ねた可能性は否定できない。

5. 長崎慈善会による長崎盲啞院の設立

長崎慈善会は1896（明治29）年4月18日の定期総会において、常時の活動として盲啞院を設置することを決定した⁵⁰。先行研究では「盲啞院の設立こそが慈善事業の中心事業であると確信させたのは、野村宗四郎の存在であった」とされているが⁵¹、設立経緯の整理とともに、盲啞院設立の諸要因を検討していきたい。

長崎県立盲学校所蔵の「長崎盲啞学校沿革」（年代不明の毛筆史料）には、以下のよう
に、明治維新以来の日本社会の発展にもかかわらず盲啞者は「言フコトヲ得ズ眼視
ルコトヲ得ズノ世ノ廢疾者トシテ」扱われ、「風雪ノ夕ベ空〇ク飢寒ヲ路頭ニ忍バレム
ルニ至ル」状況であることと、その教育機関が京都以西に無いことをもって「長崎慈
善會ガ特ニ特ニ率先シテ盲啞教育ニ先鞭ヲ着ケタルノ動機」としている⁵²。

長崎盲啞学校沿革

明治維新以来我國ノ文化ハ年二月ニ進ミ聖明ノ徳化拾ク全國土ニ〇ヒ萬民〇腹撃壊
ノ盛時ニ際シ、我同胞ニシテ口言フコトヲ得ズ眼視ルコトヲ得ズノ世ノ廢疾者トシテ
〇斥セラレ常ニ無告ノ境涯ニ沈吟シテ終始人世ノ悲慘ヲ嘗ムルニ至リテハ動モスレ
バ門外ノ人ヲ以テ之ヲ待チ呉越ノ感ヲ以テ之ヲ遇シ甚シキハ風雪ノ夕ベ空〇ク飢寒
ヲ路頭ニ忍バレムルニ至ル嗚呼果シテ何人ノ罪カ苟クモ義ニ勇〇博愛ノ心アルモノ
豈ニ一日モ黙過スルニ忍ビンヤ但シ東京京都ニ於テハ明治十一年相前後ニテ盲啞教
育ノ機関ヲセッチセシモ其以西ニアリテハ之アルヲ聞カズ長崎慈善會ガ特ニ特ニ率
先シテ盲啞教育ニ先鞭ヲ着ケタルノ動機ハ實ニ爰ニ存ス 以下創立時代ヨリ盲啞分
離ノ現況ニ至ル沿革ノ大要ヲ記述スベシ

資料復刻がなされている『長崎盲啞學校十周年誌』⁵³と長崎県立盲学校及び長崎歴史

博物館所蔵の長崎慈善会 25 年誌に綴じ込まれている『長崎盲啞學校二十年誌』⁵⁴の記述は、この上記の毛筆史料の内容もふまえて作成されていることがうかがえる内容である。

長崎盲啞學校十周年誌

我邦に盲啞學校の興れるは第一次京都第二時東京第三次長崎とす而して京都は市立、東京は官立にして長崎は長崎慈善會が設立する所なり、慈善會は明治二十四年十月濃尾大震災の時慈善幻燈會を開催せしに萌芽し越にて二十六年十一月當時の發起人に於て常設の必要を感じ遂に之を創立せり専ら天變地異被害同朋の救恤又は戦時後援事業に従事せしが、平素の不幸者中最も不幸なる盲啞をして普通人と同じく教育を授くる學校が我九州地方に未だ設備なきを遺憾とし明治二十九年四月十八日第三回總會に於て始めて盲啞院設立を發起し横山寅一郎安中半三郎松井宗七瀬川淺高見松太郎の五名を調査委員に擧げ京都盲啞院の組織を標準として調査し同卅年十二月二十日總會に於て更に盲啞院設立委員として安中半三郎同三十年十二月二十日の總會に於て更に盲啞院創立委員として安中半三郎瀬川淺鶴野麟五郎林耕作鶴田秀次郎和泉嘉七喜多璋太郎藤瀬宗一郎菅沼元之助牟田口正道の十名を選舉し野村宗四郎松井宗七の兩名を評議員とす同三十一年五月十七日長崎高等小學校長北野孝治氏に盲啞院長を囑託し永石安治郎を教員に採用し教授法實地練習の爲め京都盲啞院へ派遣せり五月三十日付を以て長崎縣知事に設立願を提出し六月九日許可を受け九月十二日長崎市興善卅六番戸野村氏宅に開校することとなりたり是より先き野村宗四郎氏は京都盲啞院按鍼科を卒業し自宅にて盲生に授業せしが開校と共に閉鎖合併し按鍼科教員となる

長崎盲啞學校二十年誌

我邦に盲啞學校の興れるは京都を第一とし東京之に次ぎ大阪以西にありては我が長崎を以て始とす、而して京都は市立東京は官立にして共に公共の經營なるも本校は實に長崎慈善会の設立とする所なり 長崎慈善会は明治二十四年十月濃尾大震災の時慈善幻燈会を開催せしに萌芽し、越〇にて同二十六年十一月當時の發起人に於て會を常設するのを必要と感じ遂に之を創立し専ら天變地異に於ける被害者を救恤し又は戰時に於ける後援事業に従事せしが、平時に於ける不幸者中尤も不幸なる盲啞者にして普通人の如く教育を受くべき學校が我九州地方に未だ設立せられざるを遺憾とし、同二十九年四月十八日第三回總會にて於て始めて盲啞院の設立を企て横山寅一郎、安中半三郎、松井宗七、瀬川淺、高見松太郎の五名を調査委員に擧げ京都市立盲啞院の組織を標準として之が調査を委嘱す 同三十年十二月二十日の總會に於て更に盲啞院創立委員として安中半三郎、瀬川淺、鶴野麟五郎、林耕作、鶴田秀次郎、和泉嘉七、喜多璋太郎、藤瀬宗一郎、菅沼元之助、牟田口正道の十名を選舉し野村惣四郎、松井宗七の兩名を評議員とす同三十一年五月十七日長崎高等小學校長北野孝治に盲啞院長を囑託し長石安治郎を教員に任用す而して實地練習の爲め長石教員を京都市立盲啞院へ派遣せり 同年五月三十日盲啞院設立願を本縣知事に提出して同年六月九日認可せられたるを以て諸般の準備を整へ九月十二日長崎市興善町卅六番戸野村宅に開校せり是より先野村惣四郎は京都盲啞院鍼按科を卒業し既に自宅にて盲生を教授せしが本院の開校と共に閉鎖合併して本院盲技藝科（按鍼術）の教授を擔當することゝなれり

「不幸者中尤も不幸なる盲啞者」にも教育を「普通人の如く」受ける必要性が強調されている。その背景には、ここまで検討してきたように、弱視当事者である野村惣四郎により濃尾震災を契機とした長崎慈善会のリーダーである安中に対し、盲啞院設立の必要性が説かれていた。

当時、安中らの活躍もあって著しく近代化を遂げ、日清戦争の余波も受ける長崎である。キリスト教の受容がなされている歴史的地域特性（長崎美以教会「日曜学校」での「盲人組」を含む）のなか、視覚障害当事者である野村惣四郎の盲啞教育への強い意思と長崎慈善会が持つ地震・津波・火災・戦災等により困窮する人々の救済という視座との親和性、また強力な経済・人材的な基盤としての長崎慈善会の存在など、複合的な要因により盲啞院設立へと繋がったことが推察される。

創立時には教員 3 名、生徒 14 名という体制であったが、10 年が経過すると教員 12 名、生徒 150 名の規模となった。1898（明治 31）年度は 758 円 5 銭 9 厘であった予算も、1907（明治 40）年度には 2516 円 51 銭 7 厘にまで増大する。

長崎慈善会の資金では到底及ばず、1900（明治 33）年度より長崎市からの補助を受けるがなお不足し、1909（明治 42）年度からは県の補助を仰ごうとしていた⁵⁵。卒業生 67 名中、具体的な就職先が判明しているのは 6 名であり、その内訳は「教員」、「書師」、「裁縫」2 名、「音曲教師」、「写真」である⁵⁶。

また、1900（明治 33）年に入学した西村五郎の手記「創立当時の盲学校」からは、当時の様子をうかがい知ることができ、野村についての描写からはその人となり長崎慈善会の考え方との相違から退職に至った経緯も判明する⁵⁷。私塾時代から野村は「慈善的無報酬」で教授を行っていた人物である。卒業生・西村五郎の手記のなかでも「貧困な家庭の者が多かった」とあり、盲啞院の生徒層は決して裕福な家庭の子息ではなかったことが指摘できる。

思い出すままに書きますと、私の入学当時は新婚はやほやで、現在長崎市玉園町にお住いの、先生の長女、平石貞子さんがまだ、歩けない赤ちゃんの頃で、生徒達が貞子さんを抱きかかえて行くと、野村先生のおかあさんが「また、貞子をかかえて連れて行った」と、叫んでおられました。

私の在学時代の修業年限は、初等部三年、技芸四年で、野村先生は私の技芸科1年の1学期に退職されました。

新大工町に学校は移転していたが、その頃から慈善会で、生徒から授業料を一円徴集することになり、それに反対だった先生は、『授業料をとるなら自分は学校をやめます』と言って、退職されたように聞いています。

勿論、外にも理由はあったにしても、明治の人柄がしのばれます。

先生をしのびつつ、本校創立について考えますとき、若し、先生がおられなかったならば、誰が本校を創立したでしょうか。点字の指導者がなければ盲人の教育は不可能でしょう。

先生が京都盲学校を卒業して、点字と言う有力な武器を持っておられ、自宅で私塾を開いておられたのが、本県、盲ろう教育の萌芽であって、本校創立の導火線となつてのではないかと思います。

本県における点字教育の創始者であり、点字による鍼灸師養成の開祖だと言えるでしょう。

先生の私塾という実践があつて、その当時、慈善運動の先頭に立って活躍しておられた、安中半三郎翁を中心とした慈善会の方々の、人道主義は、遂に本校を誕生させるに至りました。

(中略)

生徒には、比較的貧困な家庭の者が多かったので、舎生もあんまのアルバイトいわゆる「ながし」を奨励したものでした。

(明治四一年本校技芸科卒。昭和三～二十七年本校教諭)

畑原正司『小説早春歌』の記述においても「惣四郎は生活困窮者の家からは鍼治療の代金を絶対貰わなかった。金を貰わぬばかりか、患家に往診に出かける際、米や野菜を提げて行って彼らに与えた。惣四郎は貧しい人々から“神様鍼医”と呼ばれた」とあるように、学び舎の生徒達が月謝・食費のために「ながし」をしなければならない状況を野村は許すことができなかつたことが推察される。

野村の長女、平石貞子の回顧に「松田様は、身分違いの父を心の友として大切になさってくださいました」という描写があるように⁵⁸、野村自身の立場は弱いものであった。盲学校経営の経済的基盤である長崎慈善会の考え方と齟齬が生まれ、立場の弱かつた野村は学校を離れざるを得なかつたことが推察できる。

さて、長崎における盲啞教育の走りとなつた長崎盲啞院は、全国的には盲学校としては11番目、盲啞院としては3番目の設立であつた⁵⁹。1912（明治45）年には第一回西部盲啞教育協議会を開催するなど、九州地方にて中心的な役割を担いながら⁶⁰、1928年（昭和3）年12月になると通常県会は次年度より運営を県営に移管することを議決する。1929（昭和4）年3月21日に長崎盲学校は廃校となり、同年4月1日に県営に移管、長崎県立盲学校と改称し、現在まで存続している⁶¹。

6. おわりに

本章では、濃尾地震を端緒とする支援経験から災害・戦争等で困窮する人々の救済という視座のもとに設立された長崎慈善会の活動とその意義、および弱視当事者である野村惣四郎の働きかけによって設立された長崎盲啞院の設立の経緯や意義について明らかにしてきた。

濃尾地震の発生と長崎基督教青年会による「慈善音楽幻燈會」の発案・実施を経て、「古今未曾有の惨状」を呈した濃尾震災に対して起こつたこの慈善の動きを「永遠に保続」し、将来の自然災害による被害の救済という特徴的で明確な視座・目的を有する組織として、長崎慈善会が設立された。

天変地異・災害を「人身の疾病の如し」と表現し、災害を単なる物理現象ではなく、

病気の如く明確に人間・社会に影響を与えるものと捉えていた。この団体を経済的母体とし、野村惣四郎の当事者としての強い働きかけによる盲啞院の設立は長崎の盲教育の先駆けとなった。

長崎盲啞院の設立に至る諸要因として、①近代化と日清戦争の余波を受ける長崎の時代情勢、②キリスト教の受容がなされているという歴史的な地域特性、③盲教育への強い意志を持ち積極的に働きかけた視覚障害当事者としての野村惣四郎の存在、④長崎美以教会での「日曜学校」における野村と「盲人組」の接触、⑤盲教育への動きと災害被災により困窮する人々の救済という視座を持つ長崎慈善会との親和性の高さ、⑥長崎市議会の参事会員である安中半三郎の地域への強い影響力、⑦長崎慈善会の経済的・人材的な基盤の存在など、複合的な要因が長崎盲啞院設立へとつながったことが推察された。

本稿では当事者としての野村惣四郎の役割についても注目した。長崎美以教会での「日曜学校」における「盲人組」との接触は新たに見いだされた点になるが、安中と野村の接触の事実関係について、なお推察の域を出ない点も多いのが現状である。

濃尾震災という巨大災害の発災を受け、将来にわたる同様の災害・厄災に対して広く対応しようとする取り組みが誕生したこと、被災者への視点を持つ団体の存在とそこに当事者である人物の働きかけが大きく関わって障害児教育保護（長崎盲啞院）が誕生した事例として位置づけ、評価することができる。

註

- 1 『鎮西日報』1893年11月14日付。
- 2 菅達也（2017）明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究、博士学位論文、長崎純心大学大学院人間文化研究科。平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史（第Ⅰ報）—1898年設立の私立長崎盲啞院を中心に—、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、pp.25-34。平田勝政・菅達也（1999）長崎県障害児教育史（第Ⅱ報）—明治30～40年代の長崎県盲・聾教育を中心に—、『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第56号、pp.11-25。
- 3 平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史資料（Ⅰ）：戦前・盲聾教育編、『長

- 崎大学教育学部教育科学研究報告』第54号、pp.1-17。平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史資料（Ⅱ）：戦前・盲聾教育編、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、pp.1-8。
- 4 平田勝政・菅達也（1998）前掲2）、p.27。
 - 5 菅達也（2018）野村惣四郎と長崎盲啞院、『純心福祉文化研究』第14・15合併号、pp.1-14。
 - 6 松本汎人（2017）『長崎プロテスタント教界史中巻』長崎文献社、pp.70-72。
 - 7 松本汎人（2008）『袋町「青年会館」と長崎YMCA～戦前60年のあゆみ～』長崎YMCA。長崎原爆により多くの史資料が焼失していたが、北米ミネソタ大学のYMCAアーカイブス等を重要な手掛かりとし、長崎関連資料の収集と整理が行われた。
 - 8 長崎市年表編さん委員会（1981）『長崎市年表』長崎市役所、pp.125-126。
 - 9 田栗奎作（1983）『長崎浜の町繁昌記』浜市商店連合会、p.143。
 - 10 長崎市議会（2014）『新長崎市史第三巻近代編』。長崎市年表編さん委員会（1981）『長崎市年表』長崎市役所。
 - 11 『鎮西日報』1891年11月1日付。九州で最も早く呼びかけたのが鎮西日報であった。
 - 12 『基督教新聞』第438号、1891年12月18日付。
 - 13 『鎮西日報』1891年12月5日付。
 - 14 松本汎人（2008）前掲7）、pp.33-34。
 - 15 松本汎人（2017）前掲6）、p.71。
 - 16 『鎮西日報』1891年12月6日付。
 - 17 『鎮西日報』1891年12月8日付。
 - 18 松本汎人（2017）前掲6）、p.72。
 - 19 松本汎人（2008）前掲7）、p.34。
 - 20 長崎市年表編さん委員会（1981）前掲8）、p.127。
 - 21 「鎮西日報」1893年11月14日付。
 - 22 松本汎人（2008）前掲6）、p.34。
 - 23 『鎮西日報』1893年11月14日付。
 - 24 『鎮西日報』1893年11月14日付。原文ママ記載したが「申女」は男女、「買ふ」は請う、「く廣」は廣くの間違いと思われる。
 - 25 古着募集活動写真（長崎県立盲学校史料室所蔵）。
 - 26 長崎慈善会（1917）『長崎慈善會二十五年誌・長崎婦人慈善會二十年誌・長崎盲啞學校二十年誌』、p.3（長崎歴史文化博物館および長崎県立盲学校史料室所蔵）。合冊の長崎婦人慈善会二十年誌の冒頭部分に掲載。
 - 27 長崎慈善会（1917）前掲26）、p.3。
 - 28 長崎慈善会（1917）前掲26）、pp.3-4。
 - 29 長崎慈善会（1917）前掲26）、p.4。
 - 30 長崎市小学校職員会（1925）『明治維新後の長崎』、p.305。
 - 31 長崎市議会（2014）『新長崎市史第三巻近代編』、p.278。
 - 32 安中半三郎（1903）『長崎名所案内』虎與號、巻末地図。ここに記載されている「目鏡橋」は1634年頃に造られた日本最古の石橋であり、「眼鏡橋」として現在も仕様されているため、「虎與號」の位置がわかる。
 - 33 長崎歴史文化協会研究会（2013）明治期のマルチ人間安中半三郎—長崎文庫の創

- 設・長崎盲啞学校の設立に尽力一、『長崎歴文協短信』363号。
- 34 長崎市小学校職員会（1925）前掲30）、p.305。
 - 35 長崎歴史文化協会研究会（2013）前掲33）。
 - 36 「安中翁記念碑」は長崎県立盲学校正門横に現在も所在。○部分は「朽」のつくり
にさらに横線を加えた字。
 - 37 長崎県立盲学校（1948）『五十年の歩み』（長崎県立盲学校所蔵）。長崎県立盲学校
（1950）『長崎県立盲学校沿革史』（長崎県立盲学校所蔵）。長崎県立盲学校
（1958）『創立六十年誌』（長崎県立盲学校所蔵）。長崎県立盲学校（1979）『創立八
十年記念誌』。長崎県立盲学校（1998）『創立百周年記念誌 長崎県立盲学校 100 年
の歩み』。長崎県立盲学校（2018）『創立 120 周年記念誌』。
 - 38 野村惣四郎写真（長崎県立盲学校史料室所蔵）。
 - 39 長崎県立盲学校（1998）前掲37）、p.35。
 - 40 中部建設協会編（2011）『今もいきる、濃尾地震マグニチュード8.0、日本史上最大
の直下地震』中部建設協会、p.6。
 - 41 長崎県立盲学校（1998）前掲37）、p.35。
 - 42 菅達也（2018）前掲5）、pp.3-5。
 - 43 『福音新報』1897年11月19日付。
 - 44 『福音新報』の「盲人組」の当該箇所とここに野村の長崎での盲教育への素地があ
った可能性について、菅達也氏よりご教示を頂いた。
 - 45 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、p.14。
 - 46 坂井信生（2013）『明治期長崎のキリスト教：カトリック復活とプロテスタント伝
道』長崎新聞社。活水女学院の校長 E.ラッセルは1893（明治26）年6月に発生し
た島原の高潮被害で親を失った孤女を救済する「活水の孤女園」を設立しており、
被災孤女救済の取り組みを行った。
 - 47 菅達也（2018）前掲5）、p.5。
 - 48 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、p.41-52。この小説箇所の扱いについては菅達也
氏から、安中が野村の治療院に治療を受けに来たことの真偽の程は不明であるもの
の、実際に安中と野村の出会いに関する経緯の一つの可能性として考えられること
をご教示頂いた。長崎県立盲学校（1998）『創立百周年記念誌：長崎県立盲学校
100年の歩み』、p.35には、根拠となる資料が不明だが、野村から安中に盲啞院設
立の相談があったと記述されている。
 - 49 両者の距離についても菅達也氏よりご教示を頂いた。
 - 50 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、p.14。
 - 51 菅達也（2018）前掲5）、p.4。
 - 52 長崎盲啞学校（年代不詳）『長崎盲啞学校沿革』（長崎県立盲学校史料室所蔵）。
 - 53 室田保夫・蜂谷俊隆（2010）『子どもの人権問題資料集成戦前編』第9巻、「長崎盲
啞学校十周年誌」。
 - 54 長崎慈善会（1917）前掲26）、『長崎盲啞学校二十年誌』。
 - 55 室田保夫・蜂谷俊隆（2010）前掲53）、「長崎盲啞学校十周年誌」、p.4。
 - 56 室田保夫・蜂谷俊隆（2010）前掲53）、「長崎盲啞学校十周年誌」、pp.16-21。
 - 57 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、pp.36-38。
 - 58 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、p.38。
 - 59 菅達也（2017）前掲2）、p.70。
 - 60 長崎県立盲学校（1979）前掲37）、p.17。

⁶¹ 長崎県立盲学校（1979）前掲 37）、p.20。

終章

研究の総括と課題

1. 研究の総括

本研究は「災害と子ども被災・救済の特別教育史」分野の開拓をめざしており、過去の代表的な災害における救済のあり様を、社会的弱者、特に子ども（孤児・障害児含む）の被災の実態について歴史的検証を行うことを目的としている。特に近代国民国家の成立期に起きた濃尾震災を事例に孤児や障害児者を対象とした救済保護の実態、またその後の障害児教育保護システムの成立に与えた影響の如何についても明らかにしてきた。

具体的には、国民国家形成期の明治日本社会と明治期の災害の関係性を明らかにしながら、歴史のなかで災害に晒される子どものいのちと発達を考えるため、濃尾震災による学校教育システム・児童生徒への影響に関する実態解明、濃尾震災を契機とした児童保護救済事業に関する実態解明を行いながら、子ども（孤児・障害児含む）の被災と救済・教育保護活動の実態を調査・検討することが課題となった。

本研究で明らかにしたことを、序章の研究目的と作業課題に沿いながら、以下に総括を示す。

(1) 明治期日本の災害・児童救済保護に関する先行研究の検討

濃尾震災に関わる国家・行政の対応を追いながら、その対応の課題や民間篤志家らによる救済や教育復興に関する先行研究のレビューを検討した。

2011（平成23）年の東日本大震災を経て、災害史研究は歴史学や教育学においても本格的に研究着手が進められるようになったものの、災害と子ども被災に関する教育史研究は未開拓の分野となっている。子ども被災については、社会事業史研究には研究的蓄積がみられたが、特に障害児を含む子ども・孤児・学校児童に着目した被災の歴史の実態に関する研究蓄積は皆無に等しい。

災害による被害は自然現象による所与のものとして扱われ、人間そのものや子どもの成長・発達への影響についての歴史的な実態は問われてきておらず、北原が提唱する「人間を主体とした災害史構築」にも関わって、子どもという存在が災害・厄災によりいかなる状況に追い込まれてきたのかを明らかにする必要がある。

濃尾震災と子ども・社会的弱者の被災には、当時の近代国民国家へと変貌する日本ゆえに明らかとなる課題が多くあった。研究動向の把握を通して、明治後期という歴史的・社会的背景を注視しながら、学校児童や公教育システムへの影響、子ども・孤

児・社会的弱者救済の経緯、被災に伴う「生活と発達の困難」の実態を明らかにすることが課題となる。

また、濃尾震災における石井亮一の孤女救済や、岐阜県と長崎県の救恤義捐活動は、その後知的障害児教育や盲教育へと展開した重要な事例である。それぞれ個別的研究はなされているものの、近代災害:濃尾震災に伴ってこれらの教育的営みが誕生したことの意味づけや、全国的に展開した救済活動を俯瞰しながら、日本の障害児教育保護に与えた影響についても未検討の課題となる。

あわせて、災害に晒される子どものいのちと発達を考えるためには、社会事業史研究・特別ニーズ教育史研究・教育学研究など、複数の学問領域から横断的に捉えていく必要があることも示唆される。

(2)濃尾震災と近代国民国家体制における社会的弱者の救済

岐阜県・愛知県における被災の実態や医療救護を含めた災害救援、救済金（備荒儲蓄金・土木救済補助費・恩賜金）の諸相を概況したのち、孤児・障害児を含むであろう罹災窮民の扱われ方について、特に「震災救育所」での行政対応等から検討し、災害によって露呈した近代国民国家体制における社会的弱者への視座について考察した。ここでは岐阜県歴史資料館で保存されてきた行政史料を中心に使用した。

1891（明治24）年10月28日午前6時38分50秒、岐阜県根尾谷を震源とした巨大な地震が発生した。現在に至るまで日本で起きた最大の内陸型地震、濃尾地震である。根尾谷断層帯による直下型地震であり、内陸型地震として観測史上最大であったこともあり、その被害は日本の歴史上類を見ないものとなる。

岐阜地方気象台の地震計の針は振り切れ、その揺れは九州から東北地方にまで及んだ。特に濃尾平野から越前平野を中心に記録的な被害を被ったことから、この地震災害は「濃尾震災」と呼ばれることとなる。

『愛知県災害誌』によれば、安政の大地震をはるかにしのぐこの災害における死者数は全国で7,469人にのぼった。負傷者は19,694人、全壊した家屋は85,848戸に達し、全壊11戸につき1名の死者の割合というまさに未曾有の規模であった。さらに震災当日から4日間の間に「烈震」4回、「強震」40回、「弱震」660回、「鳴動」15回を数え、その後の余震は11月に1087回、12月に416回にのぼった。

最も被害の大きかった岐阜県と愛知県では、これまで行われたことのない規模の災

害対応に突如追われることとなる。特に岐阜県では、震源地である根尾谷断層の南に位置する岐阜や大垣などで被害が顕著であった。この二つの地域には人口が集中していたことやこれらの地域が地盤の軟らかい沖積平野上にあったこと、朝食の準備をしている時間帯であったため発生した火災が市街地に延焼していったこと等、複数の原因が重なり、多数の死傷者がでることとなった。

岐阜県は被災直後から炊き出しや治療所（総計 425 か所）の設置を実施、県内外の医療関係者も加わって救助・救済・復旧に奔走した。本格的な窮民収容施設として「震災救済所」も設置され、自力で生活するのが難しい人々が主に入所対象とされたが、経済的な理由により障害・貧困など一時的救済では解決できない困難を抱えた子どもや高齢者などが岐阜救済所 59 人、大垣救済所 96 人、北方救済所 85 人も残されている状況で、閉鎖が断行された。

政府の救済では、1880（明治 13）年に制定された備荒儲蓄金が適用され、岐阜県に 78 万 360 円 62 銭が、愛知県に 53 万 383 円 9 銭 2 厘が支給された。これにより「食料小屋掛料・農具種穀料」の支給と国税の補助又は貸与がなされたが、岐阜県では備荒儲蓄金の配分に関する小崎知事の提案に対して議会は紛糾し、「土木費、学校復旧費の国庫負担」「三年間の諸税免除」などを求めている「震災救済同盟」民衆らも県会の一方的な金額提案に不満を示し、約 5000 人が集結する集会が開かれた。これを警官が馬上から抜刀して鎮圧にあたり、県会議員 3 名を含む 100 名が検挙され、この「西別院事件」で示された不満は小崎知事の辞任へと繋がっていく。

濃尾震災は備荒儲蓄金の金額で対応できる規模の災害ではなかった。内閣総理大臣の松方正義は、この地震災害が及ぼす影響と重大性を鑑み、発災直後に愛知県・岐阜県への視察へ向かった。

近代化の象徴たる建築物の崩壊や木曾三川の下流域に広がる穀倉地帯を守る堤防の破滅的な被害は政府中枢の関心を高め、臨時支出に関する緊急の勅令 205 号が 11 月 11 日に発令され、その内容は岐阜県へ 150 万円の、愛知県へ 75 万円の土木補助費・救済費が 1890（明治 23）年度の余剰金から支出されるというものだった。

岐阜県への 150 万円のうち 10 万円が、愛知県への 75 万円のうち 10 万円が、それぞれ民衆の救済費として割り当てられた。しかし、第二回帝国議会の招集を待たずに政府が勅令を決定・予算執行を行うことへの反発により議会は混乱、憲法論議にまで発展し、12 月 25 日に議会解散、総選挙という事態に至った。

被災地へは明治天皇からの恩賜金も下附された。まず両県に対して3千円ずつが送られ、その後さらに両県に1万1千円（皇太后恩賜金が1千円）が送られた。この災害に際して、総額で2万8千円となる恩賜金の下附されたことは、単に皇室が被災地の復興補助費を支出したという事実に留まらない。この「下賜」について各地の新聞社もこぞって報道し、皇室の「慈悲」「慈愛」と天皇の「威光」は全国に拡散された。

末端行政も混乱の渦中にあるなか、宮内省は恩賜金の受給者に領収書の提出を義務付けた。都市復興・人身救済の名目で下附された恩賜金は、国民国家体制の元首たる天皇とその「威光」を浸透させる教化的役割を担い、天皇・皇后の「慈悲」「慈愛」を媒介にして、日本という国民国家への帰属意識を持たせる性質があったことがうかがえる。

濃尾震災の復興・救済においては様々な課題が露呈した。数多くの近代的建築物が倒壊し、日本の動脈である交通網や情報網が切断されたため、政府はその復旧に奔走する。その一方で、震災教育所の閉鎖という社会的弱者救済の打ち切りは、県や国家行政の社会的弱者への対応の未熟さを象徴するものである。

当時、窮民の救済に伴う「惰民」化への危機感が根深く、経済的理由と「自活者」への陶冶と矯正の考えのもと、施設は多くの人々を収容したまま閉鎖が断行された。社会的弱者は「自活者」としての生活を送ることは非常に難しかったと考えられる。

災害発災に伴う様々な困窮に加えて、施設閉鎖という社会的対応の未熟さに伴う社会災害が重なったことで、彼らは「二重の被害」を受けたと言える。公的救済施策の不足、特徴的な惰民観、「子ども存在の軽視、障害児の生命・生存の保障という視点の欠落」が見え隠れする。震災教育所や木曾川での児童労働の事実はこれをさらに裏付ける。

濃尾震災の復興は、様々な近代化装置によって国民統合が行われている当時において、「慈恵による国民化」の格好の対象となった。皇室による恩賜金の下附はその例であるが、その窮民救済は社会的弱者の生活や学校教育に届きにくいものであった。

政府による臨時支出も当初そのほとんどが堤防復旧にあてられ、救済費としての割り当てはわずかであった。末端行政の混乱を増したであろう領収書を求める恩賜金の下附には、救済・復興に乗じた「国民統合」の思惑が示されていた。岐阜県議会や国会での政治的抗争、インフラの復旧が優先され、これら災害に付随する特徴的近代的事象の結果、被災によって「生存の危機」に直面した社会的弱者への無関心・消極的

姿勢は顕著であり、これらが濃尾震災による人的被害拡大や救済遅延に繋がる要因であったと考えられた。

(3)濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

岐阜県内の小学校が保存してきた『震災小誌』などの史料から、濃尾震災による岐阜県の子どもと小学校の被害実態と教育復興の経過について検討した。

具体的には学校誌および震災誌を通しての岐阜県の教育被災と復興の一端について触れ、災害によって破断した公教育と実際の児童の様子について描写した。

岐阜県内の 528 校のうち 373 校が震災による何らかの被害を受け、そのうち 174 校が「全潰」、3 校が焼失、「半潰」も 196 校に上った。震源地である岐阜県の各学校は激しく損壊し、教育システムは破断した。

岐阜高等小学校校長の横山徳次郎により 1893（明治 26）年 9 月に作成された『明治廿四年大震災記事』は、『震災小誌』としての特徴がある資料である。上述の被害と同じ大火災に巻き込まれており、阿鼻叫喚の校下の凄惨な火災被害が記され、また燃えさかる校内で御真影を取り出した他は、帳簿・書籍・器具の一切は手を出せずに、高等小学校校舎は震災発生当日の午後五時頃に焼失している。

「災後間もなく我らに遇ひては学校は何時始まるやと尋ぬる天真無邪氣之を叱する父母の無残」とあり、教師らが猛烈な火災などから逃げ惑うなか、市内で出会った児童が学校について質問するのを父母が叱責する様子が記述されている。両親の叱責は、今は学校どころではないという意味と思われるが、そのような対応が大多数であることから、横山は一部の親によって震災を理由に教育機会が失われることへの危機感を描いている。

また『明治廿四年大震災記事』にはこのような児童の震災後の様子について、詳しく記述されている。震災発生から一ヶ月ほどたって仮開校を迎えた校舎では、しばらく書籍や訓話にふれていなかった子どもの「思考力」や「記憶断定ノ力」の低下だけでなく、「浮遊ノ悪風」を得てしまったこと、学校で守るべき規律を無くした状態となり、様々「悪言」や「邪聲」も聞かれた。

子どもの暴言は被災地で見られる特有の心理的問題の一つである。子どもの問題を目の当たりにした教師は、災害に起因する様々な教育上の「無形ノ損害」を見て取った。現状からの教育の回復が容易ならざるものであることに警鐘をならし、「有形」の

ものばかりに復興が集中するなか、社会の意識や救済が子どもたちの将来にわたる「無形ノ損害」に向けられないことに対して鋭く批判していることは、特筆すべきことである。

未曾有の災害に遭遇した子どもらは大きな不安・恐怖・動揺等を示した。それは学習内容の忘却や暴言の増加などにも顕著に現れ、劣悪な教室環境も相まって災後の学校教育は困難を極めた。

当時、備荒儲蓄金等の政府による資金に加えて、天皇からの恩賜金や全国からの義捐金が震災復興を支えたが、岐阜県の学校再開にあたっては、岐阜県教育会をはじめとする教育関係者ら独自の義捐金募集や、岐阜県各町村長らが政府への請願を行うなどして資金調達に尽力した。

1892（明治25）年5月には「小学校復築修繕及器具費ノ国庫支出ヲ仰ク請願書」が各町村長連署で衆議院議長宛に提出され、「小學校ハ将来ノ精神国家ノ血液タルベキ児童ヲ教育スル處ニシテ其儘ニ放擲スベキニアラズ」「国家ノ血液タル數萬ノ少國民ハ學ヲ廢シ途ヲ誤リ遂ニ天下流浪ノ遊民タラン」等と表現し、県下教育の窮状を訴えた。その後、1892（明治25）年10月15日になってようやく「震災地被害小学校設備補助金交附方規定制定ニツキ県訓令」が小崎知事の名によって出され、政府の支援を受けることになる。

震災から1年が経過する頃ようやく始まった政府による教育復興支援までは、教師や地域の努力によって校庭や寺院等での仮校舎での授業や学校運営がなされた。

(4)濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

濃尾震災により岐阜県と同様に甚大な被害を受けた愛知県の学校教育における被災事例の検討を通して、子ども・学校の被害実態や教育復興の取り組み、被災・「生存の危機」に伴って露呈する近代国民国家で発生した災害下にある子どもの生命の位置づけについて検討した。その際に、愛知県公文書館にて保存されている愛知県丹羽郡および西春日井郡の第三課（学務課）の学事書類史料を用いた。

愛知県内の尋常小学校は246校が被災、その多くが全壊・半壊という甚大な被害を受け、復旧が見込まれないほどの被害を受けた学校は140校にのぼった。

西春日井郡学務課史料からは、学校教育が破断された実態や児童らの被災による困難も一部が示された。過酷な状況下で登校不能に至った子どもも多く、赤貧の家族の

負傷や震災前からの貧困の更なる悪化等により「究困」を極める諸事情が報告されていた。

丹羽郡学務課史料に見られる行政への届出書類には、学校被災の詳細の届け出、備品の損害や復興に向けた各種必要経費の届出等が多く見られた。郡側の初発の学校状況確認の動きのなかで特に特徴的なのが、児童生徒の安否確認よりも先に「勅語謄本」の「奉護」に関する記載がなされている事例が多数見られたことである。

濃尾地震発生の10月28日は「天長節」が近かったことも関係し、「御真影」や「勅語謄本」の徹底管理が求められたことは言うまでもない。濃尾震災が発生した1891（明治24）年は「御真影」の「複写奉掲」が許可されていた学校も少なかったため、史料を見る限り「御真影」の「奉護」に関する記述は一部であり、各学校にもすでに強力的に浸透していた教育勅語の「勅語謄本」の「奉護」についての記録が多い。

教育勅語は「明治二三（一八九〇）年一〇月三〇日に出されるとその謄本（公的な複製品）が各地の学校に交付され」、その後「名古屋市内の小学校は明治二四年一月二二日に、上小田井尋常小学（現在の山田小学校）を始めとした西春日井郡内の学校は二月一日に『教育勅語』謄本を受領した」。「受け取る側の『自発性』が求められた『御真影』に比べて、『教育勅語』謄本は一律かつ強制的に下付された」。教育勅語は1891（明治24）年に既に強制的に下付されており、児童を統制する非常に厳格な学校儀式、「奉読式」が執り行われるようになっていた。

家永三郎（1999）は、これらの奉読式を含む学校儀式について「天皇・皇后の『御影』に対する『最敬礼』、天皇統治の天壤無窮を祈る歌詞をもつ『君が代』の合唱等をあいまち、そうした身体的動作を反覆することにより、知識としてよりも感性の面から天皇への畏敬の念を培うための訓練」と指摘している。

丹羽郡の第三課史料において、震災発生時にも勅語謄本の重要性は変わらず、校長や各教員がどのように「奉護」したかが優先して記載されたのち、児童の安否の記述がなされている。国民を強制的に「訓練」する装置としての「勅語謄本」の力が、すでにこの時期において強かったことを証明する出来事である。当時の学校教育において何が最優先とされていたかという、子ども存在へのまなざしの一端を端的に示す事例と言える。教育勅語は、子どもらの生命危機という場面にあって、なおその威力を弱めることなく影響を及ぼしていたことがわかる。

(5)石井十次による孤児救済活動と震災孤児院・岡山孤児院における取り組み

子どもの被害実態に関する分析を進めるため、特に石井十次の震災孤児院・岡山孤児院での取り組みに着目し、震災孤児が抱えていた各種の困難の実態を検討した。石井記念友愛社に保存されている震災孤児院・岡山孤児院関連史料の、震災前後の子どもを取り巻く環境や職員による児童の記録、退院に関するから、子どもたちの抱える困難やその後の変化を推察・検討しながら、震災孤児院を中心に孤児救済保護の実相の一端を明らかにした。

震災発災直後から多様なキリスト教団体・個人による救済が実施され、とくに石井十次がその先導的な役割を果たした。その中で、短期的な運営に留まったものの、名古屋市に震災孤児院を創設し、各種の困難を抱えた被災児童を救済していた。

岡山孤児院の職員であった渡邊亀吉は収容児らに関する『孤児履歴』を書き記している。その中には震災孤児を含む岐阜・愛知で保護された児童についても記録がある。震災孤児の育ちや救済の経緯を記録した記録から、周囲の環境すべてが破壊される壮絶な災害を経験したことによる多種多様な傷つき、成長・発達への影響が指摘できた。父母・家族との関係性に大きな喪失・断絶が発生していた事例も多数あったことが示されていた。

石田祐安（1895）『岡山孤児院』の「第五章三百人の大家族」には一部の孤児らの来歴と現状が記載されており、濃尾震災で家族を眼前で失った事例①、②の男児2名の記録も発見された。孤児が抱える震災の記憶に関する恐怖について職員が言及する記述であり、被災経験を持つ孤児の視点から対応にあたっていたことが推察された。

被災体験が震災孤児のその後の成長・発達に多大な影響をもたらしたことは想像に難くない。それは「災害によるフラッシュバックやトラウマ」のような事例、一方で震災孤児院における支援のもとに女学校の助教として自立していく事例としても示された。そのことに関する事例収集と丁寧な検討が、今後の重要な課題となる。

(6)石井亮一による孤児教育保護活動と孤女学院・滝乃川学園における取り組み

濃尾震災下における孤児・孤女を対象とした救済保護の実態、特に「滝乃川学園」での日本初の「白痴」教育へと繋がる石井亮一の孤児救済・教育保護活動に着目した。

先行研究においては、孤女学院における知的障害児の保護は、震災地域で偶発的に発生したという観方が一般的である。しかしこの事実関係については、再検討の余地

がある。特に孤女を収容した孤女学院での取り組みが、その後の日本初の知的障害教育保護施設「滝乃川学園」へと繋がることで有名だが、単に石井亮一の信仰心を理由にするのではなく、一般的キリスト教団体とは異なる救済姿勢をとったことについての客観的な分析が必要である。

ここでは、石井亮一の教育・救済活動の特徴、実際の救済の事実関係として他団体の救済時期や救済姿勢との比較等を通して、濃尾震災後の孤女学院における救済経緯について、新たな仮説のもとに検討を試みた。

石井亮一は、震災以前より「東京救育院」において児童救済に取り組んでいた。その「東京救育院設立主意」において、その困窮状態に何ら個人的責任を持たない孤児が、住む場所だけでなく食べるものを失い、社会的に最も窮地に陥っている「急の最も急なるもの」の存在が指摘される。貧民と呼ばれる困難を持つ人々のなかでも、彼等こそ特に配慮が必要な困難を有するものにとらえ、その「教育」を決意する内容となっている。

濃尾震災に際し、物理的災害に伴う人災・社会災害という二重の被災によって、特に孤児・障害児を含む社会的弱者は更なる困窮に陥った。長期的な救済が確立されない中の公的救済の打ち切りや過酷な復興事業での児童労働、人身売買など、様々な社会災害によって生み出され幾重にも重なった困難状況に敏感に反応した人々によって新たな救済事業が生み出されていくこととなった。

そのなかでも石井亮一を特に引きつけたのが、被災地における孤児・孤女の人身売買問題であった。立教女学校で女子教育を担っていたことや、ウィリアムズとの東京救育院設立において目指し始めていた「急の最も急なるもの」への救済姿勢が重要な動機となったと考えられた。

震災以前から「急の最も急なるもの」への視点を持ち、その視点のもと他の救済により収容されなかった孤児らが「残留・滞留」する時期に活動を行い、「最も憫なる者」を保護することとなる。石井亮一の孤女学院では、以上のような経緯のなかで、他の孤児院とは異なる層の児童を収容していくこととなった。

さらに「孤女学院設立の告白」には、「普通一般の女子教育に至りては、世別に之に任ずるの君子あり。然れども孤女の教育に至りては、尚未だ専ら之に任ずる人あるを聞かず、吾等不肖と雖も先づ之に当たらざる可らずと。終に意を決し、敢て其使命を負ひぬ」とある。ここでは東京救育院設立の際の「急の最も急なるもの」という直接

的表現ではないが、これまで焦点があてられてこなかった困難を多く抱える存在、「最も憫なる」児童を含む孤女の教育保護救済への着目があり、これがのちの「白痴」児教育へと繋がる視座となったのではないかと推測される。

「最も憫なる」状態については今後さらなる検証が必要であるが、保護された生後15日から12歳の14名は、災害による困窮・貧困状態だけでなく、「選別」に漏れる要素として疾病や虚弱体質、発達の遅れ等を有していた可能性がある。この検証については今後の課題となる。

(7)森巻耳と A.F.チャペルによる濃尾震災被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」「岐阜聖公会訓盲院」の開設

森巻耳と A.F.チャペルの濃尾震災被災盲人の救済の取り組みの意義について、「鍼按練習所」や「岐阜聖公会訓盲院」の開設経緯の検討を通して明らかにした。検討にあたっては明治期キリスト教関連史料、岐阜県立盲学校所蔵の史料等を使用した。

両者による盲人救済は、濃尾震災における明確な障害者救済として特筆すべき活動であり、岐阜聖公会の主力メンバーでもあった彼らが設立した「鍼按練習所」は、その後本格的な盲学校と改められていくものであった。

『岐阜聖パウロ教会小史』に収められた森の記述によれば震災の被害の影響は「其惨状恟トニ筆舌ニ尽シ難」い状況で、1890（明治2）3年7月に設置されていた仮会堂は「類焼ノ厄ヲ免ルル能ハズ」「書籍危惧一切悉ク灰燼ニ帰シ」た。また、「当時岐阜ナル三教会即チ聖公会、日本基督教教会及ビメドデスト教会」の三派三教会による連合にも言及しながら、「長老チャペル氏亦外人ヨリ送り来ル金品ヲ用ヒテ普ク県下窮民ヲ救助セラリタリ」と海外からの救援がはじまったことがわかる。

森と A.F.チャペルはその後、被災盲人の救済に力を注いでいく。「岐阜聖公会歴史」の中で「チャペル氏及び本教会は特に罹災盲人救済の前後策を謀り一婦人の匿名にて送付し越せる大額の義捐金を以て鍼按練習所を創立せり」とあるように、海外からの義捐金のなかでも特にあるイギリスの婦人から多額の義捐金が送金され、この寄附によって被災盲人の救済と生活の安定のために「鍼按練習所」が設立された。

鍼按練習所は岐阜市神田町1丁目の敷地30坪ほどの土地に開設され、鍼灸師5人にその経営が委ねられた。この時点において森らは、盲人への教育方法等あらゆる面で知識が不足している状況であった。とはいえ震災後に岐阜聖公会の会員によって「鍼

按練習所」が開設されたことは重大な出来事であり、その後の岐阜聖公会訓盲院設立につらなる岐阜県盲人教育の第一歩がここにある。岐阜聖公会訓盲院は全国で5番目となる訓盲院であり、私立訓盲院としては3校目であった。

岐阜聖公会の濃尾震災後の森とチャペルの諸活動については従来の研究のようなキリスト者であり、森の眼病ゆえ盲人救済へのアプローチが発生したという説明では不十分であった。

検討のなかで明らかになったこととして、森巻耳とA.F.チャペルが濃尾震災下において「依るべなき多くの盲人」が「不愍一層」な状況に陥るのを「眼もあてられぬ惨劇」のなかで露呈するのを目の当たりにし、それを解決すべき課題として問題化した点あげられる。他の一般被災民への生活救済とは異なる中長期的な救済と教育保護が必要であるという判断を下したことが、「永久の策」として鍼按練習所とその後の岐阜聖公会訓盲院の開設に繋がったと考える。

またA.F.チャペルのAnnual Reportの内容と岐阜県への届け出書類の内容には、伝道活動への言及の有無について明確な差異があった。日本側への宣教的行動の隠匿は国内で立場のない宣教師らによる一般的な行為であると考えられるが、Annual Reportの版元である英国聖公会や海外伝道局の意向、宣教師派遣に際しての英国政府の目的等についても、今後調査が必要となる。

震災後の盲人救済を目指した指術教授の場から教育機関として発展した岐阜聖公会訓盲院の持続的経営においては、個人の慈善的寄付ではなく、日本国内での教勢拡大を狙う英国聖公会からの公的なバックアップも大きな支援となった可能性がある。これは濃尾震災における他のキリスト教救済・教育保護活動（石井亮一の孤女学院・滝乃川学園）とも共通した問題であるため、今後さらに検証する必要がある。

(8)長崎における濃尾震災義援活動と長崎慈善会・安中半三郎および野村惣四郎による長崎盲啞院の設立

本章では濃尾地震を端緒とする支援経験から災害・戦争等で困窮する人々の救済という視座のもとに設立された長崎慈善会の活動とその意義、および弱視当事者である野村惣四郎の働きかけによって設立された長崎盲啞院の設立の経緯や意義について検討を行った。

本研究ではこの取り組みを、東京・孤女学院での孤女救済や岐阜・鍼按練習所での

盲人救済と並ぶ重要な事例であると考えている。長崎の「慈善音楽幻燈會」（長崎基督教青年会発案）の実施が長崎慈善会の発会とその後の長崎盲啞院設立へと繋がっていたその事実経過はすでに明らかにされているため、日本の障害児教育保護システムへの影響を含む「災害と子ども被災・救済の特別教育史」の視点から新たに定位することを試みた。同時に、視覚障害当事者である野村惣四郎の役割についても注目した。

濃尾震災発災後、長崎基督教青年会による「慈善音楽幻燈會」の発案・実施を経て、「古今未曾有の惨状」を呈した災害に対して起こったこの慈善の動きを「永遠に保続」し、将来の自然災害による被害の救済という特徴的で明確な視座・目的を有する組織として、長崎慈善会が設立された。天変地異・災害を「人身の疾病の如し」と表現し、災害を単なる物理現象ではなく、病気の如く明確に人間・社会に影響を与えるものと捉えていた。

慈善音楽幻燈會の世話役から長崎慈善会の発起人としてもリーダーシップを発揮していたのは安中半三郎であり、1889（明治22）年～1895（明治28）年にかけて市会議員を、1897（明治30）年～1902（明治35）年にかけて市の名誉職の参事会員を務めるほか、水道建設、九州鉄道長崎線敷設、湾改良工事問題等に関わった有力者であった。当時の長崎の政治・文化・慈善・都市近代化等の多方面において影響力を持ち、長崎慈善会のなかでも強いリーダーシップを発揮していたのは安中半三郎であった。

長崎慈善会において盲啞院設立についての提案を行ったのも安中であつたため、長崎県立盲学校の沿革誌・記念誌でも安中の役割についての描写は大きい。しかし、その安中に対して最初に盲啞学校設立を相談したのは野村惣四郎であり、その役割や功績は大きなものであつたが、従来の沿革誌・記念誌などではその扱いは小さい。

野村惣四郎は1870（明治3）年5月、長崎市興善町に生まれた。家業は材木商と質屋で、父豊三郎は中国通事の仕事をしていた。野村は2歳で麻疹に罹患した際の高熱により弱視となった。その後、小学校、私塾で漢学等を学び、1888（明治21）年に京都盲啞院に入学して鍼灸術に必要な解剖学、生理学、医学、日本点字を4年間学んだ。

1891（明治24）年の濃尾地震の際にも野村は京都におり、震度5の揺れを経験していると考えられる。1892（明治25）年、京都盲啞院按鍼術科卒業後、しばらく京都盲啞院の助手をつとめた後、長崎に帰郷する。材木置場の二階を改造して鍼灸治療院を開業、同時に「鍼按術講習所」という私塾を開いた。

野村は盲啞院時代の1890（明治23）年に洗礼を受け、帰郷後も同じプロテスタント

のメソジスト教会の会員になり、「長崎美以教會」に通っていた。鍼按術講習所に関して、明治期のキリスト教主義新聞のひとつである『福音新報』(1897年11月19日付)でも報道された。

ここで注目すべきは、この長崎美以教会の「日曜學校」において「男子組」「婦人組」「童子二組」「英語組」「支那語組」に加えて「盲人組」の活動が行われていたことである。野村はこの教会で、日曜日の礼拝のたびに「日曜學校」に通う視覚障害を持つ人々への教育的取り組み(聖書講読等)を見聞きしていたことが推察でき、その後の盲啞院設立への動きへと繋がる素地として考えることができるだろう。

また、資料復刻がなされている『長崎盲啞學校十周年誌』と長崎県立盲学校及び長崎歴史博物館所蔵の長崎慈善会25年誌に綴じ込まれている『長崎盲啞學校二十年誌』の記述には、盲啞者をして「不幸者中尤も不幸なる盲啞者」と捉え、教育を「普通人の如く」受ける必要性が強調されている。

この団体を経済的母体とし、野村惣四郎の当事者としての強い働きかけによる盲啞院の設立は長崎の盲教育の先駆けとなった。

長崎盲啞院の設立に至る諸要因として、①近代化と日清戦争の余波を受ける長崎の時代情勢、②キリスト教の受容がなされているという歴史的地域特性、③盲教育への強い意志を持ち積極的に働きかけた視覚障害当事者としての野村惣四郎の存在、④長崎美以教会での「日曜學校」における野村と「盲人組」の接触、⑤盲教育への動きと災害被災により困窮する人々の救済という視座を持つ長崎慈善会との親和性の高さ、⑥長崎市議会の参事会員である安中半三郎の地域への強い影響力、⑦長崎慈善会の経済的・人材的な基盤の存在など、複合的な要因が長崎盲啞院設立へとつながったことが推察された。

当事者としての野村惣四郎の役割についても注目した。長崎美以教会での「日曜學校」における「盲人組」との接触は新たに見いだされた点になるが、安中と野村の接触の事実関係について、なお推察の域を出ない点も多いのが現状である。学校誌には「不幸者中尤も不幸なる盲啞者」にも教育を「普通人の如く」受ける必要性が強調されており、厳しい時代状況・環境下のなかで、より困窮する障害児者に着目する視座がここにもみられた。

濃尾震災という巨大災害の発災を受け、将来にわたる同様の災害・厄災に対して広く対応しようとする取り組みが誕生したこと、被災者への視点を持つ団体の存在とそ

ここに当事者である人物の働きかけが大きく関わって障害児教育保護（長崎盲啞院）が誕生した事例として位置づけ、評価することができる。

2. 研究の考察

2.1 濃尾震災の発生と社会的弱者・子どもの生命の位置づけ

1891（明治 24）年 10 月 28 日に岐阜県および愛知県を中心に発生した「濃尾震災」は、内陸型地震としては現在に至るまで日本最大の大きさ（推定 M8.0）であり、近代的な国家制度を整えつつあった日本に強烈な衝撃を与えた。

近代化へ向けた国家運営の方向性を見定めていた日本は、濃尾震災の発生により未曾有の規模の被害を受け、近代国家としての存続をかけた前例のない復興対応を迫られることとなった。まさに国民国家形成期であったことから、近代国家としての体制存続が優先され、岐阜県における「震災教育所」の閉鎖に象徴されるように、社会的弱者への対応は軽んじられた。

末端行政の混乱を増したであろう領収書を求める恩賜金の下附は復興を下支えしたものの、救済・復興に乗じた「国民統合」の思惑が示され、愛知県の学校被災の報告書類に天皇の御真影・教育勅語の安否が生徒の安否より優先されて記載されていたこともあわせて、濃尾震災は近代明治日本の特性を暴きだした。岐阜県議会や国会での政治的抗争は被災地に混乱をもたらし、これら災害に付随する特徴的近代的事象の結果、被災によって「生存の危機」に直面した社会的弱者への無関心・消極的姿勢は顕著であった。

そのような事態のなか、子どもには突然の災害による安定した教育機会の喪失、家族との関係性に大きな喪失・断絶の発生が多数みられた。このような体験が子どもの発達に多大な影響をもたらすことは想像に難しくなく、実際、名古屋震災孤児院の職員記録には孤児が震災の記憶を想起していると思われる記録がみられた。

未曾有の大災害は不安・恐怖・緊張・抑うつ・ストレスや今日で言うところの PTSD・トラウマをもたらしたであろう。被災地における教育上の「無形ノ損害」も当時の教員により指摘された。災害に晒される教育・いのち・成長・発達、「子どもの無形の損害」が存在することへの指摘は、現代にも通底するきわめて傾聴に値するものである。

第一部で検討した課題は現在も発生しており、現代の災害被災・災後の生活においても社会的弱者の人権・生存の保障や日常的な配慮に深刻な問題が発生することは新

しい問題ではなく、歴史的連続性のある課題として改めて提起したい。

2.2 濃尾震災の発生と社会的弱者・子どもへの特別な配慮

濃尾震災を経て、岐阜県および全国各地において様々な救済事業が展開された。その中でも明確な障害児救済としてあげられるのが森巻耳と A.F.チャペルによる救済であった。岐阜聖公会の主力メンバーでもあった彼らは「鍼按練習所」を設立し、これが岐阜県における盲教育へと転化していく。

被災地において救済した孤児を対象に教育保護活動を開始した孤女学院は、滝乃川学園へと変遷するなかで「白痴」教育を開始する。長崎では義捐活動が恒久的な災害救済の取り組みと転化し、長崎における盲教育への端緒となった。被災地域での赤十字社に代表される被災者救済は、災害医療の取り組みのはじまりにもなっている。

第6章から第8章で検討したように、濃尾震災を契機に誕生した救済対応、児童保護、障害児者の教育保護の誕生は、これまで震災という偶然的事象によって引き起こされたと言われてきたが、濃尾震災は当時の弱者救済に関する明治期特有の社会課題が露呈したという点で特異な社会災害であり、それに合わせて民間篤志家や教育関係者によって児童問題に関する社会的要求が具現化されたという視点のもと、濃尾震災後における岐阜聖公会訓盲院、滝乃川学園や長崎盲啞院などの展開を明らかにした。

それぞれ、「最も憫なる」孤女、「不愍一層」な盲人、「不幸者中尤も不幸なる盲啞者」として、独自の対象として障害児者救済を捉える共通の視座があったことが指摘できる。こうした視座が社会的要請や当事者の過酷な実態が露呈する災害下の状況と呼応し、経済的基盤（長崎慈善会や岐阜聖公会）や地域の協力体制がある程度確保されているという条件のもと、より困難な存在の着目、つまりは「社会的弱者・子どもへの特別な配慮」へと転化することとなったのである。

明治中期の社会情勢も相まって、子どもたちは貧困・飢餓状態にあることに加え、孤児は家族との関係性・愛情の全てを喪失し、心身の傷つきを含む種々の発達困難を抱えたことが窺えた。しかし、社会が大混乱に陥るなかで、民間篤志家らも行政の援助の無い独力の運営のなかでは、日々子どもが病死するかどうかの瀬戸際に追いやられていたことから、障害児への対応は難しく、救済されず誰にも気づかれることなく亡くなった障害児も多かったであろう。災害時において障害・疾病等を持つ子どもらが特に「不愍一層」な状態にあるということが、明確になって来なかったこともまた

事実であると思われる。

濃尾震災はまさに時代の「子ども存在の軽視、子ども・障害児者など社会的弱者の生命・生存保障という視点の欠落」を縮図的に示したが、それでも救済の営みのなかで、より特別な配慮が必要な存在について着目され、鍼按練習所や孤女学院、長崎慈善会などが誕生した歴史的意義は大きく、そこから発展した教育的営為は日本の障害児教育保護システムの源流として高く評価できる。

3. 本研究の課題と今後の展望

3.1 本研究の課題

本研究は、近代日本における災害のなかでも、1891（明治24）年に発生した濃尾震災に着目し、国民国家化を目指す時代的な「近代性」のなかで、社会的弱者、特に子ども（孤児・障害児含む）が過酷な状況に追い込まれる歴史の実態を検証してきた。

具体的には、孤児や障害児者を対象とした救済保護や教育被災の実態、またその後の障害児教育保護システムの成立に関わって、各地で具体的な障害児教育へと繋がっていく3つの取り組みを検討してきた。本項では、各章での課題を取り上げながら、今後の研究課題を明らかにしていく。

(1)明治期日本の災害・児童救済保護に関する先行研究の検討

本章の先行研究の検討は、明治中期のなかでも1890年代初頭という限られた期間および民間篤志家らの取り組みに関する研究の動向把握に留まっている。救済保護や教育被災の実態がその後の時代にどのような影響を与えたかを丁寧に検討するためには、明治初期から後期にかけて時期や対象となる災害を拡げて検討を行う必要がある。これに伴って、近代日本における災害救済に関する研究蓄積は少ないものの、先行する社会事業史研究分野、社会福祉史研究分野における研究蓄積の整理も必要となる。

各地の災害において地域に根付く形で重要な役割を果たす宗教家・民間篤志家の働きから被災・救済の実態に着目していくなかで、従来のキリスト教救済史研究にくわえ、仏教徒による救済史研究の成果の検討・比較も重要な課題となる。

また、これらの救済や教育保護の取り組みや、当事者の困難の実態に関する歴史的事実を教育史・障害児教育史の蓄積との関係のなかに位置付けることも課題である。その作業のなかで子どもの被災の問題を「特別教育史」の一つの視点として取り込ん

でいく必要がある。

(2)濃尾震災と近代国民国家体制における社会的弱者の救済

濃尾震災の被害を概況しながら、災害発生に伴って近代国民国家体制が露呈した矛盾や課題について、障害児者・高齢者・疾病者を含む震災教育所の閉鎖問題や混乱を招いた救済金問題など、いくつかの象徴的な事象を取り上げながら検討を行った。明治維新以降の日本社会が国民国家化の道を突き進むなか、近世・江戸時代にみられた相互扶助の社会・文化とどのような変化があり、近代日本の行政・明治政府が構造的に抱えていた問題についてより詳細な検討が必要である。

被災地では濃尾震災以前から貧困による孤児や「乞食」、貧民層が発生していた。震災以前から各地域が抱えていた経済的・社会的な脆弱性・課題についての検討が不十分である。例えば愛知県における部落問題と被災・復興に伴う問題など、地域の歴史性をより明確にしなが、より災害被災の実態を立体的に分析する必要がある。

(3)濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

岐阜県内の一部の学校の実態の調査に留まっており、岐阜県内の網羅的な史料調査が行えていない。岐阜県歴史資料保存会が1991（平成3）年に網羅的調査を行ってからすでに四半世紀以上が経過しており、県内の小学校の統廃合などもあって史資料の散逸が進行しているため、改めて現状を調査する必要がある。

被災直後の記録を中心に扱い、仮開校後の校内の様子などから子ども被災の実態を検討したが、以下の様な課題がある。①各校の具体的な復旧過程のなかで、子どもの被災体験の受け止めはどのようになされたのか、現場での具体的な教育的営為の有無、②岐阜県教育会が積極的に働きかけて行われた教育復興の詳細、破断した教育が復旧するなかでの公教育システムへの影響等である。

(4)濃尾震災による愛知県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み

愛知県内の一部の地域の実態の調査に留まった。愛知県では濃尾震災にかかわる学校被災に関する網羅的資料調査が行われたことが無い。本研究で扱った西春日井郡・丹羽郡資料のほかには、愛知県一宮市が行っている市史編纂事業で復刻された濃尾震災関連史料群があるが、県内の史資料の現状を調査する必要がある。

当時近代文化の象徴であるレンガ造りの建物が名古屋では倒壊したものの、名古屋の被害は中島郡や西春日井郡よりも小さかった。本研究では被害の大きな学校やその被災内容に着目してきたが、それ以外の倒壊を免れた学校（名古屋など）が地域で子どもを保護するうえで果たした働き、避難所・仮治療所等を含む福祉的な機能の有無等の実態についても未着手である。

(5)石井十次による孤児救済活動と震災孤児院・岡山孤児院における取り組み

本研究では従来の施設史研究・個人史研究の蓄積に加え、子どもたちの実態に中心的な視点を置く立場から、孤児救済・教育保護の実相を明らかにすることを試みた。子どもが抱えた「生活と発達の困難」を調査したが、分析対象とし得たのは20数名の少数の孤児に留まっている。彼らのその後の成長・発達について、一部については退院とその理由が記録されているが、追跡的な調査が課題となる。

また震災孤児院資料には、名古屋で単発的に行われたことが推察できる他の孤児救済も記録されていた。「ミス、ハアルドノ孤児院」という詳細不明の孤児院など、このような個別事例も今後の調査対象である。

従来の先行研究ではこれら民間篤志家・個人の取り組みに関して顕彰的な救済史研究も多い。第5章で指摘したように、子どもたちの実態に中心的な視点を置く立場から、新たにこれらの救済の取り組みについての評価・検討を行うことも課題となる。

被災地域の孤児の総数は最大で3千人とも言われたが、石井十次をはじめとして民間篤志家が救済し得たのは実際には非常に限られた数の子どもたちである。民間篤志家の救済の取り組みを通して子どもの実態をみるだけでなく、史料的な限界があるものの、民間篤志家の選別・救済対象とならなかったその他大多数の子どもたちの実態にも着目していく必要がある。

(6)石井亮一による孤児教育保護活動と孤女学院・滝乃川学園における取り組み

本研究では石井亮一の教育・救済活動の特徴の検討を行い、孤女学院における救済経緯について、新たな仮説のもとに検討を試みた。救済された「最も憫なる」状態にあった14名が、災害による困窮・貧困状態だけでなく、他の「選別」に漏れる要素として疾病や虚弱体質、発達の遅れ等を有していた可能性を指摘したが、史資料の不足により実証するだけの手掛かりを得ることはできていない。

滝乃川学園についても「白痴」教育展開への概要を整理したものの、子どもの視点を中心に、園内で職員（保母）として養成されていく孤女たちの災害経験の受け止めを含めたその後の成長・発達に着目していく必要がある。

滝乃川学園に関しては日本全国の各種の明治期のキリスト教関連の新聞・報道資料や日本聖公会に関わる海外の宣教団体の史資料、現在滝乃川学園で復刻作業が続いている石井筆子に関連する記録などを含めて、今後も史資料調査を継続していく必要がある。

(7)森巻耳と A.F.チャペルによる濃尾震災被災盲人の救済活動と「鍼按練習所」「岐阜聖公会訓盲院」の開設

本研究では濃尾震災被災盲人の救済の取り組みについて検討してきたが、盲人罹災の実態については明らかにすることが出来なかった。そもそも視覚障害当事者らが当時の岐阜県内でどのような環境のもとで生活をしていたのかについての実態を捉える必要がある。

海外宣教団体（SPG 等）の動きとの関連についてもとくに注目し、日本聖公会管区事務所に残る海外文献も検討した。同様のことは石井十次（アメリカンボード）や石井亮一（日本聖公会）のケースにおいても今後の検討の視座となる。

森巻耳は「岐阜聖公会訓盲院」の開設後に精力的に教科書・学習資料の作成を行っており、その成果は岐阜県内に留まらず共有された。こうした取り組みの全国の盲教育への伝播について、その後の障害児教育への影響の一つとして調査を行う必要がある。

(8)長崎における濃尾震災義援活動と長崎慈善会・安中半三郎および野村惣四郎による長崎盲啞院の設立

本研究では濃尾震災を端緒とする長崎慈善会の活動とその意義を中心に長崎盲啞院の設立まで検討を行った。九州という遠距離にもかかわらず巨大災害により特徴的な慈善団体が誕生し、その他の多様な要因も関連して盲啞院へと繋がって行ったが、他の取り組みとの共通点や差異について検討が行えていない。これは第6章・第7章とも共通する課題である。

3.2 今後の展望

本研究では、各章において濃尾震災に関わる各地の救済・教育活動の個別の検討は行ったものの、比較検討作業が行えていない。例えば、①石井十次と石井亮一は震災地域で会談を行っていたが、二人のその後の交流の有無や事業の特徴や差異についての検討、②岐阜県・長崎県における盲教育発展のその後の特徴や全国の盲教育への影響の検討も今後の課題である

また、障害児者の直接の被災について明確になったのは、岐阜県の「震災教育所」の罹災者と「鍼按練習所」、石井亮一による一部の保護児童であり、これらは個別の先行研究でも明らかになっている事例である。その救済経緯については多少の新たな情報の追加や仮説の検討を行ったが、史料調査不足により、これら以外の「障害・疾病等」に関わるケースを新たに明らかにすることが出来なかったため、疾病や貧困（濃飛育児院など）にも関わる取り組みも今後調査の対象となる。

本研究では孤児を中心として災害被災に伴う特別ニーズというかたちで様々な困難が表出していた実態を、石井十次の孤児救済を中心に貧困・病死を含む実態から一部を明らかにするに留まっている。歴史的な当事者が経験した被災に伴う心身への影響についても、岐阜県と愛知県の教育被災におけるいくつかの事例（岐阜尋常高等小学校等）や、名古屋震災孤児院の子どもの記録に見られた今日でいうところの「災害によるフラッシュバック・PTSD・トラウマ」と推察される実態のみであったため、教育被災を中心にさらなる史料調査を行っていく。

これらの救済の取り組みや当事者の困難の実態の「特別教育史」のなかへの新たな位置づけも今後の課題である。また、「社会的弱者・子どもへの特別な配慮」・障害児教育保護へと転化した3つの事例が、明治中期の社会的要請や当事者の過酷な実態が露呈する災害下の状況と呼応して誕生し存続したことが指摘できるものの、その後の日本の障害児教育保護システムとの関係については、一部についてのみ言及したに過ぎない。

滝乃川学園や岐阜訓盲院と同様に震災を端緒とする取り組みについて、今後さらに精査する必要がある。また長崎では滝乃川学園や岐阜訓盲院と同様にキリスト教関連の支援や関係者の参加がみられたが、災害による弱者救済と教育保護活動の展開について、この三者に共通する働きの分析を行っていく必要がある。

さて、災害は子ども・社会的弱者に「生存の危機」と「生活と発達の困難」をもたら

すことが改めて示された。現代においても、2019（令和元）年10月に発生した巨大台風19号は日本列島に大きな爪痕を残すと同時に、首都・東京の一部の避難所において路上生活者の排除・障害者施設入居者のたらい回しという重大な人権侵害が発生し、いまなお「生存保障という視点の欠落」は顕著である。

本研究は、困難を抱えやすい子どもや障害児・社会的弱者の生存の問題に対し、「緊急時であるから仕方がない」という論理を累積的にふりかざしてきた歴史的反省を、子どもの災害下における「生活と発達の困難」の実態・声から提示し、災害に晒されるいのちの発達を考える「災害と子ども被災・救済の特別教育史」の一端である。

明治期に限っても1896（明治29）の三陸大津波や1905（明治38）年の東北三県凶作など、巨大災害をあげれば枚挙にいとまがないが、本研究の視座のもとに引き続き濃尾震災や、新たに明治期の地震・津波・凶作被害から子ども被災の歴史的実態と声を明らかにしていく必要がある。それと同時に、災害に晒される子どものいのち・「生存の危機」の問題を、障害・病気・虐待などと同様の子どもの特別ニーズ教育分野へと定位することや、従来の教育史・福祉史・社会事業史のなかで、災害に晒される子どものいのち・「生存の危機」の意味を再検討していく必要がある。

文献一覽

安部芳絵（2016）『災害と子ども支援：復興のまちづくりに子ども参加を』学文社。

愛知県警察部（1931）『明治二十四年 濃尾大震災写真帖』。

『愛知県公報』号外、1891年11月11日。

愛知県郷土資料刊行会（1973）『愛知県丹羽郡誌 復刻 愛知県郷土資料叢書第17集』

愛知県教育委員会編（1989）『愛知県教育史 資料編 近代二』。

『愛知県教育雑誌』第55号。

愛知県西春日井郡西枇杷島町（1964）『西枇杷島町史』。

愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内一』。

愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内二』。

愛知県西春日井郡役所第三課『震災一件綴明治廿四年十月廿八日以後 全三冊之内三』。

愛知県丹羽郡役所第三課『明治二十四年震災ニ関スル学事書類』。

愛知県史編さん委員会（2004）『愛知県史資料編 34 近代 11 教育』。

愛知県名古屋地方气象台（1971）『愛知県災害誌』。

愛知県総務部消防防災課（1979）『濃尾地震生き証人の記録』。

愛知県総務部消防防災課（1979）『地震聚報 全（愛知県防災会議地震部会復刻）』。

アメリカ国立子どもトラウマティックストレスネットワーク・アメリカ国立 PTSD センター著・兵庫県こころのケアセンター訳（2011）『災害時のこころのケア：サイコロジカル・ファーストエイド 実施の手引き 原書第2版』医学書院。

青木栄一（2015）『大震災に学ぶ社会科学 第6巻 復旧・復興へ向かう地域と学校』東洋経済新報社。

有松武夫（1974）『交通圏の発見』鹿島出版会。

『朝日新聞』明治24年11月5日。

浅倉恵一（1975）岐阜県にける社会事業の歴史—岐阜県における最古育児施設飛騨育児院と創立者五十嵐喜広—、『中部女子短期大学紀要』第6号。

BRIS・ホルム, モニカ著・谷沢英夫訳・平田修三解説（2014）『子どもの悲しみとトラウマ：津波被害後に行われたグループによる支援活動』新評論。

中部建設協会編（2011）『今もいきる、濃尾地震 マグニチュード8.0、日本史上最大の直下地震』中部建設協会。

中央防災会議災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）『1891 濃尾地震 報告書』。

『鎮西日報』1891年11月1日付。

『鎮西日報』1893年11月14日付。

『鎮西日報』1891年12月5日付。

『鎮西日報』1891年12月6日付。

『鎮西日報』1891年12月8日付。

Clancey, G.K. 2006. *Earthquake nation: The cultural politics of japanese seismicity, 1868-1930*. USA:University of California Press.

『同方会誌』第34号、明治32年10月15日。

同志社大学人文科学研究所（1997）『日本プロテスタント諸教派史の研究』教文館。

江口末人（1984）『明治ニュース事典 第4巻』毎日コミュニケーションズ。

遠藤芳子（2015）東日本大震災後の子どもと保護者・保育者の心身の健康状況と課題、
『看護展望』第40巻4号、pp.34-38。

葛井義憲（1986）岡山医学校時代の石井十次—使命の探究—、『名古屋学院大学論集』
第22巻2号、pp.35-63。

葛井義憲（1988a）岡山医学校時代の石井十次—神の愛の実践に向けて—上、『名古屋学
院大学論集』第24巻2号、pp.55-79。

葛井義憲（1988b）岡山医学校時代の石井十次—神の愛の実践に向けて—下、『名古屋学
院大学論集』第25巻1号、pp.157-176。

葛井義憲（2005）『巖本善治—正義と愛に生きて—』朝日出版社。

藤野好美・細田重憲編（2016）『3.11 東日本大震災と「災害弱者」—避難とケアの経験を共有するために』生活書院。

岳真也（2013）『今こそ知っておきたい「災害の日本史」 白鳳地震から東日本大震災
まで』PHP 研究所。

岐阜大学教育学部郷土資料（1979）『濃尾地震(明治24年)のアンケート調査報告〈10〉』。

岐阜尋常高等小学校『学校日誌』明治24年。

岐阜尋常高等小学校『学校日誌』明治25年。

岐阜県（1980）『岐阜県史 通史編 近代上』。

岐阜県庁行政文書『知事官房書』明治24年。

岐阜県庁行政文書『知事官房書』明治25年。

岐阜県庁行政文書『知事官房書』明治26年。

岐阜県庁行政文書『震災日誌一』（従明治二十四年十月二十八日 至同年十一月十五日）。

岐阜県庁行政文書『震災日誌二』(従明治二十四年十月十六日 至同年十二月三十一日)。
岐阜県庁行政文書『震災誌附録一 市町村別戸口被害一覧表』。
岐阜県庁行政文書『震災誌附録二 諸表』。
岐阜県庁行政文書『震災誌附録三 震災負傷患者治療医院等姓名及治療日數表 治療別
同上』。
岐阜県庁行政文書『震災誌附録四 今訓 慰問』。
岐阜県庁行政文書「震災被害小学校復旧につき国庫補助請願書」明治 25 年 5 月。
岐阜県庁行政文書『明治二十四年岐阜縣震災誌草案』。
岐阜県庁事務文書 (1905)『岐阜県衛生年報表』。
岐阜県岐阜測候所 (1894)『明治二十四年十月二十八日大震報告』。
岐阜県神社庁 (1994)『岐阜県神社庁史』。
岐阜県郷土資料研究協議会 (1991)『岐阜県下震災景況—明治二十四年濃尾震災報告書
—』。
岐阜県郷土資料研究協議会 (1998)『岐阜県関係 二万分一地形図 大日本帝国陸地測量
部 明治 24 年測図』。
岐阜県教育委員会編 (1998)『岐阜県教育史 史料編 近代二』。
岐阜県教育委員会編 (2003)『岐阜県教育史 通史編 近代二』。
岐阜県歴史資料保存協会 (1991)『学校誌にみる濃尾震災』。
岐阜県歴史資料館 (1992)『岐阜県史料調査報告書第 13 号教育史関係文書目録 3』。
岐阜県歴史資料館 (1994)『岐阜県史料調査報告書第 15 号教育史関係文書目録 5』。
岐阜県歴史資料館 (2000)『岐阜県史料調査報告書第 21 号教育史関係文書目録 11』。
岐阜県立岐阜盲学校 (年代不詳) 写真資料・「森卷耳」。
岐阜県立岐阜盲学校 (1994)『岐阜盲学校百年史』岐阜県立岐阜盲学校創立百周年記念
事業実行委員会。
岐阜県立岐阜盲学校社会科部会編、岐阜盲学校創立百周年記念 1993・1994 年度研修テ
ーマ『盲人先覚者列伝』。
岐阜県聖公会訓盲院 (1919)『創立満二五年記念報』。
岐阜県山県郡高富町 (1980)『高富町史 通史編』。
岐阜訓盲院 (1919)『創立満 25 周年記念報』。
岐阜訓盲院 (1909)『新築落成創立満十五報』。

岐阜盲学校（1934）『創立 40 周年報』。

『岐阜日日新聞』明治 20 年 5 月 25 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 5 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 6 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 8 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 9 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 10 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 11 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 13 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 14 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 17 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 11 月 18 日。

『岐阜日日新聞』明治 24 年 12 月 5 日。

『岐阜日日新聞』明治 28 年 11 月 12 日。

岐阜市（1977）『岐阜市史 史料編 近代一』。

岐阜市尋常高等小学校『学校沿革誌』（明治 6 年～大正 9 年編冊）。

岐阜市高等小学校『明治廿四年大震災記事』明治 26 年 9 月。

岐阜聖パウロ教会小史編集委員会（1986）『岐阜聖パウロ教会小史』。

岐阜新聞社編（1998）『岐阜県災害史：特集と年表でつづるひだみの災害』岐阜新聞社出版局。

権藤成卿（1932）『日本震災凶饑攷』文藝春秋社。

橋本富太郎・川口素生・西沢教夫（2012）『カメラが撮らえた 明治・大正・昭和 皇族と華族』新人物往来社。

畑中章宏（2017）『天災と日本人—地震・洪水・噴火の民俗学』筑摩書房。

服部祥子・山田富美雄（1999）『阪神・淡路大震災と子どもの心身—災害・トラウマ・ストレス』名古屋大学出版会。

早水融（1992）『近世濃尾地方の人口・経済・社会』創文社。

日々野元彦（2002）愛知県下における濃尾地震関係史料について—行政文書にみる—、『愛知県史研究』第 6 号、pp.115-135。

- 平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史（第Ⅰ報）—1898年設立の私立長崎盲
啞院を中心に—、『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号、pp.25-34。
- 平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史資料（Ⅰ）：戦前・盲聾教育編、『長崎
大学教育学部教育科学研究報告』第54号、pp.1-17。
- 平田勝政・菅達也（1998）長崎県障害児教育史資料（Ⅱ）：戦前・盲聾教育編、『長崎
大学教育学部教育科学研究報告』第55号、pp.1-8。
- 平田勝政・菅達也（1999）長崎県障害児教育史（第Ⅱ報）—明治30～40年代の長崎県
盲・聾教育を中心に—、『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第56号、pp.11-25。
- 久山康編（1956）『近代日本とキリスト教—明治篇—』創文社。
- 葛井義憲（2005）『巖本善治 正義と愛に生きて』朝日出版社。
- 藤森和美・大和田喜美（2004）被災した子どもたちの心理的問題とその支援—日本に
おける災害支援の歴史—、『聖マリアンナ医学研究誌』、pp.15-23。
- 藤村文雄（1995）『岐阜県障害児教育人物史』履信文庫。
- 藤村文雄（1999）『岐阜県特殊学級教育史 岐阜県における特殊学級の開設とその教育
課程』教育家庭新聞社。
- 婦人教会（1891）『婦人教会雑誌』第47号。
- 婦人教会（1892）『婦人教会雑誌』第48号。
- 婦人教会（1892）『婦人教会雑誌』第49号。
- 藤原辰史（2018）『給食の歴史』岩波書店。
- 福田会（1911）『福田会沿革畧史』。
『福音新報』1897年11月19日付。
- 不破義信（1981）『孤児の父 五十嵐喜広の生涯』。
『本山報告』第76号（明治24年10月30日）。
『本山報告』第78号（明治24年12月16日）。
- 細井勇（2009）『石井十次と岡山孤児院—近代日本と慈善事業—』ミネルヴァ書房。
- 細井勇・小笠原慶彰・今井小の実・蜂谷俊隆編（2017）『福祉にとっての歴史 歴史に
とっての福祉:人物で見る福祉の思想』ミネルヴァ書房。

- 細谷啓介（2016）『福祉の灯火を掲げた 宮内文作と上毛孤児院』上毛新聞社。
- 一番ヶ瀬康子・津曲裕次・河尾豊司編（2005）『無名の人石井筆子—“近代”を問い歴史に埋もれた女性の生涯—』ドメス出版。
- 家永三郎（1999）『歴史の中の憲法上』東京大学出版会、p.160。
- 五十嵐喜広（1901）『濃飛育児院』。
- 飯塚一幸（1996）濃尾震災後の災害土木費国庫補助問題、『日本史研究』第 412 号、pp.78-105。
- 生島浩（2015）ハイリスクな子どもと家族の支援—東日本大震災への家族支援・福島からの報告—、『保健の科学』第 57 巻 6 号、pp.393-397。
- 今井一良（1992）岐阜訓盲院 森卷耳という人—金沢藩中学東校訓蒙坂井卷耳の生涯—、『石川郷土史学会々誌』第 25 号。
- 今井一良（1995）英学二代—森卷耳（岐阜訓盲院長）とその子卷吉（旧制一高校長）のこと—、『北陸英学史研究』第 7 輯。
- 井上佑城（1983）『濃尾の歴史秘話』。
- 伊佐治清市（1954）『岐阜盲学校六十年誌』岐阜県立岐阜盲学校。
- 石田祐安（1895）『岡山孤児院』。
- 石井十次（1891）『石井十次日誌』。
- 石井十次（1899）『岡山孤児院』。
- 石井十次研究会（2001）『石井十次資料館蒐・所蔵資料仮目録 薄冊文書の部』。
- 石井記念協会（1934）『石井十次の日記』。
- 石井記念友愛社『石井十次資料館研究紀要』（創刊号 2000.4～）。
- 石井亮一（1918）『白痴教育発達史』。
- 石井亮一全集刊行会（1992）『増補石井亮一全集（第 1 巻）』大空社。
- 石井智也・石川衣紀・高橋智（2014）関東大震災後の東京市の教育復興計画と多様な教育困難を有する子どもの特別学級編制、『日本教育史学会紀要』第 4 巻、pp.68 -87。
- 石井山竜平編（2012）『東日本大震災と社会教育—3・11 後の世界にむきあう学習を拓く』国土社。
- 石川フカエ（2013）日本初公費負担学校看護婦<廣瀬ます>に関する研究 —現地調査と文献検討を中心に—、『川崎医療福祉学会誌』22 巻 2 号、pp.136-146。
- 磯田道史（2014）『天災から日本史を読みなおす』中公新書。

- 伊藤純郎・山澤学（2016）『破壊と再生の歴史・人類学—自然・災害・戦争の記憶から学ぶ』筑波大学出版会。
- 伊藤克司（1992）濃尾震災復旧対策問題について、『岐阜県歴史資料館報』第 15 号、pp.63-94。
- 石月静恵（2000）近代日本の仏教婦人会について：岐阜県に関する史料紹介を中心に、『桜花学園大学研究紀要』第 2 巻、pp.117-129。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 291 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 292 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 293 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 294 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 295 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 296 号。
- 巖本善治（1891）『女学雑誌』、第 297 号。
- 巖本善治（1892）『女学雑誌』、第 298 号。
- 巖本善治（1892）『女学雑誌』、第 299 号。
- 巖本善治（1892）『女学雑誌』、第 301 号。
- 巖本善治（1892）『女学雑誌』、第 326（乙）号。
- 巖本善治（1892）『女学雑誌』、第 330 号。
- 巖本善治（1894）『女学雑誌』、第 402 号。
- 岩崎爾郎（1982）『物価の世相 100 年』、読売新聞社。
- 姜克實（2011）『近代日本の社会事業思想—国家の「公益」と宗教の「愛」—』ミネルヴァ書房。
- 海後宗臣（1965）『教育勅語成立史の研究』東京大学出版会。
- 各務原市歴史民俗資料館編（1994）富樫庶流旗本坪内家一系統図並由緒（二）、『各務原市資料調査報告書』第 17 号。
- 各務尋常高等小学校『学校沿革誌』。
- 各務尋常小学校『岐阜縣美濃國各務郡各務尋常小學校震災誌』。
- 梶山雅史（1991）濃尾震災と教育、『岐阜県歴史資料館報』第 14 号、pp.2-17。
- 神崎清（1941）『吉岡弥生傳』東京聯合婦人会出版部。
- 柏木敦（2001）『明治二四年初等教育制度改革史料』。

- 柏木敦（2012）『日本近代就学慣行成立史研究』学文社。
- 片山逸郎（1893）『濃尾震誌』。
- 加藤恵津子・山口富子編（2016）『リベラルアーツ〈震災・復興〉とどう向き合うか』風行社。
- 加藤進昌・樋口輝彦他（2001）『PTSD 人は傷つくとどうなるか』日本評論社。
- 加藤康昭（1974）『日本盲人社会史研究』。
- 川原由佳里（2008）1891(明治 24)年濃尾地震における日本赤十字社の災害救護活動：岐阜県出張委員の記録史料から、『日本看護歴史学会』第 21 号、pp.46-55。
- 川原由佳里（2010）明治二十四年濃尾地震における医療救護、『アリーナ』第 9 号、pp.55-73。
- 川喜田敦子・西芳実編（2016）『歴史としてのレジリエンス—戦争・独立・災害（災害対応の地域研究）』京都大学学術出版会。
- 河尾豊司（2012）濃尾大震災孤女の性の尊厳の危機と救援—滝乃川学園の創立の前夜との関係で—、『子ども教育研究』第 4 巻、pp.15-28。
- 河尾豊司（2012）石井亮一・筆子の信仰と実践：「人の人たる神聖」「人の人たる人権」「白痴」、『社会事業史研究』第 46 号、pp.65-91。
- 数見隆夫（2011）『子どもの命は守られたのか—東日本大震災と学校防災の教訓』かもがわ出版。
- 菊池万雄（1986）『日本の歴史災害〈明治編〉』古今書院。
- 菊池浩光（2013）わが国における心的外傷概念の受けとめ方の歴史、『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第 119 巻、pp.105-138。
- 菊池義昭（1979）滝乃川学園の創立前後の歴史的研究—『女学雑誌』の資料を中心として—、『精神薄弱者施設史研究』第 1 号、pp.25-87。
- 菊池義昭・大阪謙治（1987）岡山孤児院史研究序説、『基督教社会福祉学研究』第 20 号、pp.101-120。
- 菊池義昭（1999）濃尾震災での救済と岡山孤児院の運営体制、『キリスト教社会問題研究』48 号、pp.47-101。
- 菊池義昭（2000）石井十次と岡山孤児院の実践、『石井十次資料館研究紀要』第 1 号、pp.97-99。
- 菊池義昭（2012a）岡山孤児院の 2 つの災害での貧孤児収容とその歴史的役割の概要、

- 『ライフデザイン学研究』第8巻、pp.85-117。
- 菊池義昭（2012b）社会福祉史研究における災害救済史研究の役割を考える、『社会事業史研究』第41号、pp.2-5。
- 菊池義昭（2013）濃尾大震災での岡山孤児院の位置と震災孤児院の養護実践の内容—財政内容からみえてくる日常生活と永眠児の動向等を中心に—、『東北社会福祉研究』第31号、pp.1-26。
- 菊池義昭（2014）東北三県凶作で岡山孤児院が収容した長期在院児への養護実践などの歴史的役割—1911年から1914年までに退院した東北児を中心に—、『東北社会福祉史研究』第32号、pp.1-33。
- 菊池義昭（2014b）濃尾大震災で岡山孤児院が収容した震災孤児の震災前後の生活状況の分析—個々の震災孤児の収容の背景と原因を中心に—、『石井十次資料館研究紀要』別冊Ⅱ、pp.2-24。
- 菊池義昭（2016）明治期の濃尾大震災と東北三県凶作での役割、『社会事業史研究』第50号、pp.37-64。
- 木股文昭（2010）濃尾地震から私たちが今、学ぶものは何か、『アリーナ』第9号。
- 木村玲欧（2013）『歴史災害を防災教育に生かす—1945 三河地震—』古今書院。
- キリスト教史学会（2012）『宣教師と日本人—明治キリスト教史における受容と変容』教文館。
- キリスト教史学会（2016）『近代日本のキリスト教と女子教育』教文館。
- 『基督教週報』第3巻22号（1901年7月26日）。
- 北原糸子（1998）『磐梯山噴火 災異から災害の科学へ』吉川弘文館。
- 北原糸子（2000）『地震の社会史 安政大地震と民衆』講談社。
- 北原糸子（2006）『日本災害史』吉川弘文館。
- 北原糸子（2013）天皇下賜金からみた日本近代前期の災害、『人と国土21』第39巻第3号、pp.37-42。
- 北原糸子（2016）『日本震災史—復旧から復興への歩み』筑摩書房。
- 『基督教新聞』第438号、1891年12月18日付。
- 楠本利夫（2007）『国際都市神戸の系譜』公人の友社。
- 小林正泰（2012）『関東大震災と「復興小学校」—学校建築にみる新教育思想—』勁草

書房。

小林朋子・石川礼（2012）災害時における障がいのある子どもの心身の変化に関する研究—新潟県中越大震災で被災した保護者を対象とした調査から—、『障害理解研究』第14号、pp.43-52。

国立教育政策研究所監修（2012）『震災からの教育復興—過去、現在から未来へ—』悠光堂。

小松太郎（2016）『途上国世界の教育と開発—公正な世界を求めて』上智大学出版。

小坂井桂次郎（1934）『創立四十周年記念報』。

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン（2015）『東日本大震災 被災地・子ども教育白書 2015』。

公益財団法人日本学術協力財団（2016）『学術会議叢書 22 地殻災害の軽減と学術・教育』。

小山静子（1995）ジェンダーと教育、『教育学研究』第62巻第3号、pp.246-252。

小山静子（1991）『良妻賢母という規範』勁草書房。

小山静子（2002）『子どもたちの近代 学校教育と家庭教育』吉川弘文館。

黒野高等小学校・黒野尋常小学校『校下震災小誌』。

久谷與四郎（2008）『事故と災害の歴史館—“あの時”から何を学ぶか—』中央労働災害防止協会。

牧原憲夫（1990）『明治七年の大論争—建白書から見た近代国家と民衆』日本経済評論社。

牧原憲夫（2001）明治後期の民衆と天皇（その1）、『東京経済大学人文自然科学研究会』第111号、pp.69-84。牧原憲夫（2006）『民権と憲法』岩波書店。

牧原憲夫（2008）『日本の歴史 第13巻 文明国をめざして』小学館。

牧原憲夫（2010）『客分と国民のあいだ 近代民衆の政治意識』吉川弘文館。

松本汎人（2008）『袋町「青年会館」と長崎YMCA～戦前60年のあゆみ～』長崎YMCA。

松本汎人（2017）『長崎プロテスタント教界史』長崎文献社。

松沢祐作（2013）『町村合併から生まれた日本近代 明治の経験』講談社。

『明教新誌』（明治24年11月2日）。

『明教新誌』（明治25年3月18日）。

Midttun, E. 2000. *Education in Emergencies and transition phrases: still a right and more of*

a need. Oslo : Norwegian Refugee Council.

- 道下淳 (2005) 『み恵みに生かされて—創立 110 年の歩み—』 日本児童育成園。
- 簗島一美 (1998) 岐阜県小学校の「御真影」普及過程について—明治 20 年代の奉戴を中心にして—、『岐阜県歴史資料館報』第 21 号、pp.36-53。
- 三谷太一郎 (2017) 『日本の近代とは何であったか—問題史的考察』 岩波書店。
- 宮地尚子 (2011) 『震災トラウマと復興ストレス』 岩波書店。
- 宮間純一 (2015) 『国葬の成立 明治国家と「功臣」の死』 勉誠出版。
- 宮澤康人編 (1988) 『社会史のなかの子ども』 新曜社。
- 水溪智慶 (1891) 『教学論集』第 73 編。
- 水田敏彦 (2015) 地域の歴史的な被害地震を題材にした防災教育の取り組み : 1914 年秋田仙北地震を事例にして、『安全教育学研究』第 14 号、pp.41-50。
- 水島治夫 (1956) 明治 24 年 (1891) 生れの世代生命表、『民族衛生』第 23 巻第 1 号、pp.44-51。
- 森上信 (1904) 『岡山孤児院』。
- 森まゆみ (2013) 『震災日録 記憶を記録する』 岩波書店。
- 森茂起・港道隆 (2012) 『〈戦争の子ども〉を考える—体験の記録と理解の試み (甲南大学人間科学研究所叢書 心の危機と臨床の知 1 2)』 平凡社。
- 森田昭二 (2015) 『盲人福祉の歴史 近代日本の先覚者たちの思想と源流』 明石書店。
- 守屋美由紀・津島ひろ江 (2003) 学校に配置された看護師の職制と職務に関する一考察、『川崎医療福祉学会誌』13 巻 1 号、pp. 127-131。
- 村松郁栄 (2006) 『濃尾震災—明治 24 年内陸最大の地震』 古今書院。
- 村山欣太郎 (1892) 『A NEW MAP 帝国新地図 12 図』 三省堂。
- 室田保夫・蜂谷俊隆 (2010) 『子どもの人権問題資料集成戦前編』第 9 巻。
- 文部省 (1992) 『学制百二十年史』ぎょうせい。
- 長崎慈善会 (1917) 『長崎慈善會二十五年誌・長崎婦人慈善會二十年誌・長崎盲啞學校二十年誌』。
- 長崎県立盲学校 (1948) 『五十年の歩み』(長崎県立盲学校所蔵)。
- 長崎県立盲学校 (1950) 『長崎県立盲学校沿革史』(長崎県立盲学校所蔵)。
- 長崎県立盲学校 (1958) 『創立六十年誌』(長崎県立盲学校所蔵)。
- 長崎県立盲学校 (1979) 『創立八十年記念誌』。

- 長崎県立盲学校（1998）『創立百周年記念誌 長崎県立盲学校 100年の歩み』。
- 長崎県立盲学校（2018）『創立 120 周年記念誌』。
- 長崎県立盲学校「古着募集活動写真」（史料室所蔵）。
- 長崎県立盲学校「野村惣四郎写真」（史料室所蔵）。
- 長崎県立盲学校「安中翁記念碑」。
- 長崎県社会福祉事業史編集委員会（1997）『長崎県福祉のあゆみ ―長崎県社会福祉事業史―』長崎県。
- 長崎盲啞学校（年代不詳）『長崎盲啞学校沿革』（長崎県立盲学校史料室所蔵）。
- 長崎歴史文化協会研究会（2013）明治期のマルチ人間安中半三郎―長崎文庫の創設・長崎盲啞学校の設立に尽力―、『長崎歴文協短信』363号。
- 長崎市議会（2014）『新長崎市史第三卷近代編』。
- 長崎市年表編さん委員会（1981）『長崎市年表』長崎市役所。
- 長崎市小学校職員会（1925）『明治維新後の長崎』。
- 長崎市役所（1926）『長崎と海外文化』。
- 名古屋教育史編集委員会（2013）『名古屋教育史 I 近代教育の成立と展開』名古屋市教育委員会、pp.264-265。
- 中垣昌美・徳広圭子（1997）仏教婦人会活動と社会事業―浄土真宗本願寺派の仏教婦人会を手がかりに―『日本仏教福祉学会年報』第 27 号、pp.135-151。
- 中島耕二（2012）『近代日本の外交と宣教師』吉川弘文館。
- 中川和之（1999）、生活支援の政策展開、『都市政策論集』第 19 号、pp.1-18。
- 中村雅彦（2012）『あと少しの支援があれば 東日本大震災 障がい者の被災と避難の記録』ジアース教育新社。
- 中西良雄（1999）石井十次と震災孤児院―濃尾震災救援活動のなかで―、『石井十次の研究』、pp.127-154。
- 中西良雄（2002a）震災実業救済会の成立過程―濃尾震災救援活動と社会事業(II)―、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』第 53 卷、pp.107-128。
- 中西良雄（2002b）濃尾震災救援活動と社会事業(1) ―愛岐震災自助会の設立―、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』第 51 卷、pp.15-28。
- 中西良雄（2007）震地伝道隊と濃尾震災救援活動、『愛知県立大学文学部論集社会福祉学科編』第 56 卷、pp.79-99。

- 中西良雄（2009）濃尾震災における岐阜県の罹災者救済策—震災救育所をめぐって—、
『社会福祉研究』第11巻、pp.33-42。
- 中山龍也（2016）生徒が語る熊本地震—生徒への心の健康アンケートをもとに—、『実
践障害児教育』第44巻3号、pp.17-19。
- 『日曜叢誌』第54号（明治27年5月1日）。
- 日本仏教社会福祉学会（2006）『仏教社会福祉辞典』。
- 日本学校教育学会「東日本大震災と学校教育」調査研究プロジェクト編（2012）『東日
本大震災と学校教育—震災は学校をどのように変えるのか』かもがわ出版。
- 日本キリスト教歴史大事典編集委員会（1988）『日本キリスト教歴史大事典』教文館。
- 日本教育学会編（2012）『教育学研究—特集：災害と教育／教育学—』第79巻4号。
- 日本史研究会編（1996）『日本史研究—特集 日本史における災害』、第412号。
- 日本聖公会社会事業連盟（1988）『現代社会福祉の源流』聖公会出版。
- 日本赤十字（1905）『日本赤十字沿革史 増補訂正第十一版』。
- 日本赤十字国際人道研究センター（2014）「東日本大震災と国際人道支援研究会」提言
書、『人道研究ジャーナル』Vol.3付録。
- 『日本赤十字』第1号、明治24年12月19日。
- 『日本赤十字』第2号、明治25年1月19日。
- 西垣安之（1992）『岐阜県の保育史』岐阜県保育研究協議会。
- 西川長夫・松宮秀治（1995）『幕末・明治期の国民国家形成と文化受容』新曜社。
- 西川長夫（1997）国民化と時間病、『文学』第8巻第3号、pp.18-25。
- 西川長夫（1999）『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』柏書房。
- 西川長夫（2003）『国境の越え方』平凡社。
- 西川長夫（2012）『国民国家論の射程 あるいは<国民>という怪物について』柏書房。
- 西川泰・科学技術庁国立防災科学技術センター（1976）『日本の災害』名古屋タイムズ
社。
- 西村みはる（1994）『社会福祉実践思想史研究』ドメス出版。
- 丹羽郡役所第三課『明治二十四年震災ニ関スル学事書類』。
- 『濃尾大震災御消息御供奉中日記』（明治25年5月22日～）。
- 濃尾震災100年記念誌編集委員会（1991）『濃尾震災100年記念誌』。
- 能田昴・高橋智（2017）1891年濃尾震災における石井亮一と孤女学院の孤児救済経緯

- に関する研究、『SNE ジャーナル』第 23 巻 1 号、pp.134-147、日本特別ニーズ教育学会。
- 能田昂・高橋智 (2018) 1891 (明治 24) 年の濃尾震災による岐阜県下の子ども・学校の被害実態と教育復興の取り組み、『チャイルド・サイエンス』Vol.15、pp.33-38、日本子ども学会。
- 能田昂・高橋智 (2018) 近代日本における災害救済と障害・疾病等を有する子どもの特別教育史研究—濃尾震災と社会的弱者救済の諸相—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』第 69 集、pp.123-138。
- 能田昂・高橋智 (2019) 1891 (明治 24) 年濃尾震災における罹災盲人救済活動と岐阜聖公会訓盲院の設立—森巻耳と A.F.チャペルの取り組みを中心に—、『社会事業史研究』第 55 号、pp.23 -37、社会事業史学会。
- 能田昂・高橋智 (2019) 1891 (明治 24) 年濃尾震災と石井十次の震災孤児院・岡山孤児院における孤児救済・教育保護の実態、『SNE ジャーナル』第 25 巻 1 号、pp.102 -123、日本特別ニーズ教育学会。
- 小田康德 (1998) 『新版日本近代史の探究』世界思想社。
- 小笠原真成 (1968) 『本派本願寺岐阜別院史』本派本願寺岐阜別院。
- 小川克正 (2005) 『共通教育と特別教育』角川書店。
- 荻原耕造 (1891) 『法之雨』第 48 号、法雨協會。
- 荻原耕造 (1892) 『法之雨』第 49 号、法雨協會。
- 小栗史郎 (1981) 『地方衛生行政の創設過程』医療図書出版社。
- 岡部志郎・岡本榮— (2014) 『日本キリスト教社会福祉の歴史』日本キリスト教社会福祉学会。
- 岡田洋司 (2010) 「国民国家」は濃尾地震を包み込む、『アリーナ』第 9 号。
- 岡村増太郎 (1891) 『教育時論』第 238 号、明治 24 年 11 月 25 日。
- 岡山孤児院 (年月不詳) 『名古屋震災孤児院報告』(石井記念友愛社・石井十次資料館所蔵)。
- 岡山孤児院 (1901) 『退院原簿』。
- 大熊孝 (1988) 『川を制した近代技術』平凡社。
- 小野田鉄弥編 (1901) 『岡山孤児院写真画 Pictures OF THE Okayama Orphanage』岡山孤児院 (岡山県立記録資料館所蔵)。
- 小野雅章 (2014) 『御真影と学校—「奉護」の変容—』東京大学出版会。

- 大垣町興文高等小学校・興文尋常小学校『震災小誌明治二十四年十月廿八日』。
- 大垣青年会議所（2012）『子供の大垣志 復刻』。
- 大垣市文教協会（2004）『文教のまち大垣』。
- 大垣市文教協会（2004）『郷土大垣の輝く先人 改訂増補』。
- 大津徹他（2014）『岩波講座 日本歴史 近現代1』岩波書店。
- 大津徹他（2014）『岩波講座 日本歴史 近現代2』岩波書店。
- 歴史学研究会（2012）『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店。
- 歴史学研究会（2013）『歴史学研究』2013年3月号。
- 歴史学研究会（2019）『歴史を未来につなぐ「3.11からの歴史学」の射程』東京大学出版会。
- 陸軍軍医学会（1891）『陸軍医学会雑誌』第50号。
- 陸軍軍医学会（1891）『陸軍医学会雑誌』第52号。
- ロビンソン, アンドルー著・鎌田浩毅監修・柴田譲治訳（2013）『地震と人間の歴史』原書房。
- 佐賀県知的障害者福祉協会（2002）『石井亮一・筆子ご夫妻の生涯』（2002年11月30日 特別講演・シンポジウム資料）。
- 災害教訓の継承に関する専門調査会（2006）『1891 濃尾地震』。
- 坂井信生（2013）『明治期長崎のキリスト教：カトリック復活とプロテスタント伝道』長崎新聞社。
- 佐々木大樹（2013）明治二四年の濃尾地震をめぐる真言宗の動向、『現代密教』24号、pp.41-73。
- 佐藤秀夫（2004）『教育の文化史 I 学校の構造』阿吽社。
- 佐藤広美（2019）『災禍に向きあう教育—悲しみのなかで人は成熟する』新日本出版社。
- 寒川旭（2007）『地震の日本史』中央公論新社。
- 関俊明（2018）『災害を語り継ぐ—複合的視点からみた天明三年浅間災害の記憶—』雄山閣。
- 関口はつ江編（2017）『東日本大震災・放射能災害下の保育 福島の実現から保育の原点を考える』ミネルヴァ書房。
- 専修大学人文科学研究所（2018）『災害 その記録と記憶』専修大学出版局。
- 柴田善守（1964）『石井十次の生涯と思想』春秋社。

- 清水寛・宗沢忠雄（1996）滝乃川学園小史・戦前篇(1)―「孤女学院」の創設から石井亮一園長の死去まで―、『埼玉大学紀要』第45巻1号、pp.49-64。
- 清水勲（1996）防災教育と「稲むらの火」、『歴史地震』第12号、pp.215-221。
- 清水貞夫（2014）障害者と東日本大震災、『人間発達研究所紀要』第27号、pp.83-94。『新愛知新聞』明治24年11月1日。
- 新谷恭明（1997）『尋常中学校の成立』九州大学出版会。
- 新谷恭明（2014）、明治期の中等教育に於ける二つの接続、『近代日本研究』第31巻、pp.45-71。『少年世界』第5巻第5号、明治32年2月15日。
- Sinclair, M. 2002. *Planning education in and after emergencies*. Paris : UNESCO International Institute of Educational Planning.
- シンクレア, マーガレット著・小松太郎訳（2014）『紛争・災害後の教育支援（ユネスコ国際教育政策叢書3）』東信堂。
- ソルニット, レベッカ著・高月園子訳（2010）『災害ユートピア―なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房。
- 菅達也（2017）明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究、博士学位論文、長崎純心大学大学院人間文化研究科。
- 菅達也（2018）野村惣四郎と長崎盲啞院、『純心福祉文化研究』第14・15合併号、pp.3-5。
- 菅井遙・能田昴・高橋智（2019）東日本大震災が子どもに与えた心理的影響と発達支援の課題―震災6年後の岩手県沿岸部の高校生調査を通して―、『東京学芸大学紀要総合教育科学系I』第70集、pp.281-310。
- 隅谷三喜男（1950）『近代日本の形成とキリスト教―明治初期プロテスタント教会史論』新教出版社。
- 鈴木範久（2017）『日本キリスト教史 年表で読む』教文館。
- 鈴木力二編（1985）『図説盲教育史事典』日本図書センター。
- 側島哲（2008）濃尾大震災の一考察―災害救済の視点から―、『岐阜県歴史資料館報』31号、pp.9-28。
- 外川淳（2011）『天災と復興の日本史』東洋経済新報社。
- 外岡秀俊（1997）『地震と社会 上』みすず書房。
- 外岡秀俊（1998）『地震と社会 下』みすず書房。

- 田栗奎作（1983）『長崎浜の町繁昌記』浜市商店連合会。
- 高木慶子（2011）『悲しんでいい 大災害とグリーフケア』NHK 出版。
- 高橋紘（1988）『象徴天皇』岩波新書。
- 高橋幸三郎（2014）近代国家形成期のプロテスタント慈善事業に関する一考察—宣教師コミュニティからの影響と事業の展開—、『子ども教育研究』第 6 号、pp.73-82。
- 高橋智・菅井遥・能田昂（2019）対人意識や進路選択に影響—東日本大震災の被災体験とその発達の影響①—、『内外教育』第 6720 号、pp. 6-9、時事通信社。
- 高橋智・菅井遥・能田昂（2019）高 3 の 28.3%、進路に影響—東日本大震災の被災体験とその発達の影響②—、『内外教育』第 6722 号、pp. 10-13、時事通信社。
- 高橋智・菅井遥・能田昂（2019）長期間続く多様な不安・困難 —東日本大震災の被災体験とその発達の影響③—、『内外教育』第 6725 号、pp. 14-17、時事通信社。
- 高橋智・菅井遥・能田昂（2019）信頼できる大人の対応が重要 —東日本大震災の被災体験とその発達の影響④（完）—、『内外教育』第 6727 号、pp. 10-13、時事通信社。
- 高富尋常高等小学校『沿革誌 明治 6 年～昭和 55 年』。
- 高瀬清編（1971）『岐阜県社会運動史』岐阜県社会運動史編纂委員会。
- 滝乃川学園（1940）『石井亮一伝』。
- 滝乃川学園（1986）『石井亮一と滝乃川学園 石井亮一没後 50 周年記念復刻版』。
- 滝乃川学園（1992）『いと小さき者—滝乃川学園創立 100 周年記念写真集—』。
- 滝乃川学園監修・編集（2011）『滝乃川学園百二十年史：知的障害者教育・福祉の歩み』大空社。
- 田辺陽子・西口忠（2017）『『英国聖公会宣教協会の日本伝道と函館アイヌ学校 —英国人女性エディス・ベアリング＝グールドが見た明治日本—』春風社。
- 田中悠文（2013）颯田本真尼の被災地支援—明治三陸大海嘯救恤前史・同廿四年濃尾大震災救恤にいたる編年史的報告—、『現代密教』第 24 号、pp.75-95。
- 田中和男（1996）石井十次を支えた人々—石田祐安と東洋伝道会—、『キリスト教社会問題研究』第 45 巻、pp.28 - 63。
- 田中和男（2000）『近代日本の福祉実践と国民統合』法律文化社。
- 田中真理・川住隆一・菅井裕行編（2016）『東日本大震災と特別支援教育 共生社会にむけた防災教育を』慶応義塾大学出版会。
- 田家康（2014）『異常気象が変えた人類の歴史』日本経済新聞出版社。

- 田甫桂三 (1981) 濃尾地震と教育の復興、『武蔵野音楽大学研究紀要』14 巻、pp.95-120。
- 田代菊雄 (1989) 『日本カトリック社会事業史研究』法律文化社。
- 田澤薫 (2009) 『仙台基督教育児院史からよむ 育児院と学校』東北大学出版会。
- テクノバ・災害研究プロジェクト (1993) 『近代日本の災害 —明治・大正・昭和の自然災害—』テクノバ。
- 寺田匡宏 (2018) 『カタストロフと時間: 記憶/語りと歴史の生成』京都大学学術出版会。
- THE CHURCH MISSIONARY SOCIETY THE ANNUAL REPORT 1876-1913 桃山学院史料室蔵。
- THE HISTORY OF THE CHURCH MISSIONARY ITS ENVIRONMENT, ITS MEN AND WORK VOL.III By EUGENE STOCK 1899 桃山学院史料室蔵。
- 時本堅 (1951) 『孤児の父 石井十次』富士出版。
- 徳広圭子 (2015) 濃尾大地震と児童救済事業—浄土真宗本願寺派の動向を中心に—、『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』第 47 巻、pp.79-88。
- 富田陽一 (2015) 小児の東日本大震災に関連したストレス症状、『日本小児科学会雑誌』第 119 巻 6 号、pp.970-976。
- 東海良興 (2010) 『森巻耳と支援者たち—岐阜訓盲院創立のころ—』岐阜県立岐阜盲学校創立 120 周年記念事業実行委員会。
- 東海良興氏個人資料 (1994.12.17) 「森巻耳と支援者たち—岐阜盲学校の源流をたずねて—」。
- 東海良興氏個人資料 『Japan Mission (Commenced)』。
- 『東京婦人矯風雑誌』第 44 号 (明治 24 年 12 月 19 日)。
- 『東京婦人矯風雑誌』第 46 号 (明治 25 年 5 月 31 日)。
- 東京都 (1967) 『都市紀要十六 東京の特殊教育』。
- 東京都立教育研究所 (1994) 『東京都教育史 通史編 3』。
- 壺阪国三 (1995) 『岐阜・美濃基督教百年史』社会福祉法人三輪会出版部。
- 津曲裕次 (1991) 精神薄弱者施設史研究序説、『精神薄弱者施設史研究』第 1 号、pp.1-8。
- 津曲裕次 (2004) 知的障害児施設滝乃川学園史の研究：設立年月日について、『純心人文研究』第 10 号、pp.19-30。

- 津曲裕次（2007）滝乃川学園百年史序説：戦前期先行研究の検討、『純心人文研究』第13号、pp.19-30。
- 津曲裕次（2008a）『＜シリーズ福祉に生きる51＞石井亮一』大空社。
- 津曲裕次（2008b）滝乃川学園史の研究：孤女学院期の建築計画学的検討、『人間文化研究』第6号、pp.29-48。
- 津曲裕次監修・日本知的障害者福祉協会編（2013）『天地を拓く—知的障害福祉を築いた人物伝』財団法人日本知的障害者福祉協会。
- タッカー, ビバリー著・赤井勝哉訳（1999）『日本聖公会の創設者—C・M・ウィリアムズ主教小伝』聖公会出版。
- 内田守（1976）石井十次研究(1)石井十次と徳富蘇峰、『九州社会福祉研究』創刊号、pp.1-33。
- 内田守（1977）岡山孤児院に救世軍活動様式の導入に就いて、『九州社会福祉研究』第2号、pp.7-35。
- 内橋克人編（2011）『大震災のなかで—私たちは何をすべきか—』岩波新書。
- 内山登紀夫・川島慶子・鈴木さとみ（2015）福島の子どものメンタルヘルス、『発達障害医学の進歩』第27号、p1-8。
- 宇佐美龍夫・石井寿・今村隆正・武村雅之・松浦律子（2013）『日本被害地震総覧 599-2012』東京大学出版会。
- 宇都栄子（1990）自然災害と社会救済—濃尾大地震と滝乃川学園の創設—、『専修社会学』第2号、pp.22-28。
- 宇都栄子（1994）自然災害と社会福祉—濃尾震災救済活動表—、『専修社会学』第6号、pp.52-63。
- 宇都栄子（1996）濃尾地震と児童救済活動、『専修社会学』第8号、pp.18-24。
- 宇都栄子（1997）『AERA Mook 社会福祉学のみかた。』朝日新聞社 pp.20-21。
- 宇都栄子（2003）日本の社会福祉の展開(1)戦前、『社会福祉セミナー』5月号、pp.50-53。
- ワイズナー, ベン著・岡田憲夫監訳・渡辺正幸他訳（2010）『防災学原論』築地書館。
- 若井秀一（1973）『金華小百年』金華小学校創立百周年記念事業実行委員会。
- 鷺見礼司（1975）『金華小学校百話』「金華小学校百話」刊行後援会。
- 渡邊亀吉（1895）『孤児履歴』岡山孤児院（石井記念友愛社・石井十次資料館所蔵）。
- 八木淳子（2016）東日本大震災後の子どもの心理教育：いわてこどもケアセンターで

- の実践、『小児の精神と神経』第56巻第1号、pp.25-28。
- 矢島浩編（1990）『日本慈善事業団体・施設史年表 試案』相川書房。
- 山県郡高富尋常小学校『校下大震災誌明治廿四年』。
- 山県尋常高等小学校（1892）『濃尾震災小誌』。
- 山口輝臣（1999）『明治国家と宗教』東京大学出版会。
- 山室軍平（1932）『私の青年時代 一名、従軍するまで』救世軍出版及供給部。
- 山名淳・矢野智司（2017）『災害と厄災の記憶を伝える：教育学は何ができるのか』勁草書房。
- 山崎晴雄・久保純子（2017）『日本列島 100 万年史 大地に刻まれた壮大な物語』講談社。
- 安中半三郎（1903）『長崎名所案内』虎與號。
- 矢崎健一（1988）『チャニング・ムーア・ウィリアムズ』聖公会出版。
- 矢島浩（1982）『明治期 日本キリスト教社会事業施設史研究』雄山閣。
- 横田賢一（2012）『岡山孤児院物語—石井十次の足跡』山陽新聞社。
- 横山眞一（1981）『濃尾震災後の民衆運動—震災費不正追及運動を中心に—』、『史学論集』第11号、pp.54-78。
- 吉田久一（1964）『日本近代仏教社会史研究』吉川弘文館。
- 吉田久一（1994）『日本社会事業の歴史』勁草書房。
- 吉田久一（2003）『社会福祉と日本の宗教思想—仏教・儒教・キリスト教の福祉思想—』勁草書房。
- 吉田久一・長谷川匡俊（2001）『日本仏教福祉思想史』法藏館。
- 吉田久一・岡田英己子（2000）『社会福祉思想史入門』勁草書房。
- 湯沢直美編（2012）『大震災と子どもの貧困白書』かもがわ出版。
- 全国部落史研究交流会（1999）『部落民衆・国民国家論と水平運動』。